

表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (15/18)

技術基準に基づく設計(注)	安全避難通路等	<p>[13. 2. 1-建 1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路{902, 905})及び非常口を設置。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 図リ建-11 参照。</li> </ul> <p>[13. 2. 1-建 2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(16台)及び誘導灯(9個))を設置。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 図リ建-11 参照。 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。</li> <li>・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品。</li> </ul>
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—

表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (16/18)

技術基準に基づく設計 (注)	非常用電源設備	[16. 1-建 1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれ非常用ディーゼル発電機に接続する。										
		非常用設備電源接続系統一覧表										
			設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ						
		非常ベル設備 <sup>*1</sup>		○	○	—						
		放送設備 <sup>*2</sup>		○	○	○						
		通信連絡設備 (電話設備)	有線式 <sup>*3</sup>	○	—	○						
			無線式	—	—	○						
		自動火災報知設備 <sup>*4</sup>		○	—	○						
		警報設備(ベル) <sup>*5</sup>		○	—	○						
		*1: 警報盤を介して接続			*4: 受信器を介して接続							
		*2: 放送設備本体を介して接続			*5: 中継盤を介して接続							
		*3: 電話交換機を介して接続										
[16. 1-建 2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。												
非常用設備電源接続系統一覧表												
			設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ						
緊急対策設備(1)		非常用照明		○	—	○						
		誘導灯		○	—	○						
[16. 2-建 1]												
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 非常用通報設備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備(890, 893)(有線式))</li> </ul> </li> <li>□ 自動火災報知設備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災感知設備</li> <li>・ それに連動する警報設備</li> </ul> </li> <li>□ 緊急対策設備(1)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用照明</li> <li>・ 誘導灯</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(非常ベル設備)</li> <li>・ 非常用通報設備(放送設備)</li> </ul> </li> <li>・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリを内蔵し、連続して機能を維持。</li> </ul>												

表ト建－1－3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (17/18)

技術基準に基づく設計(注)	<p><b>通信連絡設備</b></p> <p>[17. 1-建 1]</p> <p>事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の放送設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数           <ul style="list-style-type: none"> <li>▫ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)) : 9 台</li> <li>▫ 通信連絡設備(電話設備) : 有線式 4 台、無線式 1 台</li> <li>▫ 非常用通報設備(非常ベル設備) : 2 個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-22 参照。</li> </ul>
その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建 1]</p> <p>更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類 1 類の除染室・分析室は、静的地震力 3Ci に対して概ね弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 2]</p> <p>耐震重要度分類 1 類の緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、水平地震力 1.0G で弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 3]</p> <p>更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、除染室・分析室に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竜巻防護ラインの設定について           <ul style="list-style-type: none"> <li>▫ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。</li> </ul> </li> <li>・ 竜巻防護ライン 図イ建-9 参照。</li> <li>・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価           <ul style="list-style-type: none"> <li>▫ 除染室・分析室の外壁(サイディング) サイディング補強により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</li> <li>▫ 除染室・分析室の鉄扉、シャッタ 補強又は交換により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</li> </ul> </li> </ul> <p>[99-建 4]</p> <p>F3 竜巻に対し、除染室・分析室の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する。(図リ建-55 参照)</p> <p>また、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)で敷地外からの飛来物が屋内へ落下することを防止する。</p> <p>[99-建 5]</p> <p>F3 竜巻による、敷地外からの想定飛来物で、運動エネルギーの大きいプレハブ物置(大)に対して、外壁は貫通しない構造とする。</p> <p>なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する(今後設工認申請)。</p>

表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (18/18)

添付図	図イ建-1 敷地内建物配置図 図イ建-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階) 図イ建-1-2(3/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(3) 図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階) 図イ建-5 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図 図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階) 図イ建-8-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3) 図イ建-8-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4) 図イ建-8-2 (1/9) 外部火災・爆発の影響評価(1) 図イ建-8-2 (2/9) 外部火災・爆発の影響評価(2) 図イ建-8-2 (4/9) 外部火災・爆発の影響評価(4) 図イ建-8-2 (6/9) 外部火災・爆発の影響評価(6) 図イ建-8-2 (7/9) 外部火災・爆発の影響評価(7) 図イ建-8-2 (8/9) 外部火災・爆発の影響評価(8) 図イ建-8-2 (9/9) 外部火災・爆発の影響評価(9) 図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン(1階) 図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竜巻防護ライン(屋根部) 図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表 図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉及びシャッタ補強図 図ト建-22 付属建物 除染室・分析室 建物平面図 図ト建-23 付属建物 除染室・分析室 建物立面図 図ト建-24 付属建物 除染室・分析室 建物断面図 図ト建-25 付属建物 除染室・分析室 基礎伏図 図ト建-26 付属建物 除染室・分析室 梁伏図(1FL+4100付近) 図ト建-27 付属建物 除染室・分析室 屋根梁伏図 図ト建-28 付属建物 除染室・分析室 Q'、R通り軸組図 図ト建-29 付属建物 除染室・分析室 S、T通り軸組図 図ト建-30 付属建物 除染室・分析室 20、23'通り軸組図 図ト建-31 付属建物 除染室・分析室 26通り軸組図 図ト建-32 付属建物 除染室・分析室 T'、26'通り軸組図 図ト建-33 付属建物 除染室・分析室 26'通り補強詳細図 図ト建-34 付属建物 除染室・分析室 折板追設補強概略図 図ト遮-2 付属建物 除染室・分析室 遮蔽関係図(建物平面) 図リ建-11 付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 図リ建-22 付属建物 除染室・分析室 非常用通報設備、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) 図リ建-34 付属建物 除染室・分析室 自動火災報知設備、火災感知設備及びそれに連動する警報設備 図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート 図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図 図リ建-46 付属建物 除染室・分析室 消火設備 消火器 図リ建-55 付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット 図リ建-56 緊急対策設備(3) 溢水防護区画(1/3) 図リ建-66 付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備(3) 堀(内部溢水止水用)
-----	--

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(1/4)

建屋の種類	<p>(1)本体及び増築部          構造：鉄筋コンクリート造          壁：鉄筋コンクリート          屋根：鉄筋コンクリート          基礎：杭基礎          支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持          地盤：N値 30 以上の砂礫層</p> <p>(2)廃棄物一時貯蔵所          構造：鉄骨造          壁：サイディング          屋根：折板          基礎：杭基礎          支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持          地盤：N値 30 以上の砂礫層</p> <p>(3)床          構造：土間コンクリート（本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所）          支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持          地盤：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上の地表近くのローム層</p>
主要な構造材	<p>(1)本体及び増築部          ①鉄筋コンクリート          鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋          JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：<input type="text"/>g/cm<sup>3</sup>以上）          既存部：設計基準強度 <input type="text"/> N/mm<sup>2</sup>          増打ち部：設計基準強度 <input type="text"/> N/mm<sup>2</sup>          ②外壁：上記の鉄筋コンクリート          ③屋根：上記の鉄筋コンクリート          ④杭：JIS A5372 に定める RC 杭（既存：本体部）          杭長さ：<input type="text"/>m          杭径寸法：<input type="text"/> mm          杭先端深度：GL-8.2m（杭長さ+基礎）          杭：JIS A5372 に定める RC 杭（既存：増築部）          杭長さ：<input type="text"/>m          杭径寸法：<input type="text"/> mm          杭先端深度：GL-8.8m（杭長さ+基礎）</p> <p>(2)廃棄物一時貯蔵所          ①鉄骨：JIS G3192 に定める山形鋼、H形鋼          ②外壁：JIS A6711 に定めるサイディング          ③屋根：JIS G3321 に定める高強度折板          ④杭：JIS A5372 に定める RC 杭</p>

表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(2/4)

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様
耐震性能 向上	<p>(1) 本体及び増築部          ①壁新設補強          新設壁厚さ : [ ] mm 他          鉄筋 : D10 [ ] 他          あと施工アンカー : D13 [ ] 他</p> <p>(2) 本体          ①壁増打ち補強          増打ち厚さ : [ ] mm 他          鉄筋 : D13 [ ] 他          アンカー : D22 [ ] 他</p> <p>(3) 廃棄物一時貯蔵所          ①鉄骨ブレース新設          鉄骨 : [ ] 他          ②屋根面ブレース追設          鉄骨 : [ ]          ③方杖追設補強          鉄骨 : [ ] 他</p>
耐竜巻 性能向上	<p>(1) 廃棄物一時貯蔵所及び廃水処理室          ①外壁更新          外壁 : サイディング [ ] 板厚 [ ] mm          外壁下地材 : [ ] 他          耐火被覆材 : 厚さ [ ] mm          鋼板 : 板厚 [ ] mm 他          ALC : 厚さ [ ] mm [ ]</p> <p>(2) 本体          ①鉄扉補強          鉄扉補強材          鉄骨 : [ ] 他</p> <p>(3) 本体及び増築部          ①鉄扉交換          鋼板 : 板厚 [ ] mm [ ]</p>

表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(3/4)

その他の加工施設 非常用設備に関する基本仕様(1/2)

工事名称	仕様	対象図面
a. 飛散防止用防護ネット	①設置箇所：廃棄物一時貯蔵所屋根下 ②使用部材 • ネット 材質： <input type="text"/> 金網線径： <input type="text"/> mm 金網目合い寸法： <input type="text"/> mm • ワイヤーロープ 材質： <input type="text"/> ロープ径： <input type="text"/> mm	a. 図リ建-54  (参考) 添付説明書-建3-III 付録8
b. 固定式堰 (内部溢水止水用)	①設置箇所：洗濯室、前室、来客更衣室 ②使用部材 • 堰の高さ： <input type="text"/> mm 以上 (3個) • 等辺山形鋼 材質： <input type="text"/> 断面寸法： <input type="text"/> • 鋼板 材質： <input type="text"/> 断面寸法： <input type="text"/> • アンカーボルト 材質： <input type="text"/> アンカー径： <input type="text"/> mm • コーキング材： <input type="text"/>	b. 図リ建-67  (参考) 添説建2-XI.3-1表 添説建2-XI.4-1表
c. 脱着式堰 (内部溢水止水用)	①設置箇所：廃棄物一時貯蔵所 ②使用部材 • 堰の高さ： <input type="text"/> mm 以上 (1個) • 側柱の材料 材質： <input type="text"/> 寸法：板厚 <input type="text"/> mm • 止水板 材質： <input type="text"/> • アンカーボルト 材質： <input type="text"/> アンカー径： <input type="text"/> mm • コーキング材： <input type="text"/>	b. 図リ建-67  (参考) 添説建2-XI.3-1表 添説建2-XI.5-1表

表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(4/4)

主要な部材寸法及び材質

工事名称	部材寸法	材質
a. 壁新設補強	鉄筋 : D10 及び D13 あと施工アンカー : D13 及び D16 あと施工アンカー : D19 及び D22	
b. 壁増打ち補強	鉄筋 : D13 あと施工アンカー : D22	
c. 鉄骨ブレース新設	鉄骨 : 鉄骨 :	
d. 屋根面ブレース追設	鉄骨 :	
e. 方杖追設補強	鉄骨 : 鉄骨 :	
f. 外壁更新	サイディング : 板厚 [ ] mm 外壁下地材 : [ ] 鋼板 : 板厚 [ ] mm 他 ALC : 厚さ [ ] mm	
g. 鉄扉補強	鉄扉補強材 [ ]	
h. 鉄扉交換	鋼板 : 板厚 [ ] mm	

(参考)

添説建2-III. 1. 6-13 表

表ト建-2-2 付属建物放射線管理棟前室 主要な構造材の仕様表

建屋の種類	(1)前室 構造：鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート 屋根：鉄筋コンクリート 基礎：直接基礎（地盤改良（長期地耐力 50kN/m <sup>2</sup> ）） 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N 値 30 以上の砂礫層  (2)床 構造：床スラブ 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m <sup>2</sup> 以上、短期許容応力度 100kN/m <sup>2</sup> 以上の地表近くのローム層
	(1)前室 ①鉄筋コンクリート JIS G3112 に定める鉄筋 JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：□ g/cm <sup>3</sup> 以上） 新設：設計基準強度 □ N/mm <sup>2</sup>

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様	
構造材 基本仕様	(1)前室 ①鉄筋コンクリート 柱：□ mm × □ mm 梁厚：□ mm × □ mm 他 壁厚：□ mm 屋根：□ mm 床厚：□ mm 鉄筋：D10、D13 及び D16 □ 、 D19 □ ②鉄扉新設 鋼板：板厚 □ mm □ ③エキスパンションジョイント新設 外寸：幅 □ mm (外部：□、内部：□)  (参考) 添付説明書-建 2-VII 添付説明書-建 3-VII	(1)前室 ①②③ 図ト建-1～10、 17～18

主要な部材寸法及び材質

工事名称	部材寸法	材質
a. 放射線管理棟前室新設	鉄筋：D10、D13、D16 鉄筋：D19 鉄扉：厚さ □ mm エキスパンションジョイント 外寸：幅 □ mm	□ □

(参考)

添説建 2-III. 1. 6-13 表

表ト建－2－3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(1/4)

建屋の種類	<p>(1)本体          構造：鉄骨造          壁：ALC+サイディング          屋根：折板（二重構造）          基礎：杭基礎          支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持          地盤：N値 30 以上の砂礫層</p> <p>(2)床          構造：土間コンクリート（本体）          支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持          地盤：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上の地表近くのローム層</p>
主要な構造材	<p>(1)本体          ①鉄骨：JISG3192 に定める山形鋼、溝型鋼、H型鋼          JISG3466 に定める角形鋼          ②外壁：JIS A5416 に定める軽量気泡コンクリート（ALC）          JIS A6711 に定めるサイディング          ③屋根：JIS G3321 に定める高強度折板          ④杭：場所打ちアースドリル杭（既存部）          杭長さ：<input type="text"/>m          杭径寸法：<input type="text"/>mm          杭先端深度：GL-9.4m（杭長さ+基礎）          杭：JIS A5372 に定めるSC杭（新設部）          杭長さ：<input type="text"/>m          杭径寸法：<input type="text"/>mm          杭先端深度：GL-8.0m（杭長さ+基礎）</p> <p>⑤鉄筋コンクリート          鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋          JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：<input type="text"/>g/cm<sup>3</sup>以上）          既存部：設計基準強度 <input type="text"/> N/mm<sup>2</sup>          柱脚補強部：設計基準強度 <input type="text"/> N/mm<sup>2</sup>          新設基礎部：設計基準強度 <input type="text"/> N/mm<sup>2</sup></p>

表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(2/4)

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様
耐震性能 向上	<p>(1)本体            ①柱脚補強            柱脚補強: 鉄筋コンクリート [ ] mm × [ ] mm            鉄筋: D19 [ ]            アンカー: D13 [ ]            ②鉄骨プレース交換補強            鉄骨: [ ] 他            ③屋根面鉄骨補強            鉄骨: [ ] 他</p> <p>(参考)            添付説明書-建 2-IX</p>
耐竜巻 性能向上	<p>(1)本体            ①外壁サイディング補強            新設杭: [ ] mm (SC 杭)            新設基礎: 鉄筋コンクリート            鉄筋: D13 [ ]            アンカー: D13 [ ]            外壁下地材: [ ] 他            外壁: サイディング [ ] 板厚 [ ] mm            ②鉄扉補強            鉄扉補強材            鉄骨: [ ] 他            ③鉄扉及びシャッタ交換            鋼板: 板厚 [ ] mm [ ]            ④折板追設補強            鋼板: 折板 板厚 [ ] mm</p> <p>(参考)            添付説明書-建 3-IX</p>
その他 延焼防止及び 閉じ込め性能 向上	<p>(1)本体            ①間仕切り壁更新            下地材: [ ]            石膏ボード: [ ] 板厚 [ ] mm (×2) 及び [ ] mm (×2)</p> <p>(参考)            添付説明書-建 1</p>

表ト建ー2ー3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(3/4)

その他の加工施設 非常用設備に関する基本仕様(1/2)

工事名称	仕様	対象図面
a. 飛散防止用防護ネット	<p>①設置箇所：除染室・分析室屋根下          ②使用部材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット            材質 : [ ]            金網線径 : [ ] mm            金網目合寸法 : [ ] mm</li> <li>・ワイヤーロープ            材質 : [ ]            ロープ径 : [ ] mm</li> </ul>	a. 図リ建ー55  (参考) 添付説明書-建 3-IX 付録 6
b. 固定式堰 (内部溢水止水用)	<p>①設置箇所：除染室(2)、分析室          ②使用部材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堰の高さ : [ ] mm 以上 (4 個)</li> <li>・等辺山形鋼            材質 : [ ]            断面寸法 : [ ]</li> <li>・鋼板            材質 : [ ]            断面寸法 : [ ]</li> <li>・アンカーボルト            材質 : [ ]            アンカー径 : [ ]</li> <li>・コーティング材 : [ ]</li> </ul>	b. 図リ建ー66  (参考) 添説建 2-XI. 3-1 表 添説建 2-XI. 4-1 表
c. 脱着式堰 (内部溢水止水用)	<p>①設置箇所：除染室(2)          ②使用部材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堰の高さ : [ ] mm 以上 (1 個)</li> <li>・側柱の材料            材質 : [ ]            寸法 : 板厚 [ ] mm</li> <li>・止水板            材質 : [ ]</li> <li>・アンカーボルト            材質 : [ ]            アンカー径 : [ ]</li> <li>・コーティング材 : [ ]</li> </ul>	b. 図リ建ー66  (参考) 添説建 2-XI. 3-1 表 添説建 2-XI. 5-1 表

表ト建一2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(4/4)

主要な部材寸法及び材質

工事名称	部材寸法	材質
a. 柱脚補強	鉄筋 : D19 あと施工アンカー : D13	
b. 鉄骨プレース交換補強	鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 :	
c. 屋根面鉄骨補強	鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 :	
d. 間仕切り壁更新	下地材 : [ ]	
e. 外壁サイディング補強	新設杭 : [ ] 鉄筋 : D13 あと施工アンカー : D13 外壁下地材 : [ ] 他 サイディング:板厚 [ ] mm	
f. 鉄扉補強	鉄扉補強材 [ ]	
g. 鉄扉及びシャッタ交換	鋼板 : 板厚 [ ] mm	
h. 折板追設補強	折板 : 板厚 [ ] mm	

(参考)

添説建2-II.1.6-1表

表ト建ー3ー1 放射線管理棟 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）(1/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	—	—
火災等による損傷の防止	[4. 1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>3</sup> ×2)と消火水配管により接続	防火水槽{896} 及び可搬消防ポンプ{897}
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	[5. 4. 2-建 2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないとすることとするため、工場棟転換工場の安全機能に影響を及ぼすことはない	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁{914}
人の不法な侵入等の防止	—	—
溢水による損傷の防止	[5. 6. 1-建 3]屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{849}
材料及び構造	—	—
閉じ込めの機能	[7. 1-建 2]放射線管理棟の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする(ウランの飛散するおそれのある部屋は 19.6Pa 以上の負圧) [7. 1-建 5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	気体廃棄設備(2) {640, 652}  漏水検知警報設備{849}
遮蔽	—	—
換気	[9. 1-建 1]気体廃棄設備(2)の換気能力は以下のとおりである。第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする 換気能力 换気能力 (m <sup>3</sup> /時) 143,000 以上	気体廃棄設備(2) {640, 652}
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
安全機能を有する施設	[11. 4-建 2]使用施設と共に用する転換工場の分光分析室及び除染室・分析室の分析室で発生する廃棄物は、加工施設で発する廃棄物と同じであり、放射性廃棄物の廃棄物貯蔵設備(1)は使用施設と共に用することにより安全性を損なわない	廃棄物貯蔵設備(1) {818} クレーン{820}
搬送設備	—	—
警報設備等	[13. 1-建 1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{849}

表ト建－3－1 放射線管理棟 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）(2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
安全避難通路等	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
廃棄施設	[14.1-設1]凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する [14.1-設5]排水貯留池に貯留された排水は、再度放射性物質濃度を確認して海洋へ放出する [14.1-設11]廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する	排水貯留池{776}
放射線管理施設	[15.1-建2]工場棟の第1種管理区域の出入口近くの放射線管理棟に、ダストモニタ、及びモニタリングポストの測定状況を監視できる設備を設けた安全管理室を設置する	ダストモニタ{831} モニタリングポスト{832}
非常用電源設備	[16.1-建2]放射線管理棟に設置している緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。なお非常用ディーゼル発電機は、既設を撤去し新たに新設する予定(図リ建-10 参照)であり、新設の非常用ディーゼル発電機の供用開始までは既設の非常用ディーゼル発電機に接続するため、放射線管理棟に設置する非常用設備(非常用通報設備(放送設備、通信連絡設備(電話設備(有線式)))、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、及び緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する	非常用ディーゼル発電機{888}
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-建5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	防護フェンス{885}

表ト建－3－2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）  
(1/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	—	—
火災等による損傷の防止	[4.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>3</sup> ×2)と消防水配管により接続	防火水槽{896}及び可搬消防ポンプ{897}
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.2-建2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、工場棟転換工場の安全機能に影響を及ぼすことはない	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁{914}
人の不法な侵入等の防止	—	—
溢水による損傷の防止	—	—
材料及び構造	—	—
閉じ込めの機能	—	—
遮蔽	—	—
換気	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
安全機能を有する施設	—	—
搬送設備	—	—
警報設備等	—	—
安全避難通路等	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
廃棄施設	—	—
放射線管理施設	—	—

表ト建－3－2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）  
(2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
非常用電源設備	[16.1-建2]放射線管理棟前室に設置している緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。 なお非常用ディーゼル発電機は、既設を撤去し新たに新設する予定(図リ建-10 参照)であり、新設の非常用ディーゼル発電機の供用開始までは既設の非常用ディーゼル発電機に接続するため、放射線管理棟前室に設置する非常用設備(非常用通報設備(放送設備)、自動火災報知設備(火災感知設備)、及び緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する	非常用ディーゼル発電機{888}
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-建5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	防護フェンス{885}

表ト建-3-3 付属建物除染室・分析室 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）  
(1/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設		
核燃料物質の臨界防止	<p>[3.2-建 1] 工場棟領域のユニットは、原料貯蔵所領域、シリングダ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域、加工棟領域のユニットと必要離隔距離以上離す</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置高さ 490cm 以下の工場棟領域ユニットと第2核燃料倉庫領域ユニットは、臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)により隔離する</li> <li>・設置高さ 490cm を超える工場棟領域のユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットと必要離隔距離以上離す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原料貯蔵所{861}領域、シリングダ洗浄棟{873}領域、第3核燃料倉庫{858}領域(1)、(2)の必要離隔距離</li> <li>・設置高さ 490cm を超える工場棟領域のユニットと第2核燃料倉庫領域のユニットの距離が必要離隔距離以上離した配置であること</li> </ul>		
火災等による損傷の防止	[4.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>3</sup> ×2)と消火水配管により接続	防火水槽{896}及び可搬消防ポンプ{897}		
安全機能を有する施設の地盤	—	—		
地震による損傷の防止	—	—		
津波による損傷の防止	—	—		
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.2-建 2] 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、工場棟転換工場の安全機能に影響を及ぼすことではない	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁{914}		
人の不法な侵入等の防止	—	—		
溢水による損傷の防止	[5.6.1-建 3] 屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{853}		
材料及び構造	—	—		
閉じ込めの機能	<p>[7.1-建 2] 除染室・分析室の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする。(ウランの飛散するおそれのある部屋は 19.6Pa 以上の負圧)</p> <p>[7.1-建 5] 屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする</p>	<p>気体廃棄設備(1) {608, 638, 639}</p> <p>漏水検知警報設備{853}</p>		
遮蔽	[8.1-建 1] 工場棟転換工場の周辺に遮蔽壁を設置する	遮蔽壁(工場棟転換工場の東側屋外){881}		
換気	<p>[9.1-建 1] 気体廃棄設備(1)の換気能力は以下のとおりである。第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする</p> <table border="1"> <tr> <td>換気能力 (m<sup>3</sup>/時)</td> </tr> <tr> <td>115,000 以上</td> </tr> </table>	換気能力 (m <sup>3</sup> /時)	115,000 以上	気体廃棄設備(1) {608, 638, 639}
換気能力 (m <sup>3</sup> /時)				
115,000 以上				
核燃料物質等による汚染の防止	—	—		
安全機能を有する施設	<p>[11.4-建 1] 工場棟転換工場の分光分析室に設置する同位体分析設備、工場棟転換工場の分光分析室及び除染室・分析室の分析室に設置する不純物分析設備は、使用施設と共に用する。</p> <p>使用施設との共用においても、核的制限値を超えないように管理する上、加工施設と同じ取扱方法によって管理するため、共用により加工施設の安全性を損なわない</p>	不純物分析設備{907}		

表ト建-3-3 付属建物除染室・分析室 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）  
(2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
搬送設備	—	—
警報設備等	[13.1-建1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{853}
安全避難通路等	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
廃棄施設	—	—
放射線管理施設	—	—
非常用電源設備	[16.1-建2]除染室・分析室に設置している緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。 なお非常用ディーゼル発電機は、既設を撤去し新たに新設する予定(図リ建-11 参照)であり、新設の非常用ディーゼル発電機の供用開始までは既設の非常用ディーゼル発電機に接続するため、除染室・分析室に設置する非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備(有線式)))、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、及び緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する	非常用ディーゼル発電機{888}
通信連絡設備	—	—
その他事業許可で求める仕様	[99-建5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	防護フェンス{885}

表ト設-1 凝集沈殿槽(1) 仕様表 (1/2)

許可との対応		許可番号（日付） 原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
設備・機器名称		{762} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））凝集沈殿槽 {763} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		凝集沈殿槽(1)
変更内容		改造 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場 廃棄物処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法（単位：mm）	[ ]
	その他の構成機器	配管系統、ポンプ
	その他の性能	有効容量約 3500 L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の 土間コンクリートに設置する。

表ト設-1 凝集沈殿槽(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設7] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 檜査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。 [14.1-設10] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-1
	添付表	別表ト設-1

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一2 凝集沈殿槽(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応		許可番号 (日付) 原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
設備・機器名称		{762} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 凝集沈殿槽 {763} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		凝集沈殿槽(2)
変更内容		改造 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場 廃棄物処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	
	その他の構成機器	配管系統、ポンプ
	その他の性能	有効容量約 3500 L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の 土間コンクリートに設置する。

表ト設ー2 凝集沈殿槽(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-設 1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5. 2. 1-設 2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5. 6. 1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7. 1-設 7] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7. 1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [7. 1-設 37] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7. 1-建 5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11. 1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13. 1-設 3] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13. 1-建 1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14. 1-設 1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。 [14. 1-設 10] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14. 1-設 2] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設 3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-1
	添付表	別表ト設-2

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5. 2. 1-設 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-3 凝集沈殿槽(3) 仕様表 (1/2)

許可との対応		許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
設備・機器名称		{762} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））凝集沈殿槽 {763} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））液位高警報設備	
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名		凝集沈殿槽(3)	
変更内容		改造 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数		1 基	
一般仕様	型式	パネル組立式	
	主要な構造材	添付表参照	
	寸法（単位：mm）	[ ]	
	その他の構成機器	配管系統、ポンプ	
	その他の性能	有効容量約 3500 L	
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物	
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—	
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。	

表ト設-3 凝集沈殿槽(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設7] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟軒換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 檜査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟軒換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。 [14.1-設10] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-1
	添付表	別表ト設-3

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-4 遠心分離機 仕様表 (1/2)

許可との対応		許可番号（日付） 原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
設備・機器名称		{764} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））遠心分離機
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		遠心分離機
変更内容		新設 ・固液分離の機能を持つ設備・機器として新たに設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	横置分離板型
	主要な構造材	添付表参照
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-4 遠心分離機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設38]液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができる、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。 [14.1-設4] 液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-2
	添付表	別表ト設-4

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-5 ろ液受槽(1) 仕様表 (1/2)

許可との対応		許可番号（日付） 原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
設備・機器名称		{765} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））ろ液受槽 {766} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		ろ液受槽(1)
変更内容		新設 ・新設する遠心分離機から出るろ液を受ける貯槽として新たに設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	円筒型紙置式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	配管系統、ポンプ
	その他の性能	有効容量約 120L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	一
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-5 ろ液受槽(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-設 1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5. 2. 1-設 2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5. 6. 1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7. 1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [7. 1-設 37] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7. 1-建 5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11. 1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13. 1-設 3] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13. 1-建 1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14. 1-設 1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。 [14. 1-設 2] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設 3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-3(1/3)
	添付表	別表ト設-5

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[5. 2. 1-設 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

表ト設-6 ろ液受槽(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応		許可番号 (日付) 原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
設備・機器名称		{765} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））ろ液受槽 {766} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		ろ液受槽(2)
変更内容		新設 ・新設する遠心分離機から出るろ液を受ける貯槽として新たに設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	配管系統、ポンプ
	その他の性能	有効容量約 1750L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-6 ろ液受槽(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 檜査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。 [14.1-設2] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-3(2/3)
	添付表	別表ト設-6

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-7 ろ液受槽(3) 仕様表 (1/2)

許可との対応		許可番号 (日付) 原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
設備・機器名称		{765} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））ろ液受槽 {766} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		ろ液受槽(3)
変更内容		改造 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場 廃棄物処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	円筒型縦置式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	[ ]
	その他の構成機器	配管系統、ポンプ
	その他の性能	有効容量約 120L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設一7 ろ液受槽(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 檜査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。 [14.1-設2] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-3(3/3)
	添付表	別表ト設-7

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一8 ろ過機(1) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{767} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））ろ過機
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		ろ過機(1)
変更内容		改造 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	水平多段ろ過式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法（単位：mm）	[REDACTED]
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-8 ろ過機(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設23] 固体廃棄物捕集用フィルタ(ろ紙)を設置する。 [7.1-設38] 液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができる、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。 [14.1-設4] 液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-4(1/2)
	添付表	別表ト設-8

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-9 ろ過機(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {767} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) ろ過機
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		ろ過機(2)
変更内容		改造 ・既設の廃水処置所にある前処理ろ過器を転換工場廃棄物処理室に移動し設置する。 ・耐腐食性向上のため、耐腐食性塗料を塗布する。
員数		1 基
一般仕様	型式	水平多段ろ過式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-9 ろ過機(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設23] 固体廃棄物捕集用フィルタ(ろ紙)を設置する。 [7.1-設38] 液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。 [14.1-設4] 液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-4(2/2)
	添付表	別表ト設-9

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-10 チェックタンク(1) 仕様表 (1/2)

許可との対応		許可番号 (日付) 原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
設備・機器名称		{768} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) チェックタンク {769} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		チェックタンク(1)
変更内容		改造 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場 廃棄物処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	[ ]
	その他の構成機器	配管系統、ポンプ
	その他の性能	有効容量約 3500 L
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の 土間コンクリートに設置する。

表ト設-10 チェックタンク(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設7] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。 [14.1-設10] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弹性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-5
	添付表	別表ト設-10

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-1-1 チェックタンク(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{768} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））チェックタンク {769} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	チェックタンク(2)	
変更内容	改造 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場 廃棄物処理室に設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	配管系統、ポンプ
	その他の性能	有効容量約 3500 L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の 土間コンクリートに設置する。

表ト設-11 チェックタンク(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設7] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。 [14.1-設10] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-5
	添付表	別表ト設-11

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-12 チェックタンク(3) 仕様表 (1/2)

許可との対応		許可番号 (日付) 原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
設備・機器名称		{768} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) チェックタンク {769} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		チェックタンク(3)
変更内容		改造 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場 廃棄物処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	[ ]
	その他の構成機器	配管系統、ポンプ
	その他の性能	有効容量約 3500 L
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の 土間コンクリートに設置する。

表ト設-12 チェックタンク(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設7] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟軒換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 檜査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟軒換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。 [14.1-設10] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-5
	添付表	別表ト設-12

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-13 イオン交換装置 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) (770) 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) イオン交換装置
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		イオン交換装置
変更内容		改造 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場 廃棄物処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	イオン交換樹脂吸着式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	
	その他の構成機器	配管系統
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の 土間コンクリートに設置する。

表ト設-13 イオン交換装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 檜査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-6
	添付表	別表ト設-13

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一 14 乾燥機 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {771} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 乾燥機
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		乾燥機
変更内容		新設 ・ ろ過残渣を乾燥する作業性の向上のため新たに設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	DKN912
	主要な構造材	型番に規定
	寸法 (単位 : mm)	型番に規定
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-14 乾燥機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する（局所排気設備は今後設工認申請、表イ建-3参照）。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-7
	添付表	別表ト設-14

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-15 チェックタンク(1) 仕様表 (1/2)

許可との対応		許可番号（日付） 原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
設備・機器名称		{772} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（6））チェックタンク {773} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（6））液位高警報設備
設置場所		放射線管理棟 廃水処理室
機器名		チェックタンク(1)
変更内容		改造 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して放射線管理棟 廃水処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	配管系統、ポンプ
	その他の性能	有効容量約 10000 L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設-15 チェックタンク(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設7] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟、成型工場に高さ60mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-62、67)。 [7.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰と堰には漏水検知器を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請、表ト建-3-1参照)を設置する。 [13.1-設3] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設10] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は今後設工認申請、表ト建-3-1参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、4、図ト系-2(1/2)(2/2)、図ト設-8
	添付表	別表ト設-15

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-16 チェックタンク(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応		許可番号 (日付) 原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
設備・機器名称		{772} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (6)) チェックタンク {773} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (6)) 液位高警報設備
設置場所		放射線管理棟 廃水処理室
機器名		チェックタンク(2)
変更内容		改造 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して放射線管理棟 廃水処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	
	その他の構成機器	配管系統、ポンプ
	その他の性能	有効容量約 10000 L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設-16 チェックタンク(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2. 1-設 1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5. 2. 1-設 2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5. 6. 1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7. 1-設 7] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7. 1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [7. 1-設 37] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7. 1-建 5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟、成型工場に高さ 60mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-62、67)。 [7. 1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰と堰には漏水検知器を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11. 1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13. 1-建 1] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請、表ト建-3-1 参照)を設置する。 [13. 1-設 3] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13. 1-設 4] 堰には漏水検知器を設置する。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14. 1-設 10] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14. 1-設 2] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14. 1-設 11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は今後設工認申請、表ト建-3-1 参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力 0.4G で弾性範囲となるよう設計する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、4、図ト系-2(1/2)(2/2)、図ト設-8
	添付表	別表ト設-16

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[5. 2. 1-設 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

表ト設-17 チェックタンク(3) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{772} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (6)) チェックタンク {773} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (6)) 液位高警報設備
設置場所	放射線管理棟 廃水処理室	
機器名	チェックタンク(3)	
変更内容	改造 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して放射線管理棟 廃水処理室に設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	
	その他の構成機器	配管系統、ポンプ
	その他の性能	有効容量約 10000 L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設ー17 チェックタンク(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設7] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟、成型工場に高さ60mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建ー62、67)。 [7.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰と堰には漏水検知器を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請、表ト建ー3-1参照)を設置する。 [13.1-設3] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設10] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は今後設工認申請、表ト建ー3-1参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。
	添付図	図ト配ー1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、4、図ト系ー2(1/2)(2/2)、図ト設ー8
	添付表	別表ト設ー17

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-18 堰（チェックタンク）仕様表（1/2）

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	{774} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（6））堰（チェックタンク） {775} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（6））堰漏水検知警報設備
設置場所	放射線管理棟 廃水処理室	
機器名	堰（チェックタンク）	
変更内容	新設 ・ 放射線管理棟 廃水処理室内から廃液の漏えいを防止するために、廃水処理室の開口部に堰を設置する。	
員数	2個（等辺山形鋼、平板）	
一般仕様	型式	鉄骨造（固定式）
	主要な構造材	添付表参照
	寸法（単位：mm）	堰の高さ
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設-18 堰(チェックタンク) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設39] 堰には漏水検知器を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、4、
	添付表	別表ト設-18

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章「重大事故等対処施設」第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

別表ト設－1，2，3 凝集沈殿槽(1)(2)(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
凝集沈殿槽(1)(2)(3)	構造部材	凝集沈殿槽本体 架台	(JIS G4305) (JIS G4305)
	液体廃棄物と接触する部位	槽内面 配管 ポンプ内面	(JIS G4305)
	その他	アンカーボルト	

許可との対応 : {762}

別表ト設－4 遠心分離機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
遠心分離機	構造部材	遠心分離機本体 フレーム	
	液体・固体廃棄物と接触する部位	遠心分離機内面 固体廃棄物回収容器 配管	
	その他	逆止弁 アンカーボルト	

許可との対応 : {764}

別表ト設－5 ろ液受槽(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ液受槽(1)	構造部材	ろ液受槽本体 架台	
	液体廃棄物と接触する部位	槽内面 配管 ポンプ内面	
	その他	アンカーボルト	

許可との対応 : {765}

別表ト設－6 ろ液受槽（2） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ液受槽（2）	構造部材	ろ液受槽本体 架台	(JIS G4305) (JIS G4305)
	液体廃棄物と接触する部位	槽内面 配管 ポンプ内面	(JIS G4305)
	その他	アンカーボルト	

許可との対応 : {765}

別表ト設－7 ろ液受槽（3） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ液受槽（3）	構造部材	ろ液受槽本体 架台	
	液体廃棄物と接触する部位	槽内面 配管 ポンプ内面	
	その他	アンカーボルト	

許可との対応 : {765}

別表ト設－8 ろ過機（1） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ過機（1）	構造部材	ろ過機本体 脚部	
	液体廃棄物と接触する部位	槽内面 配管	
	その他	逆止弁 アンカーボルト	

許可との対応 : {767}

別表ト設-9 ろ過機(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ過機(2)	構造部材	ろ過機本体 脚部	
	液体廃棄物と接触する部位	槽内面 配管	
	その他	逆止弁 アンカーボルト	

許可との対応 : {767}

別表ト設-10, 11, 12 チェックタンク(1)(2)(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
チェックタンク (1)(2)(3)	構造部材	チェックタンク本体 架台	(JIS G4305) (JIS G4305) (JIS G4305)
	主に液体廃棄物と接触する部位	槽内面 配管 ポンプ内面	
	その他	アンカーボルト	

許可との対応 : {768}

別表ト設-13 イオン交換装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
イオン交換装置	構造部材	イオン交換装置本体 ラック	
	液体廃棄物と接触する部位	装置内面 配管	
	その他	アンカーボルト	

許可との対応 : {770}

別表ト設-14 乾燥機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
乾燥機	構造部材	乾燥機本体 架台	
	その他	アンカーボルト	

許可との対応 : {771}

別表ト設-15, 16, 17 チェックタンク(1)(2)(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
チェックタンク (1)(2)(3)	構造部材	チェックタンク本体 架台	(JIS G4305) (JIS G4305)
	液体廃棄物と接触する部位	槽内面 配管 ポンプ内面	(JIS G4305)
	その他	アンカーボルト	

許可との対応 : {772}

別表ト設-18 堰(チェックタンク) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
堰(チェックタンク)	構造部材	堰(等辺山形鋼、平板)	
	その他	アンカーボルト コーティング材	

許可との対応 : {774}

## リ その他の加工施設

### 1. 変更の概要

表リー1～8 に申請対象機器と変更内容を示す。また、取り外し対象機器を表リー9～10 に示す。

### 2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

今回申請する設備・機器に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則
- (5) 加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則
- (6) 加工施設の性能に係る技術基準に関する規則
- (7) 労働安全衛生法及び関係法令
- (8) 保安規定
- (9) 日本産業規格 (JIS) (日本規格協会)
- (10) 建築基準法・同施行令・告示等
- (11) 消防法・同施行令・告示等
- (12) 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針及び同解説 (日本建築防災協会)
- (13) 鋼構造設計規準 一 許容応力度設計法 一 (日本建築学会)
- (14) 建築工事標準仕様書・同解説 (日本建築学会)

### 3. 設計条件及び仕様

今回申請する工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟及び除染室・分析室に関連する非常用設備の使用開始は、各設備・機器の新設・改造等の施設検査、又は使用前検査受検、検査合格証の受理後であり、現在に至るまで適宜実施している保全活動によりそれら機能は健全に維持している。

今回申請する工場棟転換工場に関連する非常用設備に関する仕様を表リ建-1 に、配置図を図リ建-1～3、図リ建-12～14、図リ建-23～25、図リ建-36～38、図リ建-47～50 及び図リ建-59～61 に示す。

今回申請する工場棟成型工場に関連する非常用設備に関する仕様を表リ建-2 に、配置図を図リ建-4～6、図リ建-15～17、図リ建-26～28、図リ建-39～41、図リ建-51 及び図リ建-62～64 に示す。

今回申請する工場棟組立工場に関連する非常用設備に関する仕様を表リ建-3 に、配置図を図リ建-7、図リ建-18、図リ建-29～30、図リ建-42 及び図リ建-52 に示す。

今回申請する第2核燃料倉庫に関連する非常用設備に関する仕様を表リ建-4 に、配置図を図リ建-8、図リ建-19、図リ建-31、図リ建-43、図リ建-53 及び図リ建-65 に示す。

今回申請する容器管理棟に関連する非常用設備に関する仕様を表リ建-5 に、配置図を図リ建-9、図リ建-20、図リ建-32 及び図リ建-44 に示す。

今回申請する放射線管理棟に関連する非常用設備に関する仕様を表リ建-6に、放射線管理棟前室の仕様を表リ建-7に、配置図を図リ建-10、図リ建-21、図リ建-33、図リ建-45、図リ建-54及び図リ建-67に示す。

今回申請する除染室・分析室に関連する非常用設備に関する仕様を表リ建-8に、配置図を図リ建-11、図リ建-22、図リ建-34、図リ建-46、図リ建-55及び図リ建-66に示す。

また、屋外消火栓配置図を図リ建-35に、屋外消火栓からのアクセスルートを図リ建-35-1に、防火水槽配置図を図リ建-35-2に、溢水防護区画を図リ建-56～58に示す。

汎用の設備・機器である通信連絡設備等や安全避難通路等に係る汎用の設備機器等について、使用前検査で要求事項を満足することを確認できたものは、その後の更新や交換に限っては、本設工認申請書の要求事項を満足することを事業者が確認するものとし、設工認申請や使用前検査は実施しないものとする。

なお、当該設備・機器等の更新や交換については、更新・交換に関する手順を別途定め、施設定期検査（定期事業者検査）及び保安検査等を通じて確認を受けるものとする。

表リー1 その他の加工施設 工場棟転換工場の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟転換工場 (第1種管理区域) (第2種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1式	新設
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	更新及び改造
	消火設備 屋外消火栓 <sup>*1</sup>	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	増設

\*1：屋外に設置

表リー2 その他の加工施設 工場棟成型工場の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟成型工場 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1式	新設
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	改造
	消火設備 屋外消火栓 <sup>*1</sup>	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	増設

\*1：屋外に設置

表リー3 その他の加工施設 工場棟組立工場の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟組立工場 (第2種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット	1式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	増設及び改造
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	増設

\*1：屋外に設置

表リ－4 その他の加工施設 第2核燃料倉庫の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
第2核燃料倉庫 (第1種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1式	新設
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	改造
	消火設備 屋外消火栓 <sup>*1</sup>	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	変更なし

\*1：屋外に設置

表リ－5 その他の加工施設 容器管理棟の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
容器管理棟 (第2種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	変更なし
	消防設備 屋外消火栓 <sup>*1</sup>	1式	変更なし
	消防設備 消火器	1式	変更なし

\*1：屋外に設置

表リー6 その他の加工施設 放射線管理棟の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
放射線管理棟 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット	1式	新設
	緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	改造
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	変更なし

\*1：屋外に設置

表リー7 その他の加工施設 放射線管理棟前室の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
放射線管理棟前室 (第2種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	増設
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	増設
	非常用通報設備 放送設備	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	増設
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	増設

\*1：屋外に設置

表リ－8 その他の加工施設 除染室・分析室の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
除染室・分析室 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1式	新設
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	改造
	消火設備 屋外消火栓 <sup>*1</sup>	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	変更なし

\*1：屋外に設置

表リー9 取り外し対象機器（既認可）

設置場所	名称		事業許可番号 <sup>注)</sup>	取り外し設備の取り扱い
工場棟転換工場 工場棟成型工場 工場棟組立工場 放射線管理棟 除染室・分析室	非常用設備	非常用照明	903	仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器
	緊急対策設備(1)	誘導灯	904	
	非常用設備	非常ベル設備	891	
	非常用通報設備	放送設備	892	
		通信連絡設備（電話設備）	893	
非常用設備 自動火災感知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備		899	仮移設して代替措置を講じる設備・機器
	非常用設備 消火設備	消火器	898	

(注) 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

表リー10 取り外し対象機器（今回申請）

設置場所	名称		事業許可番号 <sup>注)</sup>	取り外し設備の取り扱い
第2核燃料倉庫 容器管理棟	非常用設備	非常用照明	903	仮移設して代替措置を講じる設備・機器
	緊急対策設備(1)	誘導灯	904	
	非常用設備 自動火災感知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	899	
	非常用設備 消火設備	消火器	899	

(注) 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

表リ建ー1 工場棟転換工場の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
工場棟転換工場 (第1種管理区域) (第2種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部への飛散防止	1式
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	シール材 <sup>*2</sup>	第1種管理区域外への溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置(ベル)、発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装置(ベル)、発信機本体、配線	火災等による 損傷の防止等	1式
	消防設備 屋外消火栓 <sup>*1</sup>	消火栓本体、ホース、配管、ポンプ起動装置	火災等による 損傷の防止等	1式
	消防設備 消火器	消火器本体	火災等による 損傷の防止等	1式

\*1：屋外に設置

\*2：クロロプレンゴムスポンジ

表リ建-2 工場棟成型工場の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
工場棟成型工場 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備(1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備(2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部への飛散防止	1式
	緊急対策設備(3) 堰 (内部溢水止水用)	シール材 <sup>*2</sup>	第1種管理区域外への溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置(ベル)、発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装置(ベル)、発信機本体、配線	火災等による 損傷の防止等	1式
	消火設備 屋外消火栓 <sup>*1</sup>	消火栓本体、ホース、配管、ポンプ起動装置	火災等による 損傷の防止等	1式
	消火設備 消火器	消火器本体	火災等による 損傷の防止等	1式

\*1：屋外に設置

\*2：クロロプレンゴムスポンジ

表リ建-3 工場棟組立工場の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
工場棟組立工場 (第2種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部への飛散防止	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置(ベル)、発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装置(ベル)、発信機本体、配線	火災等による 損傷の防止等	1式
	消防設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホース、配管、ポンプ起動装置	火災等による 損傷の防止等	1式
	消防設備 ・ 消火器	消火器本体	火災等による 損傷の防止等	1式

\*1：屋外に設置

表リ建-4 付属建物第2核燃料倉庫の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
第2核燃料倉庫 (第1種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備(1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備(2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部への飛散防止	1式
	緊急対策設備(3) 堰 (内部溢水止水用)	—	第1種管理区域外への溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置(ベル)、発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装置(ベル)、発信機本体、配線	火災等による 損傷の防止等	1式
	消防設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホース、配管、ポンプ起動装置	火災等による 損傷の防止等	1式
	消防設備 消火器	消火器本体	火災等による 損傷の防止等	1式

\*1：屋外に設置

表リ建ー5 付属建物容器管理棟の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
容器管理棟 (第2種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	器具本体、ランプ、 バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備(1) 誘導灯	器具本体、ランプ、 バッテリ、配線		
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	—		
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置(ベル)、 発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、 配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置(ベル)、発信機 本体、配線	火災等による 損傷の防止等	1式
	消防設備 屋外消火栓 <sup>*1</sup>	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による 損傷の防止等	1式
	消防設備 消火器	消火器本体	火災等による 損傷の防止等	1式

\*1：屋外に設置

表リ建一6 放射線管理棟の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
放射線管理棟 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備(1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備(2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部への飛散防止	1式
	緊急対策設備(3) 堰 (内部溢水止水用)	シール材 <sup>*2</sup>	第1種管理区域外への溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装置(ベル)、発信機本体、配線	火災等による損傷の防止等	1式
	消防設備 屋外消火栓 <sup>*1</sup>	消火栓本体、ホース、配管、ポンプ起動装置	火災等による損傷の防止等	1式
	消防設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防止等	1式

\*1：屋外に設置

\*2：クロロプレンゴムスポンジ

表リ建一7 付属建物放射線管理棟前室の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
放射線管理棟前室 (第2種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備(1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー)、配線	通信連絡設備等	1式
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装置(ベル)、発信機本体、配線	火災等による 損傷の防止等	1式
	消防設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホース、配管、ポンプ起動装置	火災等による 損傷の防止等	1式
	消防設備 消火器	消火器本体	火災等による 損傷の防止等	1式

\*1：屋外に設置

表リ建-8 付属建物除染室・分析室の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
除染室・分析室 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備(1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備(2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体		
	緊急対策設備(3) 堰 (内部溢水止水用)	シール材 <sup>*2</sup>		
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置(ベル)、発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装置(ベル)、発信機本体、配線	火災等による 損傷の防止等	1式
	消防設備 屋外消火栓 <sup>*1</sup>	消火栓本体、ホース、配管、ポンプ起動装置	火災等による 損傷の防止等	1式
	消防設備 消火器	消火器本体	火災等による 損傷の防止等	1式

\*1：屋外に設置

\*2：クロロプレンゴムスポンジ

## 4. 工事の方法

### 4. 1. 非常用設備

本申請に係る工事において、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するように品質管理を行う。

#### 4. 1-1 工場棟転換工場の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の工場棟転換工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リー9に示す。

工場室内の第1種管理区域の負圧維持、閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行う。

工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧<sup>注1)</sup>：図リ建-1～3に示す仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧<sup>注2)</sup>：図リ建-1～3に示す仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建-1～3に示す本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設：図リ建-47～50に示す本体の屋根下及び天井下に飛散防止用防護ネットの新設により、竜巻襲来時における建物内部から建物外部への飛散防止を図る
- e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設：図リ建-59～61に示す本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- f. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)脱着式堰の新設：図リ建-59に示す本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- g. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧<sup>注3)</sup>：図リ建-12～14に示す仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る
- h. 非常用通報設備(放送設備)の復旧<sup>注4)</sup>：図リ建-12～14に示す仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- i. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設<sup>注5)</sup>：図リ建-12～13に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- j. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の更新及び改造<sup>注6)</sup>：図リ建-23～25に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧、更新及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- k. 消火設備(消火器)の増設<sup>注7)</sup>：図リ建-36～38に示す仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る
- l. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建-35

に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

注) : 注意事項

- 注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可
- 注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可
- 注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可
- 注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可
- 注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可
- 注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可
- 注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去しているを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

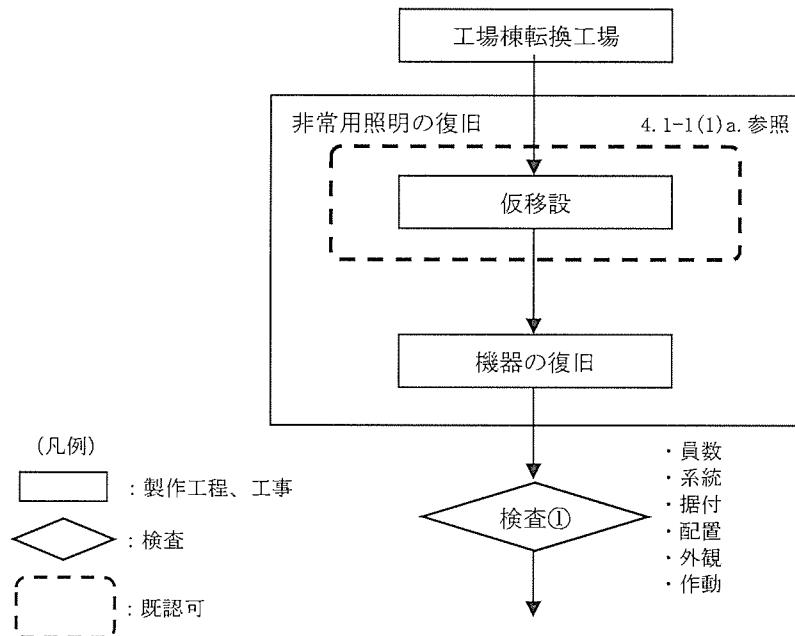
d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

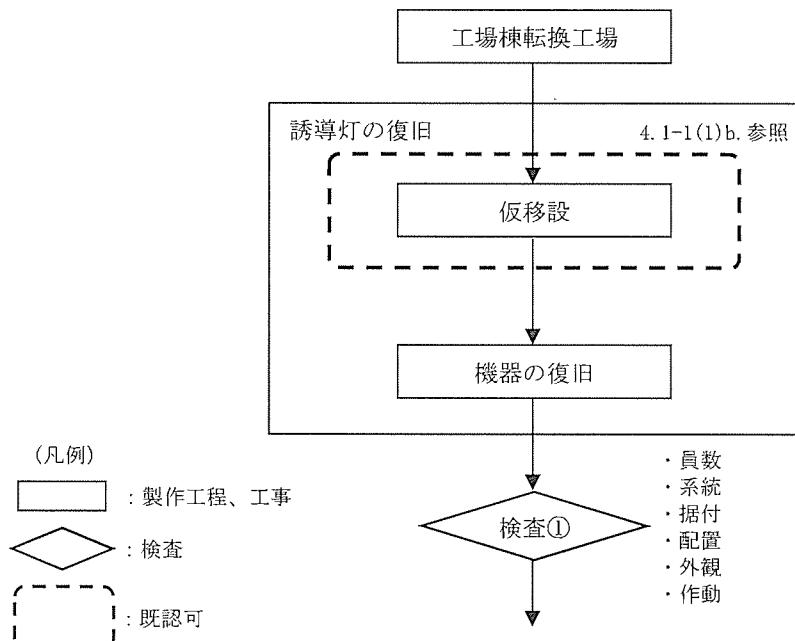
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。

- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



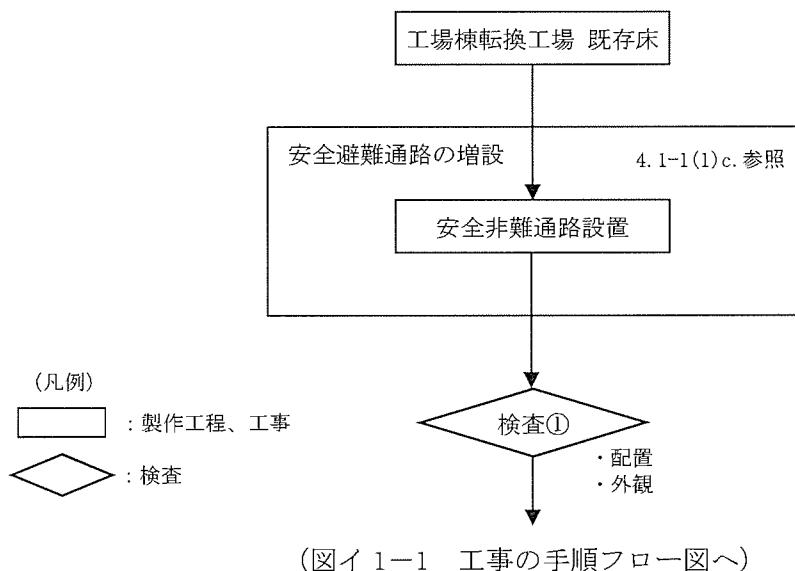
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図

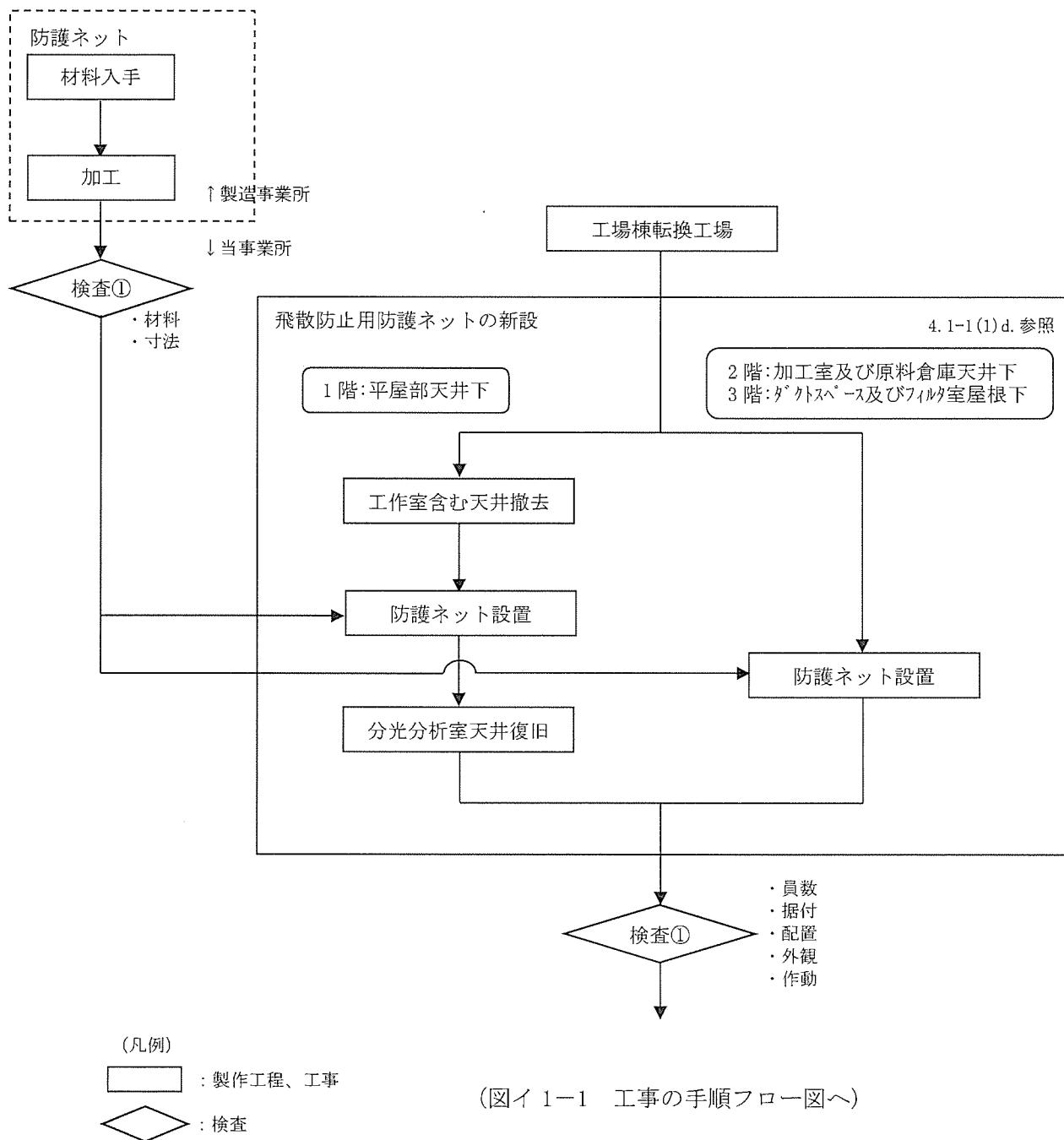


(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

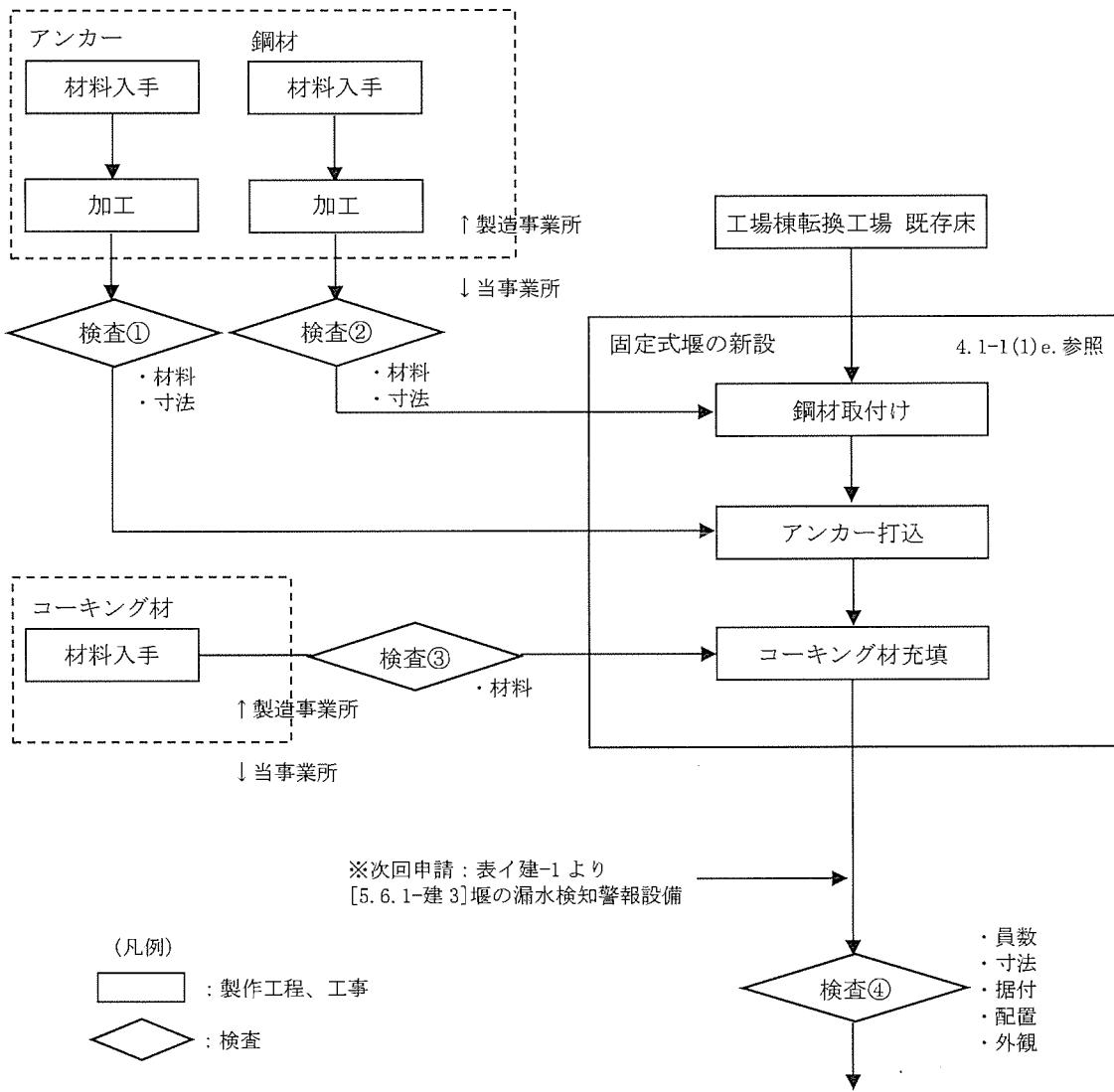
図リ 1-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図



図リ 1-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図

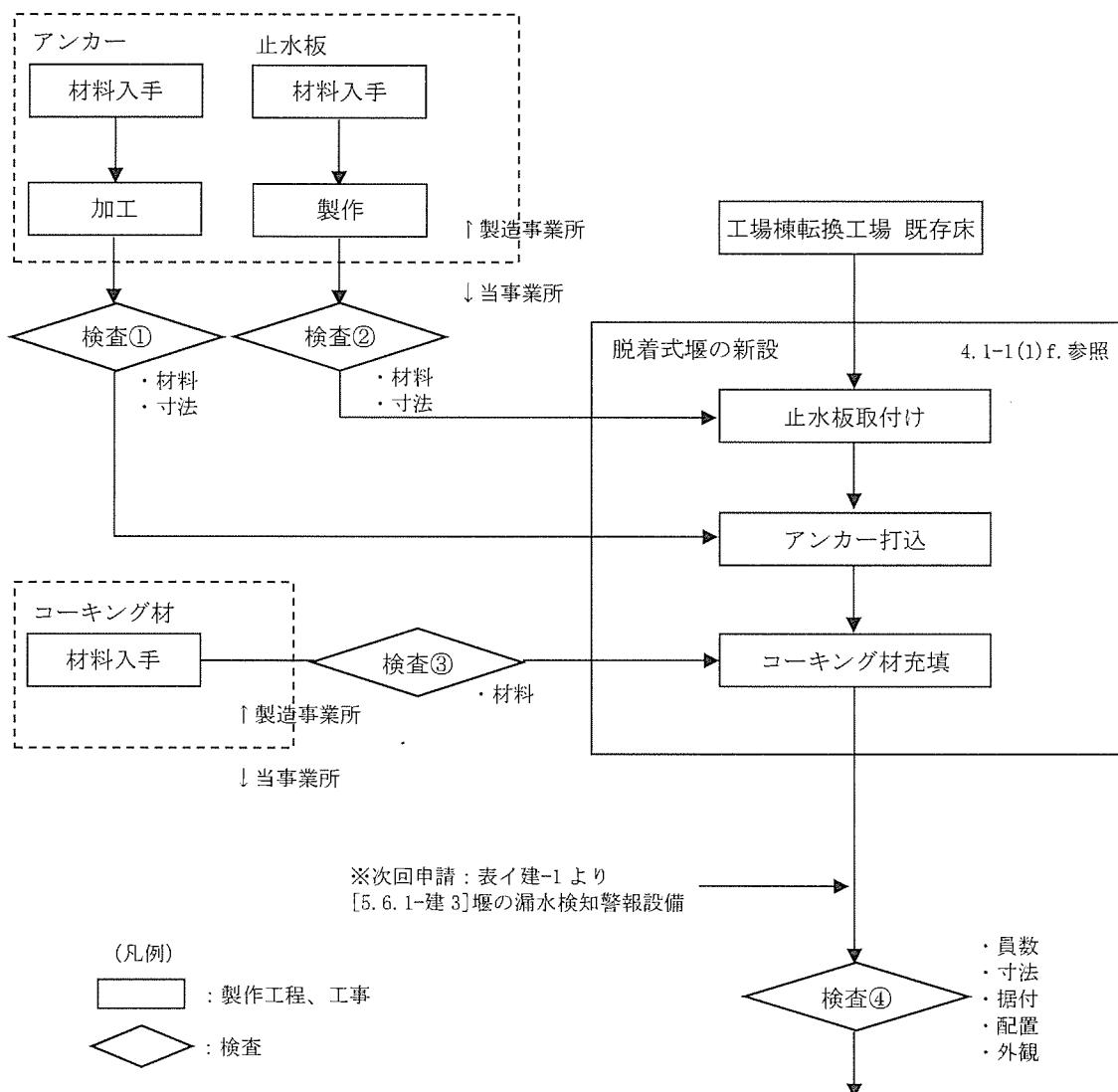


図リ 1-4 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設の手順フロー図



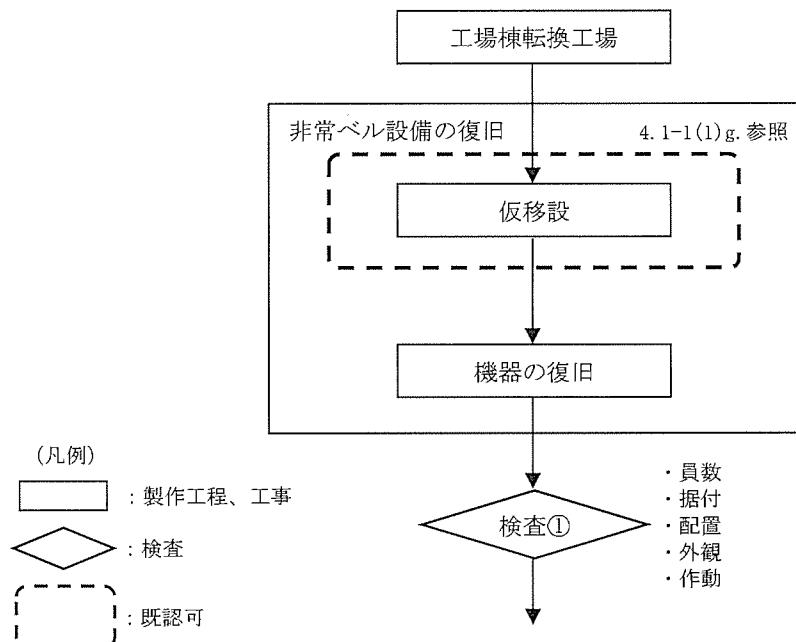
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-5 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設の手順フロー図



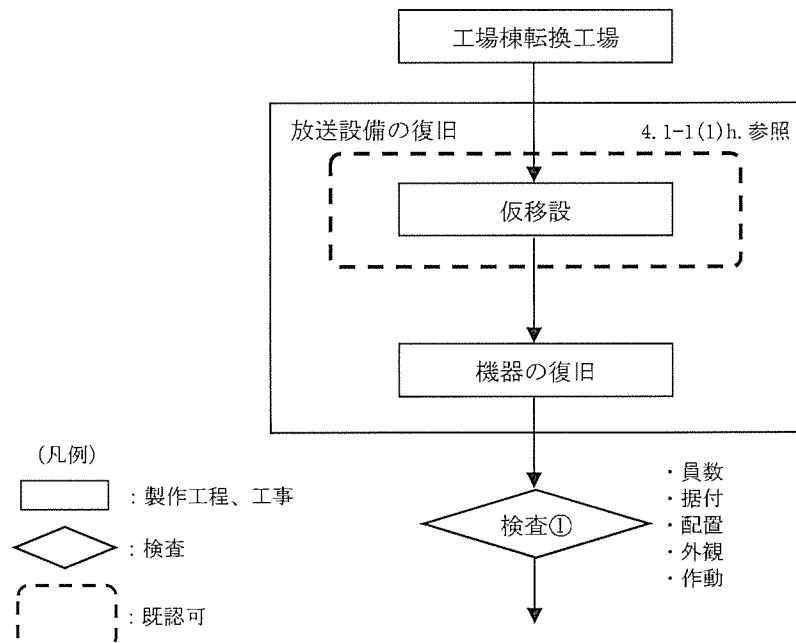
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-6 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)脱着式堰の新設の手順フロー図



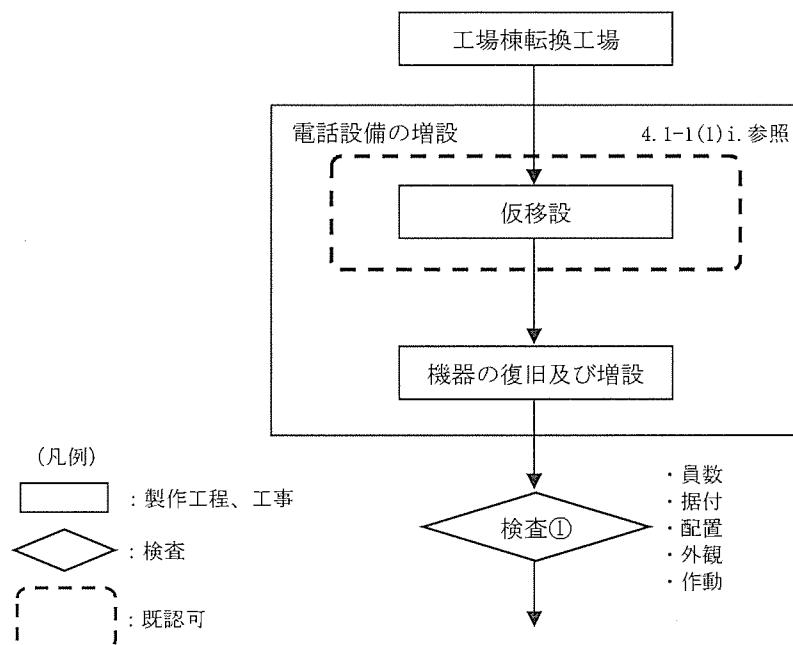
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-7 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧の手順フロー図



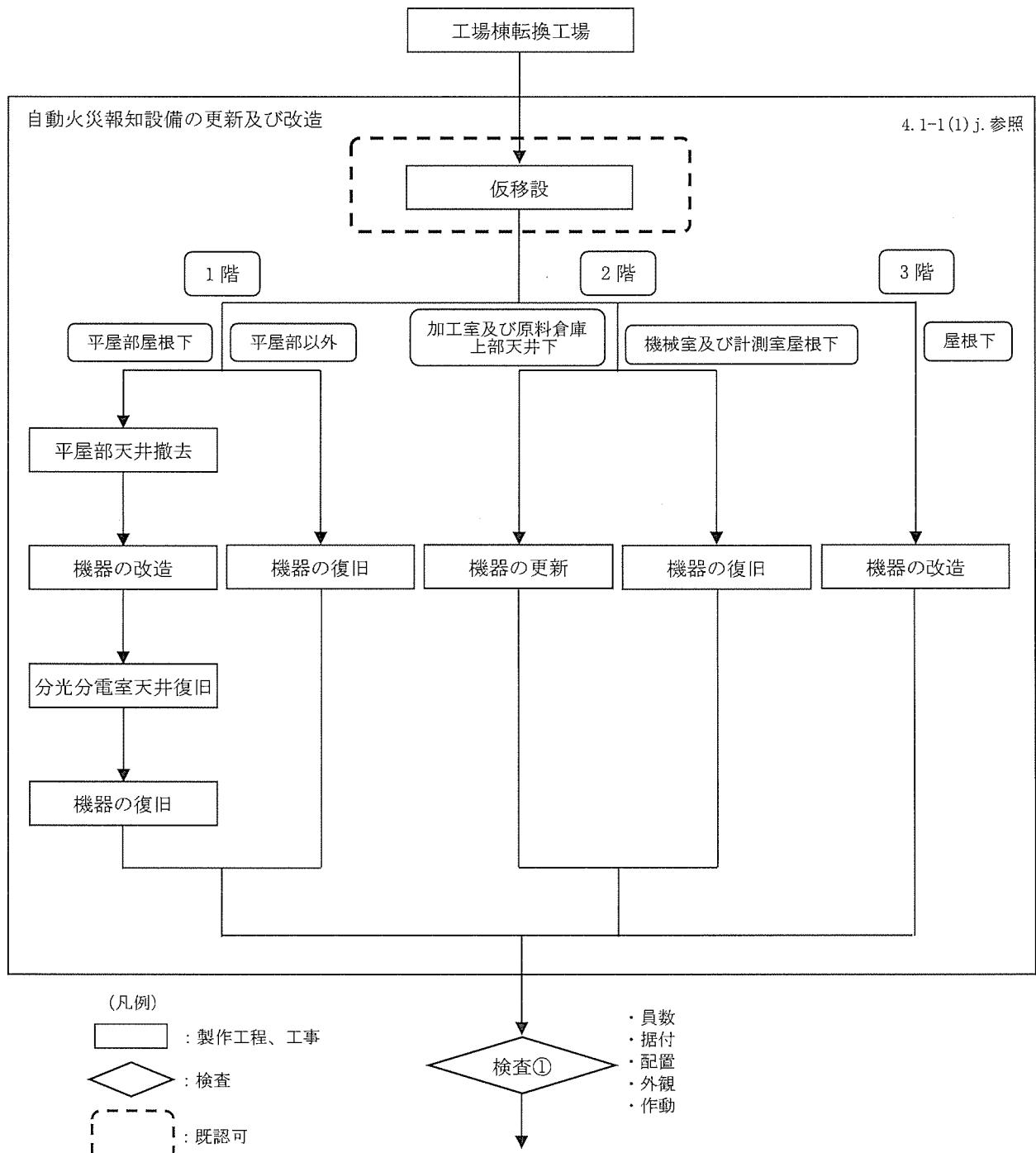
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-8 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



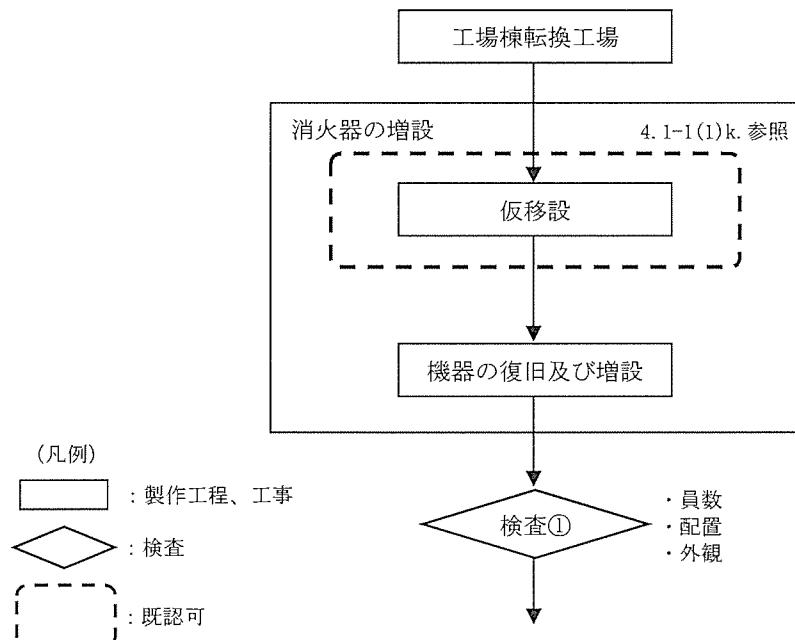
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-9 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図



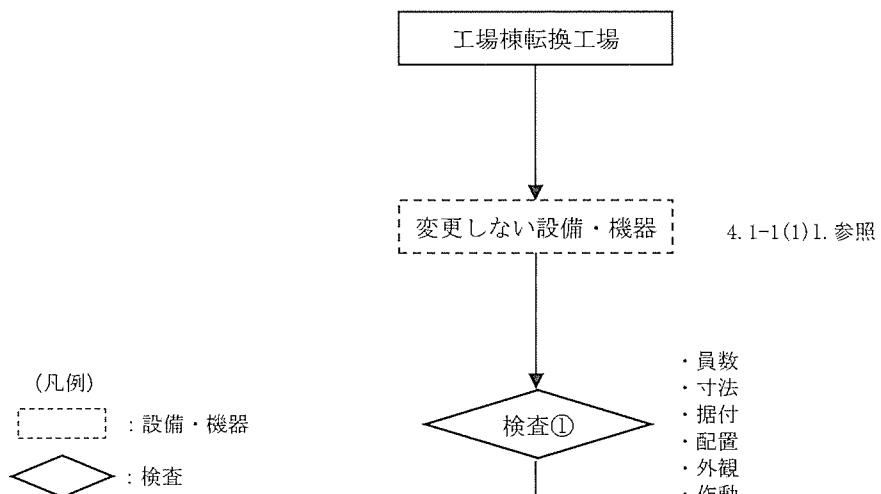
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-10 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)  
の更新及び改造の手順フロー図



(図イ 1-11 消火設備(消火器)の増設の手順フロー図へ)

図リ 1-11 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図



(図イ 1-11 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-12 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-1に示す。

#### 4. 1-2 工場棟成型工場の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の工場棟成型工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リー9に示す。

工場室内の第1種管理区域の負圧維持、閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行う。

工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧<sup>注1)</sup>：図リ建-4～6に示す仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
  - b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧<sup>注2)</sup>：図リ建-4～6に示す仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
  - c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建-4～6に示す本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
  - d. 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設：図リ建-51に示す本体の屋根下に飛散防止用防護ネットの新設により、竜巻襲来時における建物内部から建物外部への飛散防止を図る
  - e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設：図リ建-62～64に示す本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
  - f. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)脱着式堰の新設：図リ建-62に示す本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
  - g. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧<sup>注3)</sup>：図リ建-15～17に示す仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る
  - h. 非常用通報設備(放送設備)の復旧<sup>注4)</sup>：図リ建-15～17に示す仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
  - i. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設<sup>注5)</sup>：図リ建-15～17に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
  - j. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の改造<sup>注6)</sup>：図リ建-26～28に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
  - k. 消火設備(消火器)の増設<sup>注7)</sup>：図リ建-39～41に示す仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る
1. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建-35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

注) : 注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可

注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可

注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可

注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可

注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可

注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

## (2) 工事上の注意事項

### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

### b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

### c. 入退域・放射線管理

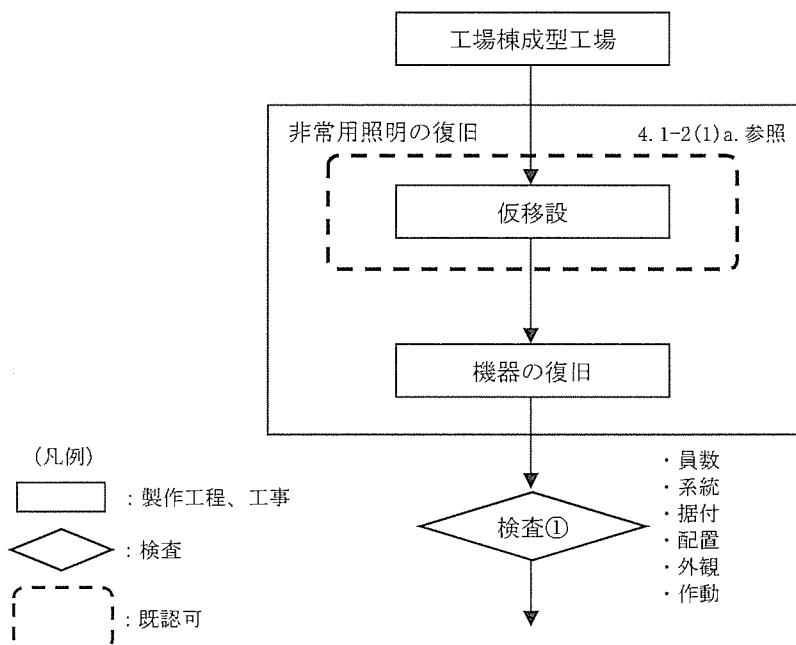
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

### d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

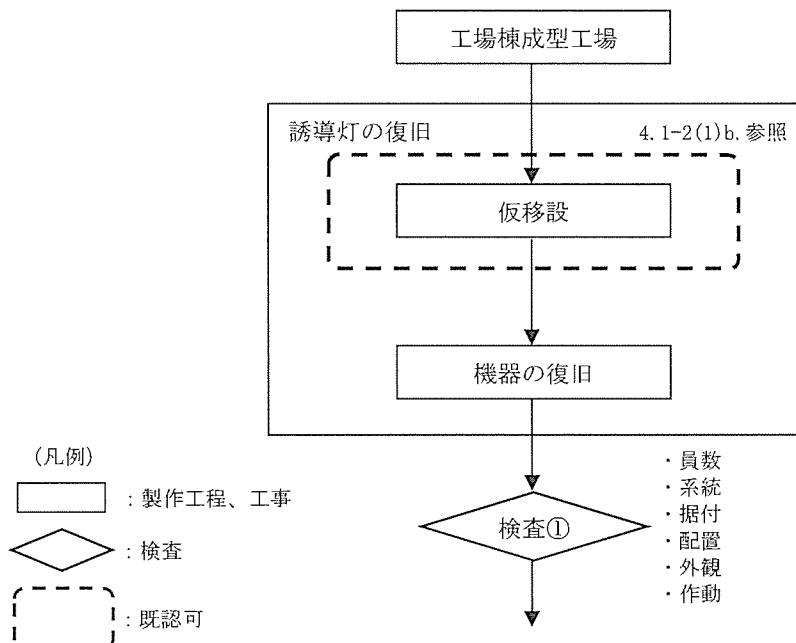
### e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



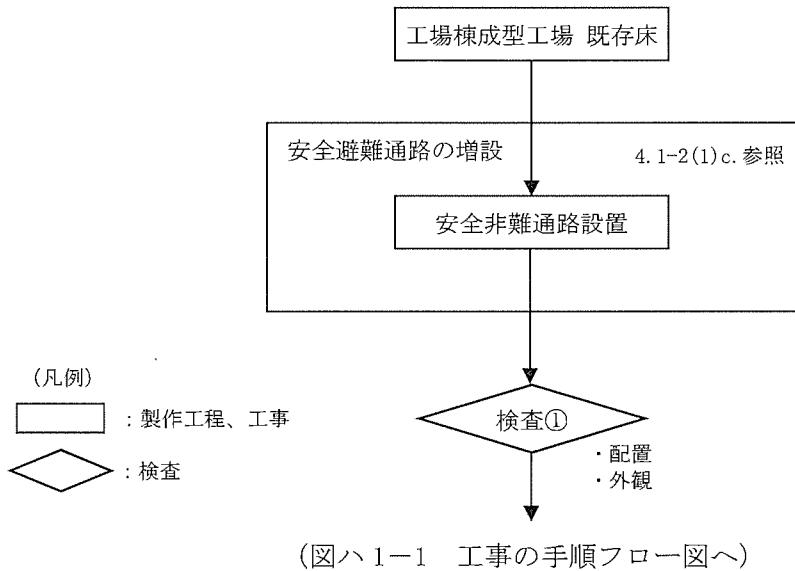
(図ハ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ2-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図

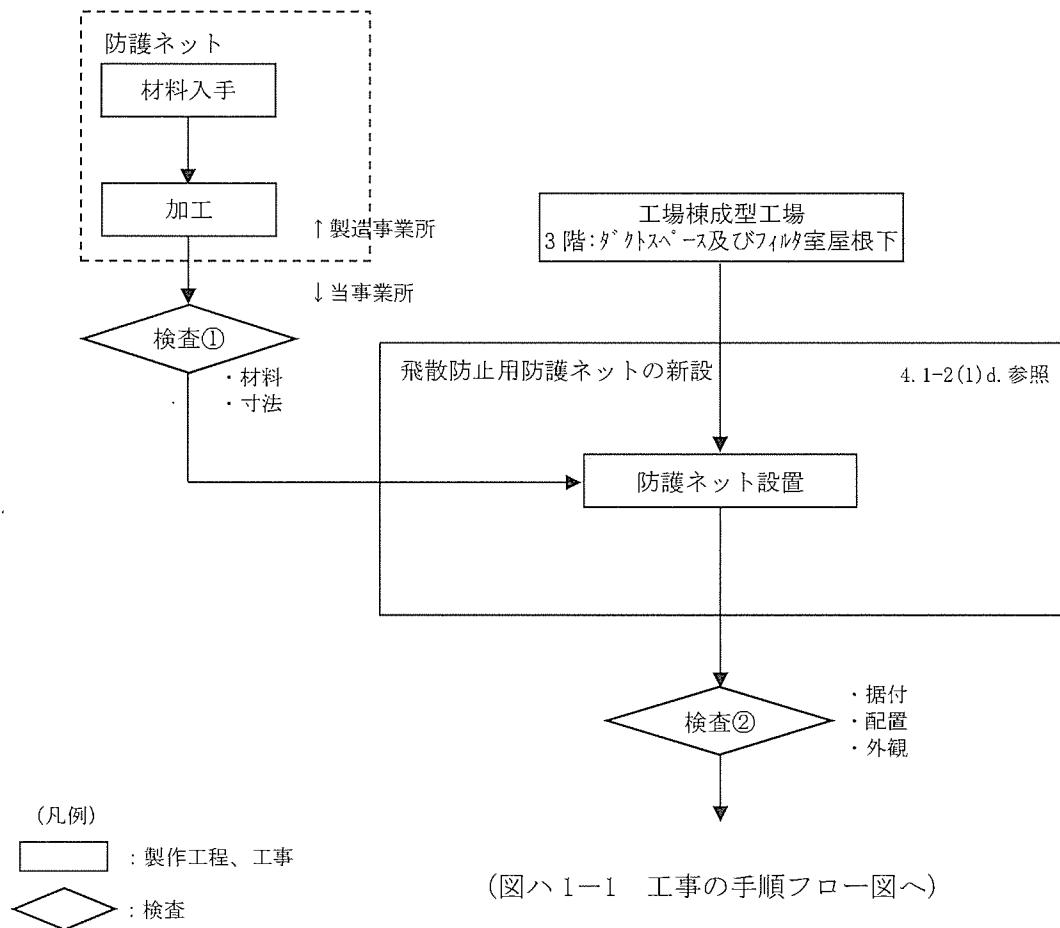


(図ハ1-1 工事の手順フロー図へ)

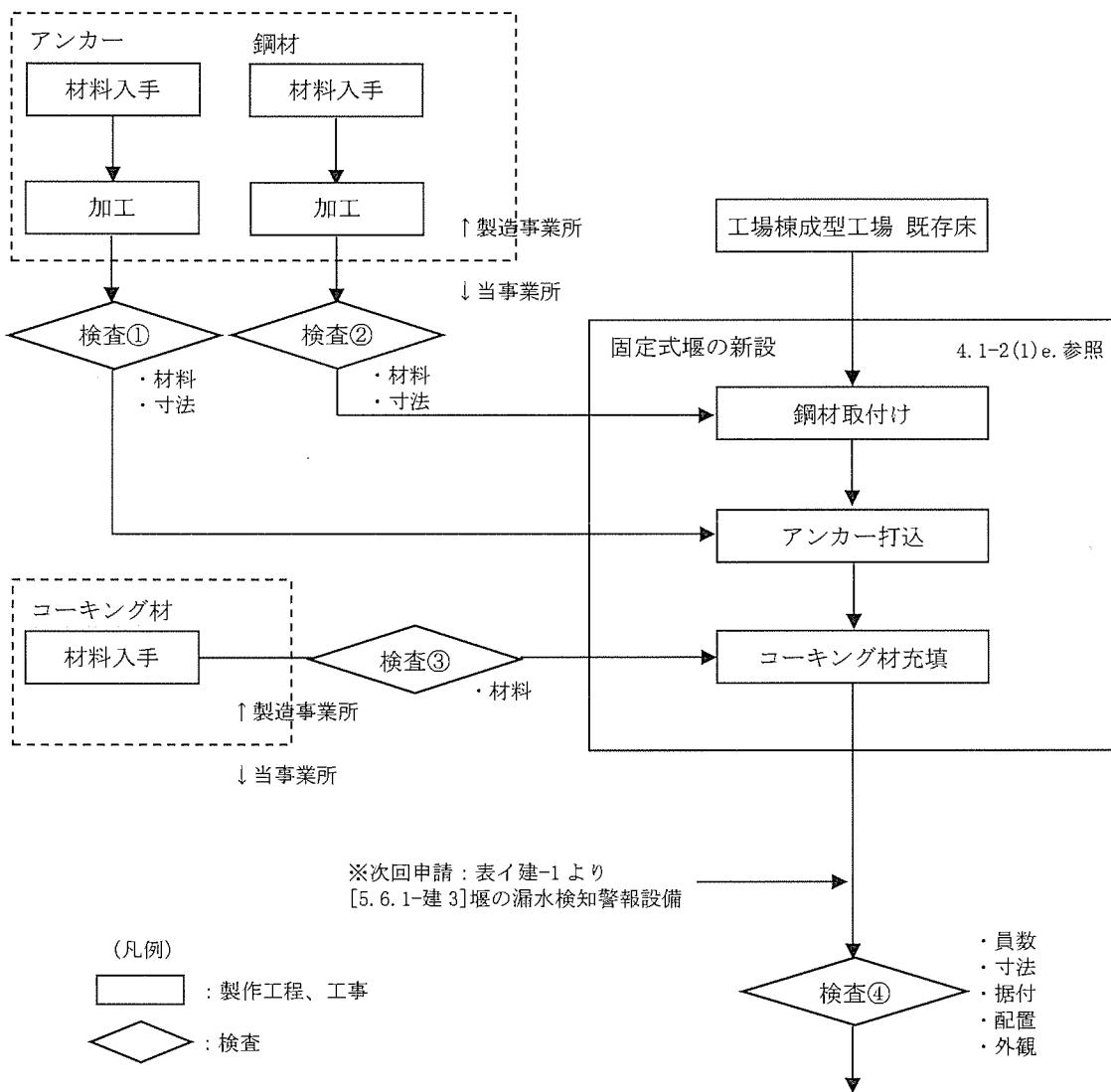
図リ2-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図



図リ 2-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図

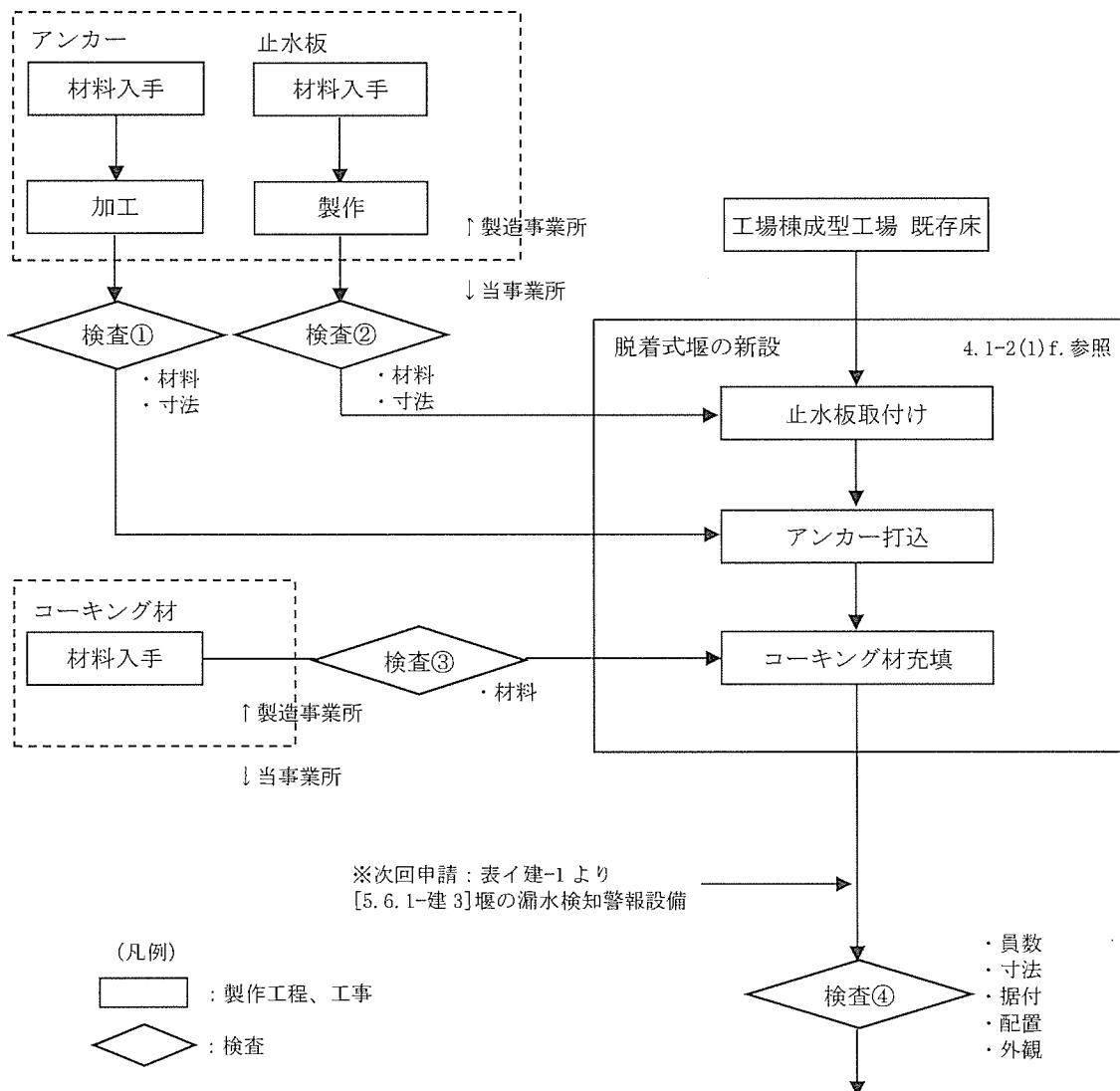


図リ 2-4 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設の手順フロー図



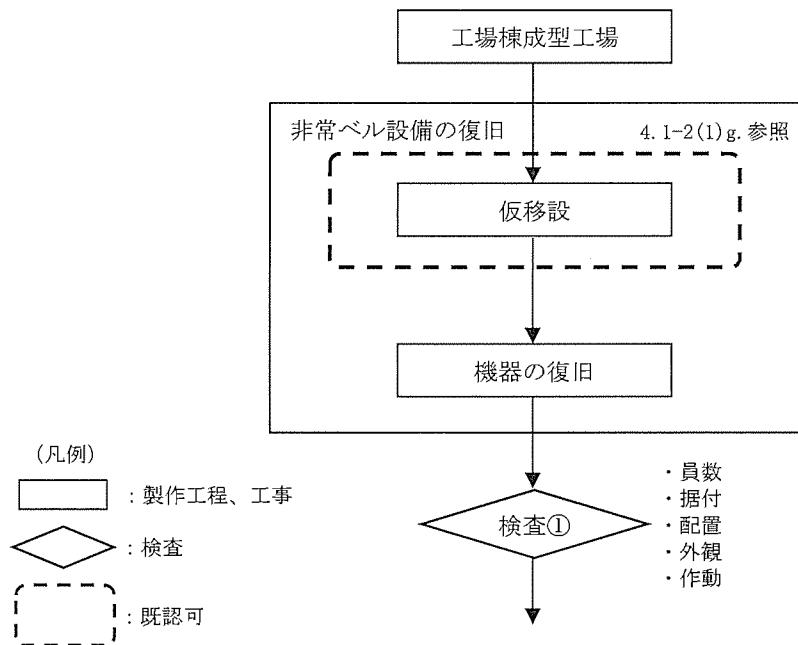
(図ハ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-5 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設の手順フロー図



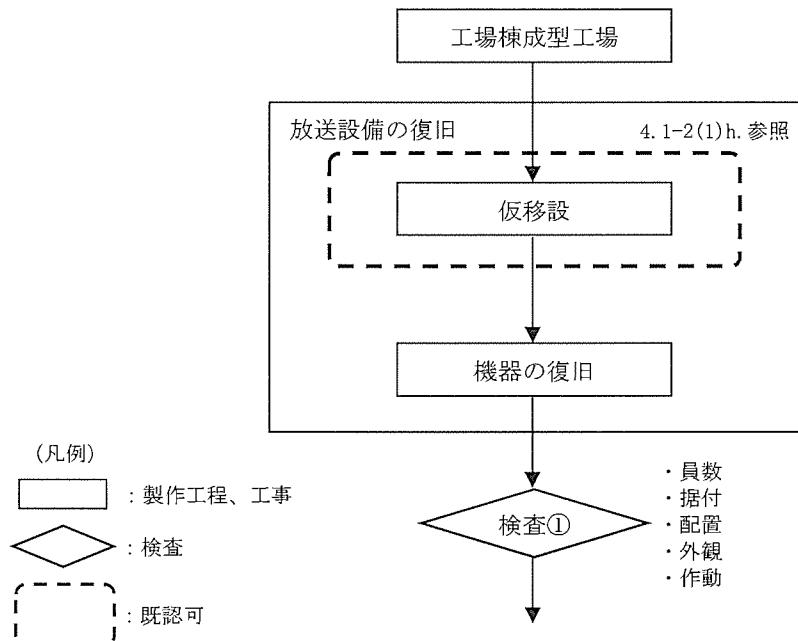
(図ハ1-1 工事の手順フロー図ヘ)

図リ2-6 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)脱着式堰の新設の手順フロー図



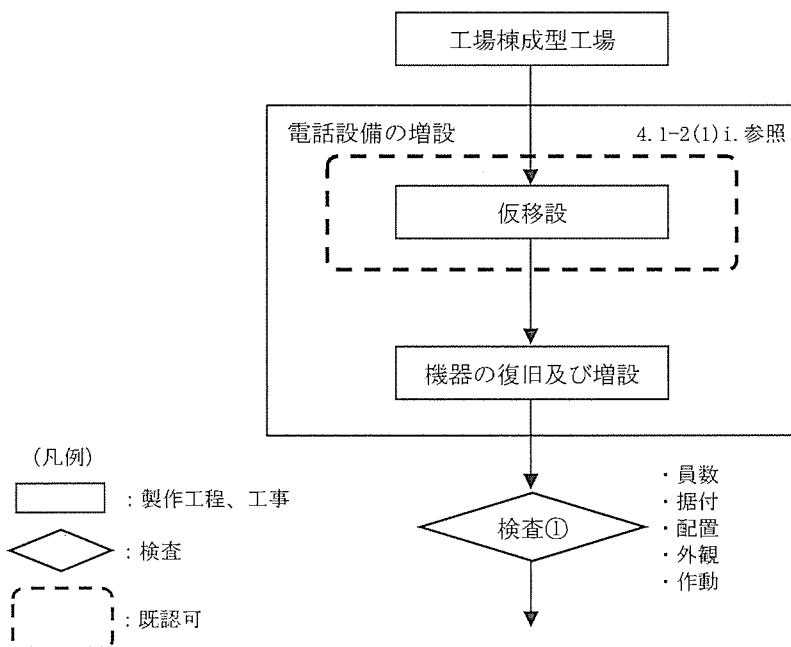
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-7 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧の手順フロー図



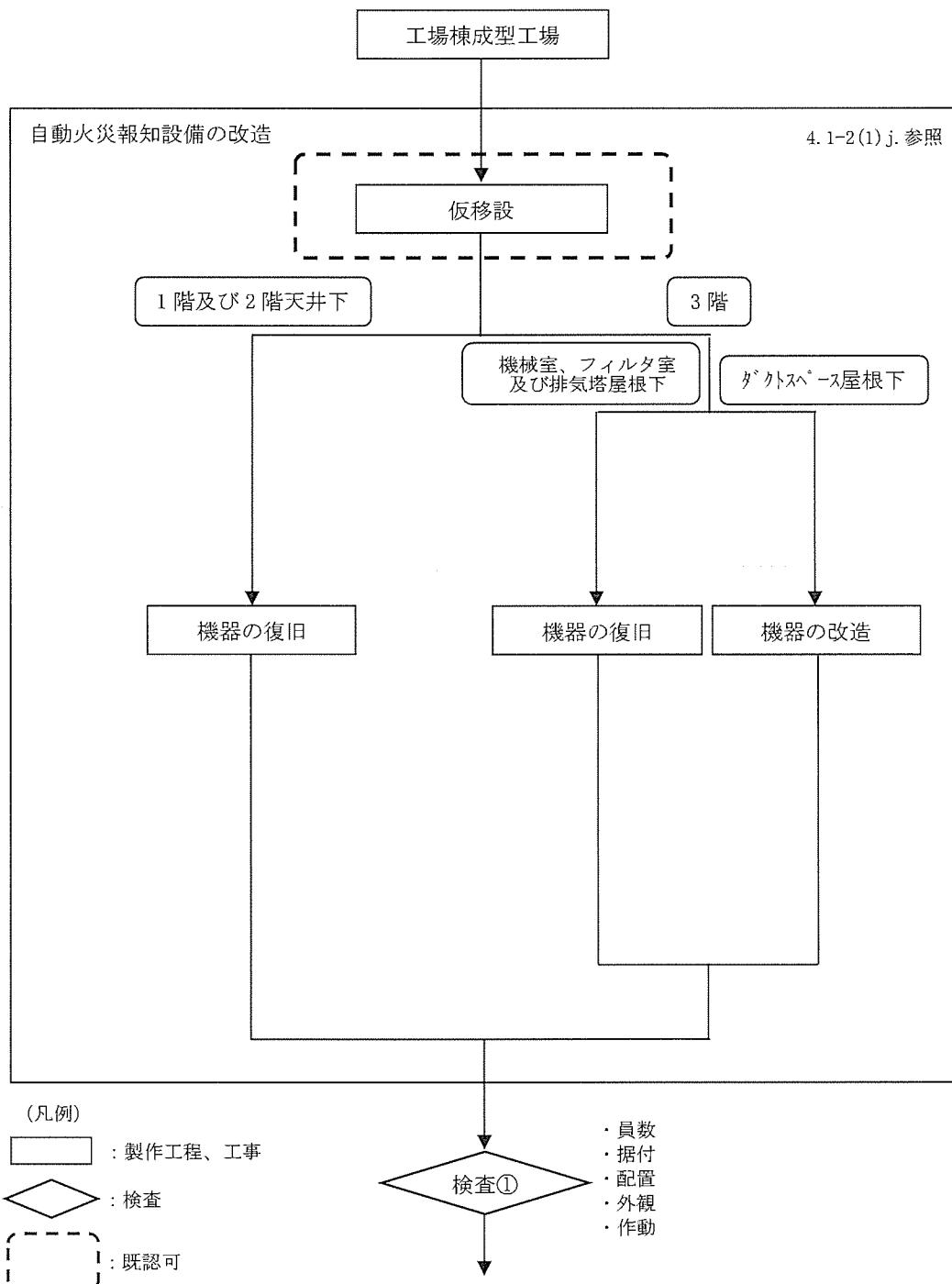
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-8 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



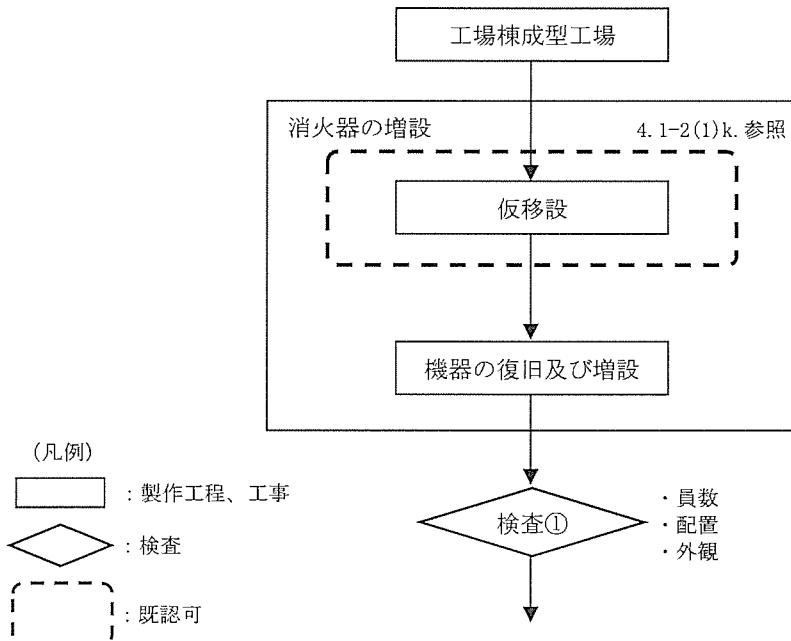
(図ハ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ2-9 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図



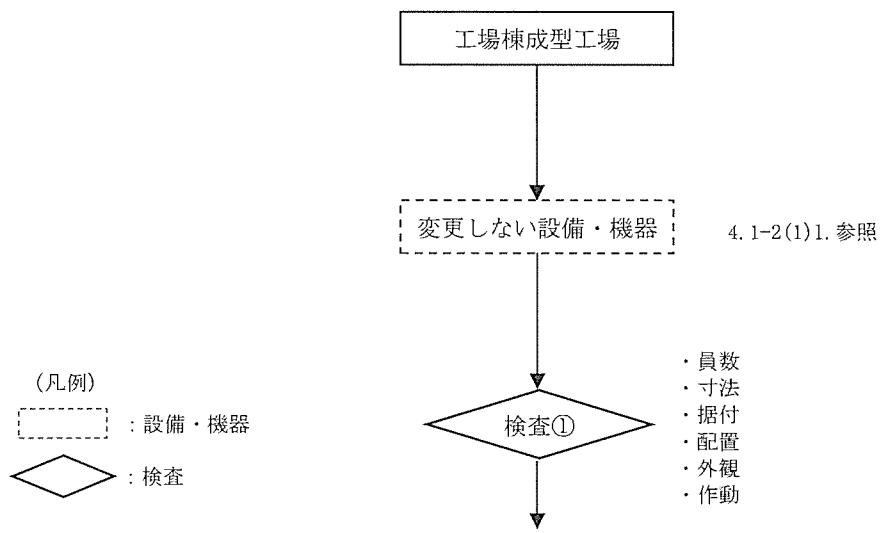
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-10 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の改造の手順フロー図



(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-11 消火設備(消火器)の増設の手順フロー図



(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-12 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I – 2 検査の項目及び方法の表1-2-2に示す。

#### 4. 1-3 工場棟組立工場の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の工場棟組立工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リー9に示す。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧<sup>注1)</sup>：図リ建-7に示す仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧<sup>注2)</sup>：図リ建-7に示す仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建-7に示す本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設：図リ建-52に示す本体の屋根下に飛散防止用防護ネットの新設により、竜巻襲来時における建物内部から建物外部への飛散防止を図る
- e. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧<sup>注3)</sup>：図リ建-18に示す仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る
- f. 非常用通報設備(放送設備)の復旧<sup>注4)</sup>：仮移設した図リ建-18に示す放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- g. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設<sup>注5)</sup>：図リ建-18に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- h. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の増設及び改造<sup>注6)</sup>：図リ建-29に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- i. 消火設備(消火器)の増設<sup>注7)</sup>：図リ建-42に示す仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る
- j. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建-35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

注) : 注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可

注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可

注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可

注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可

注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可

注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

## (2) 工事上の注意事項

### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

### b. 安全管理（防火を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

### c. 入退域・放射線管理

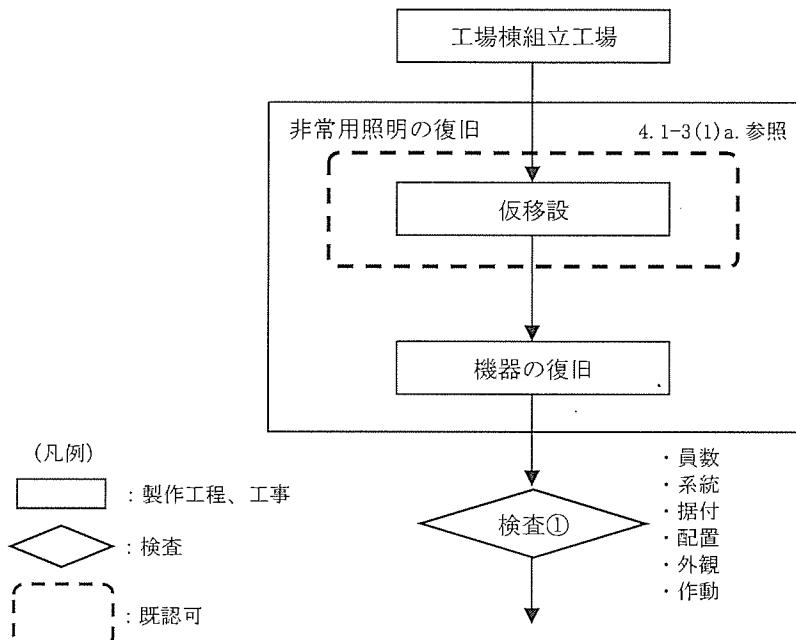
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

### d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

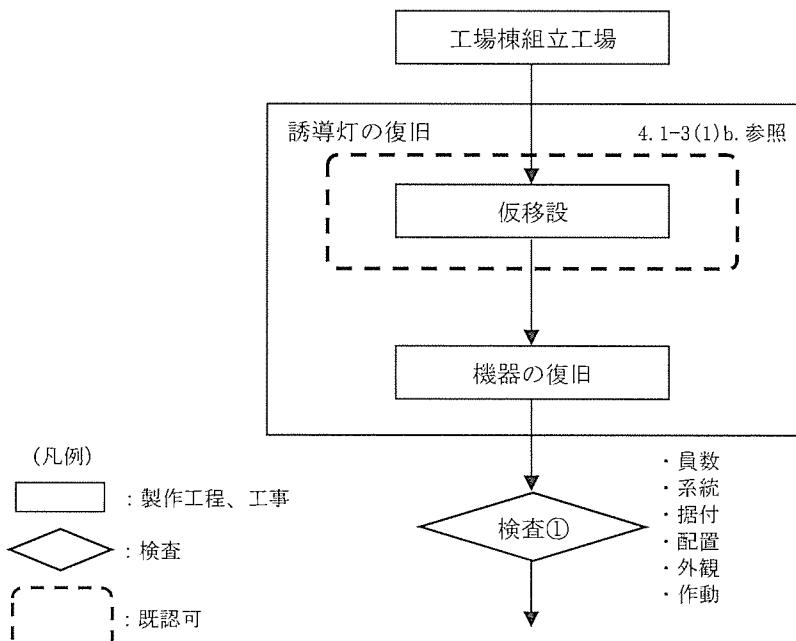
### e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



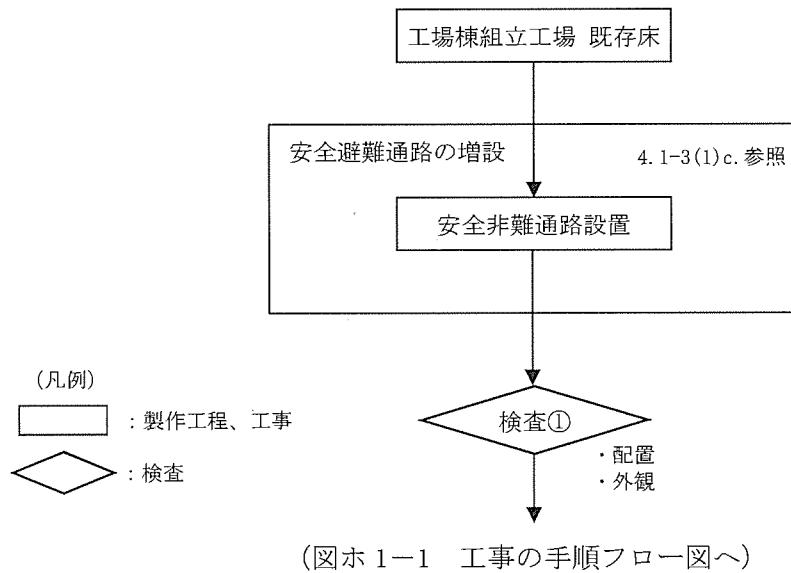
(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図

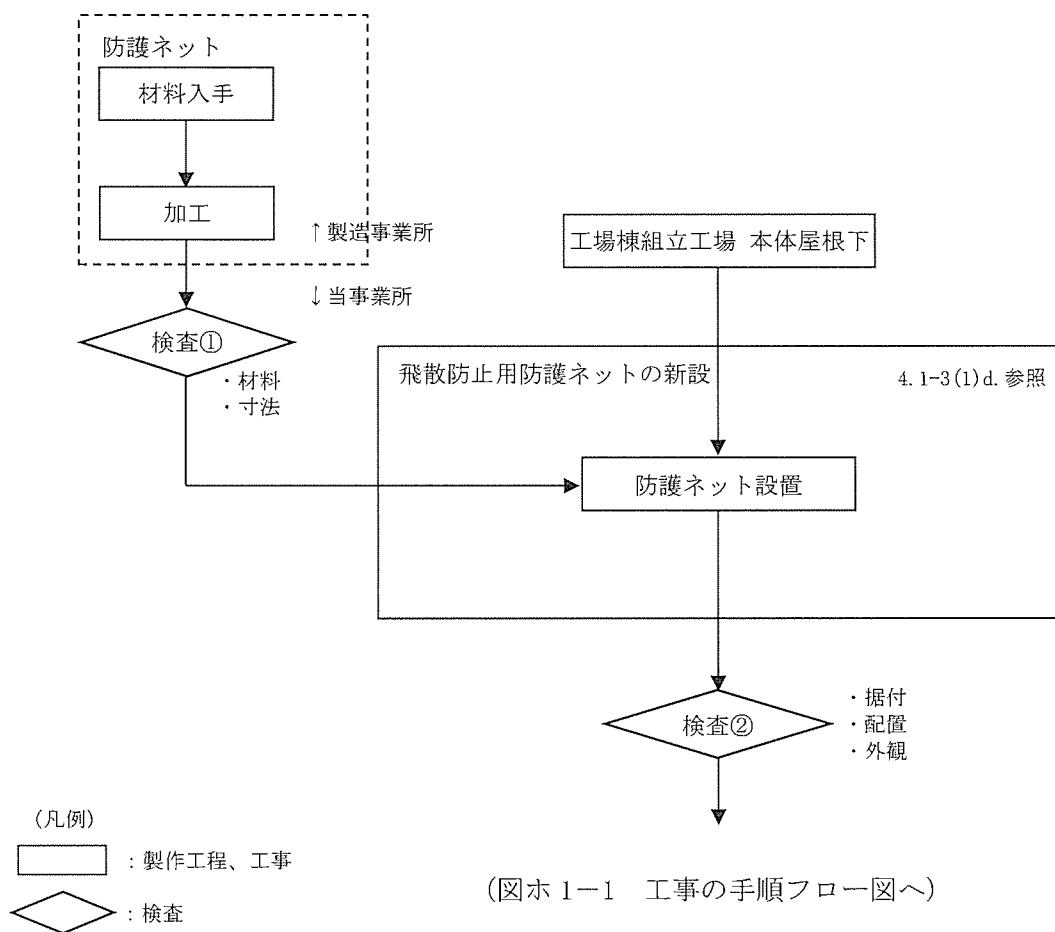


(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

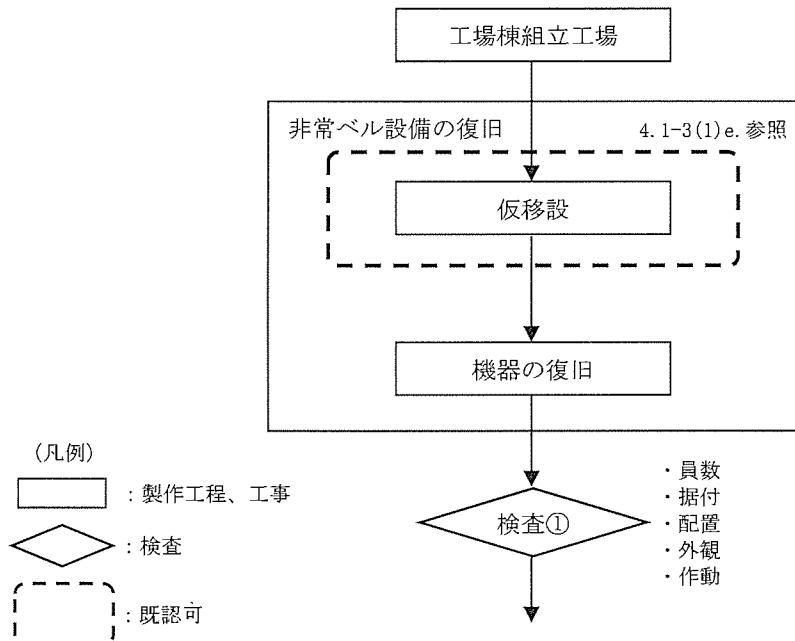
図リ 3-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図



図リ 3-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図

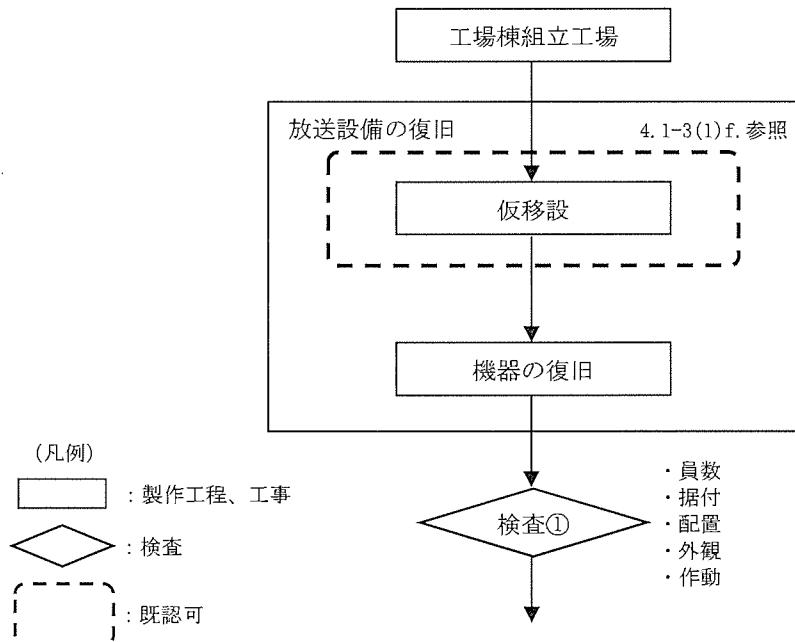


図リ 3-4 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設の手順フロー図



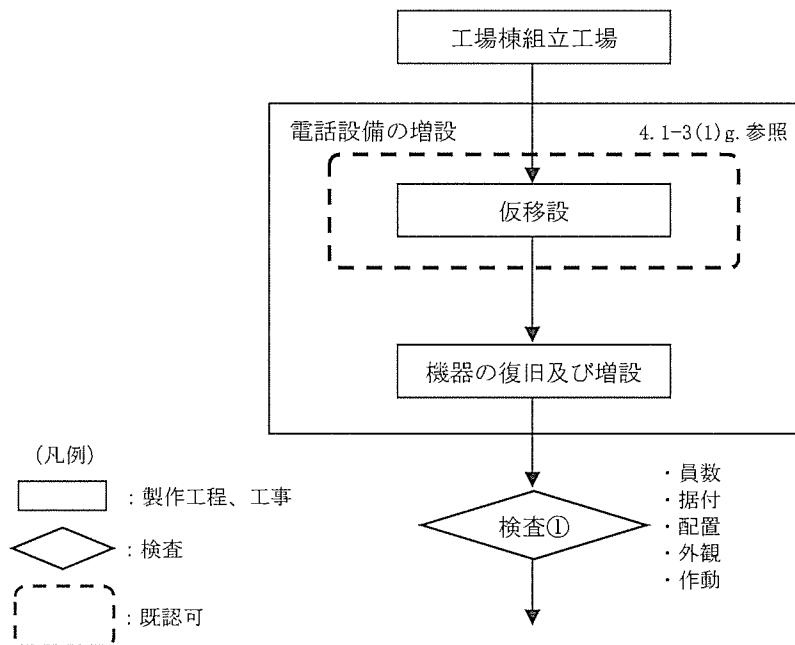
(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-5 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧の手順フロー図



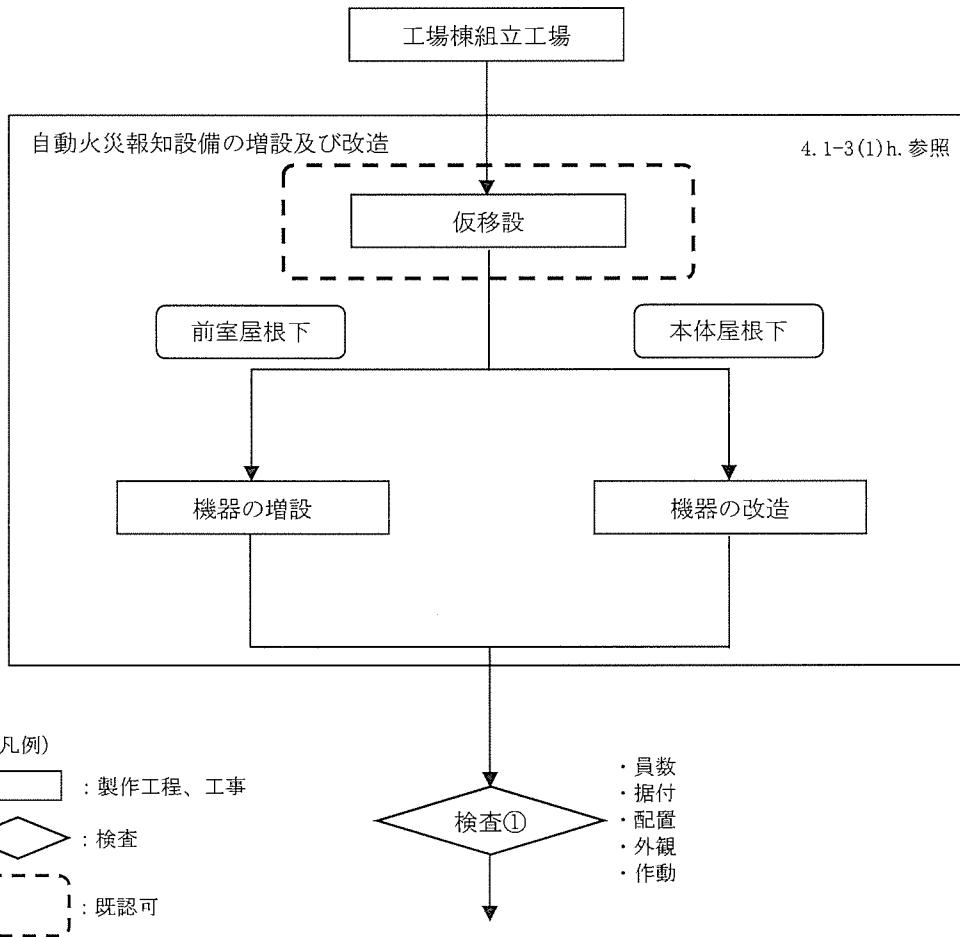
(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-6 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



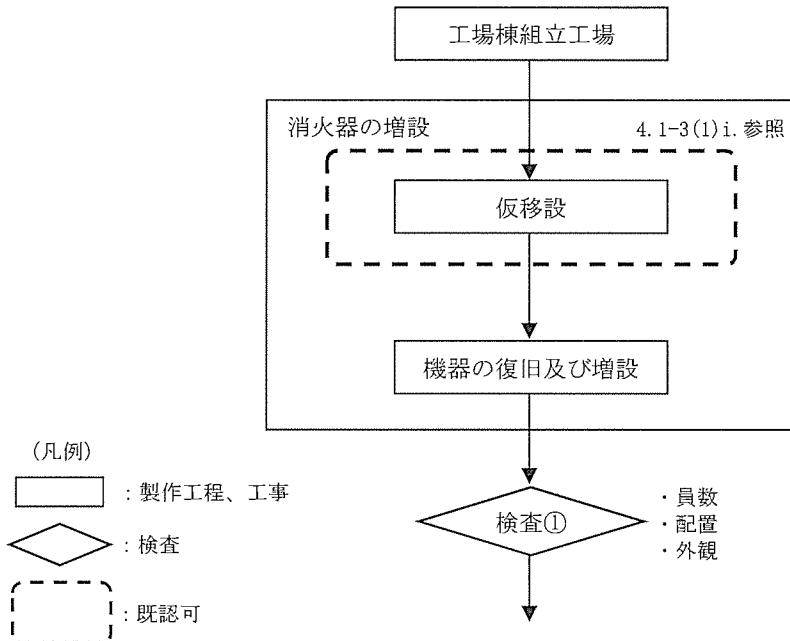
(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-7 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図



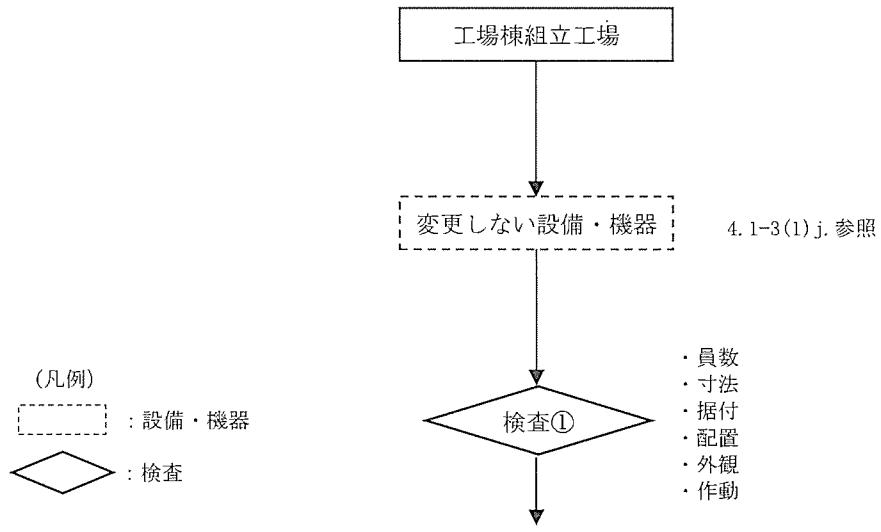
(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-8 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の  
増設及び改造の手順フロー図



(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-9 消火設備(消火器)の増設の手順フロー図



(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-10 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I – 2 検査の項目及び方法の表1-2-3に示す。

#### 4. 1-4 第2核燃料倉庫の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の第2核燃料倉庫の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、今回申請の非常用設備の取り外し対象機器を表リー10に示す。

工場室内の第1種管理区域の負圧維持、閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行う。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧<sup>注1)</sup>：図リ建-8に示す第2核燃料倉庫前室の非常用照明を取り外し仮移設及び復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
  - b. 緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧<sup>注2)</sup>：図リ建-8に示す第2核燃料倉庫前室の誘導灯を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
  - c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建-8に示す本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
  - d. 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設：図リ建-53に示す第2核燃料倉庫前室の屋根下に飛散防止用防護ネットの新設により、竜巻襲来時における建物内部から建物外部への飛散防止を図る
- なお、本工事は併設する除染室・分析室に含まれる
- e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設：図リ建-65に示す本体及び前室の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
  - f. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設：図リ建-19に示す本体に電話設備の増設により、工場外への通信連絡を図る
  - g. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の改造<sup>注3)</sup>：図リ建-31に示す第2核燃料倉庫前室の自動火災報知設備を取り外し、仮移設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
  - h. 変更しない設備・機器(非常用通報設備(非常用ベル設備及び放送設備)、消火設備(屋外消火栓及び消火器))の検査：変更しない設備・機器である図リ建-19に示す非常ベル設備及び放送設備、図リ建-35に示す屋外消火栓及び図リ建-43に示す消火器の検査を行う。  
検査により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡及び初期消火における設備の確保を図る

##### 注)：施工上の注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明を取り外す場合は、所定の機能を發揮できる位置に非常用照明を代替措置として仮移設すること

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯を取り外す場合は、その近傍の見やすい箇所に誘導標識を代替措置として所定の機能を発揮できる位置に仮移設すること

注3) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を取り外す場合は、代替措置として住宅用火災報知器を設置し未警戒区域を作らないようにし、所定の機能を発揮できる位置に仮移設すること

## (2) 工事上の注意事項

### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

### b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

### c. 入退域・放射線管理

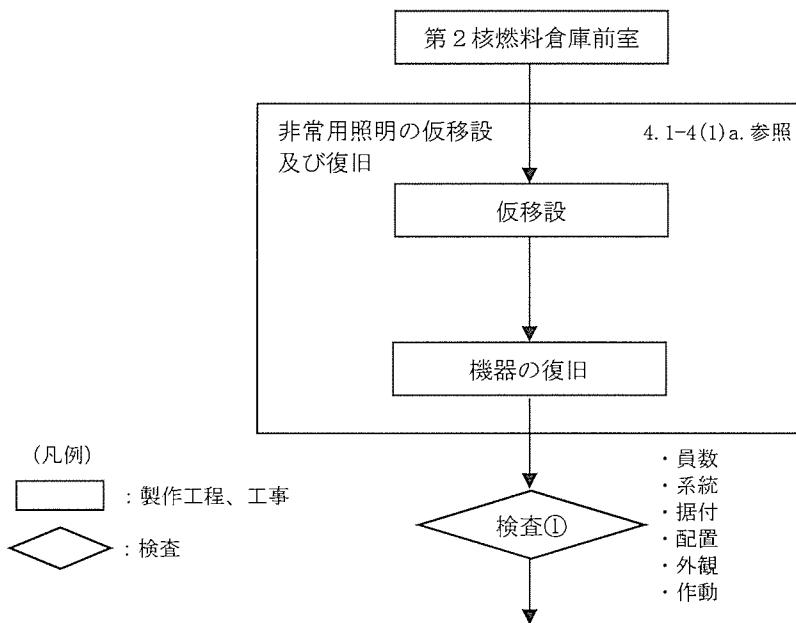
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

### d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

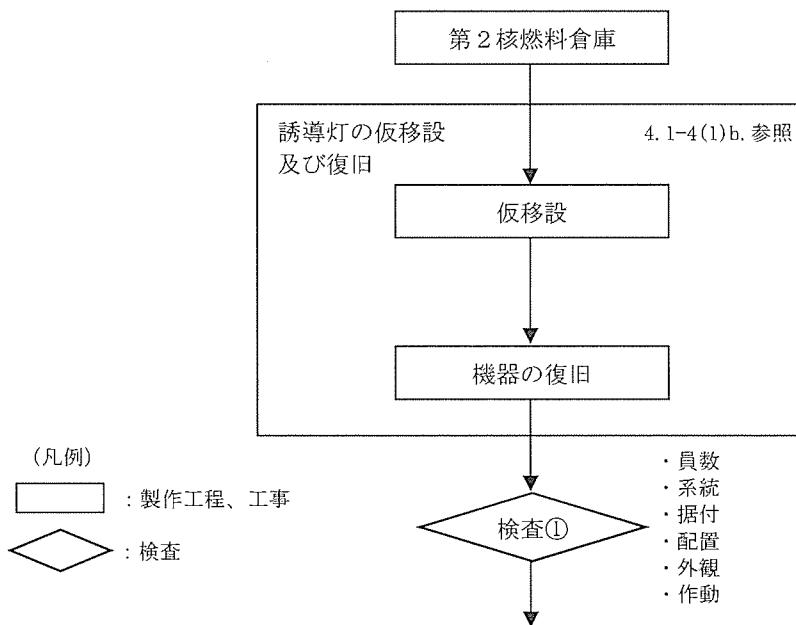
### e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



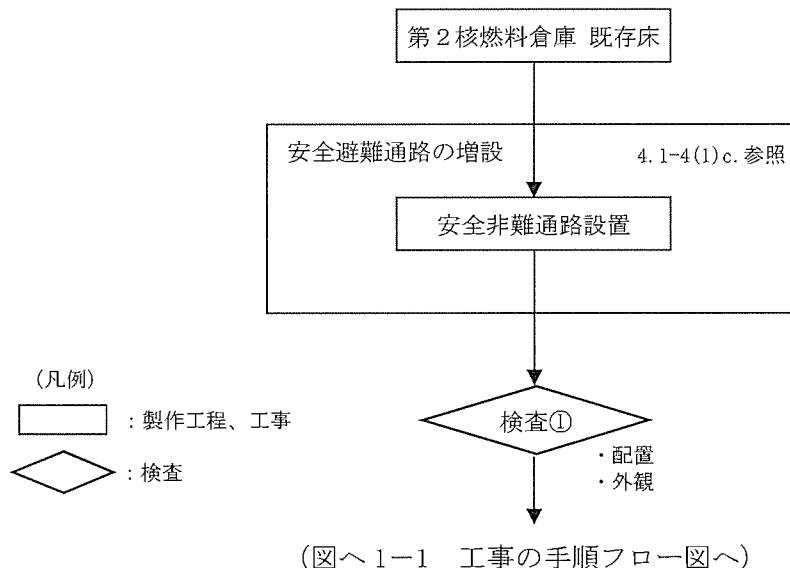
(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-1 緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧の手順フロー図

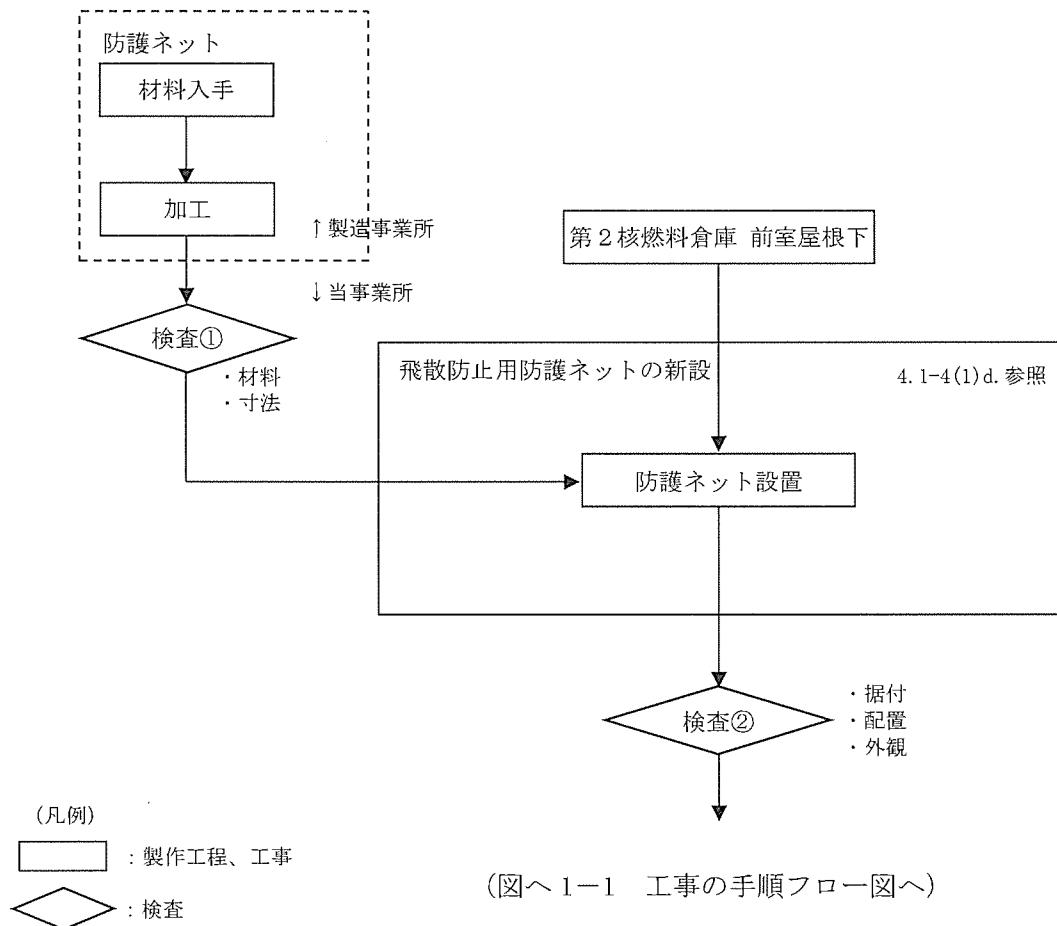


(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

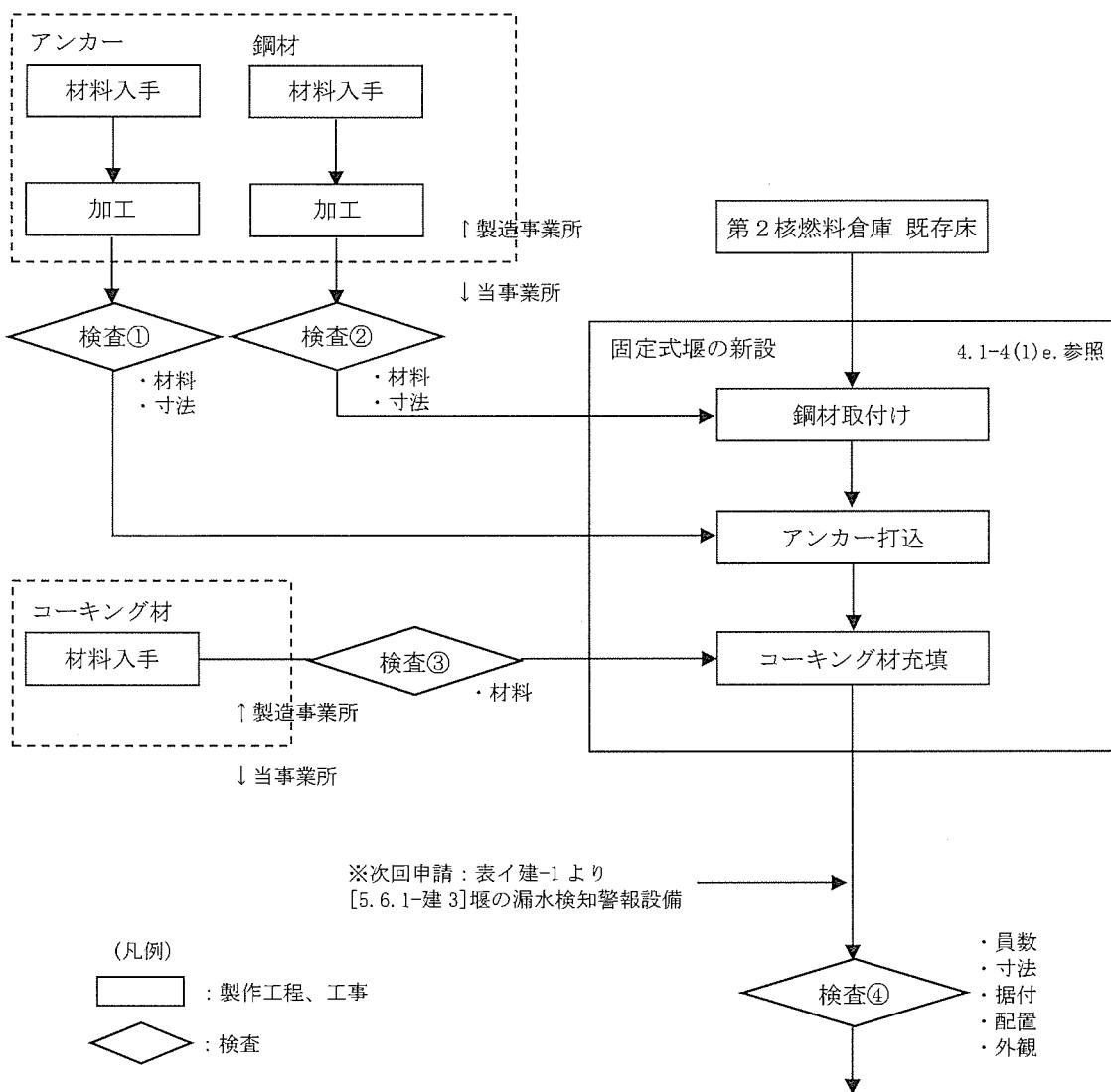
図リ 4-2 緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧の手順フロー図



図リ 4-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図

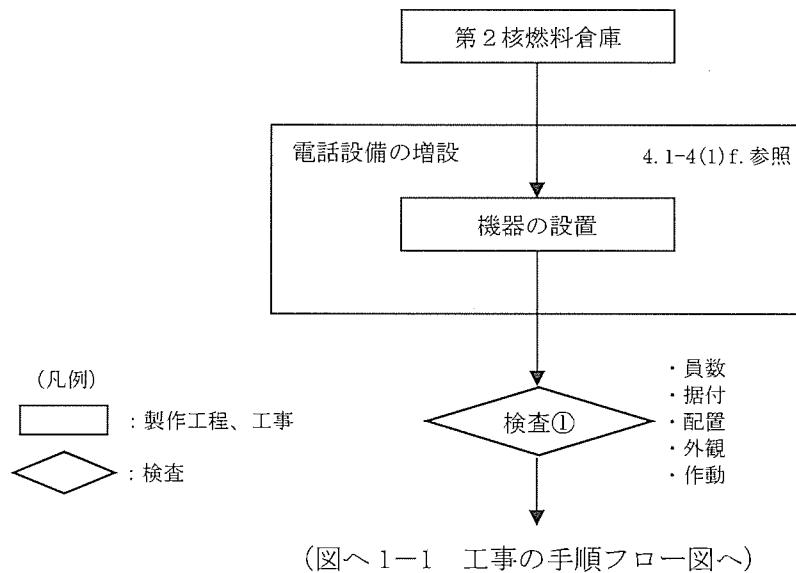


図リ 4-4 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設の手順フロー図

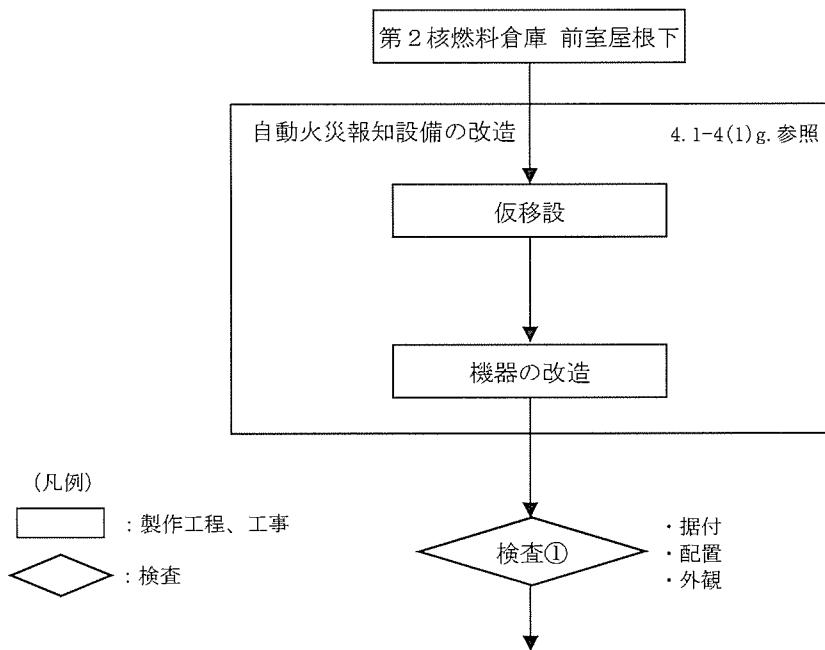


(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-5 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設の手順フロー図

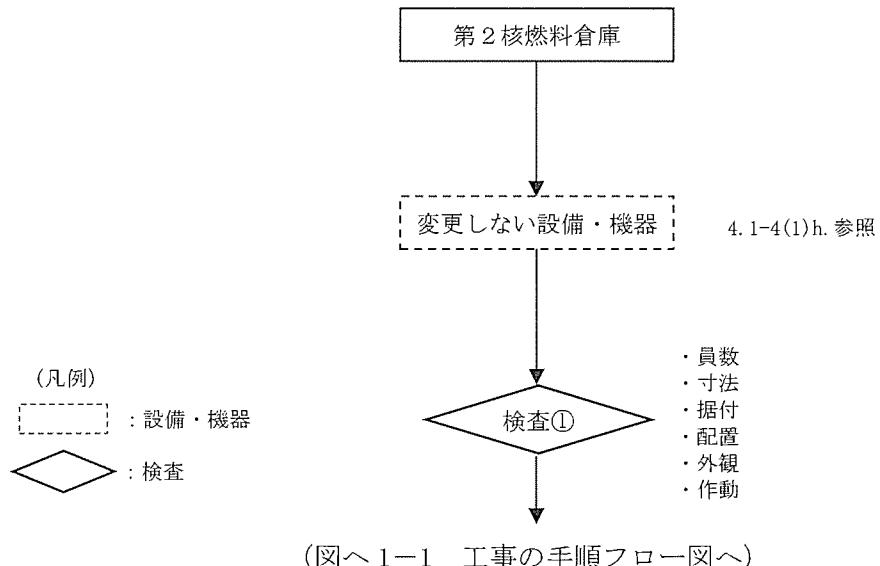


図リ 4-6 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図



(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-7 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の改造の手順フロー図



図リ 4-8 変更しない設備・機器(非常用通報設備(非常用ベル設備及び放送設備)、消火設備(屋外消火栓及び消火器))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-4に示す。

#### 4. 1-5 容器管理棟の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の容器管理棟の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、今回申請の非常用設備の取り外し対象機器を表リー10に示す。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧<sup>注1)</sup>：図リ建ー9に示す非常用照明を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧<sup>注2)</sup>：図リ建ー9に示す誘導灯を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建ー9に示す前室の床に安全避難通路を増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設：図リ建ー20に示す本体に電話設備の増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- e. 変更しない設備・機器の検査：変更しない設備・機器である図リ建ー20に示す非常ベル設備及び放送設備、図リ建ー32に示す自動火災報知設備、図リ建ー44に示す消火器及び図リ建ー35に示す屋外消火栓の検査を行う。

検査により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡及び初期消火における設備の確保を図る

注)：施工上の注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明を取り外す場合は、所定の機能を発揮できる位置に非常用照明を代替措置として仮移設すること

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯を取り外す場合は、その近傍の見やすい箇所に誘導標識を代替措置として所定の機能を発揮できる位置に仮移設すること

##### (2) 工事上の注意事項

###### a. 一般事項

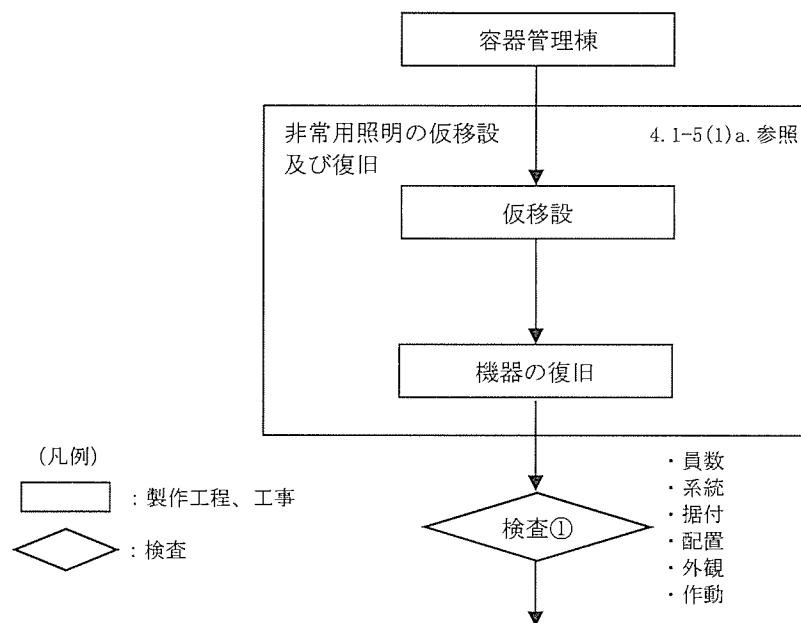
- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

###### b. 安全管理（防火を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実

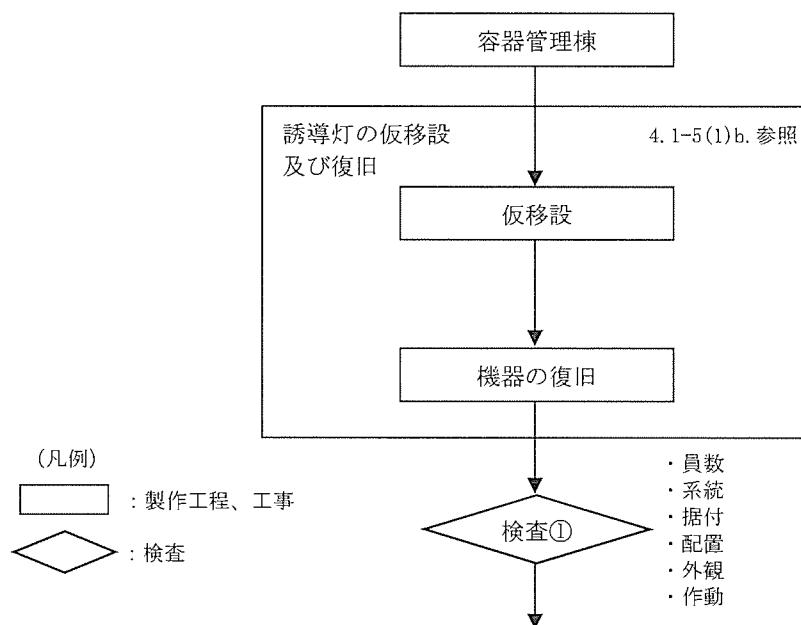
施する。

- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
  - ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



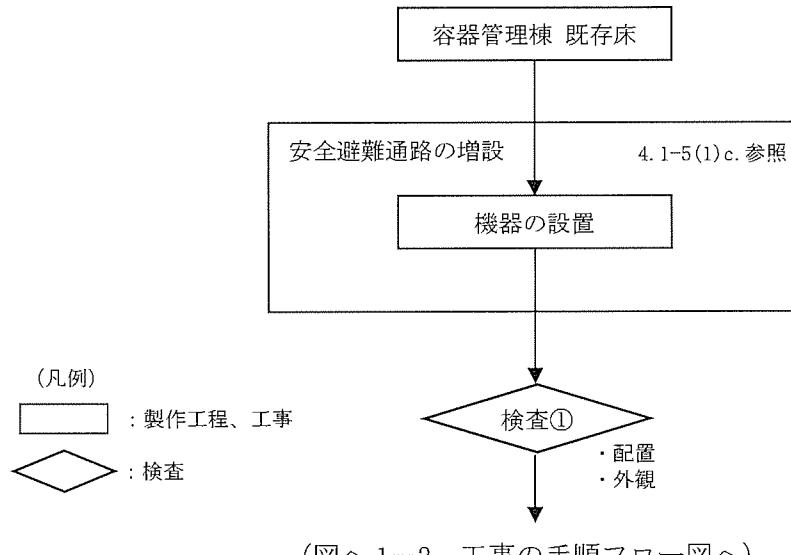
(図へ1-2 工事の手順フロー図へ)

図リ 5-1 緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧の手順フロー図

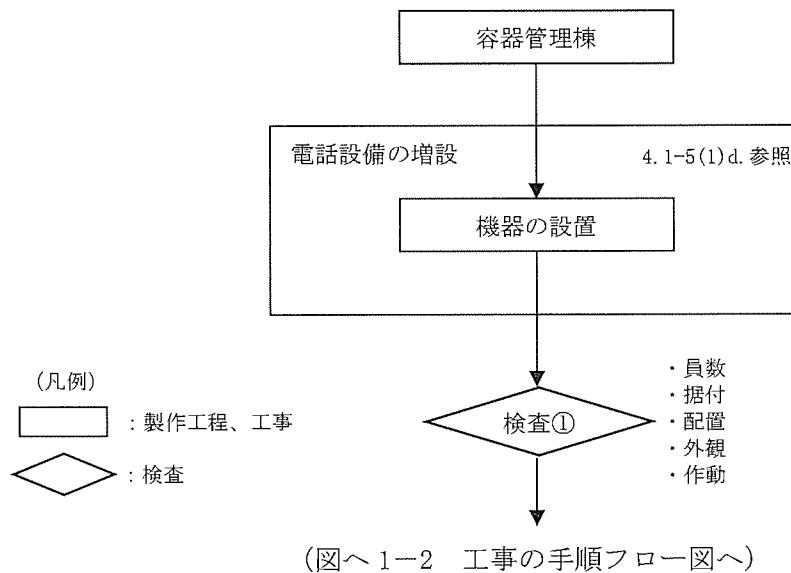


(図へ1-2 工事の手順フロー図へ)

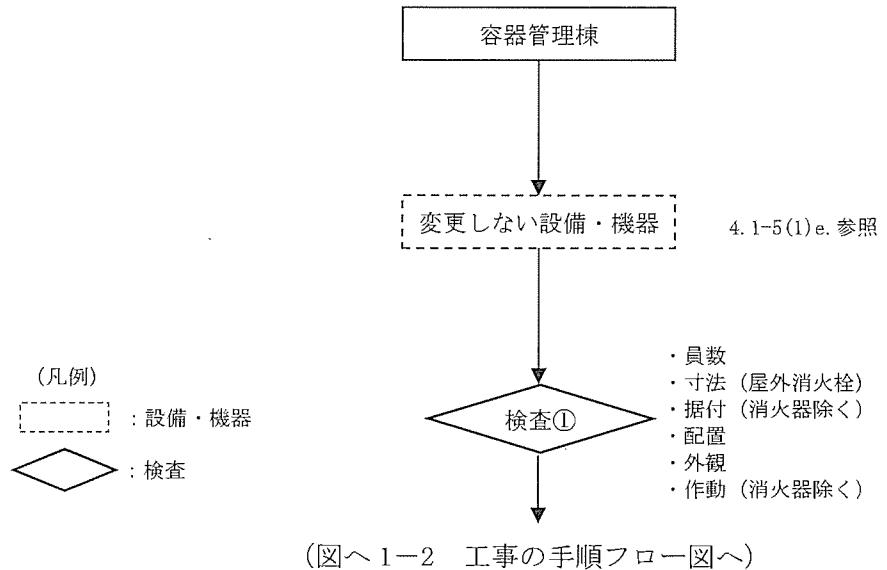
図リ 5-2 緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧の手順フロー図



図リ 5-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図



図リ 5-4 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図



図リ 5-5 変更しない設備・機器の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I – 2 検査の項目及び方法の表1-2-5に示す。

#### 4. 1-6 放射線管理棟の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の放射線管理棟の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リー9に示す。

工場室内の第1種管理区域の負圧維持、閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行う。

工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧<sup>注1)</sup>：図リ建-10に示す仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧<sup>注2)</sup>：図リ建-10に示す仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建-10に示す本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設：図リ建-54に示す放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の屋根下に飛散防止用防護ネットの新設により、竜巻襲来時における建物内部から建物外部への飛散防止を図る
- e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設：図リ建-67に示す本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- f. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)脱着式堰の新設：図リ建-67に示す本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- g. 非常用通報設備(放送設備)の復旧<sup>注3)</sup>：図リ建-21に示す仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- h. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設<sup>注4)</sup>：図リ建-21に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- i. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の改造<sup>注5)</sup>：図リ建-33に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- j. 消火設備(消火器)の復旧<sup>注6)</sup>：図リ建-45に示す仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る
- k. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建-35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

注) : 注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可

注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可

注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可

注5) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可

注6) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

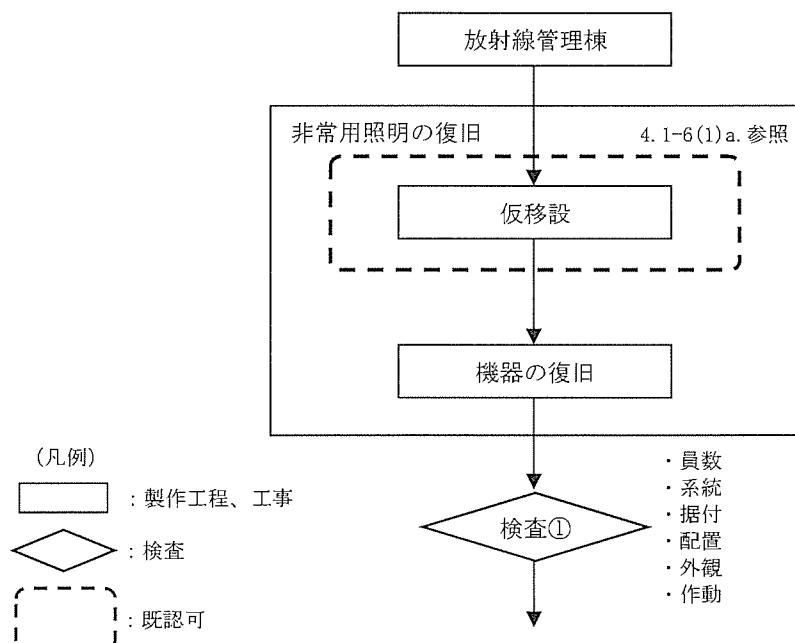
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

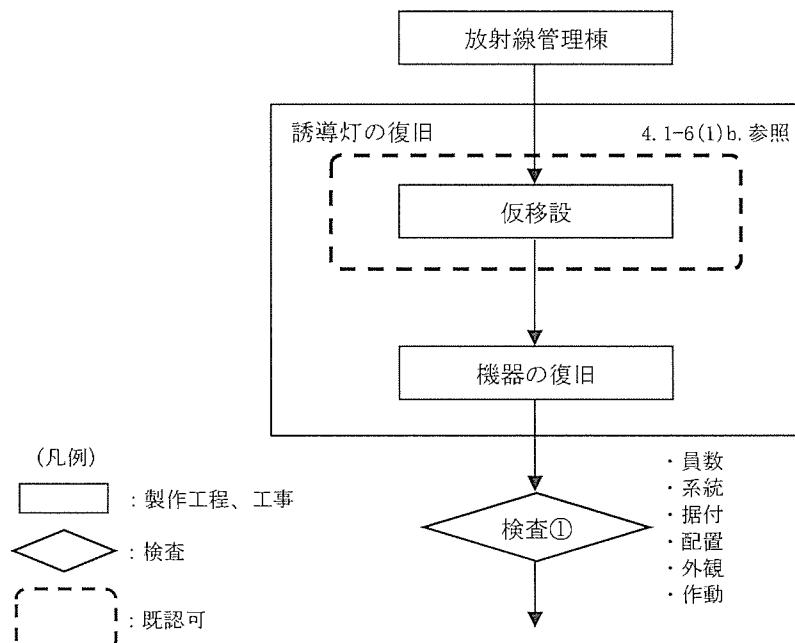
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



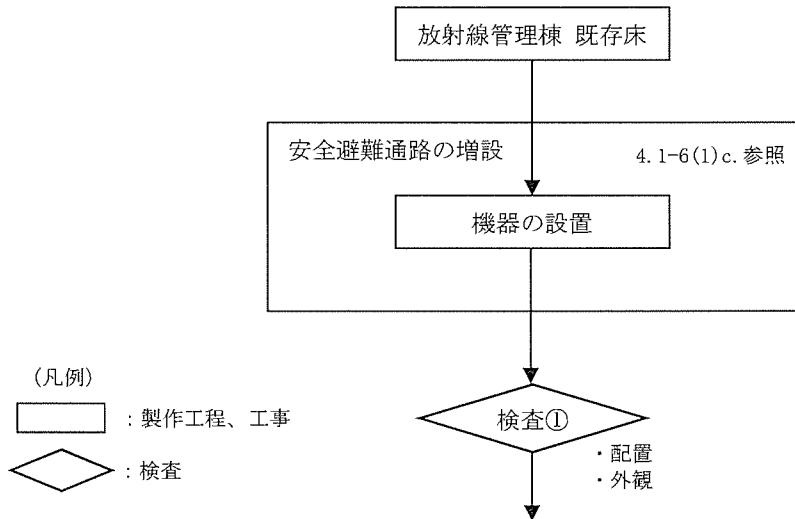
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図



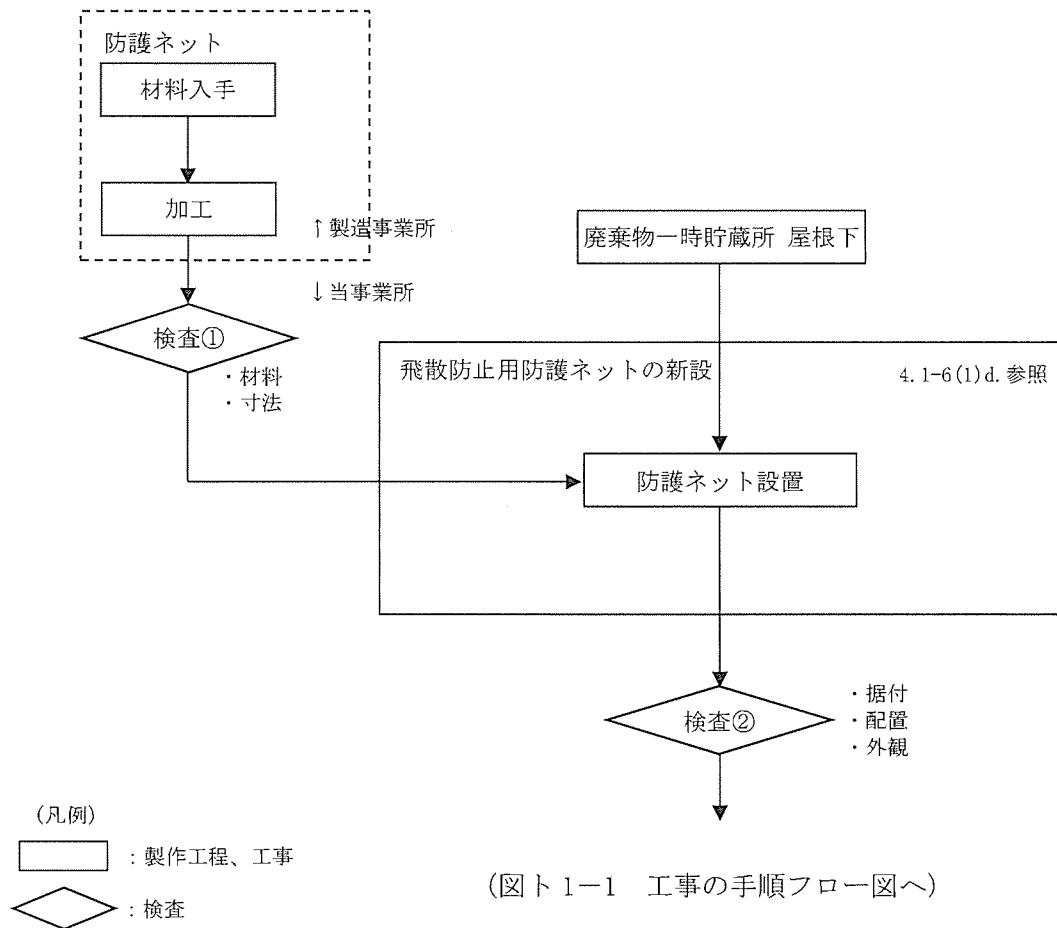
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図

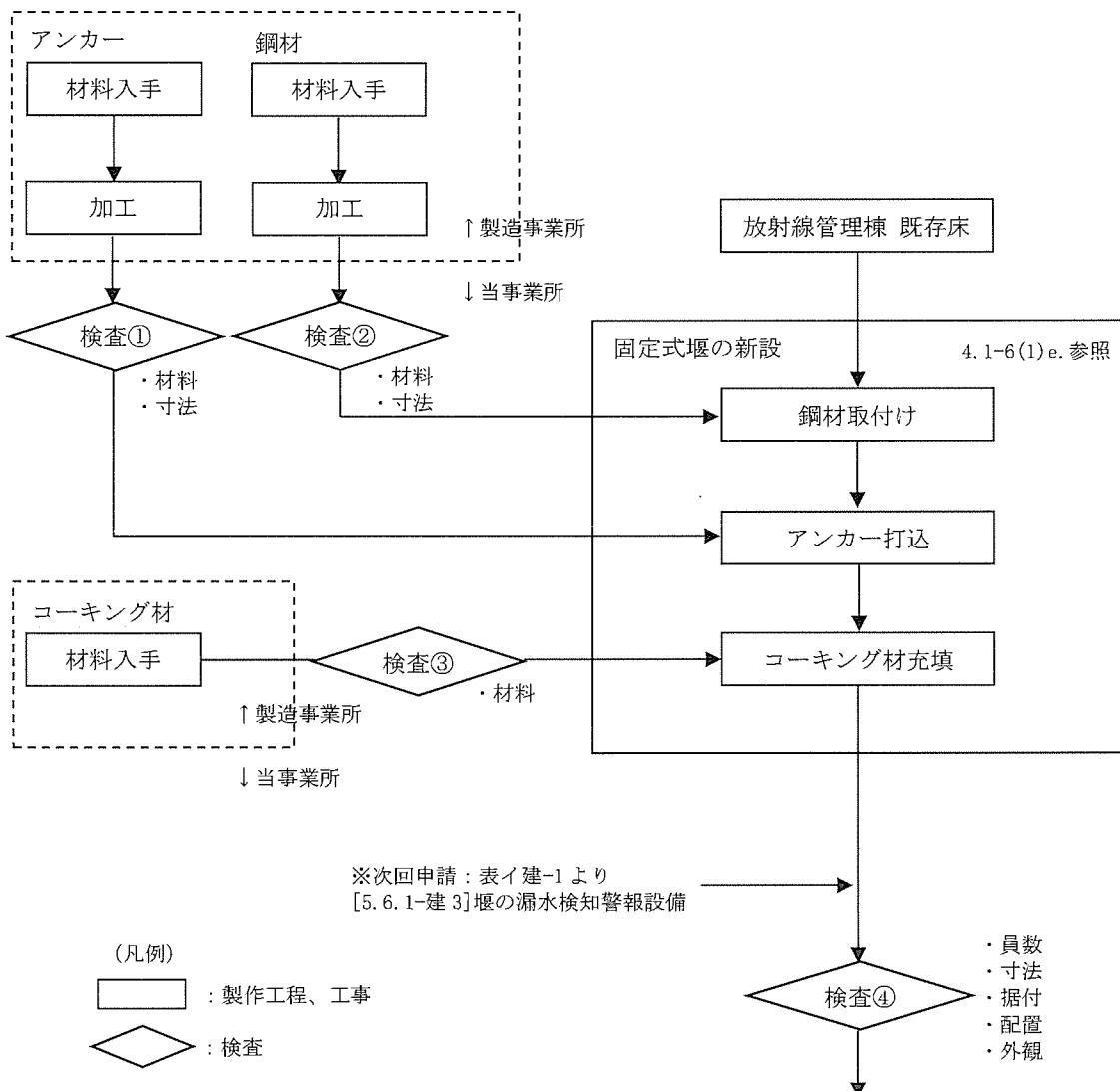


(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ6-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図

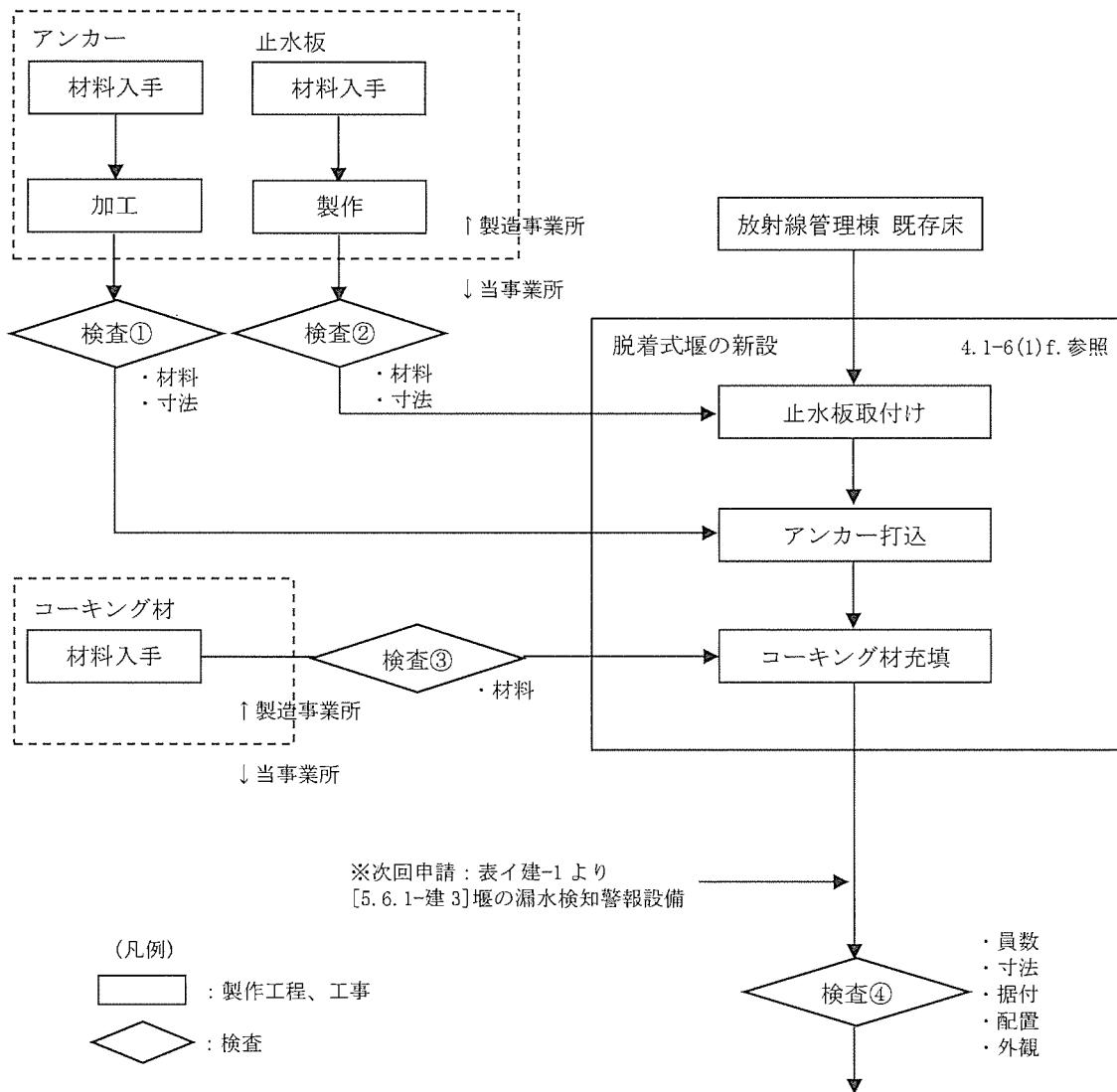


図リ 6-4 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設の手順フロー図



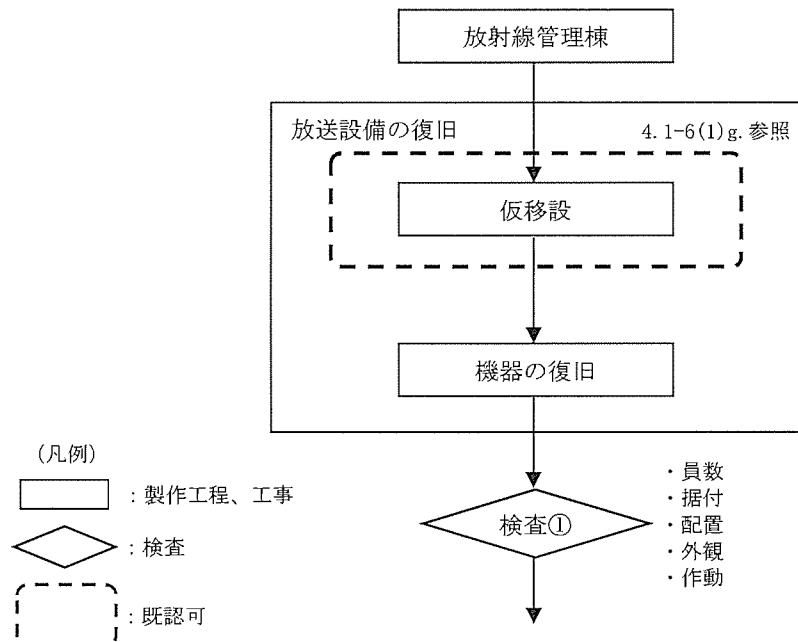
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ6-5 緊急対策設備(3)壁(内部溢水止水用)固定式壁の新設の手順フロー図



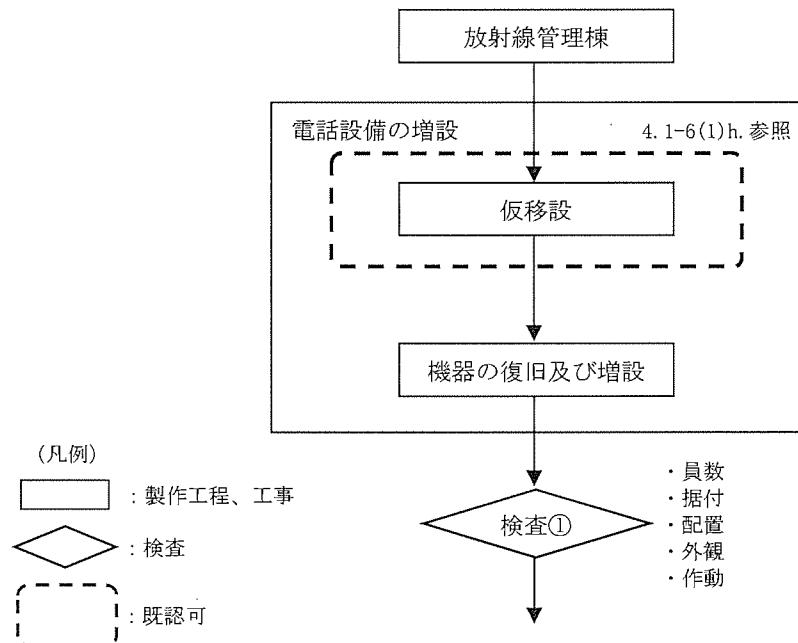
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-6 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)脱着式堰の新設の手順フロー図



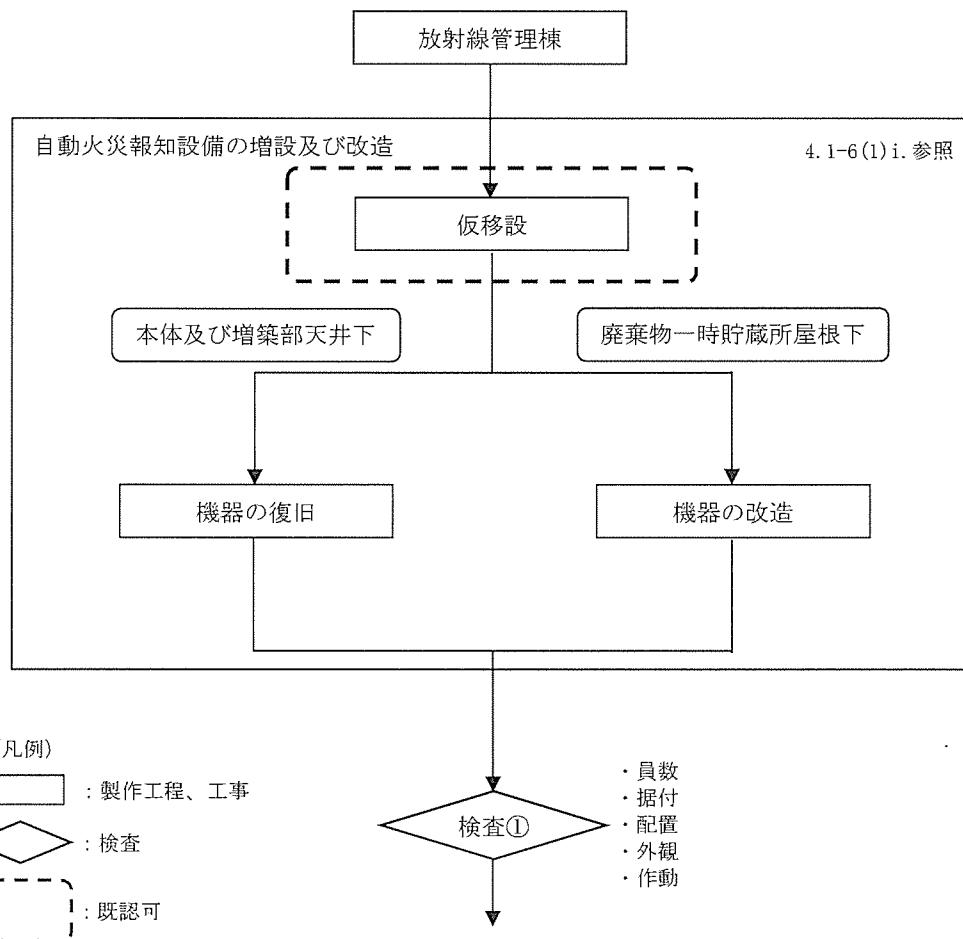
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-7 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



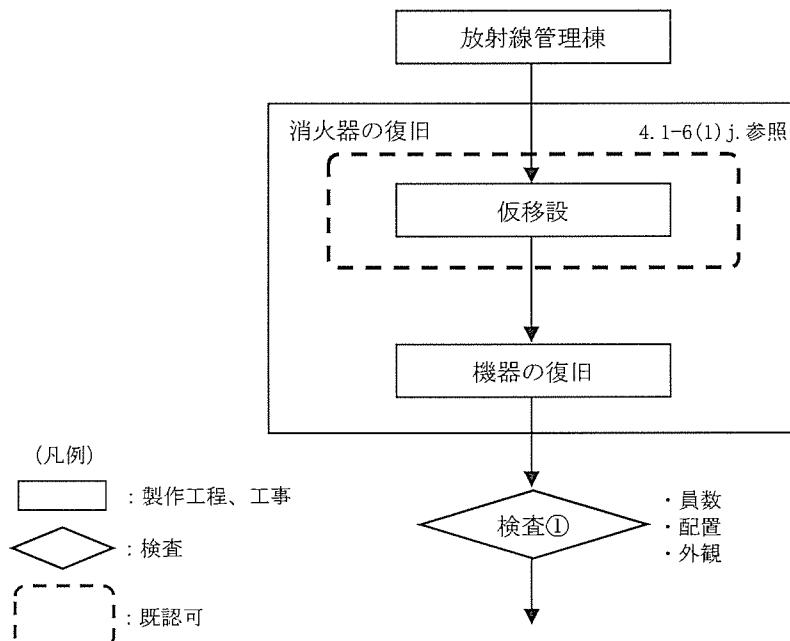
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-8 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図



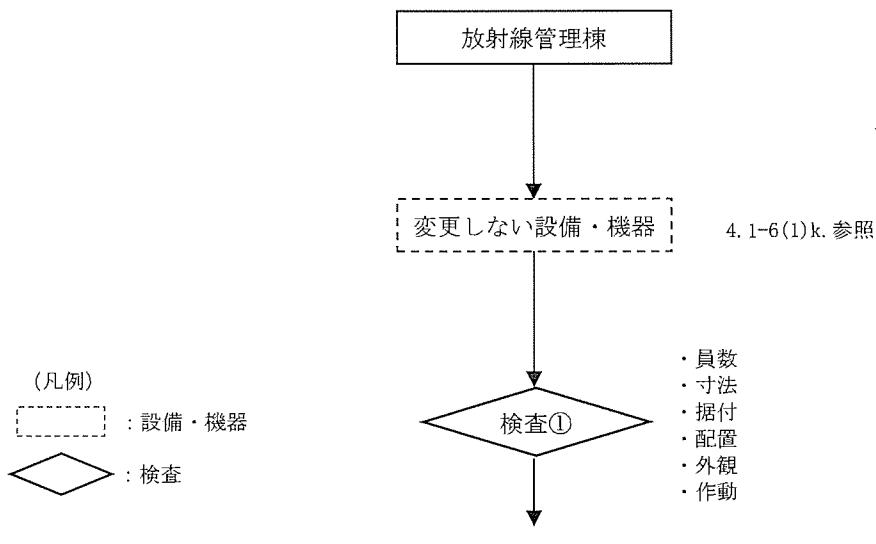
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ6-9 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の改造の手順フロー図



(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ6-10 消火設備(消火器)の復旧の手順フロー図



(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ6-11 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-6に示す。

#### 4. 1-7 放射線管理棟前室の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の放射線管理棟前室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の増設：図リ建-10に示す放射線管理棟前室に非常用照明の増設により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の増設：図リ建-10に示す放射線管理棟前室に誘導灯の増設により、事故発生時における避難経路の支持を図る
- c. 非常用通報設備(放送設備)の増設：図リ建-21に示す放射線管理棟前室に放送設備の増設により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- d. 自動火災報知設備(火災感知設備)の増設：図リ建-33に示す放射線管理棟前室に火災感知設備の増設により、事故発生時における火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- e. 消火設備(消火器)の増設：図リ建-45に示す放射線管理棟前室に消火設備の増設により、初期消火における設備の確保を図る
- f. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建-35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

##### (2) 工事上の注意事項

###### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

###### b. 安全管理（防火を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

###### c. 入退域・放射線管理

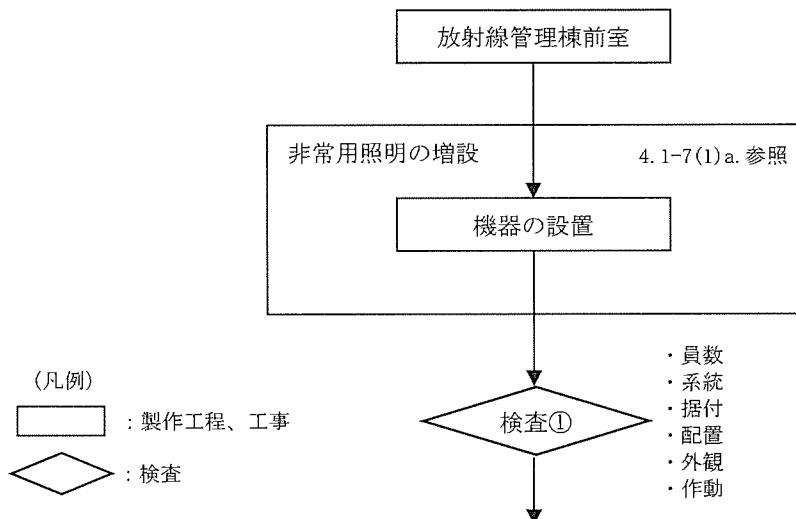
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

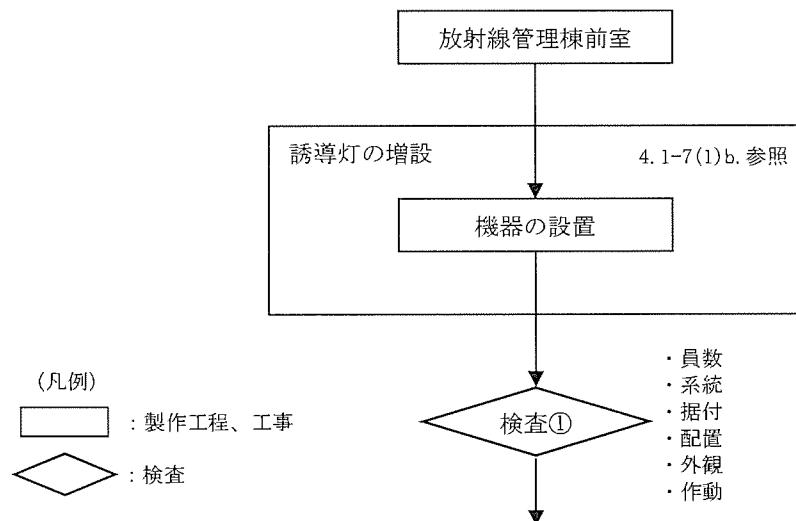
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



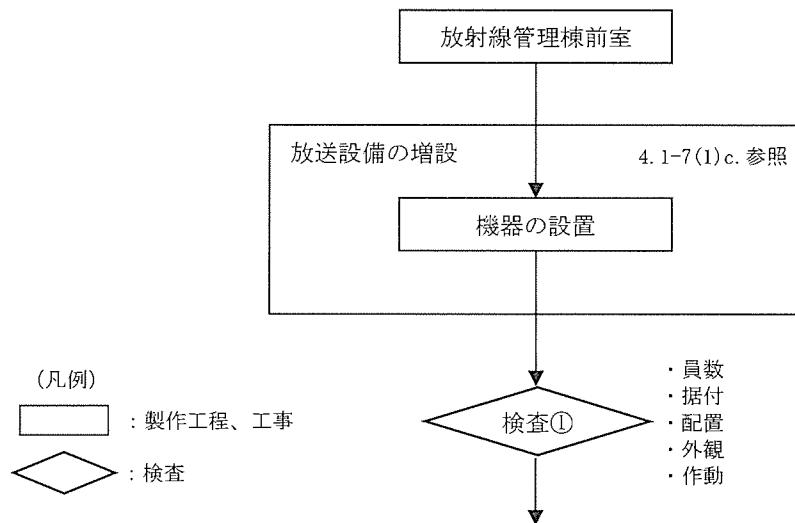
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ7-1 緊急対策設備(1)非常用照明の増設の手順フロー図



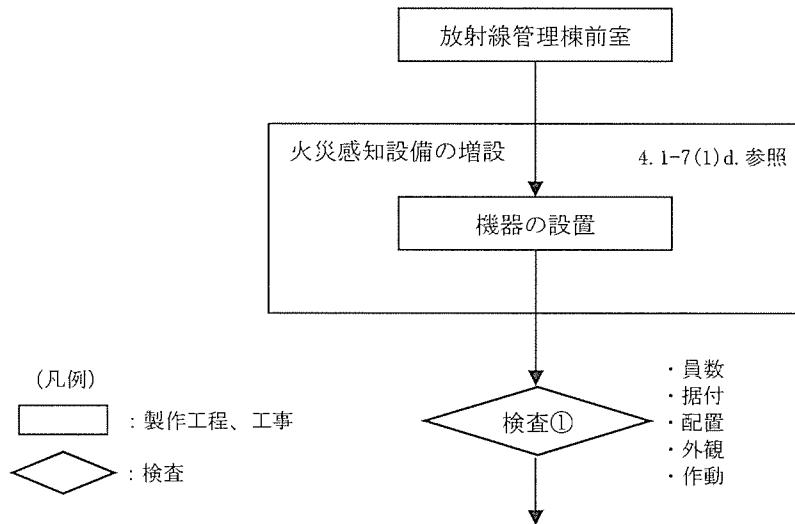
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ7-2 緊急対策設備(1)誘導灯の増設の手順フロー図



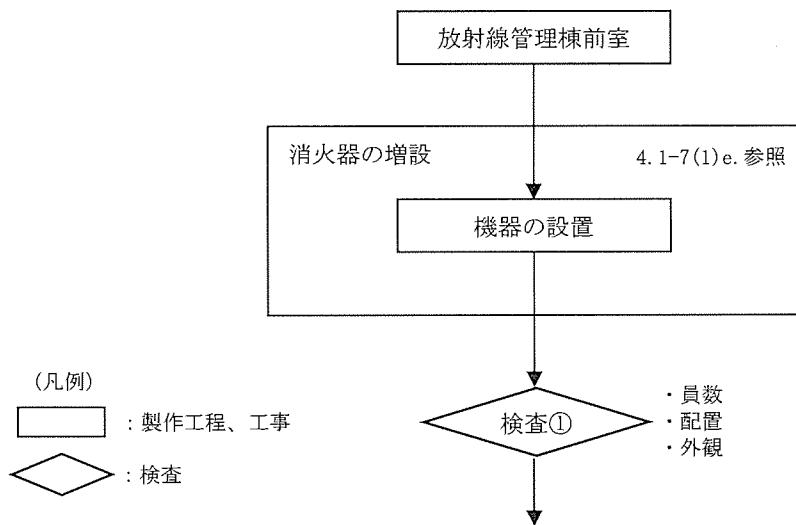
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ7-3 非常用通報設備(放送設備)の増設の手順フロー図



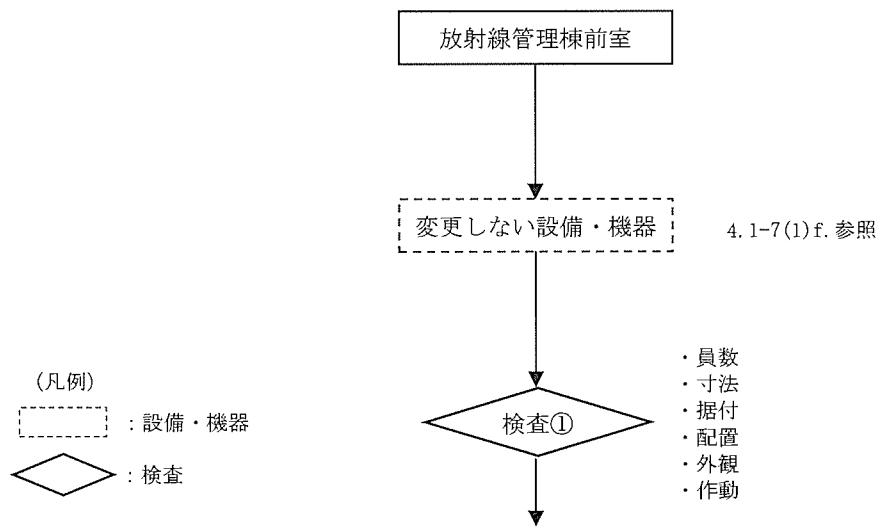
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ7-4 自動火災報知設備(火災感知設備)の増設の手順フロー図



(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ7-5 消火設備(消火器)の増設の手順フロー図



(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ7-6 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-7に示す。

#### 4. 1-8 除染室・分析室の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の除染室・分析室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リー9に示す。

工場室内の第1種管理区域の負圧維持、閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行う。

工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧<sup>注1)</sup>：仮移設した図リ建-11に示す非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
  - b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧<sup>注2)</sup>：仮移設した図リ建-11に示す誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
  - c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建-11に示す本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
  - d. 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設：図リ建-55に示す本体の屋根下に飛散防止用防護ネットの新設により、竜巻襲来時における建物内部から建物外部への飛散防止を図る
- また、本工事は併設する第2核燃料倉庫前室も含む
- e. 緊急対策設備(3)固定式堰(内部溢水止水用)の新設：図リ建-66に示す本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
  - f. 緊急対策設備(3)脱着式堰(内部溢水止水用)の新設：図リ建-66に示す本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
  - g. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧<sup>注3)</sup>：仮移設した図リ建-22に示す非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る
  - h. 非常用通報設備(放送設備)の復旧<sup>注4)</sup>：仮移設した図リ建-22に示す放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
  - i. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設<sup>注5)</sup>：仮移設した図リ建-22に示す電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
  - j. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の改造<sup>注6)</sup>：仮移設した図リ建-34に示す自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
  - k. 消火設備(消火器)の復旧<sup>注7)</sup>：仮移設した図リ建-46に示す消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る
1. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建-35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

注) : 注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可

注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可

注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可

注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可

注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可

注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

## (2) 工事上の注意事項

### a. 一般事項

- 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

### b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部所排気設備を仮設する。
- 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設する。
- 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

### c. 入退域・放射線管理

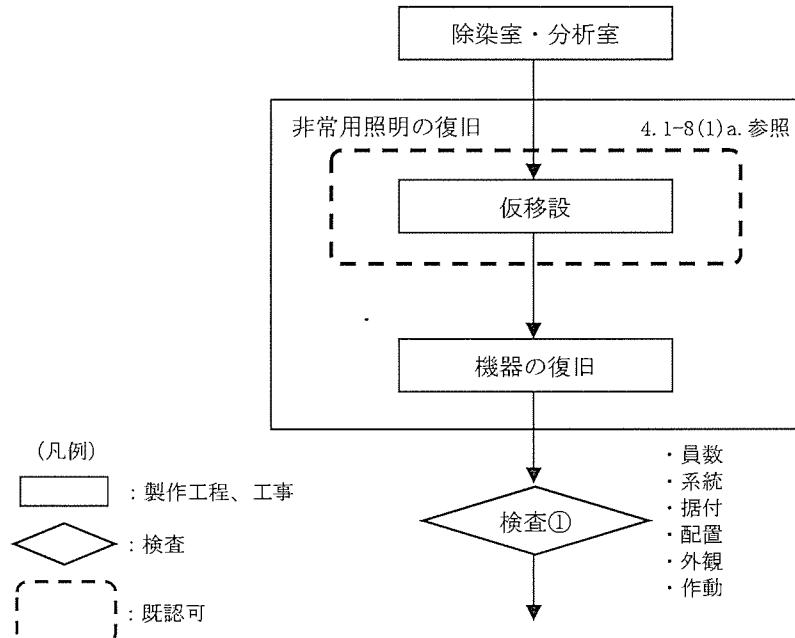
- 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

### d. その他

- 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

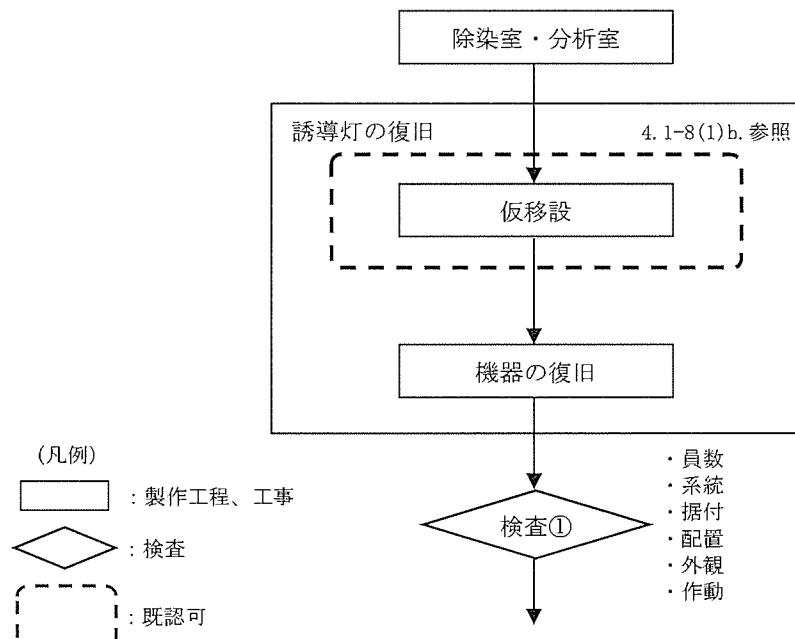
### e. 緊急時の対応

- 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



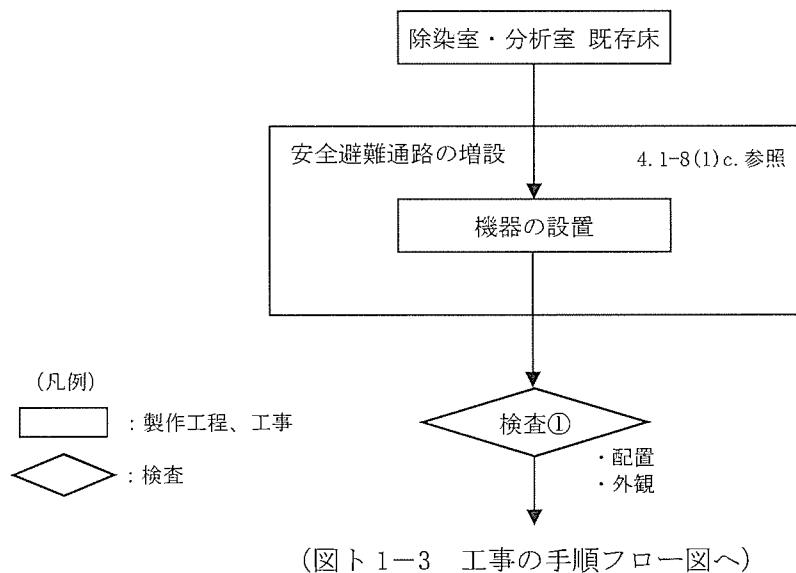
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図

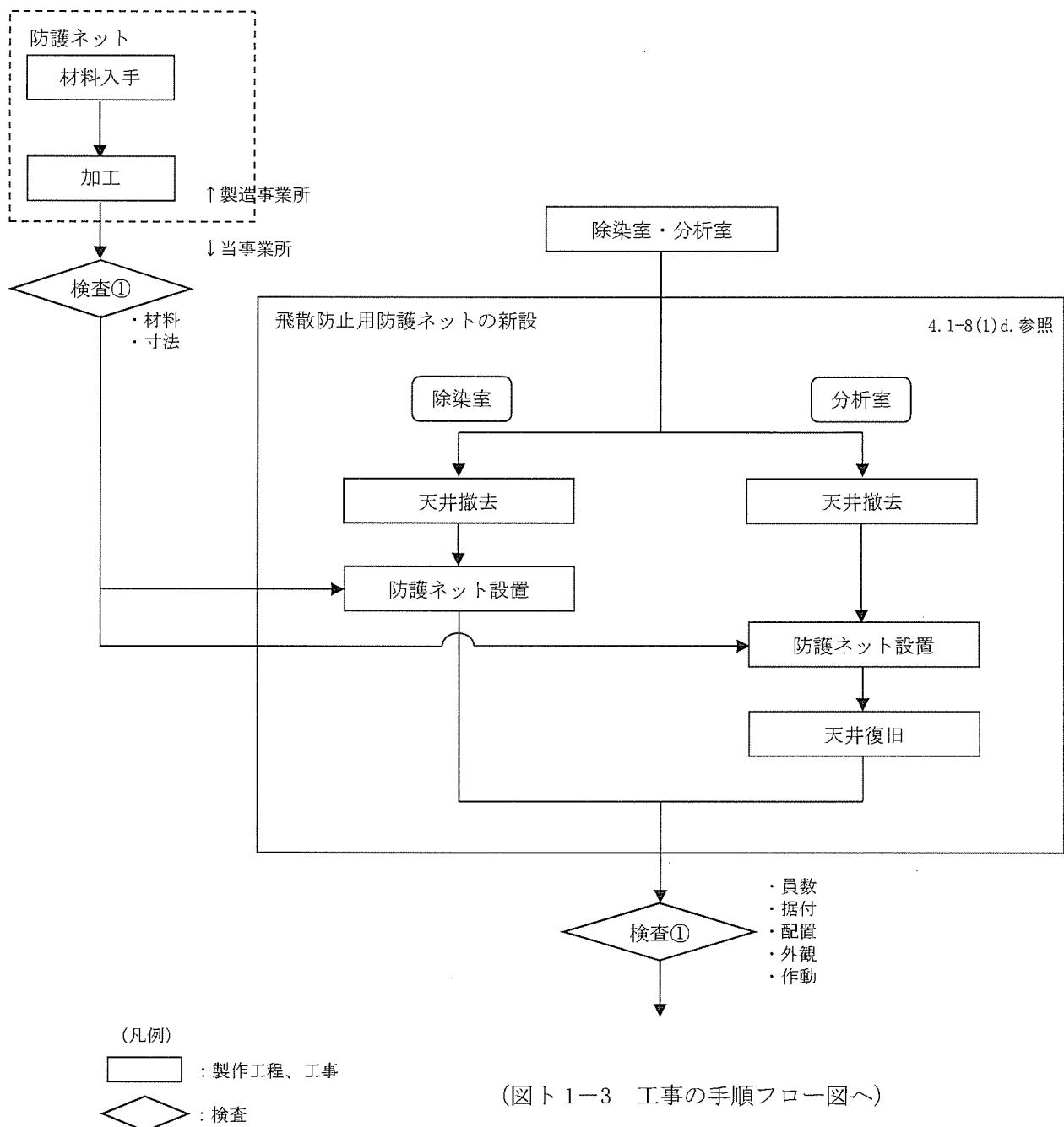


(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

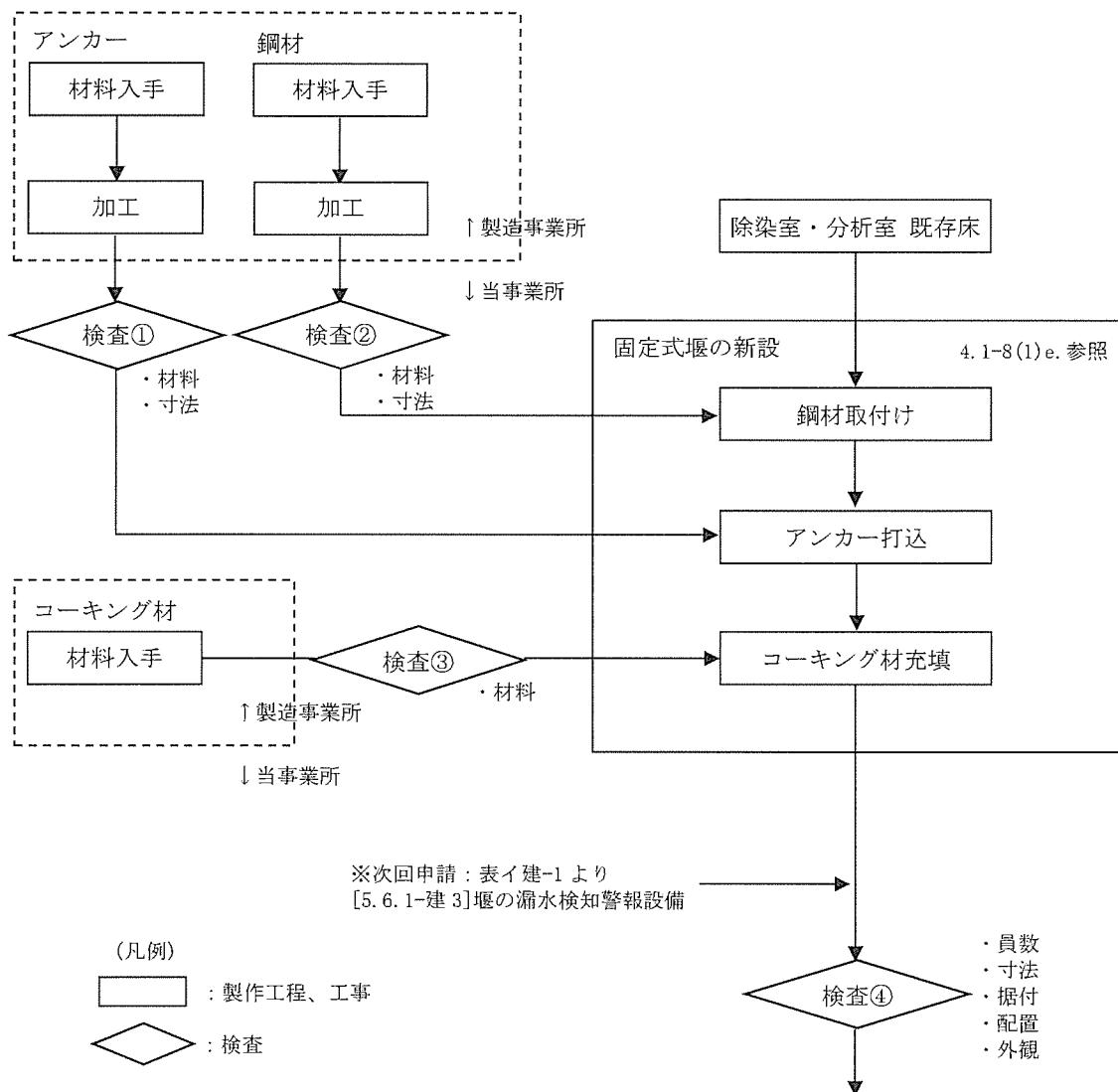
図リ8-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図



図リ 8-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図

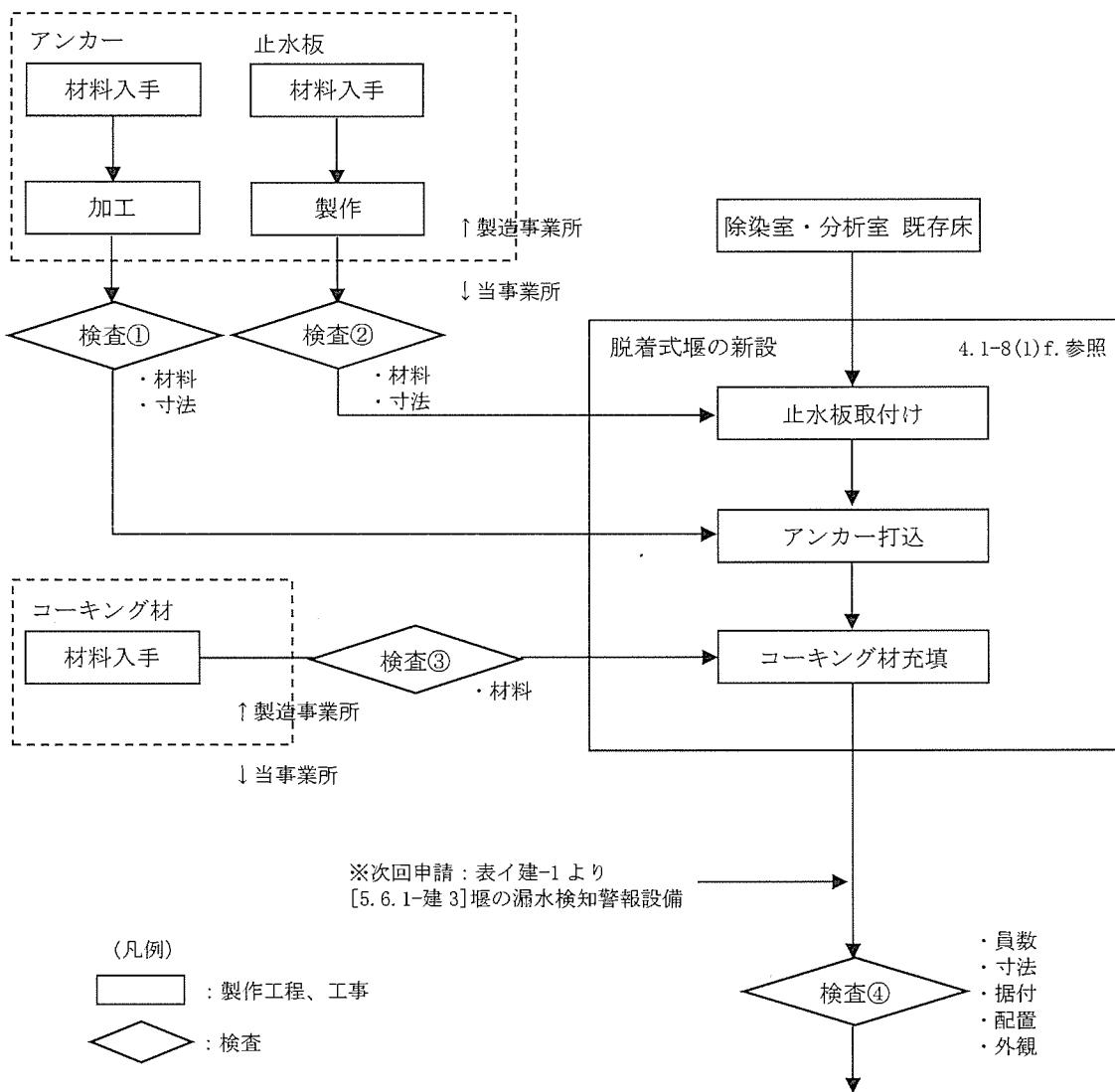


図リ8-4 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設の手順フロー図



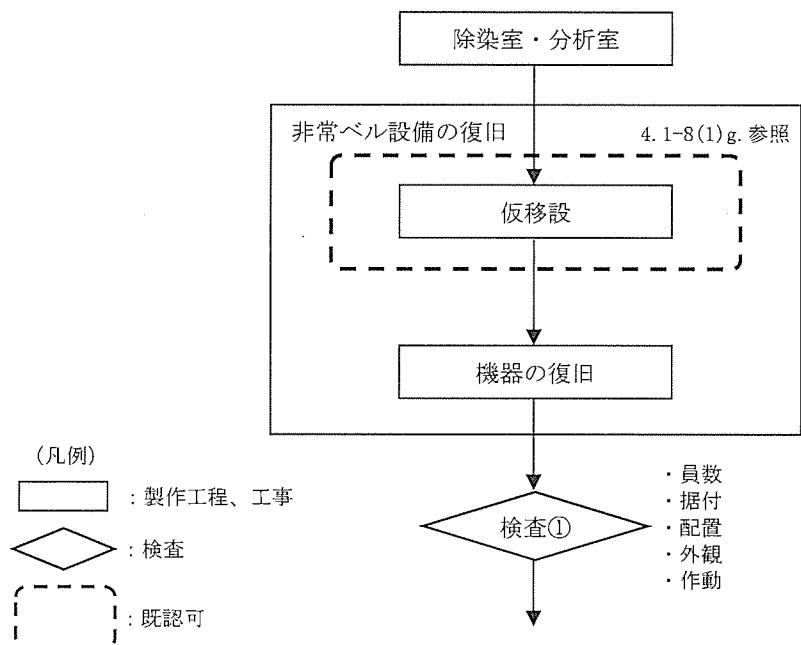
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-5 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設の手順フロー図



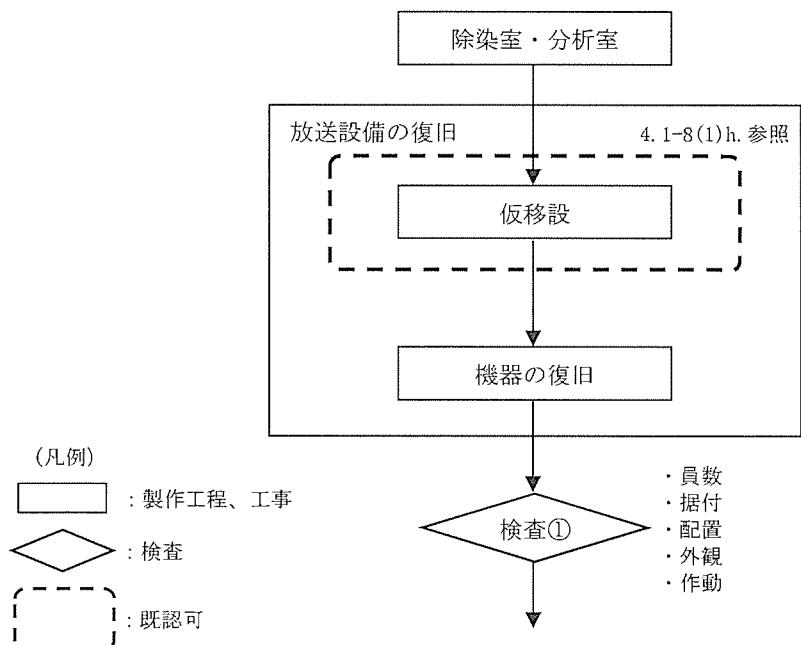
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-6 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)脱着式堰の新設の手順フロー図



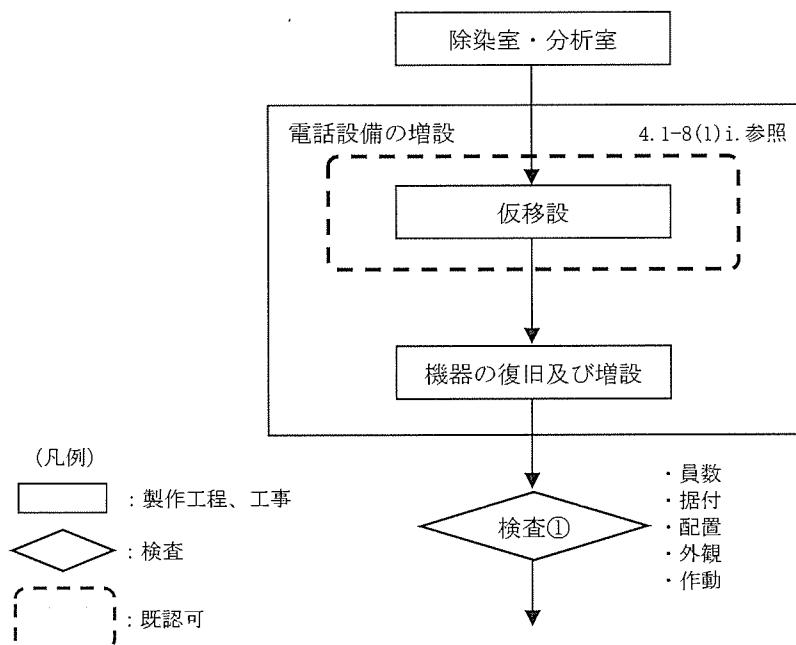
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-7 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧の手順フロー図



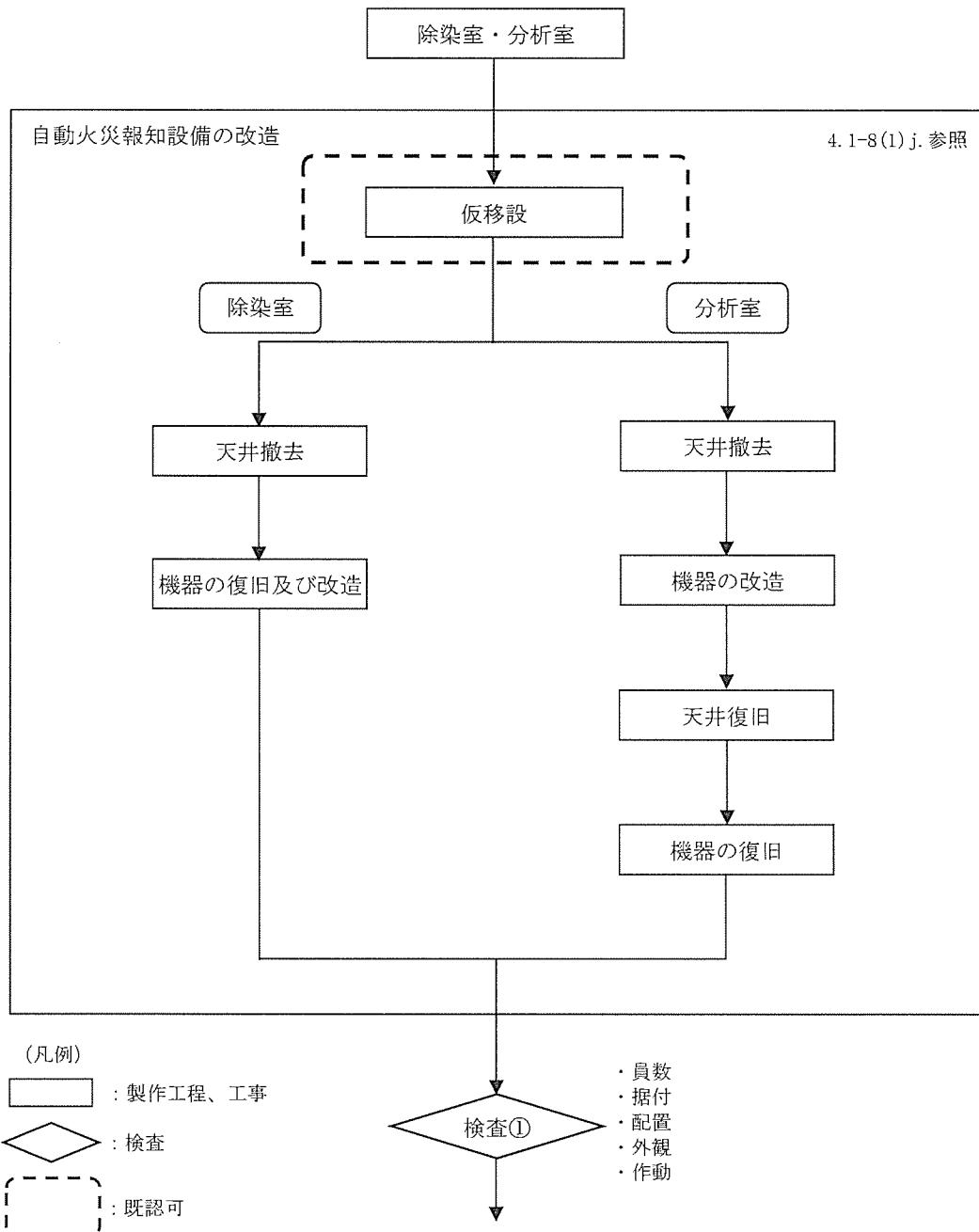
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-8 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



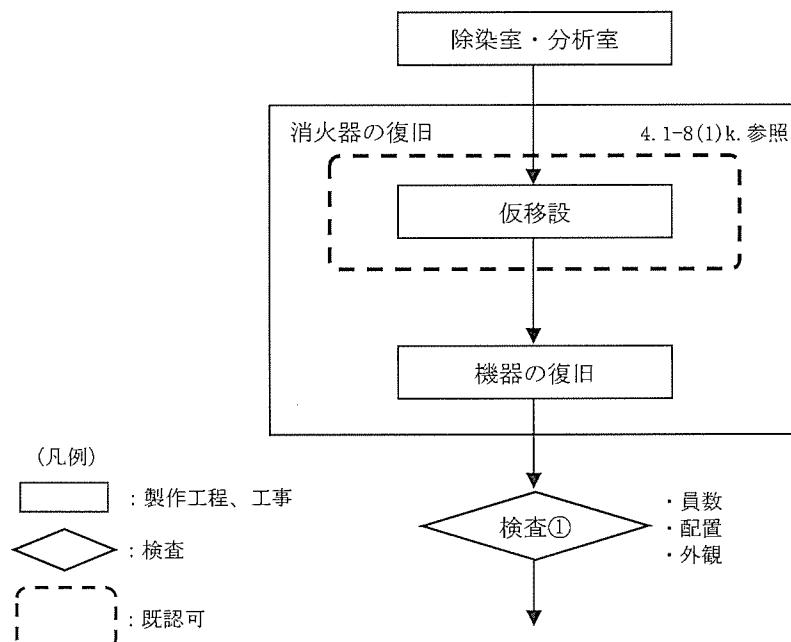
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-9 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図



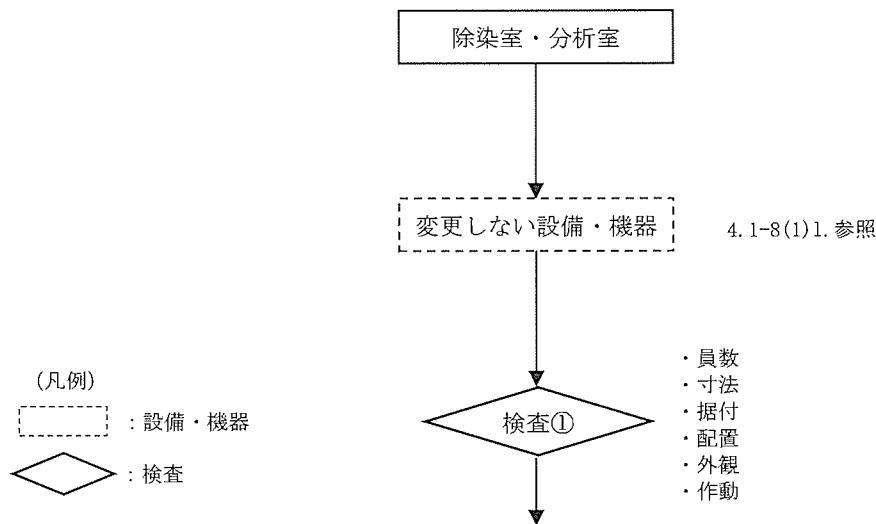
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ 8-10 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の改造の手順フロー図



(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-11 消火設備(消火器)の復旧の手順フロー図



(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-12 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I – 2 検査の項目及び方法の表1-2-8に示す。

## 5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

緊急対策設備(1)、非常用通報設備、自動火災報知設備、消火設備は、火災災害時における誘導、通報に不可欠であるとともに、継続使用する設備・機器への機能維持のための消火活動に不可欠であるため、継続して使用する。

緊急対策設備(1)、非常用通報設備、自動火災報知設備、消火設備は、I-2の検査で適合を確認した後、図イ1-1、図ハ1-1、図ホ1-1、図ヘ1-1、図ヘ1-2、図ト1-1及び図ト1-3に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

I-2 検査の項目及び方法

### 1. 各建物に関する検査の項目及び方法

今回申請する工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室及び除染室・分析室の検査の項目を表1-1に示す。非常用設備の検査の方法を表1-2に、改造部分の検査の方法を表1-3に、既存建物の検査の方法を表1-4に示す。

表1-1 検査の項目(1/5)

(注1)：外観検査(①機器の外観、②配管の確認)

表I-1 檢査の項目 (2/5)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	員数	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底
その他の加工施設	工場樹成型工場 ペレット加工室、 ペレット貯蔵室、 燃料棒補修室、 燃料棒溶接室、 機械室、電気室、 フィルタ室	非常用設備 緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし 変更なし	○ ○	① ①	— —	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	— —
		安全避難通路	増設	—	①	—	○ ○	○ ○	—	—	—	—
		非常用設備 緊急対策設備(2)	飛散防止用防護ネット	新設	—	①	○ ○	○ ○	—	—	○ ○	—
		非常用設備 緊急対策設備(3)	堰(内部溢水止水用)	新設	○	①	○ ○	○ ○	—	—	○ ○	—
		非常用設備 非常用通報設備	非常ベル設備	変更なし	○	①	—	○ ○	—	—	○ ○	—
		放送設備	変更なし	○	①	—	○ ○	○ ○	—	—	○ ○	—
		通信連絡設備(電話設備)	増設	○	①	—	○ ○	○ ○	—	—	○ ○	—
		非常用設備 火災感知設備及びそれに運動する警報設備	改造成	○	①	—	○ ○	○ ○	—	—	○ ○	—
		自動火災報知設備 非常用設備 消火設備	屋外消火栓	変更なし	○	①②	○ ○	○ ○	—	—	○ ○	—
		消防器	増設	○	①	—	○ ○	○ ○	—	—	○ ○	—
		非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明 誘導灯	変更なし	○	①	—	○ ○	—	—	○ ○	—
		安全避難通路	増設	—	①	—	○ ○	○ ○	—	—	○ ○	—
		非常用設備 緊急対策設備(2)	飛散防止用防護ネット	新設	—	①	○ ○	○ ○	—	—	○ ○	—
		非常用設備 非常用通報設備	非常ベル設備	変更なし	○	①	—	○ ○	—	—	○ ○	—
		放送設備	変更なし	○	①	—	○ ○	○ ○	—	—	○ ○	—
		通信連絡設備(電話設備)	増設	○	①	—	○ ○	○ ○	—	—	○ ○	—
		非常用設備 自動火災報知設備 非常用設備 消火設備	火災感知設備及びそれに運動する警報設備	増設及び改造	○	①	—	○ ○	—	—	○ ○	—
		屋外消火栓	変更なし	○	①②	○ ○	—	○ ○	—	—	○ ○	—
		消防器	増設	○	①	—	○ ○	○ ○	—	—	—	—

(注1) : 外観検査 (①機器の外観、②配管の確認)

表1-1 檢査の項目 (3/5)

施設名稱	設置場所	名稱	変更內容	員數	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底
その他加工施設	第2棲然料倉庫	非常用對策設備(1) 緊急対策設備(1)	非常用照明 誘導灯	変更なし 変更なし	○ ○	① ①	— —	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	— —
		安全避難通路	増設	—	○	①	—	○	○	○ ○	○ ○	— —
		非常用設備(2) 緊急対策設備(2)	飛散防止用防護ネット	新設	—	①	○	○	○	—	—	— —
		非常用対策設備(3) 緊急対策設備(3)	堰(内部溢水止水用)	新設	○	①	○	○	○	—	○ ○	— —
		非常用設備 非常用通報設備	非常ベル設備	変更なし	○	①	—	○	—	○ ○	○ ○	— —
		非常用設備 非常用通報設備	放送設備	変更なし	○	①	—	○	—	○ ○	○ ○	— —
		通信連絡設備(電話設備)	増設	○	①	—	○	—	—	○ ○	○ ○	— —
		非常用火災報知設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	改造	○	①	—	○	—	○ ○	○ ○	— —
		非常用火災報知設備 非常用設備	屋外消火栓	変更なし	○	①②	○	○	—	○ ○	○ ○	— —
		非常用火災報知設備 非常用設備	消火器	変更なし	○	①	—	○	—	—	—	— —
容器管理棟	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	変更なし	○	①	—	○	—	○ ○	○ ○	○ ○	— —
		誘導灯	変更なし	○	①	—	○	—	○ ○	○ ○	○ ○	— —
		安全避難通路	増設	—	①	—	○	—	—	—	—	— —
		非常用設備 非常用通報設備	非常ベル設備	変更なし	○	①	—	○	—	○ ○	○ ○	— —
		非常用設備 非常用通報設備	放送設備	変更なし	○	①	—	○	—	○ ○	○ ○	— —
		通信連絡設備(電話設備)	増設	○	①	—	○	—	○ ○	○ ○	○ ○	— —
		非常用火災報知設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	変更なし	○	①	—	○	—	○ ○	○ ○	— —
		非常用火災報知設備 非常用設備	屋外消火栓	変更なし	○	①②	○	○	—	○ ○	○ ○	— —
		非常用火災報知設備 非常用設備	消火器	変更なし	○	①	—	○	—	—	—	— —

(注1) : 外観検査 (①機器の外観、②配管の確認)

表1-1 檢查0)項目 (4/5)

施設名称	設置場所	名称	変更内容		員数	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底
			変更なし	変更なし									
その他加工施設	放射線管理棟	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	○	①	-	○	-	○	○	○	○	-
	塵水処理室、 廃棄物缶詰室、 廃棄物一時貯蔵所、 シヤワー室、検査室、 管理室、前室	誘導灯	変更なし	○	①	-	○	-	○	○	○	○	-
	安全避難通路	増設	-	①	-	○	-	-	-	-	-	-	-
	非常用設備 緊急対策設備(2)	飛散防止用防護ネット	新設	-	①	○	○	-	○	-	○	-	-
	非常用設備(3)	堰(内部溢水止水用)	新設	○	①	○	○	-	○	-	○	-	-
	緊急対策設備	放送設備	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	-	-
	非常用設備 非常用通報設備	通信連絡設備(電話設備)	増設	○	①	-	○	-	○	○	○	-	-
	非常用設備 自動火災警報設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	改造	○	①	-	○	-	○	○	○	-	-
	非常用設備	屋外消火栓	変更なし	○	①②	○	○	-	○	○	○	-	-
	非常用設備 非常火警備	消火器	変更なし	○	①	-	○	-	○	-	-	-	-
	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	増設	○	①	-	○	-	○	○	○	○	-
	誘導灯	増設	○	①	-	○	-	○	○	○	○	○	-
	非常用設備 非常用通報設備	放送設備	増設	○	①	-	○	-	○	○	○	○	-
	非常用設備 自動火災警報設備	火災感知設備	増設	○	①	-	○	-	○	○	○	○	-
	非常用設備 消火設備	屋外消火栓	変更なし	○	①②	○	○	-	○	○	○	○	-
	消火器	増設	○	①	-	○	-	○	○	○	○	○	-
放射線管理棟前室	放射線管理棟前室	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	○	①	-	○	-	○	○	○	○	-
		誘導灯	増設	○	①	-	○	-	○	○	○	○	-
		非常用設備 非常用通報設備	放送設備	増設	○	①	-	○	-	○	○	○	-
		非常用設備 自動火災警報設備	火災感知設備	増設	○	①	-	○	-	○	○	○	-
		非常用設備 消火設備	屋外消火栓	変更なし	○	①②	○	○	-	○	○	○	-
		消火器	増設	○	①	-	○	-	○	○	○	○	-

(注1) 外銀持者 (①機器の外銀、②配管の確認)

表1-1 検査の項目 (5/5)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	員数	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底
その他の加工施設	除染室・分析室 分析室、 除染室(2)、 作業室(2)	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	○	①	—	○	—	○	○	○	—
		誘導灯	変更なし	○	①	—	○	—	○	○	○	—
		安全避難通路	増設	—	①	—	○	—	—	—	—	—
		非常用設備(2)	飛散防止用防護ネット	新設	—	①	○	○	—	—	○	—
		緊急対策設備(2)	堰(内部溢水止水用)	新設	○	①	○	○	—	—	○	—
		非常用設備(3)	非常ベル設置	変更なし	○	①	—	○	—	—	○	—
		緊急対策設備(3)	非常ベル設置	変更なし	○	①	—	○	—	—	○	—
		非常用通報設備	放送設備	変更なし	○	①	—	○	—	—	○	—
		非常用通報設備	通信連絡設備(電話設備)	増設	○	①	—	○	—	—	○	—
		非常用火災警報設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	改造	○	①	—	○	—	—	○	—
		自動火災警報設備	屋外消火栓	変更なし	○	①②	○	○	—	—	○	—
		非常用設備	消火器等	変更なし	○	①	—	○	—	—	—	—

(注1) : 外観検査(①機器の外観、②配管の確認)

表1-2-1 工場棟軒換工場の非常用設備の検査の方法（1/4）

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備 備急対策設備(1)	非常用照明の復旧 図リ1-1	検査① 非常用照明の員数を目視により確認する。 系統 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。 接付 非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。
	配置 非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。	非常用照明が申請内容のとおりであること。
外観 作動	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していることを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。 非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
誘導灯の復旧 図リ1-2	検査① 誘導灯の員数を目視により確認する。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。
系統 接付	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。 誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。 誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
配置	誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。
外観 作動	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯すること。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。 非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
安全遮離通路の増設 図リ1-3	検査① 安全遮離通路の配置を目視により確認する。	安全遮離通路の配置が申請内容のとおりであること。	安全遮離通路の配置が申請内容のとおりであること。
非常用設備 備急対策設備(2)	検査① 防護ネットの新設 図リ1-4	検査① 材料 防護ネットの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 寸法 防護ネットの金洞溝径の寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	防護ネットの材質が申請内容のとおりであること。 防護ネットの材質が不燃性材料であること。 防護ネットの寸法が申請内容のとおりであること。
	検査② 接付	防護ネットが建物の壁、柱、梁等に固定されていることを施工業者の品質記録により確認する。	防護ネットが建物の壁、柱、梁等に固定されていること。
	配置	防護ネットの配置を施工業者の品質記録により確認する。	防護ネットの配置が申請内容のとおりであること。
外観	防護ネットに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	防護ネットに有害な傷及び変形がないこと。	防護ネットに有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-1 工場停電換工場の非常用設備の検査の方法（2/4）

検査の項目	検査の方法	判定基準	
非常用設備 緊急対策設備(3) 図1-1-5	検査① 壇(内部溢水止水 用)固定式壇の新設 図1-1-5	材料 寸法 検査② 材料 検査③ 材料 検査④ 材料 外観	アンカー及び鋼材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』に より確認する。 アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。 コーティング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 固定式壺の員数を目視により確認する。 固定式壺の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。 固定式壺の配置を施工業者の品質記録により確認する。 固定式壺に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 アンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。 アンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
	検査⑤ 材料 寸法 据付 配置	止水板の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 止水板の外形寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 コーティング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 脱着式壺の員数を目視により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。 アンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。 止水板がアルミニウム合金とクロロレンゴムスポンジであること。 コーティング材がフッ素樹脂系であること。
	検査⑥ 材料 寸法 据付 配置 外観	脱着式壺の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。 脱着式壺の配置を施工業者の品質記録により確認する。 脱着式壺に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	脱着式壺の設置位置が申請内容のとおりであること。 脱着式壺の設置位置が申請内容のとおりであること。 脱着式壺に有害な傷及び変形がないこと。
	検査⑦ 材料 寸法 据付 配置 外観		

表1-2-1 工場棟軒換工場の非常用設備の検査の方法（3/4）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 非常用通報設備 図リ1-7	非常ベル設備の検査①	員数	非常ベル設備の員数を目視により確認する。	非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。
	操作	員数	非常ベル設備に建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常ベル設備が申請内容のとおりであること。
	配管	員数	非常ベル設備の配管を目視により確認する。	非常ベル設備の配管が申請内容のとおりであること。
	外観	員数	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないこと。
	作動	員数	非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	非常ベル設備が正常に作動すること。
	放送設備の検査①	員数	放送設備の員数を目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。
	操作	員数	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	配管	員数	放送設備の配管を目視により確認する。	放送設備の配管が申請内容のとおりであること。
	外観	員数	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
	作動	員数	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	放送設備が正常に作動すること。
通信連絡設備(電話 設備)の検査① 図リ1-9	通信連絡設備の検査①	員数	通信連絡設備を目視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。
	操作	員数	通信連絡設備が棚、作業机等に据付けられていることを目視により確認する。	通信連絡設備が棚、作業机等に据付けられていること。
	配管	員数	通信連絡設備の配管を目視により確認する。	通信連絡設備の配管が申請内容のとおりであること。
	外観	員数	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	通信連絡設備に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	作動	員数	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。
	放送設備の検査①	員数	自動火災報知設備の員数を自視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。
	操作	員数	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	配管	員数	自動火災報知設備の配管を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配管が申請内容のとおりであること。
	外観	員数	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。
	作動	員数	自動火災報知設備(感知器)による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
非常用設備 自動火災報知設備 これに連動する警 報設備の復旧及 改造 図リ1-10	自動火災報知設備(ベル) について、作動試験を行い、正常に作動する。	員数	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。
	自動火災報知設備(感知器) について、作動試験を行い、正常に作動する。	員数	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。

表1-2-1 工場・倉庫換工場の非常用設備の検査の方法（4/4）

検査の項目	検査の方法		判定基準
	検査①	検査②	
非常用設備 消火設備	消火器の増設 図リ1-11	消火器の員数を目視により確認する。 消火器の配置を目視により確認する。	消火器の員数が申請内容のとおりであること。 消火器の配置が申請内容のとおりであること。
外観		消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消火器に有害な傷及び変形がないこと。
変更しない設備・ 機器の検査	消火設備(屋外消火栓) 図リ1-12	屋外消火栓の員数を目視により確認する。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。 屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。 屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。 屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。 屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。
外観		屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。
作動		不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。 屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。 屋外消火栓が正常に作動すること。

表1-2-2 工場棟成型工場の非常用設備の検査の方法（1/4）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 緊急遮蔽装置(1) 図リ2-1	非常用照明の復旧 検査①	員数	非常用照明の員数を目視により確認する。	非常用照明の員数が申請内容とおりであること。
系統	非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。		非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。	
接付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。		非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	
配管	非常用照明の配管を目視により確認する。		非常用照明の配管が申請内容とおりであること。	
外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。		非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。	
作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。		非常用照明のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。	
誘導灯の復旧 図リ2-2	誘導灯① 検査①	員数	誘導灯の員数を目視により確認する。	誘導灯の員数が申請内容とおりであること。
系統	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。		誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。	
接付	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。		誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	
配管	誘導灯の配管を目視により確認する。		誘導灯の配管が申請内容とおりであること。	
外観	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。		誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。	
作動	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。		非常用照明のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。	
安全避難通路の増設 図リ2-3	安全避難通路の配管を目視により確認する。 検査①	配管	安全避難通路の配管が申請内容とおりであること。	安全避難通路の配管が申請内容とおりであること。
外観	安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。		安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。	
非常用設備 緊急遮蔽装置(2) 図リ2-4	飛散防止用防護ネットの新設 検査①	材料	防護ネットの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	防護ネットの材質が申請内容とおりであること。
	寸法	寸法	防護ネットの全網縫合の寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	防護ネットの材質が不燃性材料であること。
	検査②	接付	防護ネットが建物の壁、柱、梁等に固定されていることを施工業者の品質記録により確認する。	防護ネットの寸法が申請内容とおりであること。
	配管	接付	防護ネットが壁、柱、梁等に固定されていることを施工業者の品質記録により確認する。	防護ネットの寸法が申請内容とおりであること。
	外観	接付	防護ネットに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	防護ネットに有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-2 工場棟構成型工場の非常用設備の検査の方法（2/4）

検査の項目	検査の方法		判定基準
	検査①	検査②	
非常用設備 緊急耐震設備(3) 図り2-5	検査① 寸法	材料 アンカー及び鋼材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼材が不燃性材料であること。 アンカーの材質及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③ 寸法	材料 コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が_____であること。
	検査④ 寸法	固定式堰の員数を目視により確認する。 固定式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の員数が申請内容のとおりであること。 固定式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。
	据付	固定式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	固定式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。
	配置	固定式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	固定式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	固定式堰に有害な傷及び変形がないこと。
	検査① 寸法	材料 アンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 アンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。 アンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
	検査② 寸法	材料 止水板の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板が_____であること。
	検査③ 寸法	止水板の外形寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板の寸法が申請内容のとおりであること。
	検査④ 寸法	材料 コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が_____であること。
非常用設備 脱着式堰の新設 図り2-6	検査① 寸法	員数 脱着式堰の員数を目視により確認する。	脱着式堰の員数が申請内容のとおりであること。
	据付	脱着式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。
	配置	脱着式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	脱着式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観	脱着式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の配置が申請内容のとおりであること。
			脱着式堰に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-2 工場構成型工場の非常用設備の検査の方法（3/4）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 非常用連絡設備 図リ2-7	非常ベル設備の復旧	検査①	員数	非常ベル設備の員数を目視により確認する。
	操作	操作	員数	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。
	配電	操作	員数	非常ベル設備の配置を目視により確認する。
	外観	操作	員数	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないこと。
	作動	操作	員数	非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。
	放送設備の復旧 図リ2-8	検査①	員数	放送設備の員数を目視により確認する。
	操作	操作	員数	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。
	配電	操作	員数	放送設備の配置を目視により確認する。
	外観	操作	員数	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。
	作動	操作	員数	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。
通信連絡設備(電話 設置)の増設 図リ2-9	通信連絡設備の配電	検査①	員数	通信連絡設備の員数を目視により確認する。
	操作	操作	員数	通信連絡設備が箱、作業机等に付けられていることを目視により確認する。
	配電	操作	員数	通信連絡設備の配電を目視により確認する。
	外観	操作	員数	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。
	作動	操作	員数	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。
非常用設備 自動火災報知設備 その他の改修 図リ2-10	火災感知設備及び警報設備の改修	検査①	員数	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。
	操作	操作	員数	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。
	配電	操作	員数	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。
	外観	操作	員数	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。
	作動	操作	員数	自動火災報知設備(感知器)について、加速度による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。
自動火災報知設備 図リ2-11	自動火災報知設備(感知器)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	操作	員数	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
	自動火災報知設備(感知器)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	操作	員数	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。

表1-2-2 工場棟(大型工場の)非常用設備の検査の方法(4/4)

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 消火装置	消火器の増設 図り2-11	検査①	員数	消火器の員数が申請内容のとおりであること。
		配置		消火器の配置が申請内容のとおりであること。
外観				消火器に有害な傷及び変形がないこと。
変更しない設備・ 機器の検査	消防設備(屋外消火 栓) 図り2-12	検査①	員数 寸法	屋外消火栓の員数を目視により確認する。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。
		埋付		屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。
		配置		屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。
外観				屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。
				不凍式の屋外消火栓が緊急を目的により確認する。
		作動		屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。

表1-2-3 工場棟組立工場の非常用設備の検査の方法（1/3）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用緊急照明の復旧 図リ3-1	検査① 員数	非常用緊急照明の員数を目視により確認する。 非常用緊急照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	非常用緊急照明が非常用電源系統により確認する。	非常用緊急照明が非常用電源系統に接続されていること。
非常用緊急照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	検査② 寸法	非常用緊急照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用緊急照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	非常用緊急照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
非常用緊急照明の配置を目視により確認する。	検査③ 作動	非常用緊急照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 非常用緊急照明について、非常用電源のブレーカーを解放後、40秒以上バッテリにより点灯すること。	非常用緊急照明に有害な傷及び変形がないこと。 非常用電源のブレーカーを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。	非常用緊急照明に有害な傷及び変形がないこと。
誘導灯の員数を目視により確認する。	検査④ 系統	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	誘導灯が非常用電源系統により確認される。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	検査⑤ 作動	誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	検査⑥ 外観	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
誘導灯について、非常用電源のブレーカーを解放後、40秒以上バッテリにより点灯すること。	検査⑦ 配置	誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯が非常用電源のブレーカーを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。	誘導灯が非常用電源のブレーカーを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。
安全遮離通路の配置を目視により確認する。	検査⑧ 外観	安全遮離通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全遮離通路の配置が申請内容とのおりであること。	安全遮離通路の配置が申請内容とのおりであること。
飛散防止用防護ネットの新設 図リ3-3	検査⑨ 材料	防護ネットの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	防護ネットの材質、強度が申請内容のとおりであること。	防護ネットの材質、強度が申請内容のとおりであること。
防護ネットの金網縫合の寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	検査⑩ 寸法	防護ネットの金網縫合の寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	防護ネットの寸法が申請内容のとおりであること。	防護ネットの寸法が申請内容のとおりであること。
防護ネットが建物の壁、柱、梁等に固定されていることを施工業者の品質記録により確認する。	検査⑪ 作動	防護ネットが建物の壁、柱、梁等に固定されていることを施工業者の品質記録により確認する。	防護ネットが建物の壁、柱、梁等に固定されていること。	防護ネットが建物の壁、柱、梁等に固定されていること。
防護ネットの配置が施工業者の品質記録により確認する。	検査⑫ 外観	防護ネットに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	防護ネットに有害な傷及び変形がないこと。	防護ネットに有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-3 工場棟組立工場の非常用設備の検査の方法（2/3）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用報警設備 図リ3-5	非常ベル設置箇所の検査①	員数	非常ベル設置の員数を目視により確認する。	非常ベル設置の員数が申請内容とのおりであること。
	接付		非常ベル設置が建物の壁、柱、梁、屋根等により固定されていること。	非常ベル設置に設備、機器が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	配置		非常ベル設置の配置を目視により確認する。	非常ベル設置の配置が申請内容とのおりであること。
	外観		非常ベル設置に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常ベル設置に有害な傷及び変形がないこと。
	作動		非常ベル設置について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	非常ベル設置が申請内容とのおりであること。
	放送設備の検査①	員数	放送設備の員数を目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容とのおりであること。
	接付		放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	配置		放送設備の配置を目視により確認する。	放送設備の配置が申請内容とのおりであること。
	外観		放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
	作動		放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	放送設備が正常に作動すること。
通信連絡設備(電話) 図リ3-7	通信連絡設備の検査①	員数	通信連絡設備の員数を目視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容とのおりであること。
	接付		通信連絡設備が網、作業机事により固定されていること。	通信連絡設備が網、作業机事により固定されていること。
	配置		通信連絡設備の配置を目視により確認する。	通信連絡設備の配置が申請内容とのおりであること。
	外観		通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	通信連絡設備に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	作動		通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを目視により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。
	火災感知設備及び報警設備の検査⑦	員数	自動火災感知設備の員数を目視、又は記録により確認する。	自動火災感知設備の員数が申請内容とのおりであること。
	接付		自動火災感知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	自動火災感知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	配置		自動火災感知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災感知設備の配置が申請内容とのおりであること。
	外観		自動火災感知設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	自動火災感知設備に有害な傷及び変形がないこと。
	作動		自動火災感知設備(感知器)について、加湿器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災感知設備(感知器)が正常に作動すること。
非常用火災報知設備 自動火災報知設備の増設及び改造 図リ3-8	火災感知設備及び報警設備の検査⑧	員数	自動火災感知設備の員数を目視、又は記録により確認する。	自動火災感知設備の員数が申請内容とのおりであること。
	接付		自動火災感知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	自動火災感知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	配置		自動火災感知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災感知設備の配置が申請内容とのおりであること。
	外観		自動火災感知設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	自動火災感知設備に有害な傷及び変形がないこと。
	作動		自動火災感知設備(感知器)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災感知設備(感知器)が正常に作動すること。
	自動火災報知設備(発信機)		自動火災報知設備(発信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。

表1-2-3 工場棟組立工場の非常用設備の検査の方法（3/3）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 消火設備	消火器の増設 図り3-9	検査①	検査①	消火器の員数が申請内容のとおりであること。
		配置	消火器の配置を目視により確認する。	消火器の配置が申請内容のとおりであること。
変更しない設備・ 機器の検査	消火設備(屋外消火栓) 図り3-10	外観	消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消火器に有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	屋外消火栓の員数を目視により確認する。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。
		端付	屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。
		配置	屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。
			不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。
		作動	屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	屋外消火栓が正常に作動すること。

表1-2-4 付属建物第2核燃料倉庫の非常用設備の検査の方法 (1/3)

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 緊急対策設備 (1) 設及び復旧 図リテ-1	非常用照明の辰移 換塗①	員数	非常用照明の員数を目視により確認する。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。
	系統		非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	接付		非常用照明の配亘を目視により確認する。	非常用照明の配亘が申請内容のとおりであること。
	配亘		非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
	外観		非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを目視により確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。
	作動		誘導灯の員数を目視により確認する。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。
誘導灯の辰移設及 び復旧 図リテ-2	換塗①	員数	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
	系統		誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	接付		誘導灯の配亘を目視により確認する。	誘導灯の配亘が申請内容のとおりであること。
	配亘		誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
	外観		誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
	作動		安全避難通路の配亘を目視により確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。
安全避難通路の増 設 図リテ-3	換塗①	配亘	安全避難通路の配亘を目視により確認する。	安全避難通路の配亘が申請内容のとおりであること。
	外観		安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。
飛散防止用防護 ネットの新設 図リテ-4	換塗①	材料	防護ネットの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	防護ネットの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法		防護ネットの全幅溝溝の寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	防護ネットの材質が不燃性材料であること。
	換塗②		防護ネットが建物の壁、柱、梁等に固定されていることを施工業者の品 質記録により確認する。	防護ネットの寸法が申請内容のとおりであること。
	接付		防護ネットの配亘を施工業者の品質記録により確認する。	防護ネットが壁、柱、梁等に固定されていること。
	配亘		防護ネットに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により 確認する。	防護ネットの配亘が申請内容のとおりであること。
	外観			防護ネットに有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-4 付属建物第2核燃料・倉庫の非常用設備の検査の方法 (2/3)

検査の項目	検査の方法	判定基準	
非常用設備 傷害(3) 緊急対策設備(3) 用)固定式水止水栓 図リ4-5	塗(内部溢水止水栓①)と 寸法 検査①② 検査③ 材科 寸法 幅付 配管 外観 通信連絡設備(電話 設置機)の増設 図リ4-6	アンカー及び鋼材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』に より確認する。 アンカーの塗寸法及び鋼材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』に により確認する。 コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 固定式堰の真数を目視により確認する。 固定式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。 固定式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。 固定式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。 固定式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 通信連絡設備の真数を目視により確認する。 通信連絡設備が能、作業机等に着付けられていることを目標により確認 する。 通信連絡設備の配置を目視により確認する。 通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録に より確認する。 自動火災報知設備の真数を目視、又は記録により確認する。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて 固定されていることを目視、又は記録により確認する。 自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。 自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 自動火災報知設備(感知器)について、加速度による作動試験を行い、正 常に作動することを確認する。 自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動するこ とを記録により確認する。 自動火災報知設備(発信機)について、作動試験を行い、正常に作動す ることを記録により確認する。	アンカー及び鋼材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼材が不燃性材料であること。 アンカーの塗寸法及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 コーキング材が_____であること。 固定式堰の真数が申請内容のとおりであること。 固定式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。 固定式堰の位置が申請内容のとおりであること。 固定式堰の配置が申請内容のとおりであること。 固定式堰に有害な傷及び変形がないこと。 通信連絡設備の真数が申請内容のとおりであること。 通信連絡設備が能、作業机等に着付けられていること。 通信連絡設備の配置が申請内容のとおりであること。 通信連絡設備に使用上有害な傷及び変形がないこと。 通信連絡設備が正常に作動すること。 自動火災報知設備の真数が申請内容のとおりであること。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて 固定されていること。 自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。 自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。 自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。 自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。 自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。 自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。

表1-2-4 付属建物第2核燃料倉庫の非常用設備の検査の方法（3/3）

検査の項目		検査の方法		判定基準
変更しない設備・ 接器の検査	非常用通報設備 図り4-8	検査① 員数	非常ベル設備の員数を目視により確認する。	非常ベル設備の員数が申請内容とおりであること。
	操作付	非常ベル設備が達成の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	非常ベル設備に設置機器が達成の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	
	配管	非常ベル設備の配置を目視により確認する。	非常ベル設備の配置が申請内容とおりであること。	
外観		非常ベル設備に有害な傷及び変形がないこと。	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないこと。	
作動		非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	非常ベル設備が正常に作動すること。	
非常用通報設備(放送設備) 図り4-8	検査① 員数	放送設備の員数を目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容とおりであること。	
	操作付	放送設備が達成の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備が達成の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	
	配管	放送設備の配管を目視により確認する。	放送設備の配管が申請内容とおりであること。	
外観		放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。	
作動		放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	放送設備が正常に作動すること。	
消火設備(消火器) 図り4-8	検査① 員数	消火器の員数を目視により確認する。	消火器の員数が申請内容とおりであること。	
	配管	消火器の配管を目視により確認する。	消火器の配管が正常に作動すること。	
外観		消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消火器に有害な傷及び変形がないこと。	
屋外消火栓(屋外消防栓) 図り4-8	検査① 員数	屋外消火栓の員数を目視により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容とおりであること。	
	寸法	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。	
	操作付	屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。	
	配管	屋外消火栓の配管を目視により確認する。	屋外消火栓の配管が申請内容とおりであること。	
外観		屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。	
		不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。	
作動		屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	屋外消火栓が正常に作動すること。	

表1-2-5 付属建物容器管理棟の非常用設備の検査の方法（1/3）

検査の項目	検査の方法		判定基準
	検査①	検査②	
非常用設備 非常用緊急設備(1) 非常用緊急設備(2) 図リ5-1	非常用照明の点灯により確認する。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。 非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明の員数が申請内容とのおりであることを目視により確認する。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。 非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明の員数が申請内容とのおりであることを目視により確認する。
配管	非常用照明の配管を目標により確認する。	非常用照明の配管が申請内容とのおりであることを目視により確認する。	非常用照明の配管が申請内容とのおりであることを目視により確認する。
外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。
作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。
誘導灯の点灯及び復旧 図リ5-2	誘導灯の員数を目標により確認する。 誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	誘導灯の員数を目標により確認する。 誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯の員数が申請内容とのおりであることを目視により確認する。 誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。
配管	誘導灯の配管を目標により確認する。	誘導灯の配管を目標により確認する。	誘導灯の配管が申請内容とのおりであることを目視により確認する。
外観	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。
作動	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。
安全遮離通路の増設 図リ5-3	安全遮離通路の配管を目標により確認する。	安全遮離通路の配管を目標により確認する。	安全遮離通路の配管が申請内容とのおりであることを目視により確認する。
非常用連絡設備(電話 機器) 図リ5-4	通信連絡設備の員数(電話 機器)の増設 検査① 検査② 員数 増付 配管 外観 作動	通信連絡設備の員数を目標により確認する。 通信連絡設備が樹、作業机等に接付けられていることを目視により確認する。 通信連絡設備の配管を目標により確認する。 通信連絡設備が樹、作業机等に接付けられていることを目視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容とのおりであることを目視により確認する。 通信連絡設備が樹、作業机等に接付けられていることを目視により確認する。 通信連絡設備の配管が申請内容とのおりであることを目視により確認する。 通信連絡設備が樹、作業机等に接付けられていることを目視により確認する。

表1-2-5 付属建物容器管理棟の非常用設備の検査の方法（2/3）

検査の項目	検査の方法		判定基準
	検査①	検査②	
変更しない設備・機器の検査 図り5-5	非常用通報設備(非常ベル設備)	員数 据付	非常ベル設備の員数が申請内容とおりであること。 非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接により確認する。
	配置	員数 据付	非常ベル設備に設置・整備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	外観	員数 据付	非常ベル設備の配置が申請内容とおりであること。
	作動	員数 据付	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないこと。 非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。
	放送設備	員数 据付	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないこと。 非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定され、放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。
	配置	員数 据付	放送設備の員数が申請内容とおりであること。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定され、放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。
	外観	員数 据付	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。 放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。
	作動	員数 据付	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。 放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。
	自動火災報知設備 (火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 図り5-5	員数 据付	自動火災報知設備の員数が申請内容とおりであること。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。
	配置	員数 据付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定され、自動火災報知設備の配置が申請内容とおりであること。
	外観	員数 据付	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。
	作動	員数 据付	自動火災報知設備(感知器)について、加压器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。
	自動火災報知設備(ベル)	員数 据付	自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。
	自動火災報知設備(発信機)	員数 据付	自動火災報知設備(発信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。

表1-2-5 付属建物容器管理棟の非常用設備の検査の検査の方法 (3/3)

検査の項目		検査の方法		判定基準
変更しない設備・ 機器の検査	消防設備(消火器) 図リ5-5	検査① 真数	消火器の真数を目視により確認する。	消火器の真数が申請内容のとおりであること。
	配管	検査① 外観	消火器の配置を目視により確認する。	消火器の配置が申請内容のとおりであること。
		消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消火器に有害な傷及び変形がないこと。	
消防設備(屋外消火栓) 図リ5-5	検査① 真数	屋外消火栓の真数を目視により確認する。	屋外消火栓の真数が申請内容のとおりであること。	
	寸法	屋外消火栓の理詮配管について、端表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の理詮配管について、端表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。	
	指付	屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。	
	配管	屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。	
	外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。	
		不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。	
	作動	屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	屋外消火栓が正常に作動すること。	

表1-2-6 放射線管理棟の非常用設備の検査の方法（1/4）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 緊急対策設備(1) 図リ6-1	非常用照明の復旧 検査①	員数	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。
	非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。		非常用照明が非常用電源系統により確認されていること。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。
	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを確認する。		非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	非常用照明の配置を目視により確認する。		非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。
外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。		非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。		非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯すること。	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。
誘導灯の復旧 図リ6-2	検査①	員数	誘導灯の員数を目視により確認する。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。
	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。		誘導灯が非常用電源系統により確認されていること。	誘導灯が非常用電源系統により確認されていること。
	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを確認する。		誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
配置	誘導灯の配置を目視により確認する。		誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。
外観	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。		誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
作動	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。		誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。
安全遮離通路の増設 図リ6-3	検査①	配置	安全遮離通路の配置を目視により確認する。	安全遮離通路の配置が申請内容のとおりであること。
	安全遮離通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。		安全遮離通路に有害な傷及び変形がないこと。	安全遮離通路に有害な傷及び変形がないこと。
非常用設備 緊急対策設備(2) 図リ6-4	飛散防止用防護ネットの新設 検査①	材料	防護ネットの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	防護ネットの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法		防護ネットの全周長径の寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	防護ネットの材質が不燃性材料であること。
	検査②	寸法	防護ネットが建物の壁、柱、梁等に固定されていることを施工業者の品質記録により確認する。	防護ネットの寸法が申請内容のとおりであること。
	指付		防護ネットが建物の壁、柱、梁等に固定されていることを施工業者の品質記録により確認する。	防護ネットが壁、柱、梁等に固定されていること。
	配置		防護ネットの配置を施工業者の品質記録により確認する。	防護ネットの配置が申請内容のとおりであること。
外観	防護ネットに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。		防護ネットに有害な傷及び変形がないこと。	防護ネットに有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-6 放射線管理棟の非常用設備の検査の方法（2/4）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 緊急対策設備(3) 図り6-5	堰(内部溢水止水 用)固定式堰の新設	検査①② 材料 寸法	アンカー及び鋼材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』に より確認する。 アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』に より確認する。	アンカー及び鋼材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼材が不燃性材料であること。
	検査③	材料 検査④	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 コーキング材が_____であること。
	寸法 員数	固定式堰の員数を目視により確認する。		固定式堰の員数が申請内容のとおりであること。
	寸法	固定式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。		固定式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。
	据付 配置	固定式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。		固定式堰の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	固定式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。		固定式堰に有害な傷及び変形がないこと。
	検査① 寸法 検査②	材料 アンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認 する。		アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法	アンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認す る。		アンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
	寸法 止水板 検査③	止水板の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板が_____であること。	止水板の寸法が申請内容のとおりであること。
	寸法 員数 検査④	止水板の外形寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 脱着式堰の員数を目視により確認する。		止水板の寸法が申請内容のとおりであること。 コーキング材が_____であること。 脱着式堰の員数が申請内容のとおりであること。
堰(内部溢水止水 用)脱着式堰の新設 図り6-6	寸法 据付 配置 外観	脱着式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。 脱着式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。 脱着式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。 脱着式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。		脱着式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。 脱着式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。 脱着式堰の配置が申請内容のとおりであること。 脱着式堰に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-6 放射線管理棟の非常用設備の検査の方法（3/4）

検査の項目	検査の方法		判定基準
	検査① 放送設備の復旧 図り6-7	検査① 員数 据付 配置 外観 作動 通信連絡設備(電話 設備)の増設 図り6-8	
非常用通報設備 非常用通報設備 図り6-7	放送設備の員数を目視により確認する。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備の員数を目視により確認する。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されること。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。
外観	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。
作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	放送設備が正常に作動すること。
通信連絡設備の員数 据付 配置 外観	通信連絡設備の員数を目視により確認する。 通信連絡設備が棚、作業机等に据付けられていることを目視により確認する。	通信連絡設備の員数を目視により確認する。 通信連絡設備が棚、作業机等に据付けられていることを目視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。
通信連絡設備の配置を目視により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。
作動	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。
火災感知設備及び警報設備の改造 図り6-9	火災感知設備及び警報設備の員数を目視、又は記録により確認する。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	火災感知設備の員数を目視、又は記録により確認する。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。
外観	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備が申請内容のとおりであること。
作動	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。 自動火災報知設備(感知器)について、加压器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。 自動火災報知設備(感知器)について、加压器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
自動火災報知設備(感知器)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。	
自動火災報知設備(感知器)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。	

表1-2-6 放射線管理棟の非常用設備の検査の方法（4/4）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 消防設備	消防器の増設 図り6-10	検査① 員数	消防器の員数を目視により確認する。	消防器の員数が申請内容のとおりであること。
	配管		消防器の配管を目視により確認する。	消防器の配管が申請内容のとおりであること。
外観			消防器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消防器に有害な傷及び変形がないこと。
変更しない設備・ 機器の検査	消防設備(屋外消防 栓) 図り6-11	検査① 員数	屋外消火栓の員数を目視により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。
	寸法		屋外消火栓の理設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の理設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。
	埋付		屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。
	配管		屋外消火栓の配管を目視により確認する。	屋外消火栓の配管が申請内容のとおりであること。
外観			屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。
			不凍式の屋外消火栓が稼働されていることを目視により確認する。	不凍式の屋外消火栓が稼働されていること。
作動			屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	屋外消火栓が正常に作動すること。

表1-2-7 付属建物放射線管理棟前室の非常用設備の検査の方法（1/2）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 緊急対応装置(1) 図リ7-1	非常用照明の増設 検査①	非常用照明の員数を目視により確認する。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。 非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを記録する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。 非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを記録すること。	
配管	非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。	非常用照明が申請内容のとおりであること。	
外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。	
作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。	
誘導灯の増設 図 図リ7-2	誘導灯の員数を目視により確認する。 検査①	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。 誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを記録する。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。 誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを記録すること。	
系統	誘導灯が非常用電源の壁、柱、梁、屋根等により確認する。	誘導灯が非常用電源の壁、柱、梁、屋根等により確認する。	誘導灯が非常用電源の壁、柱、梁、屋根等により確認されていること。	
接付	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。	
配管	誘導灯の配管を目視により確認する。	誘導灯の配管が申請内容のとおりであること。	誘導灯の配管が申請内容のとおりであること。	
外観	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。	
作動	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	誘導灯が非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。	誘導灯が非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。	
非常用設備の増設 図 図リ7-3	放送設備の員数を目視により確認する。 検査①	放送設備の員数を目視により確認する。	放送設備が申請内容のとおりであること。	
接付	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	
配管	放送設備の配管を目視により確認する。	放送設備の配管が申請内容のとおりであること。	放送設備の配管が申請内容のとおりであること。	
外観	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。	
作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	放送設備が正常に作動すること。	放送設備が正常に作動すること。	
非常用設備 非常用通報設備 図 図リ7-4	火災感知設備の員数を目視、又は記録により確認する。 検査①	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。	
接付	自動火災感知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認すること。	
配管	自動火災感知設備の配管を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配管が申請内容のとおりであること。	自動火災報知設備の配管が申請内容のとおりであること。	
外観	自動火災感知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。	
作動	自動火災報知設備(感知器)について、加重器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。	

表1-2-7 付属建物放射線管理棟前室の非常用設備の検査の方法（2/2）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 消火設備	消火器の増設 図リ7-5	検査①	検査①	
		員数	員数	消火器の員数が申請内容のとおりであること。
		配管	消火器の配管を目視により確認する。	消火器の配管が申請内容のとおりであること。
		外観	消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消火器に有害な傷及び変形がないこと。
変更しない設備・ 機器の検査	消防設備(屋外消火栓) 図リ7-6	検査①	員数	屋外消火栓の員数を目視により確認する。
		寸法	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。
		据付	屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。
		配置	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであることを目視により確認する。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。
			不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。
		作動	屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	屋外消火栓が正常に作動すること。

表1-2-8 付属建物除染室・分析室の非常用設備の検査の方法 (1/4)

検査の項目		検査の方法		判定基準	
非常用照明備 非常用緊急対策装置(1) 図り8-1	非常用照明の復旧	検査①	員数	非常用照明の員数を自視により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。
系統	非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	検査②	員数	非常用照明が非常用電源系統により確認していること。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。
搭付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	検査③	員数	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
配電	非常用照明の配電が申請内容のとおりであることを目視により確認する。	検査④	員数	非常用照明の配電が申請内容のとおりであること。	非常用照明の配電が申請内容のとおりであること。
外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを自視により確認する。	検査⑤	員数	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	検査⑥	員数	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。
誘導灯の復旧 図り8-2	誘導灯の復旧	検査①	員数	誘導灯の員数を自視により確認する。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。
系統	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	検査②	員数	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
搭付	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	検査③	員数	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
配電	誘導灯の配電を自視により確認する。	検査④	員数	誘導灯の配電が申請内容のとおりであること。	誘導灯の配電が申請内容のとおりであること。
外観	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを自視により確認する。	検査⑤	員数	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
作動	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	検査⑥	員数	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。
安全避難通路の看 板 図り8-3	安全避難通路の看板	検査①	員数	安全避難通路の配電を自視により確認する。	安全避難通路の配電が申請内容のとおりであること。
外観	安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを自視により確認する。	検査②	員数	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。
材料	防護ネットの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	検査③	員数	防護ネットの材質、強度が申請内容のとおりであること。	防護ネットの材質、強度が申請内容のとおりであること。
寸法	防護ネットの全網構造の寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	検査④	員数	防護ネットの寸法が申請内容のとおりであること。	防護ネットの寸法が申請内容のとおりであること。
搭付	防護ネットが建物の壁、柱、梁等に固定されていることを施工者の品質記録により確認する。	検査⑤	員数	防護ネットが壁、柱、梁等に固定されていること。	防護ネットが壁、柱、梁等に固定されていること。
配電	防護ネットの配電を施工者の品質記録により確認する。	検査⑥	員数	防護ネットの配電が申請内容のとおりであること。	防護ネットの配電が申請内容のとおりであること。
外観	防護ネットに有害な傷及び変形がないことを施工者の品質記録により確認する。	検査⑦	員数	防護ネットに有害な傷及び変形がないこと。	防護ネットに有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-8 付属建物除染室・分析室の非常用設備の検査の方法(2/4)

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 緊急対策設備(3) 図り8-5	堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設	検査①② 寸法	アンカー及び鋼材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』に より確認する。	アンカー及び鋼材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼材が不燃性材料であること。
	検査③	材料	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査④	員数	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が_____であること。
	寸法	固定式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の員数が申請内容のとおりであること。	
	据付	固定式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	固定式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。	
	配管	固定式堰の配管を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の位置が申請内容のとおりであること。	
	外観	固定式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	固定式堰の配置が申請内容のとおりであること。	
	堰(内部溢水止水用)脱着式堰の新設 図り8-6	検査① 寸法	アンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。 アンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。 アンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	材料	止水板の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板が_____であること。
	寸法	止水板の外形寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板の寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査③	材料	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が_____であること。
	検査④	員数	脱着式堰の員数を目視により確認する。	脱着式堰の員数が申請内容のとおりであること。
非常用設備 緊急対策設備(3) 図り8-6	寸法	脱着式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。	
	据付	脱着式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	脱着式堰の位置が申請内容のとおりであること。	
	配管	脱着式堰の配管を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の配置が申請内容のとおりであること。	
	外観	脱着式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	脱着式堰に有害な傷及び変形がないこと。	

表1-2-8 付属建物除染室・分析室の非常用設備の検査の方法（3/4）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 非常用通報設備 旧国リ8-7	非常ベル設置の復旧	検査① 員数	非常ベル設置の員数を目視により確認する。	非常ベル設置の員数が申請内容のとおりであること。
	非常ベル設置が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	検査② 指付	非常ベル設置に緊急・機器が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常ベル設置が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認すること。
	非常ベル設置の配直を目視により確認する。	配直	非常ベル設置の配直が申請内容のとおりであること。	非常ベル設置の配直が申請内容のとおりであること。
	非常ベル設置に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	外観	非常ベル設置に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常ベル設置に有害な傷及び変形がないこと。
	非常ベル設置について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	作動	非常ベル設置について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	非常ベル設置が正常に作動すること。
	放送設備の復旧	検査① 員数	放送設備の員数を目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。
	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	検査② 指付	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認すること。
	放送設備の配直を目視により確認する。	配直	放送設備の配直が申請内容のとおりであること。	放送設備の配直が申請内容のとおりであること。
	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	外観	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	放送設備が正常に作動すること。
通信連絡設備(電話) 新設 旧国リ8-9	通信連絡設備(電話) 新設	検査① 員数	通信連絡設備の員数を目視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。
	通信連絡設備が弱、作業机等に付けられることを目視により確認する。	検査② 指付	通信連絡設備が弱、作業机等に付けられることを目視により確認する。	通信連絡設備が弱、作業机等に付けられること。
	通信連絡設備の配直を目視により確認する。	配直	通信連絡設備の配直が申請内容のとおりであること。	通信連絡設備の配直が申請内容のとおりであること。
	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	外観	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。
	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	作動	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。
	少災害感知設備及び それによる運転する警 報設備の改造	検査① 員数	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。
	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	検査② 指付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認すること。
	自動火災報知設備の配直を目視、又は記録により確認する。	配直	自動火災報知設備の配直が申請内容のとおりであること。	自動火災報知設備の配直が申請内容のとおりであること。
	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	外観	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。
	自動火災報知設備(感知器)について、加湿器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	作動	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
非常用設備 自動火災報知設備 新設 旧国リ8-10	自動火災報知設備(感知器)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	配直	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
	自動火災報知設備(感知器)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	外観	自動火災報知設備(感知器)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)について、作動試験を行い、正常に作動すること。

表1-2-8 付属建物除染室・分析室の非常用設備の検査の方法(4/4)

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 消火設備	消火器の復旧 図り8-11	検査①	真数	消火器の真数を目標により確認する。
	配管	消火器の配置を目標により確認する。		消火器の配置が申請内容とおりであること。
変更しない設備・ 機器の検査	消防設備(屋外消火 栓) 図り8-12	検査①	外観 真数	消火器に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。 屋外消火栓の真数を目標により確認する。
		寸法		屋外消火栓の埋設配管について、吐表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。
配管		接付		屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。
		配管		屋外消火栓の配置が申請内容とおりでいることを目視により確認する。
外観		外観		屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。
				不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。
作動				屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水装置を行い、正常に作動することを記録により確認する。

表1-3-1 工場棟転換工場の改造部分の検査の方法（1/5）

検査の項目	検査の方法		判定基準
柱脚部直石補強 図イ1-1-1	骨壇工② 寸法	材料 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。
検査①	寸法	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。
検査②	外観	材料 寸法	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。
鉄骨ブレース新設 図イ1-1-2	骨壇工 寸法 検査②	材料 寸法 接付 外観	床板面に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄骨に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。
鉄骨ブレース交換補強 図イ1-1-3	骨壇工 寸法 検査②	材料 寸法 接付 外観	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄骨に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。
屋根面鉄骨補強 図イ1-1-4	骨壇工 寸法 検査②	材料 寸法 接付 外観	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄骨に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。

表1-3-1 工場棟転換工場の改造部分の検査の方法（2/5）

検査の項目		検査の方法		判定基準
柱梁仕口部補強 (1:4:接合部補強) 図イ1-1-5	検査① 材科 寸法 検査② 接着部 外観	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板が所定の場所に溶接されていることを施工業者の品質記録により確認す る。 鋼板及び溶接部に有害な亜及び変形がないことを施工業者の品質記録により確 認する。	鋼板の材質、強度が申請内容とおりであること。 鋼板が不燃性材料であること。 鋼板の厚み寸法が申請内容とおりであること。 鋼板の溶接位置が申請内容とおりであること。	鋼板の材質、強度が申請内容とおりであること。 鋼板が不燃性材料であること。
柱梁仕口部補強 (2:梁上スタッドボルト増設 補強) 図イ1-1-5	検査① 材科 寸法 検査② 接着部 外観	スタッドボルトの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認 する。 スタッドボルトの寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認す る。 スタッドボルトが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録によ り確認する。 スタッドボルトに有害な亜及び変形がないことを施工業者の品質記録によ り確認する。	スタッドボルトの材質、強度が申請内容とおりであること。 スタッドボルトの寸法が申請内容とおりであること。	スタッドボルトの材質、強度が申請内容とおりであること。
柱梁仕口部補強 (3:梁上あと施工アンカー 増設補強) 図イ1-1-5	検査① 材科 寸法 検査② 接着部 外観	アンカーハンダの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認す る。 アンカーハンダの寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認す る。 鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	アンカーハンダの材質、強度が申請内容とおりであること。	アンカーハンダの寸法が申請内容とおりであること。
柱脚部補強 (4:柱エンドプレート補強) 図イ1-1-6	検査① 材科 寸法 検査② 接着部 外観	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認す る。 鋼板及びアンカーに有害な亜及び変形がないことを施工業者の品質記録によ り確認する。	鋼板が申請内容とおりであること。	鋼板が不燃性材料であること。
柱脚部溶接補強 図イ1-1-6	検査① 材科 寸法 検査② 接着部 外観	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板が所定の場所に溶接されていることを施工業者の品質記録により確認す る。 鋼板及び溶接部に有害な亜及び変形がないことを施工業者の品質記録によ り確認する。	鋼板の溶接位置が申請内容とおりであること。	溶接部に有害な亜及び変形がないこと。
		所定の場所に溶接されていることを施工業者の品質記録により確認する。	溶接部が申請内容とおりであること。	溶接部に有害な亜及び変形がないこと。

表1-3-1 工場棟転換工場の改造部分の検査の方法（3/5）

検査の項目		検査の方法		判定基準
耐火壁直設 図イ1-1-7	検査① 寸法	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 鋼板が不燃性材料であること。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。
検査② 寸法	材料	下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 下地材が不燃性材料であること。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。
検査③ 寸法	材料	石膏ボードの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	石膏ボードの材質、強度が申請内容のとおりであること。 石膏ボードが不燃性材料であること。	石膏ボードの材質、強度が申請内容のとおりであること。
検査④ 寸法	材料	下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	石膏ボードの材質、強度が申請内容のとおりであること。 下地材が不燃性材料であること。	石膏ボードの材質、強度が申請内容のとおりであること。
検査⑤ 寸法	寸法	下地材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	石膏ボードの材質、強度が申請内容のとおりであること。 下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	石膏ボードの断面寸法が申請内容のとおりであること。
検査⑥ 配置 外観	配置	鋼板及び石膏ボードの配置を施工業者の品質記録により確認する。	鋼板及び石膏ボードの位置が申請内容のとおりであること。	鋼板及び石膏ボードの位置が申請内容のとおりであること。
ニキスハンショングリント交換 図イ1-1-8	検査① 寸法	鋼板及び石膏ボードに有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	ニキスハンションジョイントの材質が申請内容のとおりであること。 ニキスハンションジョイントの幅寸法が申請内容のとおりであること。	ニキスハンションジョイントの材質が申請内容のとおりであること。
検査② 配置 外観	配置	ニキスハンションジョイントの配置を施工業者の品質記録により確認する。	ニキスハンションジョイントの配置が申請内容のとおりであること。	ニキスハンションジョイントの配置が申請内容のとおりであること。
外壁サイディング補強 図イ1-1-9	検査① 寸法	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	ニキスハンションジョイントに有害な亀裂及び変形がないこと。 記載と目視により確認する。	ニキスハンションジョイントに有害な亀裂及び変形がないこと。
検査② 寸法	材料	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングが不燃性材料であること。	サイディングが不燃性材料であること。
検査③ 寸法	材料	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
検査④ 寸法	外壁下地材	外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。	外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。
検査⑤ 配置 外観	配置	サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。

表1-3-1 工場棟転換工場の改造部分の検査の方法（4/5）

検査の項目	検査の方法		判定基準
	検査の方法	検査の方法	
鉄扉及びシャッタ補強 図イ1-1-10	検査① 材料 寸法 据付 外観	鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉補強材が不燃性材料であること。 鉄扉補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。
検査② 外観			
検査③ 外観	材料 寸法	シャッタ補強材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 シャッタ補強材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	シャッタ補強材の材質が申請内容のとおりであること。 シャッタ補強材が不燃性材料であること。
検査④ 外観	据付 外観	シャッタ補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 シャッタ及びシャッタ補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャッタ補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。 シャッタ及びシャッタ補強材に有害な傷及び変形がないこと。
鉄扉及びシャッタ交換 図イ1-1-11	検査① 寸法 据付 外観	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。 鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。
検査② 外観			
検査③ 外観	材料 寸法 据付 外観	シャッタの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 シャッタの外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。 シャッタが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャッタの材質、強度が申請内容のとおりであること。 シャッタが不燃性材料であること。 シャッタの設置位置が申請内容のとおりであること。
鋼板補強 図イ1-1-12	検査① 寸法 材料 寸法 据付 外観	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の材質が申請内容のとおりであること。 鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 下地材が不燃性材料であること。
検査② 外観			
検査③ 外観	材料 寸法	断熱材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	断熱材の材質が申請内容のとおりであること。
検査④ 外観	据付 外観	断熱材の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 鋼板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	断熱材の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 鋼板の設置位置が申請内容のとおりであること。
			鋼板に有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-1 工場棟軒換工場の改造部分の検査の方法（5/5）

検査の項目 図イ1-1-3	検査の方法			判定基準
	検査① 材料 接付	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 サイディングに耐火被覆材が施工されていることを施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの材質が申請内容とおりであること。 サイディングが不燃性材料であること。	
寸法	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
検査② 材料 接付	耐火被覆材の厚み寸法をメーカーの『発送証明書』により確認する。 外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	耐火被覆材の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 外壁下地材が不燃性材料であること。	耐火被覆材の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 外壁下地材が不燃性材料であること。	
寸法	外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
検査③ 配置 外観	サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。 サイディング及び耐火被覆材に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。 サイディング及び耐火被覆材に有害な亀裂及び変形がないこと。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。 サイディング及び耐火被覆材に有害な亀裂及び変形がないこと。	
検査④ 折板追張補強 図イ1-1-14	材料 接付 検査① 寸法 検査② 外観	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 折板に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	折板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 折板が不燃性材料であること。 折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 折板に有害な亀裂及び変形がないこと。	折板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 折板が不燃性材料であること。
折板張替え補強 図イ1-1-15	検査① 寸法 検査② 外観	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	折板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	折板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。

表1-3-2 工場検成型工場の改造成部分の検査の方法（1/2）

検査の項目	検査の方法		判定基準
	寸法	材料	
壁新設補強 図ハ-1-1-1	寸法②	寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（マルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（マルシート）』により確認する。
	寸法③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。
検査① 検査② 検査③	寸法	寸法	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。
	外観	寸法	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 新設した壁表面に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
壁増打ち補強 図ハ-1-1-2	寸法①②	寸法	塗料の材質を『鋼材検査証明書（マルシート）』により確認する。
	寸法③	寸法	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 新設した壁表面に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
検査① 検査② 検査③	寸法	寸法	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。
	外観	寸法	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 増打ちした壁表面に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
梁側面増打ち補強 図ハ-1-1-3	寸法①②	寸法	塗料の材質を『鋼材検査証明書（マルシート）』により確認する。
	寸法③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。
検査① 検査② 検査③	寸法	寸法	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 増打ちした梁表面に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
	外観	寸法	増打ちした梁表面に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
スラブ増打ち補強 図ハ-1-1-4	寸法①②	寸法	塗料の材質を『鋼材検査証明書（マルシート）』により確認する。
	寸法③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。
検査① 検査② 検査③	寸法	寸法	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。
	外観	寸法	増打ちしたスラブ表面に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。

表1-3-2 工場構成部分の改造部分の検査の方法（2/2）

検査の項目				検査の方法	判定基準
鉄骨プレース新設 図ハ-1-5	検査①	材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
	寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。		
	接付	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。		
屋根面鉄骨補強 図ハ-1-6	外観	鉄骨に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨プレースに有害な亀裂及び変形がないこと。		
	材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。		
	寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。		
検査②	接付	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。		
	外観	鉄骨に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な亀裂及び変形がないこと。		
	寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。		
鉄筋補強 図ハ-1-7	接付	鉄筋補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄筋補強材が不燃性材料であること。		
	外観	鉄筋補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。		
	寸法	鉄筋補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄筋補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。		
鉄扉及び鉄扉補強材 図ハ-1-8	外観	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な亀裂及び変形がないこと。		
	材料	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。		
	寸法	鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。		
検査②	接付	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。		
	外観	鉄扉に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉に有害な亀裂及び変形がないこと。		
	寸法	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の材質、強度が申請内容のとおりであること。		
折板追跡補強 図ハ-1-9	接付	折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。		
	外観	折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	折板の設置位置が申請内容のとおりであること。		
	寸法	折板に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	折板に有害な亀裂及び変形がないこと。		

表1-3-3 工場棟組立工場の改造部分の検査の方法（1/3）

検査の項目		検査の方法		判定基準
壁新設補強 図示1-1-1	検査①②	材料 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③	材料	杭の規格、種類を『出荷証明書』により確認する。	杭の規格、種類が申請内容のとおりであること。
検査④	寸法	杭の外形寸法を『出荷証明書』により確認する。	杭の外形寸法が申請内容のとおりであること。	
	配置	杭の配置を施工業者の品質記録により確認する。	杭の配置が申請内容のとおりであること。	
検査⑤	着底	支持層の剥離端部を施工業者の品質記録により確認する。	支持層の剥離端部が剥離していること。	
	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。	
検査⑥	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ難燃性材料であること。	
	寸法	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。	
検査⑦	外観	新設した壁表面に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	新設した壁表面に有害な亀裂及び変形がないこと。	
	材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
壁増打ち補強 図示1-1-2	検査①②	寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
検査④	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ難燃性材料であること。	
	寸法	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。	
検査⑤	外観	増打ちした壁表面に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	増打ちした壁表面に有害な亀裂及び変形がないこと。	
	材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
バットレス新設補強 図示1-1-3	検査①②	寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
検査④	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。	
	外観	新設したバットレス表面に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	新設したバットレス表面に有害な亀裂及び変形がないこと。	

表1-3-3 工場棟組立工場の改造部分の検査の方法（2/3）

検査の項目	検査の方法		判定基準
	寸法	材科	
スラブ新設補強 図示1-1-4	寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容とおりであること。
	寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容とおりであること。
	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容とおりであること。
検査④ 検査⑤ 外観	材科	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容とおりであること。
	外観	新設したステップ表面に有害な凹及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	新設したステップ表面に有害な凹及び変形がないこと。
	材科	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容とおりであること。
屋根面鉄骨補強 図示1-1-5	寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容とおりであること。
	寸法	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容とおりであること。
	外観	鉄骨に有害な凹及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な凹及び変形がないこと。
柱脚及びシャンクタ補強 図示1-1-6	寸法	柱脚強筋材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	柱脚強筋材の材質、強度が申請内容とおりであること。
	寸法	柱脚強筋材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	柱脚強筋材の断面寸法が申請内容とおりであること。
	寸法	柱脚強筋材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	柱脚強筋材の設置位置が申請内容とおりであること。
検査② 外観	寸法	柱脚及び柱頭補強材に有害な凹及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	柱脚及び柱頭補強材に有害な凹及び変形がないこと。
	寸法	柱頭及び柱頭補強材に有害な凹及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	柱頭及び柱頭補強材に有害な凹及び変形がないこと。
	外観	シャンクタ補強材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	シャンクタ補強材の材質が申請内容とおりであること。
検査③ 検査④ 外観	寸法	シャンクタ補強材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	シャンクタ補強材の断面寸法が申請内容とおりであること。
	寸法	シャンクタ補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	シャンクタ補強材が申請内容とおりであること。
	外観	シャンクタ補強材に有害な凹及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャンクタ補強材に有害な凹及び変形がないこと。

表1-3-3 工場棟組立工場の改造部分の検査の方法（3/3）

検査の項目 外壁更新 図示1-1-7	検査① 材料 据付 寸法	検査の方法 サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認することを施工業者の品質記録により施設する。 サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 耐火板裏材の厚み寸法をメーカーの『梁造正規書』により確認する。 外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 サイディングの重量を施工業者の品質記録により確認する。 サイディング及び耐火板裏材に有害な亀裂及び空洞がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 折板に有害な亀裂及び空洞がないことを施工業者の品質記録により確認する。	判定基準 サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。 サイディングに耐火板裏材が不燃性材料であること。 サイディングに耐火板裏材が申請内容のとおりに施工されていること。 サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。 耐火板裏材の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 外壁下地材が不燃性材料であること。 外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 サイディングの配置が申請内容のとおりであること。 サイディング及び耐火板裏材に有害な亀裂及び変形がないこと。 折板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 折板が不燃性材料であること。 折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 折板の設置位置が申請内容のとおりであること。 折板に有害な亀裂及び変形がないこと。 補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
折板張替え補強 図示1-1-8	検査① 材料 据付 寸法 外観	検査② 外観	検査③ 外観
独立遮蔽壁固縛補強 図示1-2-1	検査① 材料 寸法 据付 外観	検査② 外観	検査③ 外観

表I-3-4 付属建物第2核燃料倉庫の改造部分の検査の方法

検査の項目		検査の方法		判定基準
鉄扉交換 図へ1-1-1	検査① 材料 寸法	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。		鉄扉の材質、強度が申請内容とおりであること。 鉄扉が不燃性材料であること。 鉄扉の外形寸法が申請内容とおりであること。
検査② 搬付		鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。		鉄扉の設置位置が申請内容とおりであること。
	外観	鉄扉に有害な亀裂び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。		鉄扉に有害な亀裂び変形がないこと。

表1-3-5 付属建物容器管理棟の改造部分の検査の方法

検査の項目	検査の方法	判定基準	
鉄扉及びシャッタ構強 図へ1-2-1	材料 寸法 検査① 外観 検査② 外観 検査③ 外観 検査④ 外観 外壁更新 図へ1-2-2	鉄扉構強材の材質、強度を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉構強材の断面寸法を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉構強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄扉及び鉄扉構強材に有害な凹及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 シャッタ構強材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 シャッタ構強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 シャッタ構強材に有害な凹及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉構強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉構強材が不燃性材料であること。 鉄扉構強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 鉄扉構強材の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄扉及び鉄扉構強材に有害な凹及び変形がないこと。 シャッタ構強材に有害な凹及び変形がないこと。 シャッタ構強材が申請内容のとおりであること。 シャッタ構強材が不燃性材料であること。 シャッタ構強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 シャッタ及びシャッタ構強材に有害な凹及び変形がないこと。 外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 外壁下地材が不燃性材料であること。 外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。

表1-3-6 放射線管理棟の改修部分の検査の方法（1/2）

検査の項目	検査の方法		判定基準
壁新設補強 図ト1-1-1	検査①② 材科 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③ 寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。 塗料の材質を『メーカー仕解書』により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。 塗料が樹脂系塗料かつ耐候性材料であること。
検査① 材科 検査② 外観	材科 寸法	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 新設した壁表面に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。 新設した壁表面に有害な亀裂及び変形がないこと。
	材科 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
壁増打ち荷重 図ト1-1-2	検査①② 材科 寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。 塗料の材質を『メーカー仕解書』により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。 塗料が樹脂系塗料かつ耐候性材料であること。
	検査③ 外観	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。
検査① 材科 検査② 外観	材科 寸法	増打ちした壁表面に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	増打ちした壁表面に有害な亀裂及び変形がないこと。
	材科 寸法	柱骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	柱骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。
柱骨ブレース新設 図ト1-1-3	検査① 材科 検査② 接着付	増打ちした壁表面に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	増打ちした壁表面に有害な亀裂及び変形がないこと。
	外観	柱骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	柱骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。
屋根面ブレース追設 図ト1-1-4	検査① 材科 寸法	柱骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	柱骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
	検査② 接着付	柱骨に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	柱骨に有害な亀裂及び変形がないこと。
方状追設補強 図ト1-1-5	検査① 材科 寸法	柱直ブレースの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	柱直ブレースの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	検査② 接着付	柱直ブレースが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	柱直ブレースの断面寸法が申請内容のとおりであること。
柱直ブレースの設置位置が申請内容のとおりであること。	柱直ブレースの設置位置が申請内容のとおりであること。	柱直ブレースの設置位置が申請内容のとおりであること。	
	外観	柱直ブレースに有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	柱直ブレースに有害な亀裂及び変形がないこと。
柱直追設補強 図ト1-1-5	材科 寸法	柱骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	柱骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。
	接着付	柱骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	柱骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
柱骨の設置位置が申請内容のとおりであること。	柱骨に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	柱骨の設置位置が申請内容のとおりであること。	
	外観	柱骨に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	柱骨に有害な亀裂及び変形がないこと。

表1-3-6 放射線管理棟の改修部分の検査の方法(2/2)

検査の項目	検査の方法					判定基準
	検査①	検査②	検査③	検査④	検査⑤	
外壁更新 (1.2: 廉業物一時貯蔵所) 図ト1-1-7	材料 接着 寸法	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 サイディングに耐火被覆材が施工されていることを施工業者の品質記録により確認する。 サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	耐火被覆材の厚み寸法をメーカーの『施工証明書』により確認する。 外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。 サイディング及び耐火被覆材に有害な色及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 ALC(垂直気泡コングリート)の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 ALC(垂直気泡コングリート)の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 ALC(垂直気泡コングリート)の配置を施工業者の品質記録により確認する。	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板の厚み寸法が申請内容とのおりであること。 鋼板の設置位置が申請内容とのおりであること。
外壁更新 (2.2: 廉水処理室) 図ト1-1-7	材料 接着 寸法 配管 外観 検査①	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 サイディングに耐火被覆材が施工されていることを施工業者の品質記録により確認する。 サイディングの厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材が不燃性材料であることを。 外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	耐火被覆材の厚み寸法が申請内容とのおりであること。 外壁下地材の材質、強度が申請内容とのおりであること。 外壁下地材が不燃性材料であることを。 外壁下地材の断面寸法が申請内容とのおりであること。	サイディングの配置を申請内容とのおりであること。 サイディング及び耐火被覆材に有害な色及び変形がないこと。 ALC(垂直気泡コングリート)の材質、強度が申請内容とのおりであること。 ALC(垂直気泡コングリート)が不燃性材料であることを。	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板の厚み寸法が申請内容とのおりであること。 鋼板が申請内容とのおりであること。	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板の厚み寸法が申請内容とのおりであること。 鋼板の設置位置が申請内容とのおりであること。
外壁 検査②	材料 寸法 配管 外観 検査①	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 ALC(垂直気泡コングリート)の配置を施工業者の品質記録により確認する。	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板の厚み寸法が申請内容とのおりであること。	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板が申請内容とのおりであること。	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板の厚み寸法が申請内容とのおりであること。	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板の厚み寸法が申請内容とのおりであること。
鉄扉交換 図ト1-1-7	材料 接着 寸法 外観 検査①	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄扉及び鉄扉補強材に有害な色及び変形がないことを。 鉄扉補強材に有害な色及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容とのおりであること。 鉄扉補強材の断面寸法が申請内容とのおりであること。 鉄扉補強材が申請内容とのおりであること。	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉の外形寸法が申請内容とのおりであること。	鉄扉の外形寸法が申請内容とのおりであること。	鉄扉の外形寸法が申請内容とのおりであること。
外観 検査②	材料 接着 寸法 外観 検査①	鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の外形寸法が申請内容とのおりであること。	鉄扉の外形寸法が申請内容とのおりであること。	鉄扉の外形寸法が申請内容とのおりであること。	鉄扉に有害な色及び変形がないこと。

表1-3-7 付属建物放射線管理棟前室の改修部分の検査の方法

検査の項目 図1-2-1	検査の方法		判定基準
	検査① 材料 寸法	材料 寸法	
放射線管理棟前室新設	鉄筋の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
検査②	鉄筋の寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋の寸法が申請内容のとおりであること。	
検査③	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。	
検査④	型枠の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	型枠の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
検査⑤	鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。	
検査⑥	エキスパンションジョイントの材質を『メーカー仕様書』により確認する。	エキスパンションジョイントの材質が申請内容のとおりであること。	
検査⑦	エキスパンションジョイントの幅寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	エキスパンションジョイントの幅寸法が申請内容のとおりであること。	
検査⑧	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ遮熱性塗料であること。	
検査⑨	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。	
配管	前室の配管を目視により確認する。	前室が申請内容のとおりに設置されていること。	
居付	エキスパンションジョイントの配置を施工業者の品質記録により確認する。	エキスパンションジョイントの配置が申請内容のとおりであること。	
外観	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 エキスパンションジョイントに有害な亀裂び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。 新設した前室及び鉄扉に有害な亀裂び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。 エキスパンションジョイントに有害な亀裂び変形がないこと。 新設した前室及び鉄扉に有害な亀裂び変形がないこと。	

表1-3-8 付属建物除染室・分析室の改造部分の検査の方法 (1/3)

検査の項目		検査の方法		判定基準
柱脚補強 図ト1-3-1	検査①② 材料 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査③ 寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査④ 材料 外観	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 コングリートの強度を『鋼材検査証明書』により確認する。 床表面に有害な色及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ難燃性材料であること。 コングリートの強度が申請内容のとおりであること。 床表面に有害な色及び変形がないこと。	
鉄骨プレース交換補強 図ト1-3-2	検査① 材料 寸法 接合② 外観	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄骨に有害な色及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。 鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄骨に有害な色及び変形がないこと。	
屋根面鉄骨補強 図ト1-3-3	検査① 材料 寸法 接合② 外観	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄骨に有害な色及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。 鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄骨に有害な色及び変形がないこと。	
間仕切り壁更新 図ト1-3-4	検査① 材料 寸法 検査② 材料 寸法 検査③ 配置 外観	石膏ボードの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 石膏ボードの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 石膏ボードの配置を施工業者の品質記録により確認する。 石膏ボードに有害な色及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	石膏ボードの材質、強度が申請内容のとおりであること。 石膏ボードが不燃性材料であること。 下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 下地材が不燃性材料であること。 下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 石膏ボードの配置が申請内容のとおりであること。 石膏ボードに有害な色及び変形がないこと。	

表1-3-8 付属建物除染室・分析室の改修部分の検査の方法 (2/3)

検査の項目	検査の方法			判定基準
	検査工事	寸法	検査の方法	
外壁サイディング補強 図 ト1-3-5	材料 寸法	材料 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄筋及びアンカーの寸法が申請内容のとおりであること。
検査③	材料 寸法	材料 寸法	杭の規格、種類を『出荷証明書』により確認する。 杭の外形寸法を『出荷証明書』により確認する。	杭の規格、種類が申請内容のとおりであること。 杭の外形寸法が申請内容のとおりであること。
検査④	配置 者	配置 者	支柱間の配置を施工業者の品質記録により確認する。 支柱間の配置を施工業者の品質記録により確認する。	支柱間の配置が申請内容のとおりであること。 支柱間の配置が申請内容のとおりであること。
検査⑤	材料 寸法	材料 寸法	外壁下地材及び鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 外壁下地材及び鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材及び鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 外壁下地材及び鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。
検査⑥	材料 寸法	材料 寸法	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。 サイディングの材質、強度が不燃性材料であること。
検査⑦	配置 外観	配置 外観	サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。 サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。 サイディングの配置が申請内容のとおりであること。
検査⑧	材料 寸法	材料 寸法	外壁に有害な腐及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 外壁に有害な腐及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	外壁に有害な腐及び変形がないこと。 外壁に有害な腐及び変形がないこと。
検査⑨	材料 寸法	材料 寸法	鉄屋根補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄屋根補強材の寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄屋根補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄屋根補強材が申請内容のとおりであること。
検査⑩	外観	外観	鉄屋根補強材に有害な腐及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄屋根及び鉄屋根補強材に有害な腐及び変形がないこと。

表1-3-8 付属建物除染室・分析室の改造部分の検査の方法 (3/3)

検査の項目		検査の方法		判定基準
鉄扉及びシャッタ交換 図1-3-7	検査① 材料 寸法 検査② 搬付 外観	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。 鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認す る。 鉄扉に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認す る。		鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉が不燃性材料であること。 鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。 鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄扉に有害な亀裂及び変形がないこと。
検査① 材料 寸法 検査② 搬付 外観	シャッタの材質、強度を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。 シャッタの外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。 シャッタが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認す る。 シャッタに有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確 認する。		シャッタの材質、強度が申請内容のとおりであること。 シャッタが不燃性材料であること。 シャッタの外形寸法が申請内容のとおりであること。 シャッタに有害な亀裂及び変形がないこと。	
折板直詰補強 図1-3-8	検査① 材料 寸法 検査② 搬付 外観	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認す る。 折板に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。		折板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 折板が不燃性材料であること。 折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 折板の設置位置が申請内容のとおりであること。 折板に有害な亀裂及び変形がないこと。

表1-4 現行建物の検査の方法

検査の項目			検査の方法	判定基準
材料 杭	寸法	寸法	寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
配置		配置	配置を記録により確認する。	配置が申請内容のとおりであること。
材料		付質、強度を記録により確認する。	付質が申請内容のとおりであること。	付質が申請内容のとおりであること。
支持力		支持力を記録により確認する。	支持力が設計以上であること。	支持力が申請内容のとおりであること。
筋筋	材料	付質、強度を記録により確認する。	付質が申請内容のとおりであること。	付質が申請内容のとおりであること。
寸法		寸法の配置、形状を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。	寸法が申請内容のとおりであること。
コンクリート	材料	付質、強度を記録により確認する。	付質が申請内容のとおりであること。	付質が申請内容のとおりであること。
寸法		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。	寸法が申請内容のとおりであること。
鉄骨	材料	付質、強度を記録により確認する。	付質が申請内容のとおりであること。	付質が申請内容のとおりであること。
寸法		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。	寸法が申請内容のとおりであること。
膨脹気泡コンクリート(AIC)	材料	付質、強度を記録により確認する。	付質が申請内容のとおりであること。	付質が申請内容のとおりであること。
寸法		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。	寸法が申請内容のとおりであること。
鉄筋	材料	不燃性材料を使用していることを記録により確認する。	不燃性材料のとおりであること。	不燃性材料のとおりであること。
		付質、強度を記録により確認する。	付質が申請内容のとおりであること。	付質が申請内容のとおりであること。
	寸法	寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。	寸法が申請内容のとおりであること。
シャック	材料	不燃性材料を使用していることを記録により確認する。	不燃性材料のとおりであること。	不燃性材料のとおりであること。
		付質、強度を記録により確認する。	付質が申請内容のとおりであること。	付質が申請内容のとおりであること。
	寸法	寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。	寸法が申請内容のとおりであること。
ガラリ	材料	付質を記録により確認する。	付質が申請内容のとおりであること。	付質が申請内容のとおりであること。
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。	寸法が申請内容のとおりであること。
連結	寸法	寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。	寸法が申請内容のとおりであること。
	配置	ガラリにフィルタが設置されていることを記録により確認する。	ガラリにフィルタが設置されていること。	ガラリにフィルタが設置されていること。
		常用電源系統、非常用電源系統の配電盤に配線用遮断器が設置されていることを目視により確認する。	常用電源系統、非常用電源系統の配電盤に配線用遮断器が設置されていること。	常用電源系統、非常用電源系統の配電盤に配線用遮断器が設置されていること。
	系缆	連続の配置を目視により確認する。	連続の配置を目視により確認すること。	連続の配置を目視により確認すること。
	配置	エキスパンションジョイントの配置を記録により確認する。	エキスパンションジョイントの配置が設置されていること。	エキスパンションジョイントの配置が設置されていること。
		雨樋が団面どおりに設置されていることを目視により確認する。	雨樋が団面どおりに設置されていること。	雨樋が団面どおりに設置されていること。
		供給配管の外部との接続部にストレーナ(60メッシュ)が設置されていることを目視により確認する。	供給配管の外部との接続部にストレーナ(60メッシュ)が設置されていること。	供給配管の外部との接続部にストレーナ(60メッシュ)が設置されていること。
外観		既設建物の扉は水密性を有せず、かつノンエアタイトであることを目視により確認する。	水密性を有せず、かつノンエアタイトであること。	水密性を有せず、かつノンエアタイトであること。
		屋根にシート防水が施工されていることを目視により確認する。	屋根にシート防水が施工されていること。	屋根にシート防水が施工されていること。

2. 工場棟、放射線管理棟に設置する設備・機器

今回申請する設備・機器の検査の項目を表 2-1 に示す。また、検査の方法を表 2-2 に示す。

表 2-1 検査の項目

施設名称	設置場所	名称	変更内 容	員 数	外 観	配 置	据 付	系 統	臨界安全		遮 蔽	材 料	面 速	作動 <sup>注1</sup>		
									單 一	複 数				保 持	IL	他
放射性 廃棄物 の廃棄 施設	工場棟 転換工場 廃棄物 処理室	液体廃棄物 の廃棄設備 (廃液処理 設備(5))	凝集沈殿槽(1)*1	改造	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○
			凝集沈殿槽(2)*1	改造	○	○	-	○				○				○
			凝集沈殿槽(3)*1	改造	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○
			遠心分離機	新設	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-
			ろ液受槽(1)*1	新設	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○
			ろ液受槽(2)*1	新設	○	○	-	○				○				○
			ろ液受槽(3)*1	改造	○	○	-	○				○				○
			ろ過機(1)	改造	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-
			ろ過機(2)	改造	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-
			チェックタンク(1)*1	改造	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○
			チェックタンク(2)*1	改造	○	○	-	○				○				○
			チェックタンク(3)*1	改造	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○
			イオン交換装置	改造	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-
			乾燥機	新設	○	○	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-
放射線管 理廃水 処理室	液体廃棄物 の廃棄設備 (廃液処理 設備(6))		チェックタンク(1)*1	改造	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○
			チェックタンク(2)*1	改造	○	○	-	○				○				○
			チェックタンク(3)*1	改造	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○
			堰(チェックタンク)*2	新設	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	○
周辺監視 区域内	液体廃棄物 の廃棄設備	廃水処理所	撤去		○											
		屋外配管*3	撤去		○											
		排風機	撤去		○											
		給気フィルター	撤去		○											
		アブソリュートフィルター	撤去		○											
工場棟 転換工場	気体廃棄物 の廃棄設備 (気体廃棄 設備(1))	スクラバ*4	撤去	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注 1 :「他」は警報を示す。

\* 1 : 液位高警報設備を含む。

\* 2 : 壞漏水検知警報設備を含む。

\* 3 : 詳細は、図ト配-1(1/2)を参照。

\* 4 : 本申請の対象範囲は、工場棟転換工場内の埋設配管。

表 2-2 検査の方法

## 1. 変更内容が改造、新設の検査

検査の項目	検査の方法	判定基準
員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備・機器の員数を目視により確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>員数が申請内容のとおりであること。</li> </ul>
外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備・機器の外観を目視により確認する。</li> <li>廃液処理設備(6)については、廃液処理設備(5)と接続する場所に閉止措置が行われていることを目視で確認する。</li> <li>廃液処理設備(5)については、廃液処理設備(6)と配管が接続されていることを目視で確認する。</li> <li>廃液処理設備(5)については、成型工場、除染室・分析室からの配管と接続する場所に閉止措置が行われていることを目視で確認する。</li> <li>漏えい防止構造を有する設備・機器については、目視によりその構造を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観が申請内容のとおりであること。</li> <li>閉止措置が行われていること。</li> <li>配管が接続されていること。</li> <li>閉止措置が行われていること。</li> <li>漏えい防止構造を有すること。</li> </ul>
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>堰の配置を目視により確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置が申請内容のとおりであること。</li> </ul>
据付	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンカーボルトの員数及び寸法を確認する。</li> <li>アンカーボルトの据付状態を目視により確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>員数及び寸法が申請内容のとおりであること。</li> <li>ボルト又はナットが緩みなく締め付けられていること。</li> </ul>
系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>局所排気設備に接続されていることを目視により確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>局所排気設備に接続されていること。</li> </ul>
臨界 安全	単一ユニット	—
	複数ユニット	—
遮蔽	—	—
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用材料を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料が申請内容のとおりであること。</li> </ul>
面速	—	—
作動	動力供給停止時 保持機能	—
	インターロック	—
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>警報設備が吹鳴することを確認する。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>警報設備が吹鳴すること。</li> </ul>

## 2. 変更内容が撤去の検査

検査の項目	検査の方法	判定基準
外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物内部の設備・機器(排気系統を含む)、屋外配管が撤去されていることを目視で確認し、建物内部の汚染状態を確認する。</li> <li>撤去後の配管に閉止措置が行われていること、また撤去対象の埋設配管の入口に閉止措置が行われていることを目視で確認する。</li> <li>建物(床・基礎を除く)が撤去されていることを目視で確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物内部の設備・機器(排気系統を含む)、屋外配管が撤去されていること。</li> <li>建物内部には汚染の無いこと。</li> <li>閉止措置が行われていること。</li> <li>建物(床・基礎を除く)が撤去されていること。</li> </ul>

## I-3 添付図面

### イ 化学処理施設

- 図イ建-1 敷地内建物配置図  
図イ建-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)  
図イ建-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階)  
図イ建-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階)  
図イ建-1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階)  
図イ建-1-2(1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(1)  
図イ建-1-2(2/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(2)  
図イ建-1-2(3/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(3)  
図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)  
図イ建-3 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(2階)  
図イ建-4 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(3階)  
図イ建-5 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図  
図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階)  
図イ建-7 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(2階)  
図イ建-8 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(3階)  
図イ建-8-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(1)  
図イ建-8-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2)  
図イ建-8-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3)  
図イ建-8-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4)  
図イ建-8-2(1/9) 外部火災・爆発の影響評価(1)  
図イ建-8-2(2/9) 外部火災・爆発の影響評価(2)  
図イ建-8-2(3/9) 外部火災・爆発の影響評価(3)  
図イ建-8-2(4/9) 外部火災・爆発の影響評価(4)  
図イ建-8-2(5/9) 外部火災・爆発の影響評価(5)  
図イ建-8-2(6/9) 外部火災・爆発の影響評価(6)  
図イ建-8-2(7/9) 外部火災・爆発の影響評価(7)  
図イ建-8-2(8/9) 外部火災・爆発の影響評価(8)  
図イ建-8-2(9/9) 外部火災・爆発の影響評価(9)  
図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン(1階)  
図イ建-10 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(2階)  
図イ建-11 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(3階)  
図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竜巻防護ライン(屋根部)  
図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表  
図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉及びシャッタ補強図  
図イ建-14 工場棟 転換工場 建物1階平面図  
図イ建-15 工場棟 転換工場 建物2階平面図  
図イ建-16 工場棟 転換工場 建物3階平面図

図イ建-17	工場棟 転換工場 建物立面図
図イ建-18	工場棟 転換工場 建物断面図
図イ建-19	工場棟 転換工場 基礎及び杭伏図
図イ建-20	工場棟 転換工場 2階伏図
図イ建-21	工場棟 転換工場 屋根トラス下弦面伏図
図イ建-22	工場棟 転換工場 3階伏図
図イ建-23	工場棟 転換工場 屋根伏図
図イ建-24	工場棟 転換工場 排気塔屋根伏図
図イ建-25	工場棟 転換工場 L'通り軸組図
図イ建-26	工場棟 転換工場 M通り軸組図
図イ建-27	工場棟 転換工場 N通り軸組図
図イ建-28	工場棟 転換工場 O通り軸組図
図イ建-29	工場棟 転換工場 P通り軸組図
図イ建-30	工場棟 転換工場 Q通り軸組図
図イ建-31	工場棟 転換工場 R'、S'、L'通り軸組図
図イ建-32	工場棟 転換工場 13通り軸組図
図イ建-33	工場棟 転換工場 14通り軸組図
図イ建-34	工場棟 転換工場 15通り軸組図
図イ建-35	工場棟 転換工場 16通り軸組図
図イ建-36	工場棟 転換工場 17通り軸組図
図イ建-37	工場棟 転換工場 18通り軸組図
図イ建-38	工場棟 転換工場 19、20通り軸組図
図イ建-39	工場棟 転換工場 21、22通り軸組図
図イ建-40	工場棟 転換工場 23、23'通り軸組図
図イ建-41	工場棟 転換工場 24、26通り軸組図
図イ建-42	工場棟 転換工場 24、26通りサイディング補強下地材軸組図
図イ建-43	工場棟 転換工場 Q通りサイディング補強下地材軸組図
図イ建-44	工場棟 転換工場 L'通りサイディング補強下地材軸組図
図イ建-45	工場棟 転換工場 柱脚部重石補強詳細
図イ建-46	工場棟 転換工場 鋼板補強、外壁サイディング補強及び外壁更新概略図
図イ建-47	工場棟 転換工場 屋根面鉄骨補強及び折板補強概略図
図イ建-48	工場棟 転換工場 鉄骨プレース補強及び柱梁仕口部補強概略図
図イ遮-1	工場棟 転換工場 遮蔽関係図（建物1階平面）
図イ遮-2	工場棟 転換工場 遮蔽関係図（建物2階平面）
図イ遮-3	工場棟 転換工場 遮蔽関係図（建物3階平面）
図イ配-1(1/2)	工場棟 転換工場他 設備・機器準備工事範囲図（1階）
図イ配-1(2/2)	工場棟 転換工場他 設備・機器準備工事範囲図（1階）

## ハ 成形施設

図ハ建-1	工場棟 成型工場 建物1階平面図
-------	------------------

図ハ建-2	工場棟 成型工場 建物 2階平面図
図ハ建-3	工場棟 成型工場 建物 3階平面図
図ハ建-4	工場棟 成型工場 建物立面図
図ハ建-5	工場棟 成型工場 建物断面図
図ハ建-6	工場棟 成型工場 杭及び基礎伏図
図ハ建-7	工場棟 成型工場 2階伏図
図ハ建-8	工場棟 成型工場 3階伏図
図ハ建-9	工場棟 成型工場 屋根伏図
図ハ建-10	工場棟 成型工場 増設屋根伏図
図ハ建-11	工場棟 成型工場 14通り軸組図
図ハ建-12	工場棟 成型工場 15通り軸組図
図ハ建-13	工場棟 成型工場 18通り軸組図
図ハ建-14	工場棟 成型工場 19通り軸組図
図ハ建-15	工場棟 成型工場 22通り軸組図
図ハ建-16	工場棟 成型工場 26通り軸組図
図ハ建-17	工場棟 成型工場 E通り軸組図
図ハ建-18	工場棟 成型工場 F通り軸組図
図ハ建-19	工場棟 成型工場 H通り軸組図
図ハ建-20	工場棟 成型工場 壁増打ち補強リスト
図ハ建-21	工場棟 成型工場 壁新設補強リスト
図ハ建-22	工場棟 成型工場 屋根面鉄骨補強概略図
図ハ建-23	工場棟 成型工場 梁側面増打ち補強及び鉄骨ブレース新設、折板追設補強概略図
図ハ遮-1	工場棟 成型工場 遮蔽関係図（建物 1階平面）
図ハ遮-2	工場棟 成型工場 遮蔽関係図（建物 2階平面）
図ハ遮-3	工場棟 成型工場 遮蔽関係図（建物 3階平面）
図ハ配-1	工場棟 成型工場 設備・機器準備工事範囲図（1階）
図ハ配-2	工場棟 成型工場 設備・機器準備工事範囲図（2階）
図ハ配-3	工場棟 成型工場 設備・機器準備工事範囲図（3階）

#### ホ 組立施設

図ホ建-1	工場棟 組立工場 建物平面図
図ホ建-2	工場棟 組立工場 建物立面図
図ホ建-3	工場棟 組立工場 建物断面図(X-X、Y-Y、Z-Z断面)
図ホ建-4	工場棟 組立工場 杭及び基礎伏図
図ホ建-5	工場棟 組立工場 中間梁伏図(FL+6.5m付近)
図ホ建-6	工場棟 組立工場 前室屋根梁伏図
図ホ建-7	工場棟 組立工場 屋根梁伏図
図ホ建-8	工場棟 組立工場 F通り軸組図
図ホ建-9	工場棟 組立工場 L通り軸組図
図ホ建-10	工場棟 組立工場 4、9通り軸組図

図示建-11	工場棟 組立工場 14a 通り軸組図
図示建-12	工場棟 組立工場 補強詳細図
図示建-13	工場棟 組立工場 前室 L、K 通り軸組図
図示建-14	工場棟 組立工場 独立遮蔽壁
図示建-15	工場棟 組立工場 屋根面鉄骨補強及び折板張替え補強概略図
図示遮-1	工場棟 組立工場 遮蔽関係図（建物平面）

#### ～ 核燃料物質の貯蔵施設

図へ建-1	付属建物 第2核燃料倉庫 建物平面図
図へ建-2	付属建物 第2核燃料倉庫 建物立面図
図へ建-3	付属建物 第2核燃料倉庫 建物断面図
図へ建-4	付属建物 第2核燃料倉庫 杭及び基礎伏図
図へ建-5	付属建物 第2核燃料倉庫 屋根伏図
図へ建-6	付属建物 容器管理棟 建物平面図
図へ建-7	付属建物 容器管理棟 建物立面図
図へ建-8	付属建物 容器管理棟 建物断面図
図へ建-9	付属建物 容器管理棟 杭、基礎伏図
図へ建-10	付属建物 容器管理棟 柱、壁伏図
図へ建-11	付属建物 容器管理棟 クレーン梁伏図
図へ建-12	付属建物 容器管理棟 梁伏図
図へ建-13	付属建物 容器管理棟 補強詳細図
図へ遮-1	付属建物 第2核燃料倉庫 遮蔽関係図（建物平面）
図へ遮-2	付属建物 第2核燃料倉庫 遮蔽関係図（建物断面）
図へ遮-3	付属建物 容器管理棟 遮蔽関係図（建物平面）
図へ遮-4	付属建物 容器管理棟 遮蔽関係図（建物断面）

#### ト 放射性廃棄物の廃棄施設

図ト建-1	放射線管理棟 建物平面図(前室含む)
図ト建-2	放射線管理棟 建物立面図
図ト建-3	放射線管理棟 建物断面図
図ト建-4	放射線管理棟 杭及び基礎伏図
図ト建-5	放射線管理棟 基礎及び壁伏図
図ト建-6	放射線管理棟 屋根梁伏図
図ト建-7	付属建物 放射線管理棟前室 建物平面図
図ト建-8	付属建物 放射線管理棟前室 建物立面図
図ト建-9	付属建物 放射線管理棟前室 建物断面図
図ト建-10	付属建物 放射線管理棟前室 1階及び屋根伏図
図ト建-11	放射線管理棟 C'、D' 通り軸組図
図ト建-12	放射線管理棟 E 通り軸組図
図ト建-13	放射線管理棟 15 通り軸組図

図ト建-14	放射線管理棟 25' 通り (本体部) 軸組図
図ト建-15	放射線管理棟 B'、B'' 通り 軸組図
図ト建-16	放射線管理棟 25' 通り (増築部) 軸組図
図ト建-17	付属建物 放射線管理棟前室 X1、X2 通り 軸組図
図ト建-18	付属建物 放射線管理棟前室 Y1、Y2 通り 軸組図
図ト建-19	放射線管理棟 壁増打ち補強リスト
図ト建-20	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所 補強詳細図
図ト建-21	放射線管理棟 B'、C'、25' 通り 壁新設補強詳細図
図ト建-22	付属建物 除染室・分析室 建物平面図
図ト建-23	付属建物 除染室・分析室 建物立面図
図ト建-24	付属建物 除染室・分析室 建物断面図
図ト建-25	付属建物 除染室・分析室 基礎伏図
図ト建-26	付属建物 除染室・分析室 梁伏図 (1FL+4100 付近)
図ト建-27	付属建物 除染室・分析室 屋根梁伏図
図ト建-28	付属建物 除染室・分析室 Q'、R 通り 軸組図
図ト建-29	付属建物 除染室・分析室 S、T 通り 軸組図
図ト建-30	付属建物 除染室・分析室 20、23' 通り 軸組図
図ト建-31	付属建物 除染室・分析室 26 通り 軸組図
図ト建-32	付属建物 除染室・分析室 T'、26' 通り 軸組図
図ト建-33	付属建物 除染室・分析室 26' 通り 補強詳細図
図ト建-34	付属建物 除染室・分析室 折板追設補強概略図
図ト遮-1	放射線管理棟 (前室含む) 遮蔽関係図 (建物平面)
図ト遮-2	付属建物 除染室・分析室 遮蔽関係図 (建物平面)
図ト配-1(1/2)	液体廃棄物の廃棄設備 撤去範囲図
図ト配-1(2/2)	液体廃棄物の廃棄設備 配置図 (改造後)
図ト配-2(1/2)	廃液処理設備 (2) 機器配置図
図ト配-2(2/2)	廃液処理設備 (2) 撤去範囲図
図ト配-3	廃液処理設備 (5) 機器配置図
図ト配-4	廃液処理設備 (6) 機器配置図
図ト配-5(1/2)	放射線管理棟 設備・機器準備工事範囲図
図ト配-5(2/2)	放射線管理棟 建屋改造工事範囲図
図ト配-6	付属建物 除染室・分析室 設備・機器準備工事範囲図
図ト配-7	工場棟 成型工場 気体廃棄設備 洗濯室乾燥機排気系統 工事範囲図
図ト系-1(1/2)	液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄設備 (5)) 系統図
図ト系-1(2/2)	液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄設備 (5)) 系統補足図
図ト系-2(1/2)	液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄設備 (6)) 系統図
図ト系-2(2/2)	液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄設備 (6)) 系統補足図
図ト系-3	工場棟 成型工場 気体廃棄設備 洗濯室乾燥機排気系統 工事対象系統図
図ト設-1	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 凝集沈殿槽 (1) (2) (3)
図ト設-2	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 遠心分離機

図ト設-3(1/3)	液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(5)）	ろ液受槽 (1)
図ト設-3(2/3)	液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(5)）	ろ液受槽 (2)
図ト設-3(3/3)	液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(5)）	ろ液受槽 (3)
図ト設-4(1/2)	液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(5)）	ろ過機 (1)
図ト設-4(2/2)	液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(5)）	ろ過機 (2)
図ト設-5	液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(5)）	チェックタンク (1) (2) (3)
図ト設-6	液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(5)）	イオン交換装置
図ト設-7	液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(5)）	乾燥機
図ト設-8	液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(6)）	チェックタンク (1) (2) (3)

#### リ その他の加工施設

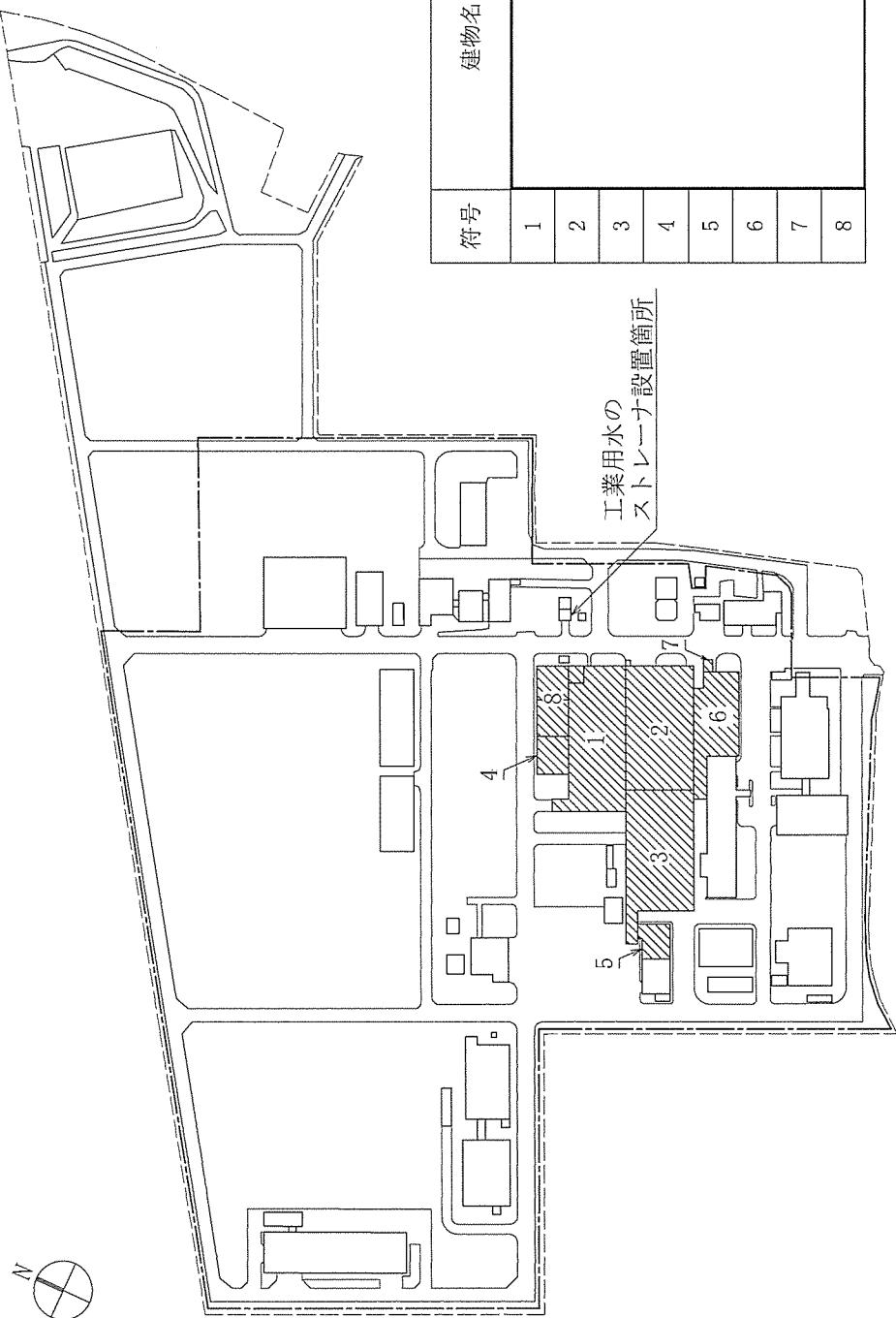
図リ建-1	工場棟 転換工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(1/3)
図リ建-2	工場棟 転換工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(2/3)
図リ建-3	工場棟 転換工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(3/3)
図リ建-4	工場棟 成型工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(1/3)
図リ建-5	工場棟 成型工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(2/3)
図リ建-6	工場棟 成型工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(3/3)
図リ建-7	工場棟 組立工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
図リ建-8	付属建物 第2核燃料倉庫 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
図リ建-9	付属建物 容器管理棟 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
図リ建-10	放射線管理棟 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
図リ建-11	付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
図リ建-12	工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(1/3)
図リ建-13	工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(2/3)
図リ建-14	工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(3/3)
図リ建-15	工場棟 成型工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(1/3)
図リ建-16	工場棟 成型工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(2/3)
図リ建-17	工場棟 成型工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(3/3)
図リ建-18	工場棟 組立工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)
図リ建-19	付属建物 第2核燃料倉庫 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)
図リ建-20	付属建物 容器管理棟 非常用通報設備

図リ建ー21	非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) 放射線管理棟 非常用通報設備
図リ建ー22	非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) 付属建物 除染室・分析室 非常用通報設備
図リ建ー23	非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) 工場棟 転換工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(1/3)
図リ建ー24	工場棟 転換工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(2/3)
図リ建ー25	工場棟 転換工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(3/3)
図リ建ー26	工場棟 成型工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(1/3)
図リ建ー27	工場棟 成型工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(2/3)
図リ建ー28	工場棟 成型工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(3/3)
図リ建ー29	工場棟 組立工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(1/2)
図リ建ー30	工場棟 組立工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(2/2)
図リ建ー31	付属建物 第2核燃料倉庫 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備
図リ建ー32	付属建物 容器管理棟 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備
図リ建ー33	放射線管理棟 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備
図リ建ー34	付属建物 除染室・分析室 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備
図リ建ー35	消防設備 屋外消火栓配置図
図リ建ー35ー1	消防設備 屋外消火栓からのアクセスルート
図リ建ー35ー2	消防設備 防火水槽配置図
図リ建ー36	工場棟 転換工場 消火設備 消火器(1/3)
図リ建ー37	工場棟 転換工場 消火設備 消火器(2/3)
図リ建ー38	工場棟 転換工場 消火設備 消火器(3/3)
図リ建ー39	工場棟 成型工場 消火設備 消火器(1/3)
図リ建ー40	工場棟 成型工場 消火設備 消火器(2/3)
図リ建ー41	工場棟 成型工場 消火設備 消火器(3/3)
図リ建ー42	工場棟 組立工場 消火設備 消火器
図リ建ー43	付属建物 第2核燃料倉庫 消火設備 消火器

図リ建ー44	付属建物 容器管理棟 消火設備 消火器
図リ建ー45	放射線管理棟 消火設備 消火器
図リ建ー46	付属建物 除染室・分析室 消火設備 消火器
図リ建ー47	工場棟 転換工場 緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット(1/4)
図リ建ー48	工場棟 転換工場 緊急対策設備(2) 飞散防止用防護ネット(2/4)
図リ建ー49	工場棟 転換工場 緊急対策設備(2) 飞散防止用防護ネット(3/4)
図リ建ー50	工場棟 転換工場 緊急対策設備(2) 飞散防止用防護ネット(4/4)
図リ建ー51	工場棟 成型工場 緊急対策設備(2) 飞散防止用防護ネット
図リ建ー52	工場棟 組立工場 緊急対策設備(2) 飞散防止用防護ネット
図リ建ー53	付属建物 第2核燃料倉庫 緊急対策設備(2) 飞散防止用防護ネット
図リ建ー54	放射線管理棟 緊急対策設備(2) 飞散防止用防護ネット
図リ建ー55	付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備(2) 飞散防止用防護ネット
図リ建ー56	緊急対策設備(3) 溢水防護区画(1/3)
図リ建ー57	緊急対策設備(3) 溢水防護区画(2/3)
図リ建ー58	緊急対策設備(3) 溢水防護区画(3/3)
図リ建ー59	工場棟 転換工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(1/3)
図リ建ー60	工場棟 転換工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(2/3)
図リ建ー61	工場棟 転換工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(3/3)
図リ建ー62	工場棟 成型工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(1/3)
図リ建ー63	工場棟 成型工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(2/3)
図リ建ー64	工場棟 成型工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(3/3)
図リ建ー65	付属建物 第2核燃料倉庫 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)
図リ建ー66	付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)
図リ建ー67	放射線管理棟 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)

#### 臨界図面

図臨ー1 臨界管理上の領域区分



符号	建物名称	申請内容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

凡例	名稱	敷地内建物配置図
	: 申請する建物	
- - -	: 敷地境界	
- - -	: 周辺監視区域境界	
	図番	図イ建-1



凡例  
△△ : 別建物

- 注1) 図中の番号は工事番号を示す  
注2) 耐震のための工事を赤字赤囲いで示す  
注3) 龍巻対策のための工事を青字青囲いで示す  
注4) 火災対策のための工事を黒字黒囲いで示す  
注5) 耐震のための工事で、龍巻対策があるものを赤字青囲いで示す  
注6) 龍巻対策のための工事で、耐震にも効果があるものを青字赤囲いで示す

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図 (1階)	
図 番	図イ建-1-1 (1/4)	—



凡例  
☒ : 吹抜け  
☒ : 別建物

- 注1) 図中の番号は工事番号を示す  
注2) 耐震のための工事を赤字青字赤囲いで示す  
注3) 龍巻対策のための工事を黒字黒囲いで示す  
注4) 火災対策のための工事で、効果があるものを赤字青字青囲いで示す  
注5) 耐震のための工事で、効果があるものを青字赤囲いで示す  
注6) 龍巻対策のための工事で、耐震にも効果があるものを青字赤囲いで示す

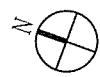
名 称	工場棟、放電線管理棟、付属建物 補強箇所説明図 (2階)
図 番	図イ建-1-1 (2/4) —



凡例  
☒ : 吹抜け

- 注1) 図中の番号は工事番号を示す  
注2) 耐震のための工事を赤字赤囲いで示す  
注3) 竜巻対策のための工事を青字青囲いで示す  
注4) 竜巻対策のための工事で、耐震にも効果があるものを青字赤囲いで示す

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図 (3階)
図 番	図イ建-1-1 (3/4) —



- 注1) 図中の番号は工事番号を示す  
注2) 耐震のための工事を赤字赤囲いで示す  
注3) 耐震のための工事を青字青囲いで示す  
注4) 耐震のための工事で、竜巻対策にも効果があるものを赤字青囲いで示す  
注5) 耐震のための工事で、竜巻対策のための工事で、耐震にも効果があるものを青字赤囲いで示す

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図 (R階)
図 番	図イ建-1-1 (4/4) —

建物 名所	工事番号及び工事名称	工事の方法	工事の主目的、影響評価				
			耐震	耐竪巻	火災	航空機落下火災	遮蔽
工場棟転換工場	1-a. 柱脚部重石補強	本体の柱脚基礎部にコンクリートの増打ちをする	◎	—	—	—	—
	1-b. 鉄骨ブレース新設	本体の鉄骨の柱と梁面内に鉄骨ブレースを新設する	◎	—	—	—	—
	1-c. 鉄骨ブレース交換補強	本体の既存ブレースを撤去し、新たな鉄骨ブレースに交換する	◎	—	—	—	—
	1-d. 屋根面鉄骨補強	本体の屋根部鉄骨トラスに鉄骨を追設する	◎	◎	—	—	—
	1-e. 柱梁仕口部補強	本体及び前室の柱、梁、ブレース仕口部に鋼板のリブプレートを追設する	◎	—	—	—	—
	1-f. 柱脚部密接補強	本体及び前室柱脚部のアンカーボルトの座金を密接する	◎	—	—	—	—
	1-g. 耐火壁造設	内部火災による延焼防止のために工場棟転換工場と工場棟成形工場の境界に耐火壁を造設する	—	—	◎(内部)	○	—
	1-h. エキスペンションジョイント交換	地震時に生じる変位吸収のために工場棟成形工場及び工場組立工場の外壁にエキスペンションジョイントを交換する	◎	◎	—	—	—
	1-i. 外壁サイディング補強	耐竪巻荷重に対し、既存外壁の損傷及び脱落防止のために本体の外壁をサイディングで補強する	◎	◎	○(外部)	—	—
	1-j. 鉄扉及びシャッタ補強	耐竪巻荷重に対し、鉄扉及びシャッタの損傷防止のために本体及び前室の鉄扉及びシャッタを補強する	—	◎	○(内部)	—	—
1-k. 鉄扉及びシャッタ交換	耐竪巻荷重に対し、前室の鉄扉及び前室のシャッタを交換する	—	◎	○(内部)	—	—	—
	1-l. 鋼板補強	耐竪巻荷重に対し、外壁が損傷しても屋内への影響を防止するために既存外壁の内側に鋼板を追設補強する	◎	◎	—	○	—
	1-m. 外壁更新	耐竪巻荷重に対し、前室外壁の損傷防止のためにサイディングに更新する	—	◎	○(内部)	—	—
	1-n. 折板追設補強	耐竪巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために本体及び前室の屋根に折板を追設する	◎	◎	○(内部)	—	—
	1-o. 折板張替え補強	耐竪巻荷重に対し、排気管の屋根の損傷防止のために折板を張替える	—	◎	○(内部)	—	—

凡例

◎ : 工事の主目的  
○ : 影響評価をしている項目

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物
図 番	図イ建-1-2 (1/3)

造物 名称	工事番号及び工事名称	工事の方法	工事の主目的・影響評価				
			耐震	耐竪圧	火災	航空機落下災	遮蔽
工場棟成形工場	2-a. 壁新設補強	本体に既存コンクリート型の壁を新設する	○	—	—	—	—
	2-b. 壁増打ち補強	本体の壁にコンクリートの増打ちをする	○	—	—	—	—
	2-c. 梁側面増打ち補強	本体及び構気塔の梁側面にコンクリートの増打ちをする	○	—	—	—	—
	2-d. スラブ増打ち補強	本体の屋根スラブ下(一部)にコンクリートの増打ちをする	○	—	—	—	—
	2-e. 鉄骨プレース新設	本体及び構気塔に鉄骨プレースを新設する	○	—	—	—	—
	2-f. 屋根面鉄骨補強	本体の屋根部鉄骨トラスに鉄骨を追設する	○	○	—	—	—
	2-g. 鉄扉補強	F1竪巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために本体の板扉を補強する	—	○	○ (内部)	—	—
	2-h. 鉄扉交換	F1竪巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために本体の板扉を交換する	—	○	○ (内部)	—	—
	2-i. 折板追設補強	F1竪巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために本体の屋根に折板を追設する	○	○	○ (内部)	—	—
工場棟組立工場	3-a. 壁新設補強	本体に新たに杭及び鉄筋コンクリート製の壁を新設する	○	—	—	○	—
	3-b. 壁増打ち補強	本体の外壁にコンクリートの増打ちをする	○	—	—	○	—
	3-c. パットレス新設補強	本体の柱にコンクリートを埋打ちしパットレスを新設する	○	—	—	—	—
	3-d. スラブ新設補強	本体の外壁にコンクリートスラブを新設する	○	—	—	—	—
	3-e. 屋根面鉄骨補強	本体及び前室の屋根部鉄骨トラスに鉄骨を追設する	○	○	—	—	—
	3-f. 鉄扉及びシャッタ補強	F1竪巻荷重に対し、鉄扉及びシャッタの損傷防止のために本体及び前室の板扉及びシャッタを補強する	—	○	○ (内部)	—	—
	3-g. 外壁更新	F1竪巻荷重に対し、前室外壁の損傷防止のためにサイディングに更新する	—	○	○ (内外部)	—	—
	3-h. 折板張替え補強	F1竪巻荷重に対し、本体及び前室屋根の損傷防止のために折板を張替える	○	○	○ (内部)	—	—

四

## ◎：工事の主目的

### ○：影譽評価を示す

生) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している 名 称	工場棟、放射線管理棟、附属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係 (2)
---------------------------------	--

建物 名稱	工事番号及び工事名稱	工事の方法	工事の主目的・影響評価				
			耐震	耐火	防災	緊急避難計画	遮蔽
第2核燃料倉庫	4-a. 鉄扉交換	耐震改修面に対し、鉄扉の取替修理を実施する 前壁の鉄扉面を交換する	-	◎	○ (内部)	-	-
空器管理棟	5-a. 鉄扉及びシャッタ補強	F1改修面に対し、鉄扉の取替修理のため 防災改修面が後に設置される間に鉄扉及びシャッタを補強する	-	◎	○ (内部)	-	-
	5-b. 外壁更新	F1改修面に対し、前壁改修の取替修理のため がんばりデザインに更替する	-	◎	○ (内部)	-	-
放線管理棟	6-a. 壁新設補強	本体及び内壁部に鉄筋コンクリート壁の設置を 新設する	◎	◎	○ (外外部)	-	-
	6-b. 壁打ち補強	本体の壁にコンクリートの増設をせざる 高さ物一時性改修面の外壁に鉄骨アラースを新 設する	◎	-	○ (内部)	-	-
	6-c. 鉄骨フレース新設	高さ物一時性改修面の外壁に鉄骨アラースを新 設する	◎	-	○ (内部)	-	-
	6-d. 屋根面フレース追設	高さ物一時性改修面の外壁に水ドレ ーブを追設する	◎	-	-	-	-
	6-e. 方枝追設補強	高さ物一時性改修面の外壁に鉄骨方枝を追設す る	◎	-	-	-	-
	6-f. 外壁更新	F1改修面に対し、外壁の取替修理のため 高さ物一時性改修面及び改修水道管等の本体を更 換する	◎	◎	○ (外外部)	-	-
	6-g. 鉄扉補強	F1改修面に対し、鉄扉の取替修理のため 本体の取扱を補強する	-	◎	○ (内部)	-	-
	6-h. 鉄扉交換	F1改修面に対し、鉄扉の取替修理のため 本体改修面側部の鉄扉を交換する	-	◎	○ (内部)	-	-
除染室・分析室	7-a. 柱脚補強	柱脚部を鉄筋コンクリートで根詰き補強する	◎	-	-	-	-
	7-b. 鉄骨フレース交換補強	本体の現存アラースを撤去し、新たな新骨ア ラースに交換する	◎	-	-	-	-
	7-c. 屋根面鉄骨補強	本体の屋根部の鉄骨を改修する	◎	◎	-	-	-
	7-d. 間仕切り壁更新	内部改修に上る鉄骨部の改修(2)及び 改修後改修面の間に取り縫を耐火材 に更替する	-	-	○ (内部)	-	-
	7-e. 外壁ササイディング補強	F1改修面に対し、外壁改修の施工のために 本体外壁をササイディングシート地盤音を支持する阮基 を新設する	◎	◎	○ (外部)	○	-
	7-f. 鉄扉補強	F1改修面に対し、鉄扉の取替修理のため 本体の取扱を補強する	-	◎	○ (内部)	-	-
	7-g. 鉄扉及びシャッタ交換	F1改修面に対し、鉄扉及びシャッタの取替 修理のために本体の鉄扉及びシャッタを交換 する	-	◎	○ (内部)	-	-
	7-h. 折板追設補強	F1改修面に対し、屋根の取替修理のため 本体の屋根に折板を追設する	◎	◎	○ (内部)	-	-

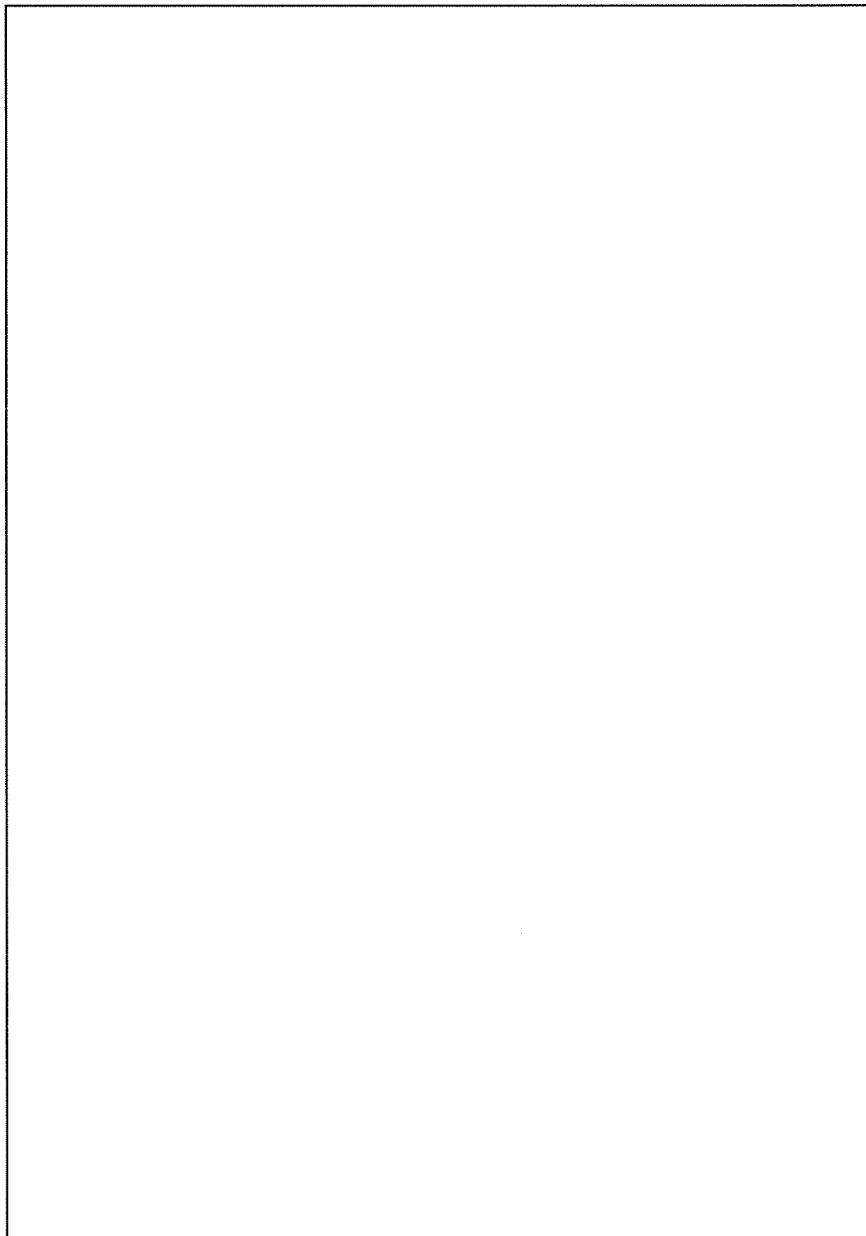
凡例

◎	工事の主目的
○	影響評価をしている項目

名 称 図イ建—1—2 (3/3)  
建物番号 —

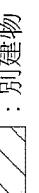
注) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している

凡例	 : 第1種管理区域	 : 別建物	
	 : 第2種管理区域		注) 図中の名称は各建物の部屋名称を示す
	 : 建物の境界		
	 : 出入管理装置設置位置		
名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)	図 番	図イ建-2
名 称		番	-



- 凡例
- ：第1種管理区域
  - ：第2種管理区域
  - ：吹抜け
  - ：建物の境界

：別建物



：管理区域区分図 (2階)

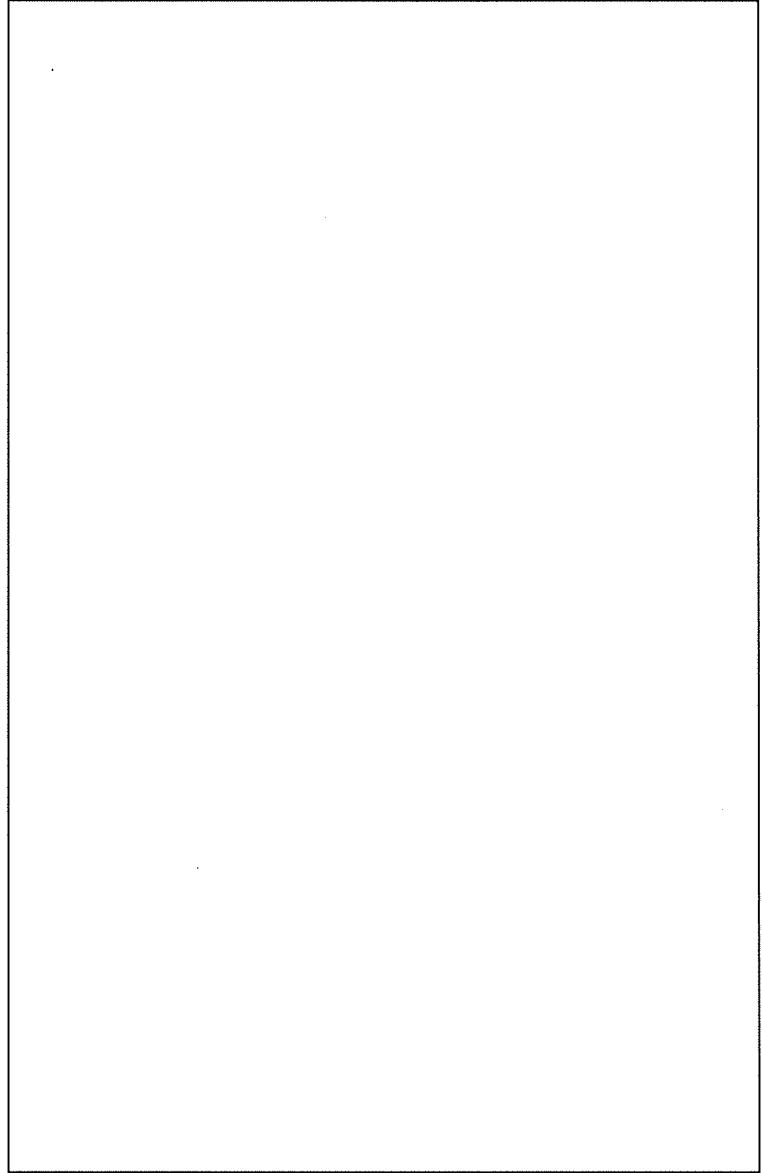
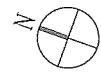


：図イ建-3



名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物
図 番	図イ建-3

注) 図中の名称は各建物の部屋名称を示す



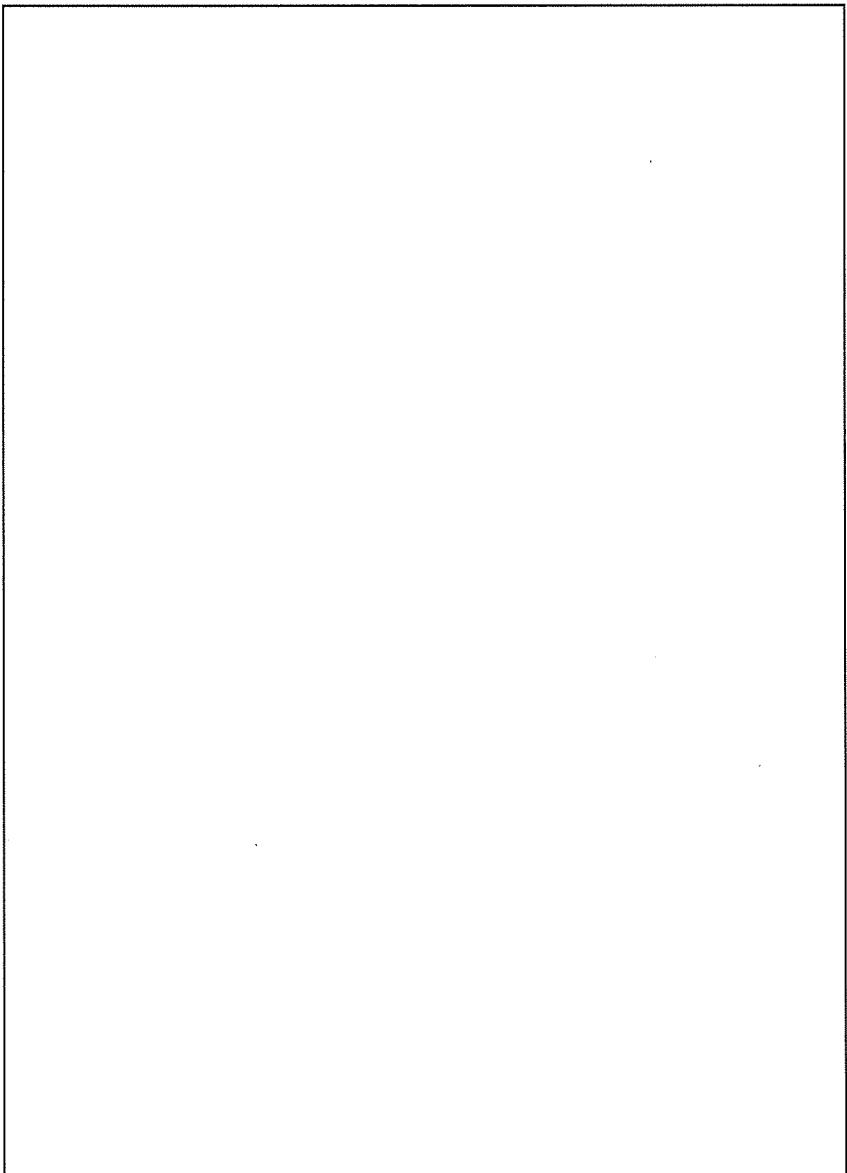
- 凡例
- ：第1種管理区域
  - ×：第2種管理区域
  - △：吹抜け
  - ：建物の境界

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(3階)
図 番	図イ建-4

注) 図中の名称は各建物の部屋名称を示す

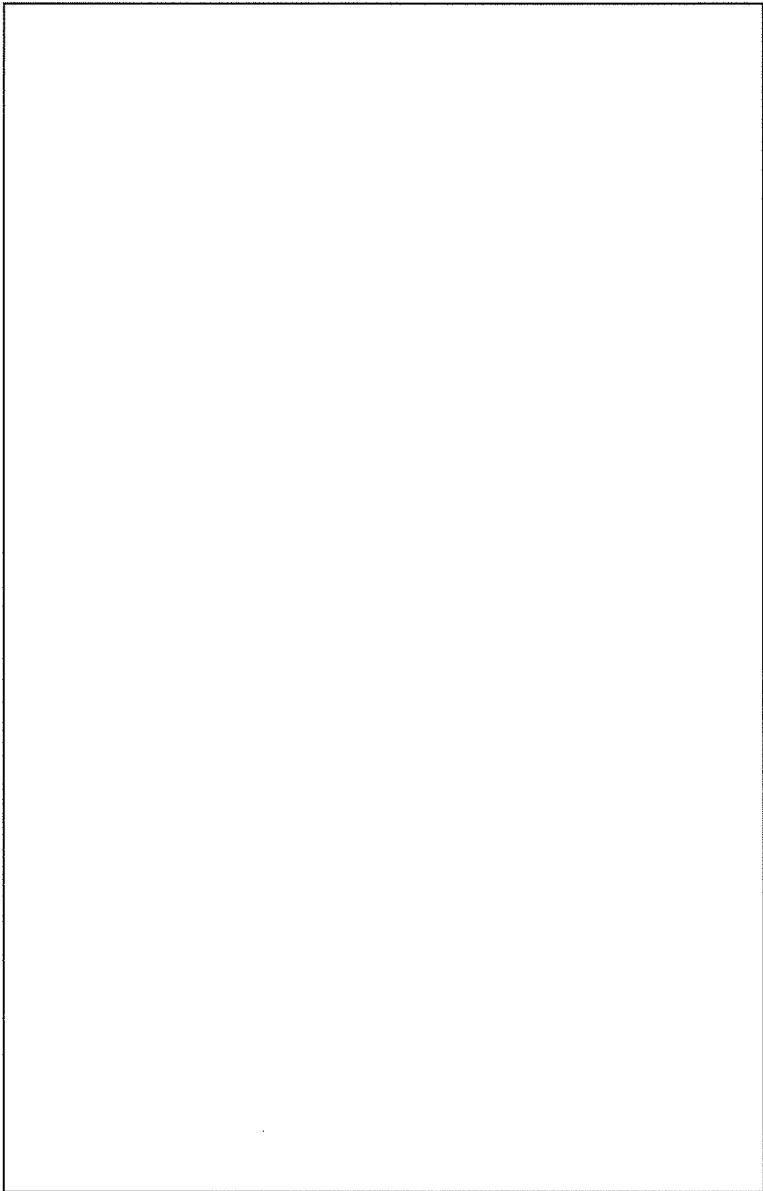
名 称 図 番	工場棟、放電線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図 図イ建-5	工場棟、放電線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図 —	—
凡例	-----: エキスパンションジョイント <input checked="" type="checkbox"/> : 別建物		

	<b>凡例</b> <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid black; background-color: white;"></span> : 火災区域 <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid black; background-color: black;"></span> : 別建物		
<b>名 称</b> <b>図 番</b>	<b>工場棟、放電線管理棟、付属建物 火災区域 (1階)</b>	<b>図1建-6</b>	<b>—</b>



名 称	工場棟、放送線管理棟、付属建物 火災区域 (2階)	—
図 番	図1建-7	—

凡例  
— : 火災区域  
□ : 吹抜け  
△ : 別建物



名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(3階)
図 番	図1建-8 —

凡例

— : 火災区域

□ : 吹抜け

建物名称	区域	位置	厚さ(単位:mm、材質)			備考
			壁	屋根/天井	床	

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(1)
図 番	図イ建-8-1 (1/4) —

注1) ALC(軽量発砲コンクリート)、RC(コンクリート)、CB(コンクリートブロック)を示す

注2) 全ての鉄扉及びシャッタは□mm以上の鋼板

建物名称、 区域	位置	厚さ(単位:mm、材質)		備考
		壁	屋根/天井	

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2)
図 番	図イ建-8-1 (2/4) —

- 注1) ALC(軽量発砲コンクリート)、RC(コンクリートブロック)を示す  
 注2) 全ての鉄扉及びシャッタは□mm以上の鋼板

建物名称	区域	位置	厚さ(単位:mm、材質)			備考
			壁	屋根/天井	床	

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3)
図 番	図イ建-8-1 (3/4)      —

注1) ALC(軽量発砲コンクリート)、RC(コンクリート)、CB(コンクリートブロック)を示す

注2) 全ての鉄扉及びシャッタは□mm以上の鋼板

建物名称	区域	位置	厚さ 単位:mm、 材質)	備考
	壁	屋根/天井	床	

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4)
図 番	図イ建-8-1 (4/4) -

- 注1) ALC(軽量発砲コンクリート)、RC(コンクリート)、CB(コンクリートブロック)を示す
- 注2) 全ての鉄扉及びシャッタは□mm以上の鋼板

名 称	外部火災・爆発の影響評価(1)	
図 番	図イ建-8-2(1/9)	-

危険物屋外タンク貯蔵所(1)と各建物との離隔距離・位置関係

危険物屋外タンク貯槽所(2)と各建物との離隔距離・位置関係	名 称	外部火災・爆発の影響評価(2)
	図 番	図イ建-8-2(2/9) -

危険物屋外タンク貯蔵所(3)と各建物との離隔距離・位置関係

名 称	外部火災・爆発の影響評価(3)	
図 番	図イ建-8-2(3/9)	-

高圧ガス製造所と各建物との離隔距離・位置関係

名 称	外部火災・爆発の影響評価(4)	
図 番	図イ建-8-2(4/9)	-

LPガス供給設備・高圧ガス貯蔵所と各建物との離隔距離・位置関係

名称 外部火災・爆発の影響評価(5)

図番 図イ建-8-2(5/9) -

名 称	A重油用タンクローリと各建物との離隔距離・位置関係 外部火災・爆発の影響評価(6)	
図 番	図イ建-8-2(6/9)	-

名 称	外部火災・爆発の影響評価(7)	
図 番	図イ建-8-2(7/9)	-

灯油用タンクローリ・LPガスローリ・水素トレーラと各建物との離隔距離・位置関係

液化アンモニアローリと各建物との離隔距離・位置関係

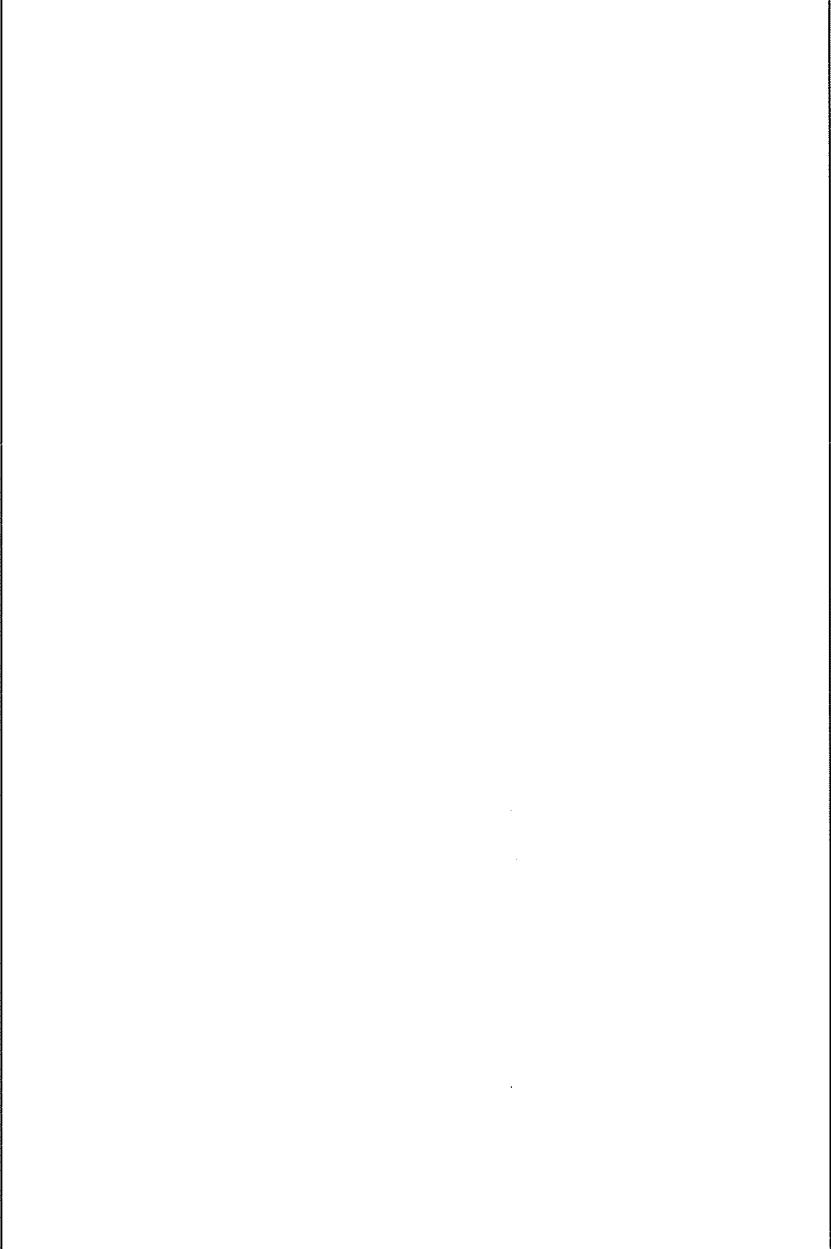
名 称	外部火災・爆発の影響評価(8)	
図 番	図イ建-8-2(8/9)	—

名 称	外部火災・爆発の影響評価(9)	
図 番	図イ建-8-2(9/9)	-

タンクローリ(ガソリン、液化プロパンガス、液化天然ガス)と各建物との離隔距離・位置関係



凡例	注1) 竜巻防護ライン 注2) 竜巻防護ライン以外の鉄扉、シャッタはF1竜巻で耐える設計とする SD : 別建物 SS : シャッタ	注1) 竜巻防護ライン上の鉄扉、シャッタはF3竜巻で耐える設計とする 注2) 竜巻防護ライン以外の鉄扉、シャッタはF1竜巻で耐える設計とする SD : 鉄扉 SS : シャッタ	名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン(1階)	図 番	図イ建-9	—
----	---	---	--------	---	--------	-------	---

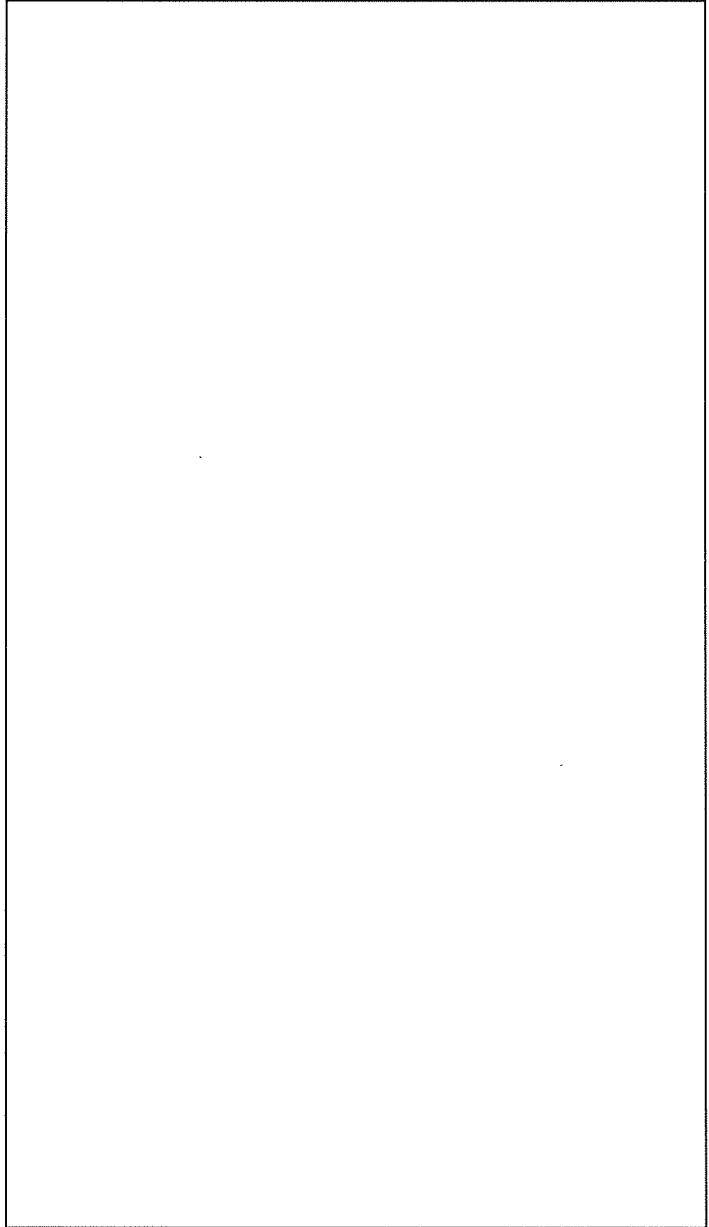


凡例

--- : 龍巻防護ライン  
□ : 別建物  
△ : 吹抜け  
SD : 鉄扉

名	工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉配置及び龍巻防護ライン(2階)
図番	図イ建-10

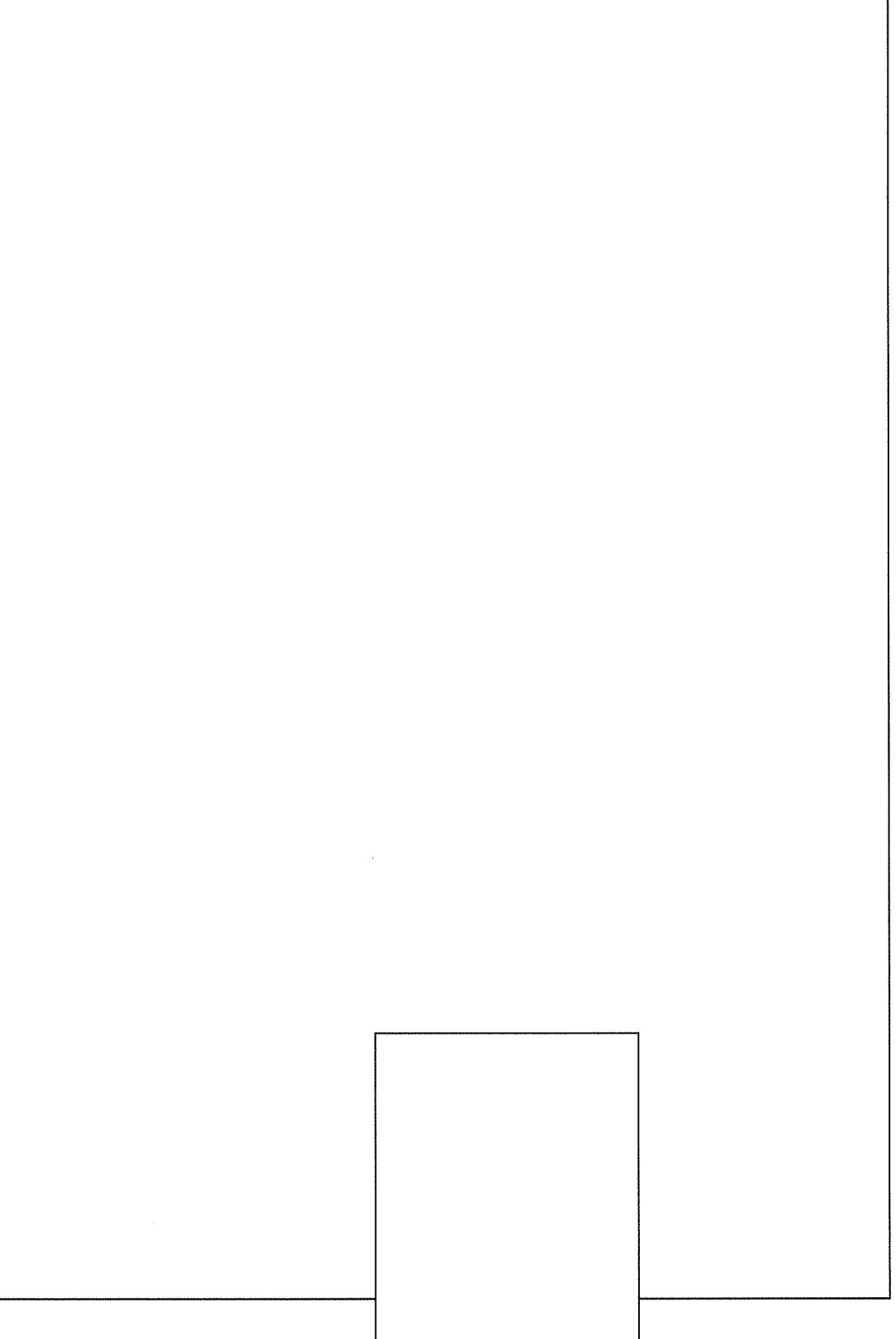
注) 龍巻防護ライン上の鉄扉はF3龍巻で耐える設計とする



凡例  
----- : 龍巻防護ライン  
SD : 鉄扉  
▣ : 吹抜け

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(3階)
図 番	図イ建-11

注) 竜巻防護ライン上の鉄扉はF3竜巻で耐える設計とする

 	<p><b>凡例</b></p> <p>■ ■ ■ : 龍巻防護ライン</p> <p>□ : 別建物</p> <p>— : 勾配</p> <p>❖ : 防水層設置屋根</p>	<p>注1) 龍巻防護ライン内の屋根はF3龍巻で耐える設計とする</p> <p>注2) 龍巻防護ライン以外の屋根はF1龍巻で耐える設計とする</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">名 称</th><th style="text-align: left;">工場棟、放射線管理棟、付属建物 竜巻防護ライン(屋根部)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">図 番</td><td style="text-align: left;">図イ建-11-1</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: right;">—</td></tr> </tbody> </table>	名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 竜巻防護ライン(屋根部)	図 番	図イ建-11-1		—
名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 竜巻防護ライン(屋根部)								
図 番	図イ建-11-1								
	—								

建具表

番号	竜巻	材料	寸法	(mm)	※	備考	番号	竜巻	材料	寸法	(mm)	※	備考
SD-1	*1	F3					SD-57	*1	F3				
SS-2	*3	F3					SS-60	*3	F3				
SD-3	*2	F3					SD-61	*1	F3				
SD-4	*2	F3					SD-62	*1	F3				
SD-5	*1	F3					SD-68	*1	F3				
SS-6	*3*4	F3					SD-69	*2	F1				
SD-7	*2	F3					SS-70	*4	F1				
SD-8	*2	F3					SD-71	*2	F3				
SD-9	*2	F3					SD-83	*2	F3				
SD-10	*2	F3					SD-84	*2	F3				
SD-11	*1	F3					SD-85	*2	F3				
SD-12	*2	F3					SS-87	*3	F1				
SD-14	*2	F3					SD-92		F3				
SD-15	*2	F3					SD-93		F3				
SD-16	*1	F3					SD-135	*1	F3				
SS-17	*3	F3					SD-136-RF	*1	F3				
SD-18	*1	F1					ガラリ 1	*5	F1				
SS-19	*3	F1					ガラリ 2	*5	F1				
SD-20	*1	F1					ガラリ 3	*5	F1				
SD-21	*1	F3					ガラリ 4	*5	F1				
SD-22	*1	F3					ガラリ 5	*5	F1				
SD-55	*2	F3					ガラリ 6	*5	F1				
SD-56	*1	F3					ガラリ 7	*5	F1				

単位 : mm

- ※ 鉄扉の寸法は、扉の概略寸法を示す。  
 シャッタの寸法は、枠の内法の概略寸法を示す。  
 \*1 補強するシャッタ  
 \*2 交換するシャッタ  
 \*3 固縛補強する  
 \*4 交換するシャッタ  
 \*5 固縛補強する

名	工場棟、放射線管理棟、付属建物
称	建具表
図	図イ建-12

シャッタ補強図

\*1 必要に応じ、図に示す部位を補強

補強材： 

		単位：mm
名 称	工場棟、放電管管理棟、付属建物 鉄扉及びシャッタ補強図	
図 番	図イ建-13	—

シャッタ補強図

\*2 シャッタ補強材は、シャッタの両面に設置する

補強材： 

凡例

- △ : 別建物  
--- : EXP.J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建一5参照  
\*1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える  
\*2 : F1竜巻で損傷しない、

注) SDは鉄扉、SSはシャッタを示す  
柱、梁  
屋根、壁  
折板(鋼板), ALC

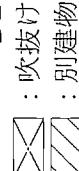
柱、梁  
屋根、壁  
折板(鋼板), ALC

工場棟 転換工場  
建物1階平面図  
図イ建-14  
番

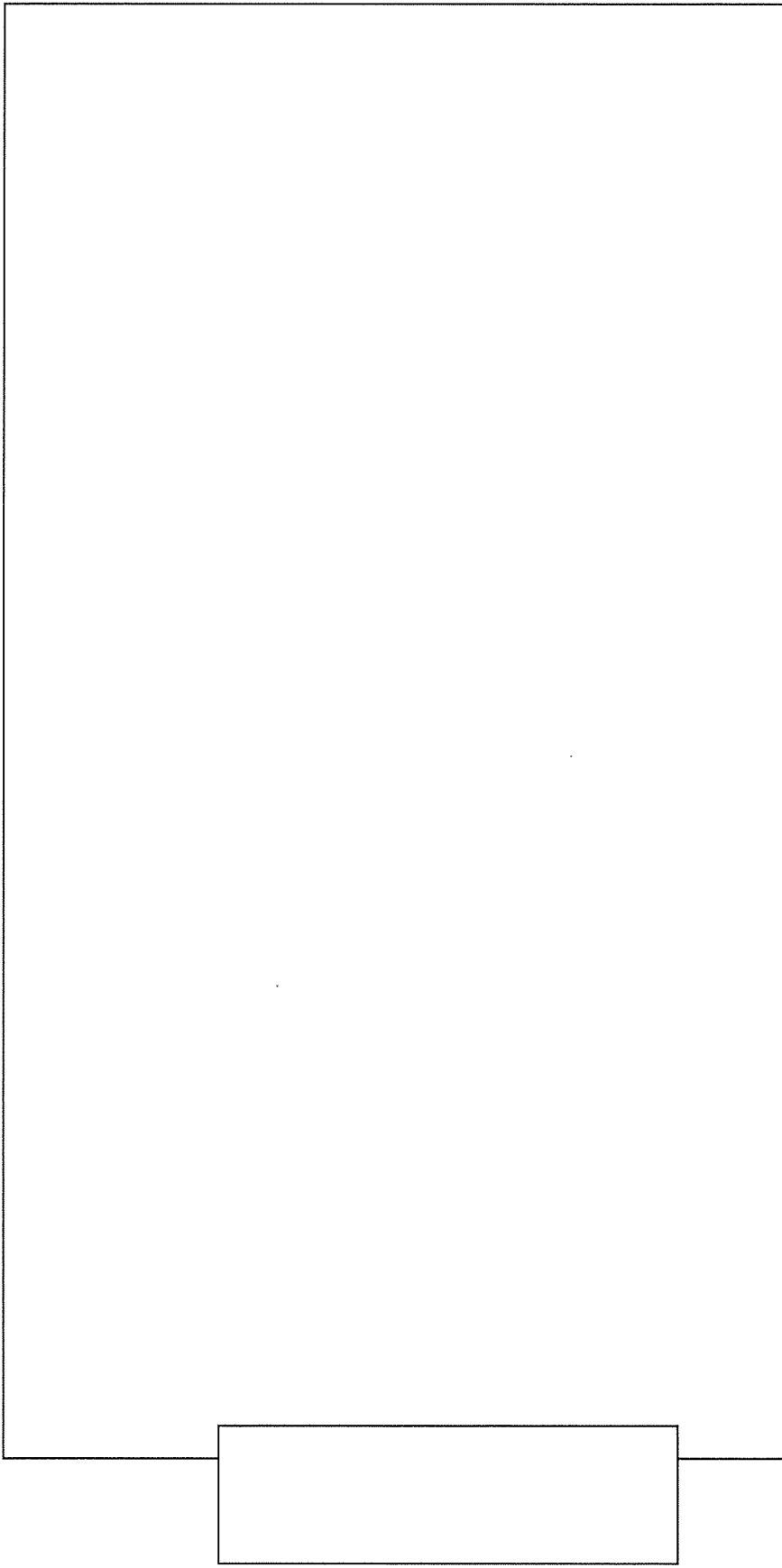
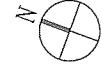
単位: mm  
工場棟 転換工場  
建物1階平面図  
図イ建-14  
番

単位 : mm	
名 称	工場棟 転換工場
	建物2階平面図
図 番	図イ建-15
	工場棟 転換工場

凡例  
 \*1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える

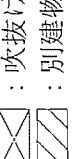


: 吹抜け  
 ▲ : 別建物  
 - - - : EXP.J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照  
 注) SDは鉄扉を示す

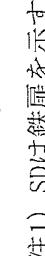


凡例

\*1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える



：吹抜け



：別建物

- - - : EXP.J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照

注1) SDは鉄扉を示す

単位 : mm

名 称	工場棟 転換工場
図 番	建-16

名 称	建物3階平面図
図 番	建-16

名 称	工場棟 転換工場
図 番	建-16

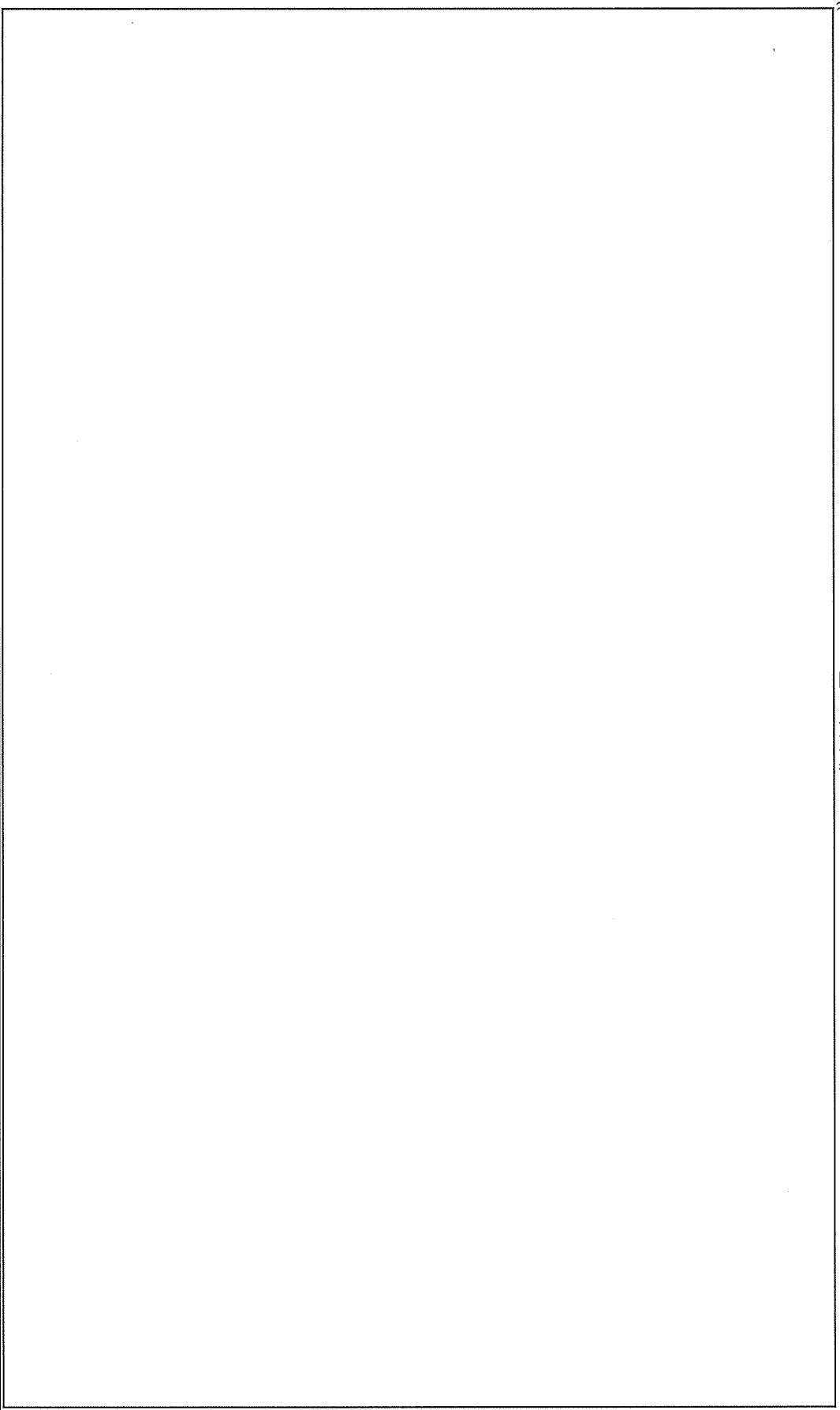
名 称	工場棟 転換工場
建物立面図	工場棟
図 番	図イ建-17

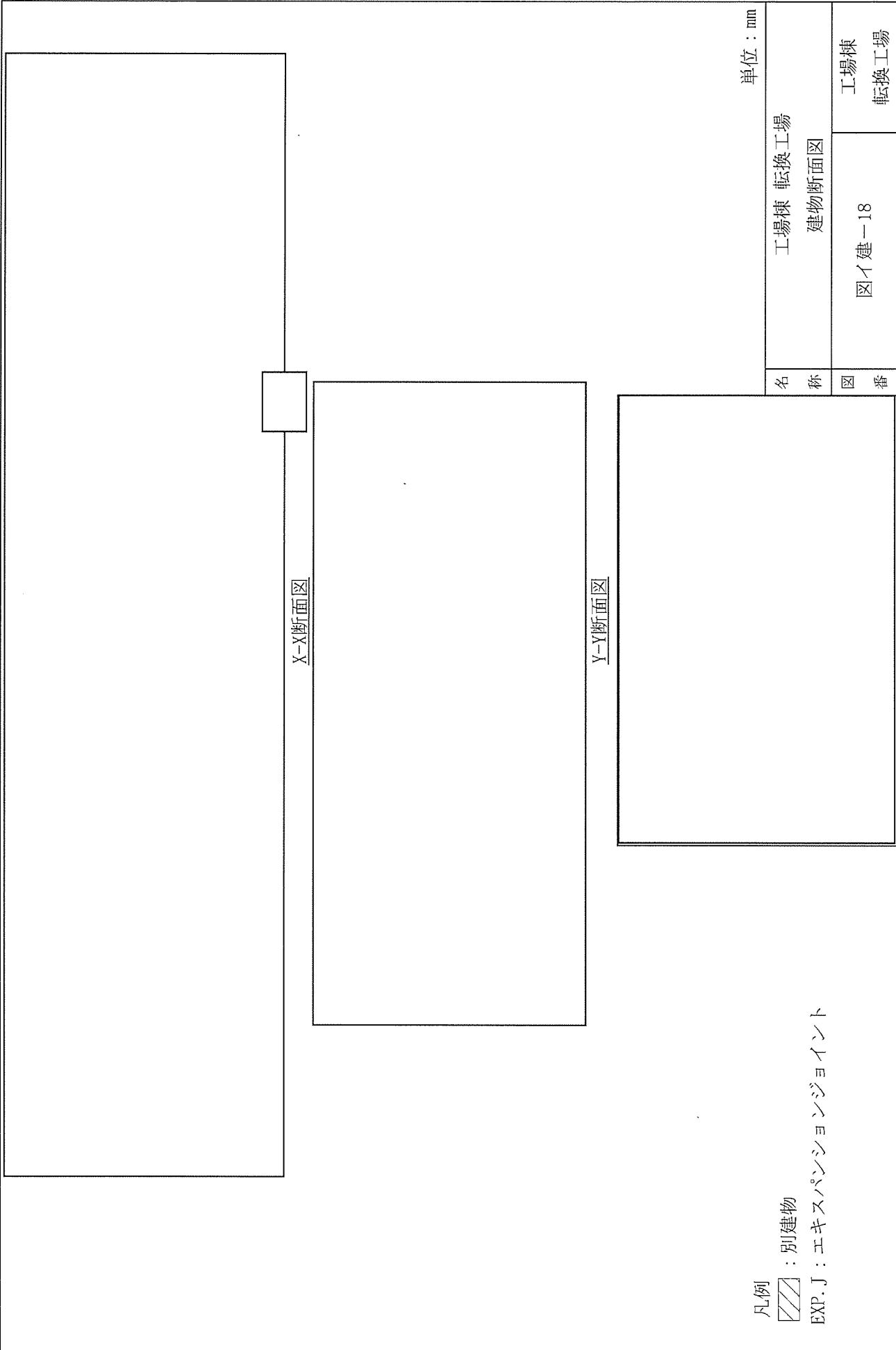
単位 : mm

### 北側立面図

凡例  
 : 別建物  
 EXP. J : エキスパンションジョイント

注) SDは鉄扉、SSはシャッタを示す

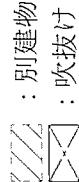




凡例

		単位 : mm	
		名 称	工場棟 転換工場 基礎及び杭伏図
鉄骨ブレース新設 : NBr1*, NBr1A*, NBr2*, NBr2A*, NBr2B*, NBr4*, NBr4A*	注1) 検査箇所を赤字で示す		
鉄骨ブレース交換補強 : NBr1, NBr1A, NBr2, NBr4, NBr13	注2) 外壁更新、鋼板補強、外壁サイディング補強 の概略は図イ建-46参照	工場棟 転換工場 基礎及び杭伏図	
外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NCG12, NP12, NHG12	注3) 鉄骨ブリース補強の概略は図イ建-48参照		
■ : 柱脚部溶接補強 ○ : 既設杭(□)		図イ建-19	工場棟 転換工場
□ : 柱脚部重石補強 (A~Z 図イ建-45 参照)			
△ : 別建物			
▽ : 防火被覆材(厚さ□)を設置			

凡例



別建物

吹抜け

柱梁仕口部補強

鉄骨プレース新設：NBr2\*, NBr2A\*, NBr3\*, NBr4B\*, NBr11\*, NBr1\*, NB21\*

鉄骨プレース交換補強：NBr1A, NBr2, NBr13

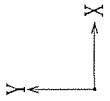
外壁サイディング下地材：NHG11, NHG12, NHG13, NHG14, NCG11, NCG12, NC1, NC2, NP12

注1) 補強箇所を赤字で示す

注2) 屋根面鉄骨補強、折板追設補強の概略は図イ建-47参照

※耐火被覆材(厚さ□)を設置

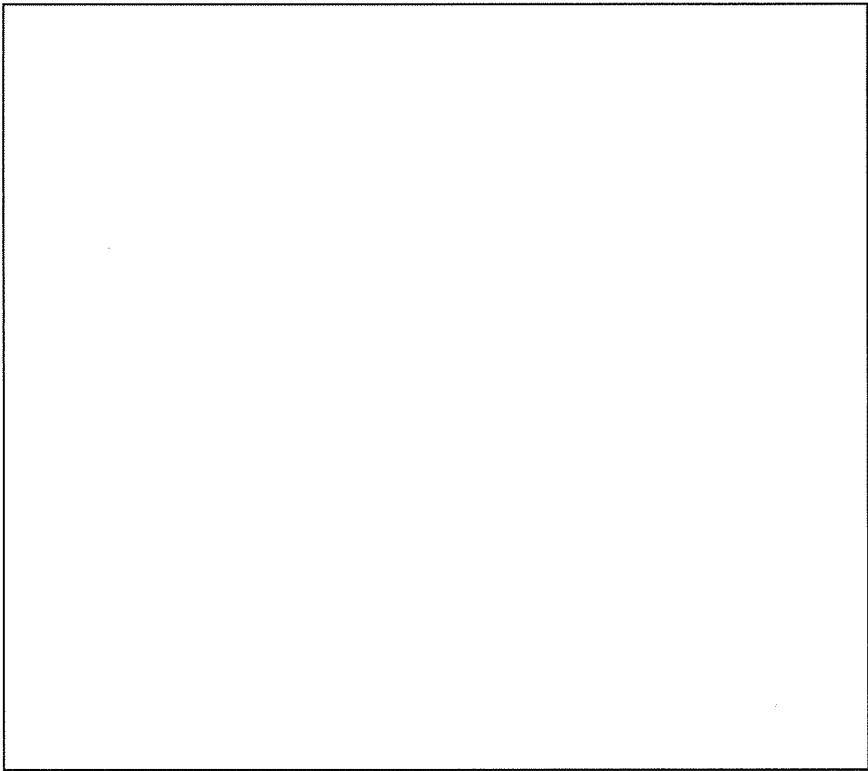
名 称	工場棟	転換工場
		2階伏図
図 番	図イ建-20	工場棟
		転換工場



凡例

外壁サイディング補強下地材：NC2, NP12  
：別建物

注）補強箇所を赤字で示す



名 称	工場棟 転換工場
図 番	屋根トラス下弦面穴図 図イ建-21
単位 : mm	工場棟 転換工場

			単位 : mm
名 称	工場棟 転換工場		
図 番	3階伏図		
注 記	工場棟 転換工場		

凡例

○ : 柱梁仕口部補強

□ : 吹抜け

△ : 別建物

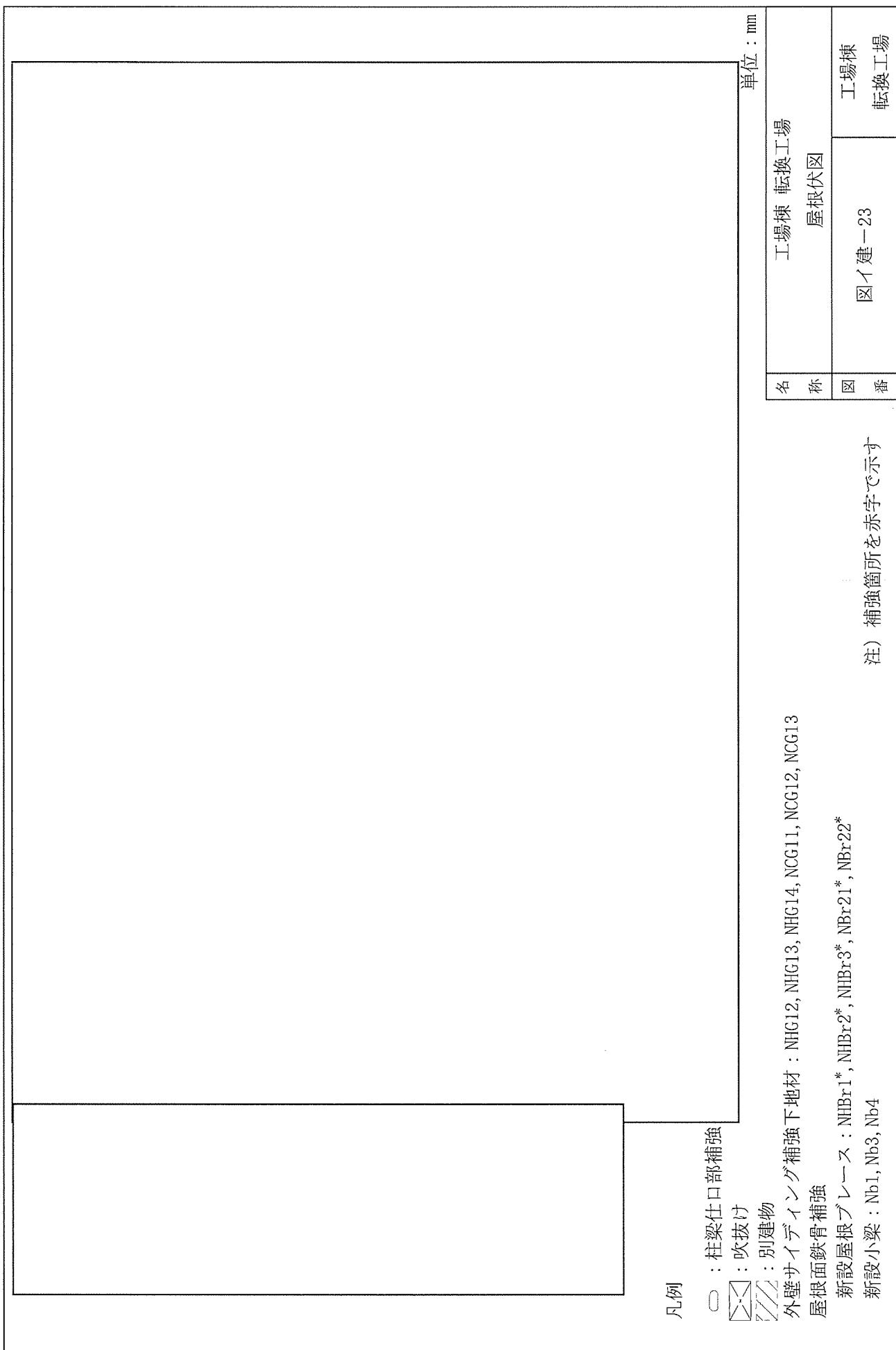
鉄骨ブレース新設 : NBr11\*, NBr12\*, NBr13\*, NHBr11\*, NB1\*

鉄骨ブレース交換補強 : NBr11, NBr13, NBr14

外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NP11, NP12

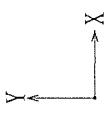
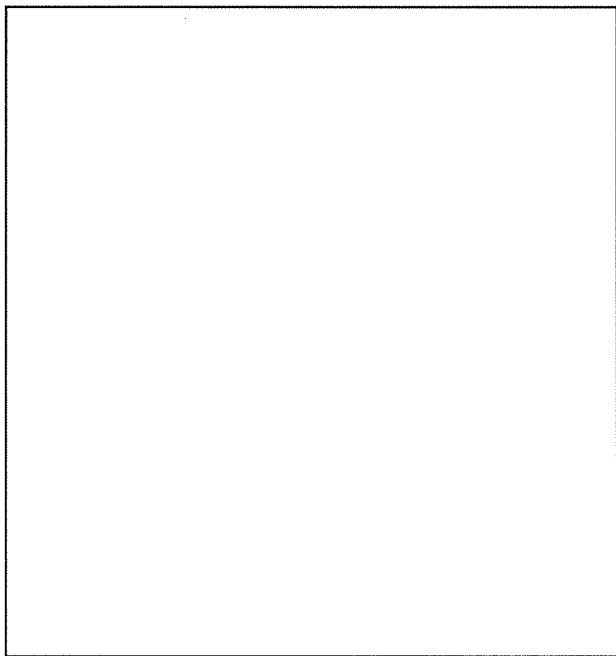
屋根面鉄骨補強 : NG1, NG2

注) 補強箇所を赤字で示す



名 称	工場棟 転換工場 排氣塔屋根伏図	単位 : mm
図 番	図イ建-24	工場棟 転換工場

排氣塔屋根伏図



注1) 梱強箇所を赤字で示す  
注2) 折板張替え補強の概略図は図イ建-47参照

凡例

- ：柱梁仕口部補強（新設部）
- ：柱梁仕口部補強（既存部）

図：柱脚部溶接補強  
鉄骨ブレース新設：NBr2\*, NBr11\*, NBr13\*, NB11\*

鉄骨ブレース交換補強：NBr2, NBr4, NBr13, NBr22  
外壁サイディング補強下地材：NC1, NC2, NCG11, NCG12

注）補強箇所を赤字で示す

		単位：mm
名 称	工場棟 転換工場	
図 番	L'通り軸組図 図イ建-25 工場棟 転換工場	

凡例

- : 柱梁仕口部補強(新設部)
- : 柱梁仕口部補強(既存部)
- : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強  
鉄骨ブレース新設 : NBr1\*, NBr2\*  
鉄骨ブレース交換補強 : NBr2, NBr4, NBr11, NBr13  
外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NCG11, NCG12

注) 補強箇所を赤字で示す

名 称	工場棟 転換工場 M通り軸組図	工場棟 転換工場
図 番	図イ建-26	

凡例

○ : 柱梁仕口部補強(新設部)

■ : 柱脚部溶接補強

▨ : 柱脚部重石補強  
鉄骨プレース新設: NBr2B\*, NBr3\*

外壁サイディング補強下地材: NC1, NC2, NCG11, NCG12

注) 補強箇所を赤字で示す

名 称	工場棟 転換工場 N通り軸組図	工場棟 転換工場
図 番	図イ建-27	

凡例

○ : 柱梁仕口部補強(新設部)

■ : 柱脚部溶接補強

▨ : 柱脚部重石補強  
外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NCG11, NCG12

注) 補強箇所を赤字で示す

名 称	工場棟	転換工場
図 番	図イ建-28	工場棟 転換工場
単位 : mm		

凡例

○ : 柱梁仕口部補強(新設部)  
■ : 柱脚部溶接補強  
▨ : 柱脚部重石補強  
鉄骨ブレース新設 : NBr3\*, NBr4A\*  
外壁サイディング補強下地材 : NCL, NCL2, NCG11, NCG12

注) 補強箇所を赤字で示す

名 称	工場棟 転換工場	単位 : mm
図 番	P通り軸組図	
図 番	図介建-29	工場棟 転換工場

凡例

○	柱梁仕口部補強(新設部)	
○	柱梁仕口部補強(既存部)	
図	柱脚部溶接補強	単位 : mm
■	柱脚部重石補強	工場傾転換工場
	鉄骨プレース新設 : NBr11*, NG2*, NB21*	Q通り軸組図
	鉄骨プレース交換補強 : NBr13	
	外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NCG11, NCG12	工場棟
	注) 補強箇所を赤字で示す	転換工場

			単位 : mm
名 称	工場棟 転換工場	R'、S'、L'通り軸組図	
図 番	図イ建-31	工場棟	転換工場

S'通り軸組図

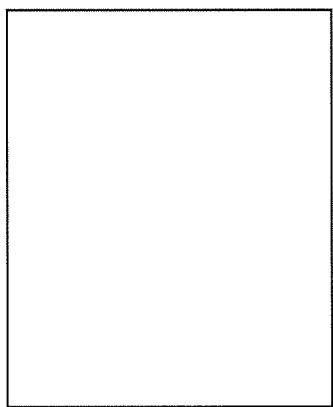
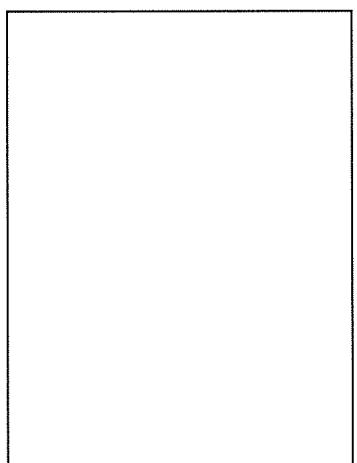
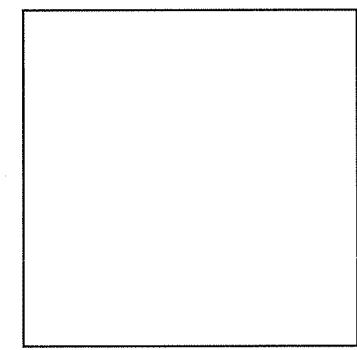
R'通り軸組図

凡例

○ : 柱梁仕口部補強(新設部)  
 畫 : 柱脚部溶接補強  
 鋼骨ブレース交換補強 : NBr21

注) 補強箇所を赤字で示す

L'通り+4500軸組図



凡例

- : 柱梁仕口部補強(新設部)
- : 柱梁仕口部補強(既存部)
- ▨ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- ▨ : 鋼板補強
- ▨ : 開口部

斜線 : 別建物  
 鉄骨ブレース新設 : NBr2\*  
 外壁サイディング補強下地材 : NC2, NGC12  
 屋根面鉄骨補強 : NG1

注) 補強箇所を赤字で示す

13通り軸組図

名 称	工場棟	転換工場	単位 : mm
図 番	図ア建-32	13通り軸組図	工場棟
			転換工場

### 14通り軸組図

#### 凡例

- : 柱梁仕口部補強(新設部)
- ▣ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- △ : 別建物
- × : 外壁サイディング補強下地材 : NC2, NCG12
- 注) 補強箇所を赤字で示す

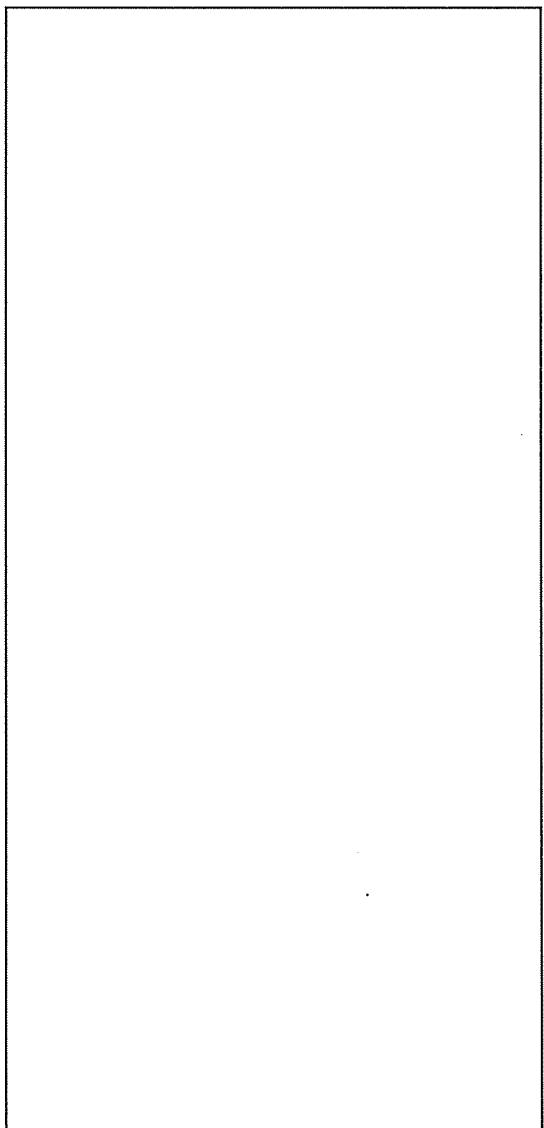
単位 : mm	
名 称	工場棟 転換工場
図 景	14通り軸組図
圖 景	図1建-33 工場棟 転換工場

凡例

- : 柱梁仕口部補強(新設部)
- : 柱梁仕口部補強(既存部)
- : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- ▨ : 別建物
- ▨ : 鉄骨プレース新設 : NBr2A\*
- 外壁サイディング補強下地材 : NC1, NCG12
- 屋根面鉄骨補強 : NG1

注) 補強箇所を赤字で示す

15通り軸組図



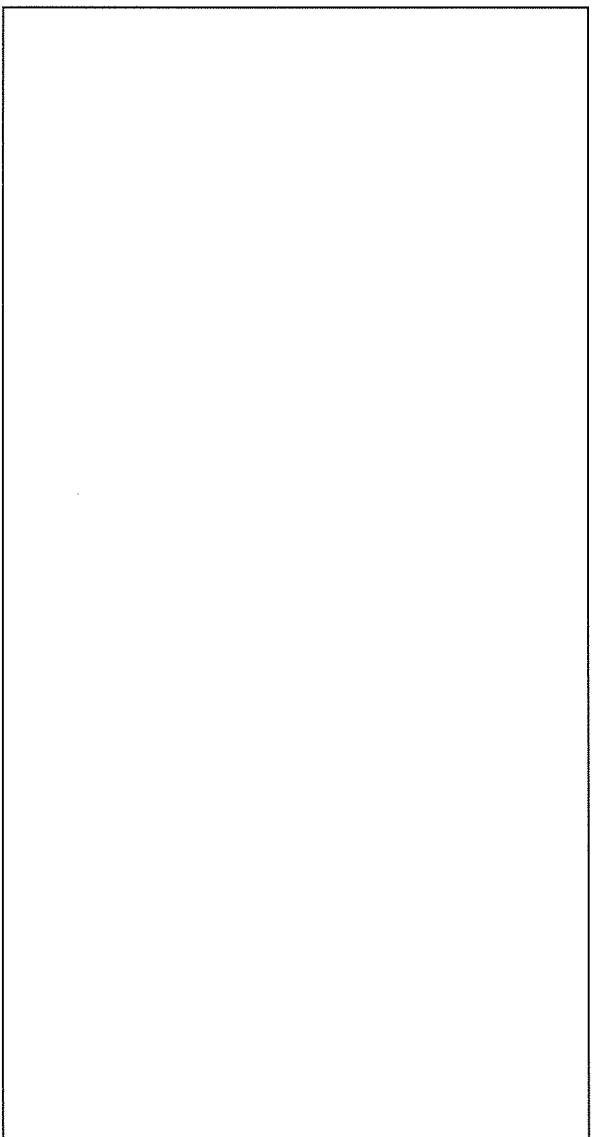
名 称	工場棟 転換工場	単位 : mm
図 番	15通り軸組図	工場棟
	図イ建-34	転換工場

### 16通り軸組図

- 凡例
- : 柱梁仕口部補強(新設部)
  - : 柱脚部溶接補強
  - ▨ : 柱脚部重石補強
  - ▨▨ : 別建物
  - ▨▨▨ : 鉄骨プレース新設 : NBr2A\*
  - 外壁サイディング補強下地材 : NC2, NCG12, NCG13
  - 注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm	
名 称	工場棟 転換工場 16通り軸組図
図 番	図イ建-35 工場棟 転換工場

### 17通り軸組図



#### 凡例

- : 柱梁仕口部補強(新設部)
- ▣ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- ▨ : 別建物
- ▨ : 外壁サイディング補強下地材 : NC2, NCG12, NCG13
- 注) 補強箇所を赤字で示す

名 称		単位 : mm
工場棟 転換工場 17通り軸組図		
図 番	図イ建-36	工場棟 転換工場

凡例

○ : 柱梁仕口部補強(新設部)

■ : 柱脚部溶接補強

▨ : 柱脚部重石補強

▨ : 別建物

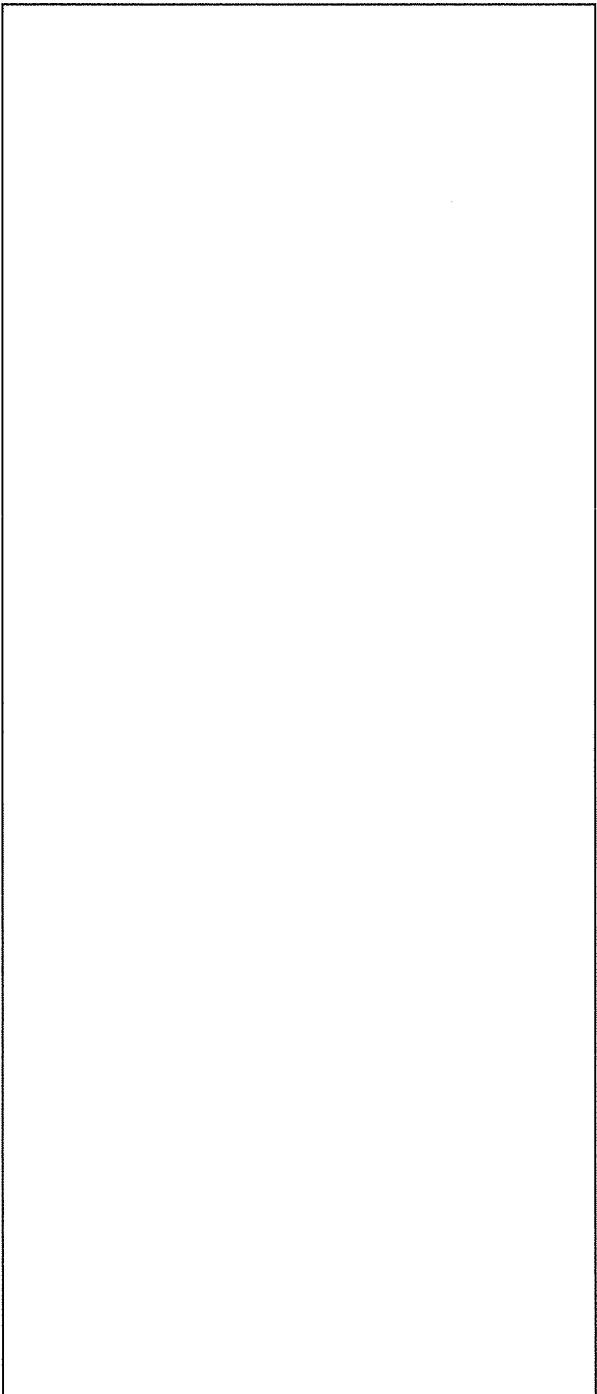
▨ : 鉄骨プレース交換補強 : NBr21

外壁サイディング補強下地材 : NC2, NCG12, NCG13

注) 補強箇所を赤字で示す

18通り軸組図

単位 : mm	
名 称	工場棟 転換工場 18通り軸組図
図 番	図イ建-37 工場棟 転換工場



凡例

○ : 柱梁仕口部補強(新設部)

■ : 柱脚部溶接補強

▨ : 柱脚部重石補強

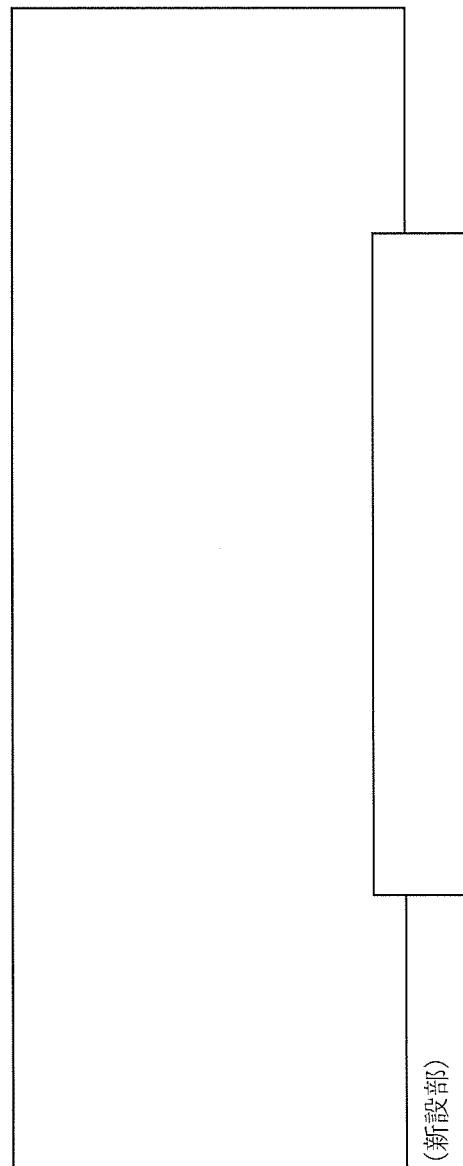
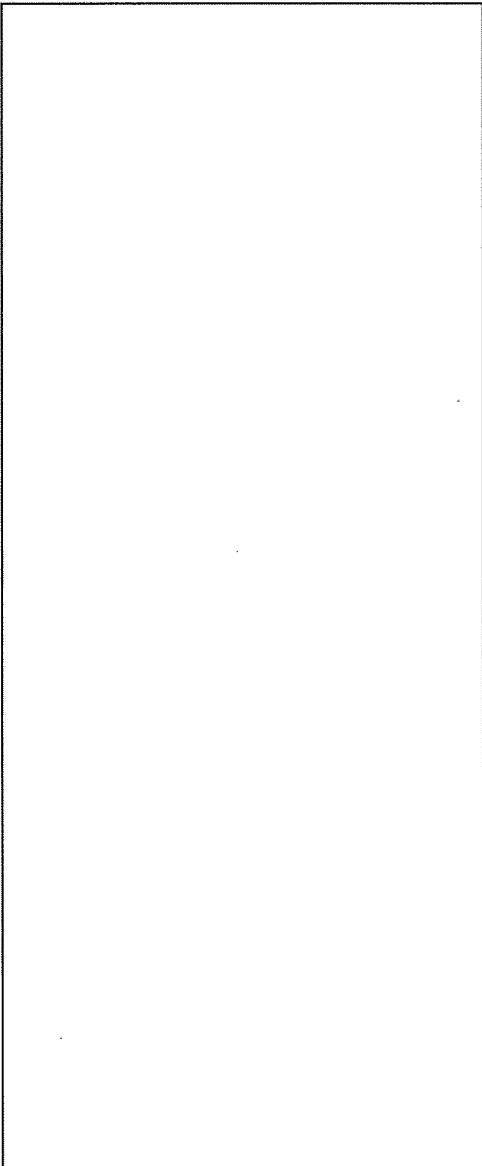
▨ : 別建物

鉄骨ブレース新設 : NBr1A\*, NBr2A\*

外壁サイディング補強下地材 : NC2, NCG12, NCG13

注) 補強箇所を赤字で示す

19通り軸組図



20通り軸組図

名 称	工場棟	転換工場
図 番	図イ建-38	19、20通り軸組図
単位 : mm	工場棟	転換工場

凡例

○ : 柱梁仕口部補強(新設部)

■ : 柱脚部溶接補強

▨ : 柱脚部重石補強

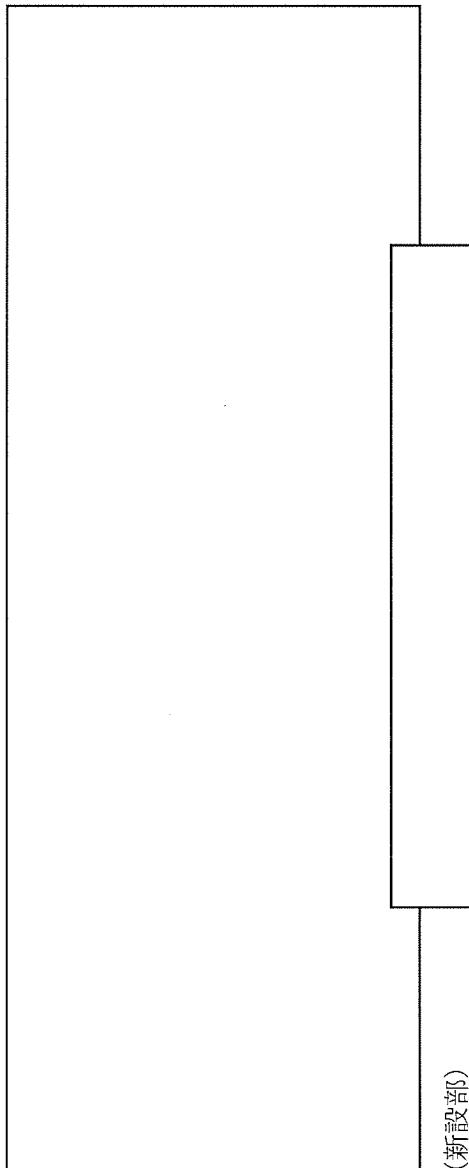
▨ : 別建物

鉄骨ブレース新設 : NBr2A\*

外壁サイディング補強下地材 : NC2, NCG12, NCG13

注) 補強箇所を赤字で示す

21通り軸組図



593

22通り軸組図

名 称 図 番	工場棟 21、22通り軸組図 イ建—39	工場棟 転換工場
単位 : mm		

凡例

○ : 柱梁仕口部補強(新設部)

▣ : 柱脚部溶接補強

▨ : 柱脚部重石補強

△ : 別建物

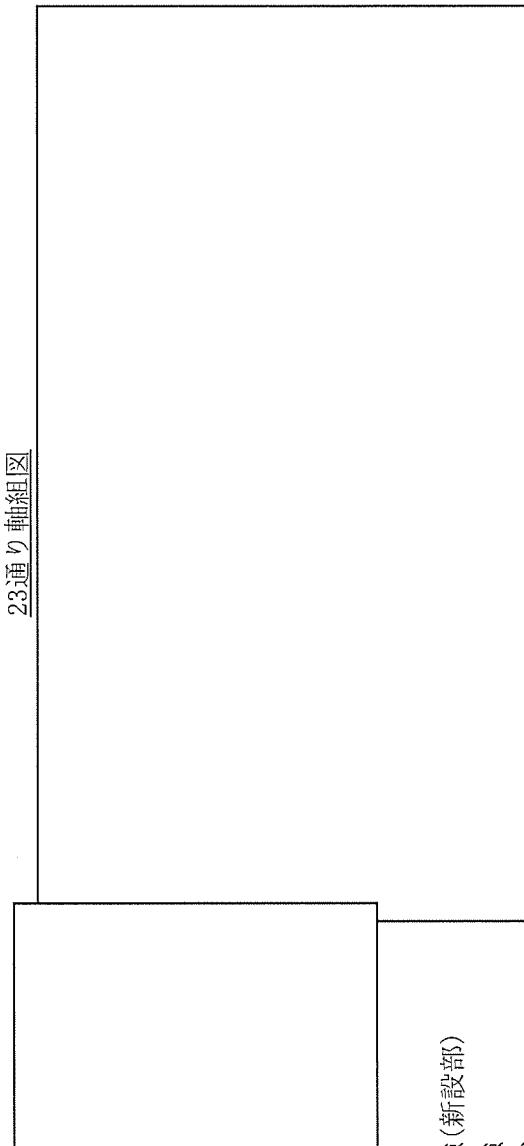
鉄骨ブレース新設 : NBr1\*, NBr4B\*

鉄骨ブレース交換補強 : NBr14

外壁サイディング補強下地材 : NC2, NCG12, NCG13, NHG12, NHG14

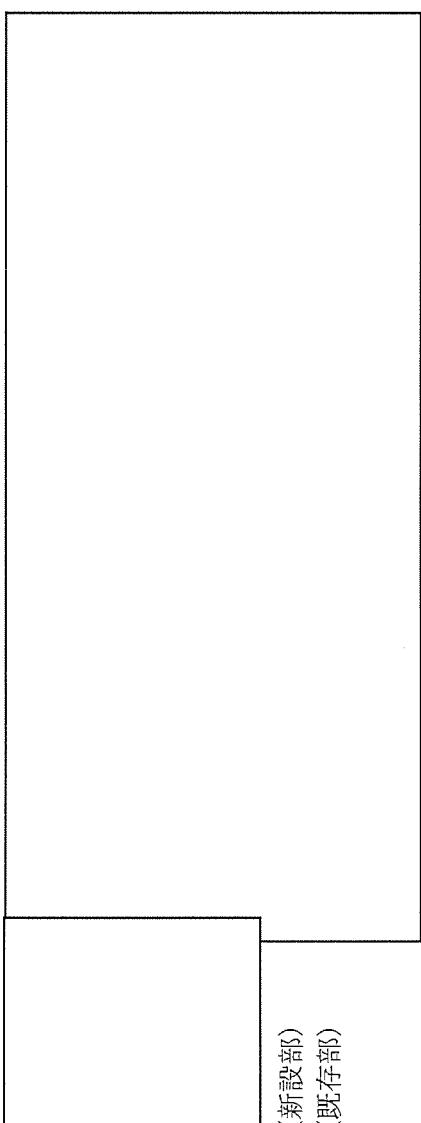
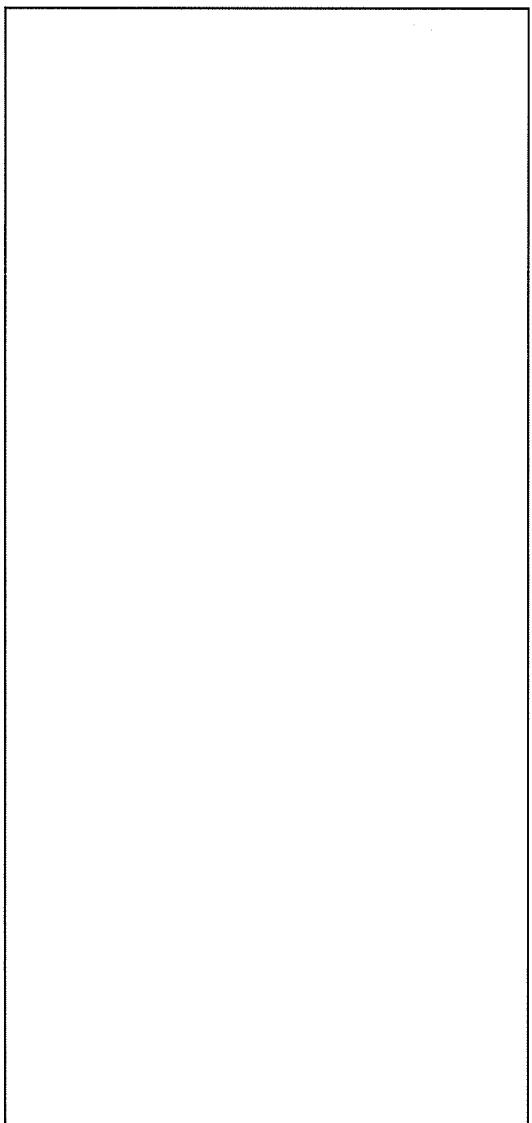
注) 補強箇所を赤字で示す

23通り軸組図



名 称	工場棟 転換工場	単位 : mm
図 番	図イ建-40	工場棟 転換工場

24通り軸組図



凡例

○ : 柱梁仕口部補強(新設部)  
○ : 柱梁仕口部補強(既存部)

図 : 柱脚部密接補強  
■ : 柱脚部重石補強

△ : 別建物  
鉄骨ブレース新設 : NBr12\*

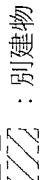
鉄骨ブレース交換補強 : NBr1, NBr1A

外壁サイディング補強下地材 : NC2, NCG12, NCG13

注) 補強箇所を赤字で示す

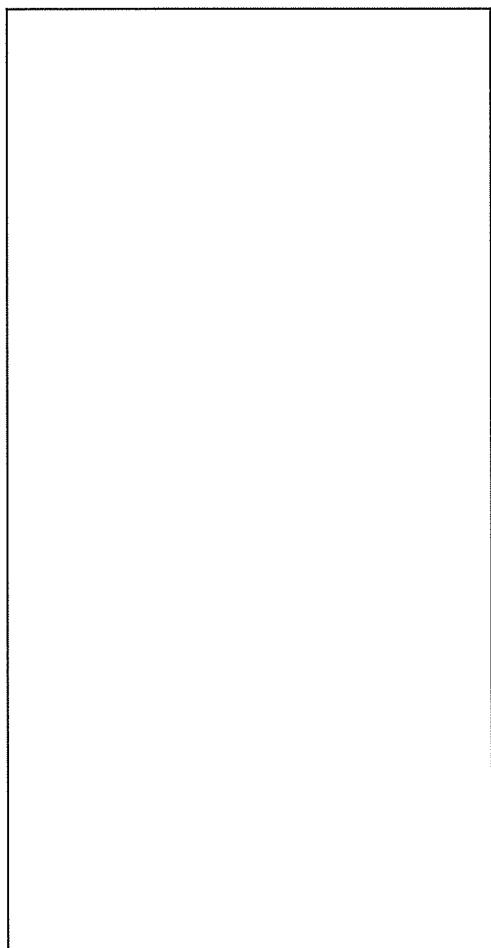
名 称	工場棟 転換工場
図 番	24、26通り軸組図 図イ建-41
単位 : mm	工場棟 転換工場

凡例

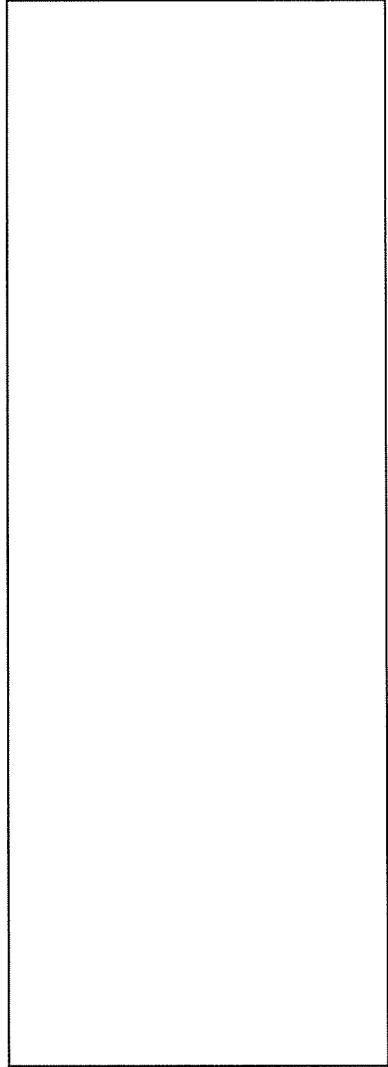
 : 開口部  
 : 別建物  
外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NHG12, NHG13, NP11, NP12

注) 補強箇所を赤字で示す

24通り外壁サイディング補強下地材軸組図



24通り外壁サイディング補強下地材軸組図



26通り外壁サイディング補強下地材軸組図

名 称		単位 : mm
24、26通りサイディング補強下地材軸組図	工場棟	転換工場
※1 24通り共通	図 番	図イ建-42
※2 26通り共通		工場棟 転換工場

Q通り外壁サイディング補強下地材転組図

凡例

 : 開口部  
外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NHG11, NHG12, NHG14, NP12

注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm	
名 称	工場棟 転換工場 Q通りサイディング補強下地材軸組図
図 番	図イ建-43 工場棟 転換工場

L'通り外壁サイディング補強下地材軸組図

		単位 : mm
名 称	工場棟 転換工場 L'通りサイディング補強下地材軸組図	
図 番	図イ建-44	工場棟 転換工場
※1	L'通り共通	
注)	補強箇所を赤字で示す	

凡例

外壁サイディング補強下地材 : NC2, NHG12, NP12

注) 補強箇所を赤字で示す

重石体積 (参考値)			
符号	コンクリート種別	体積 (m <sup>3</sup> )	設計基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )
A	普通コンクリート		
B	普通コンクリート		
C	普通コンクリート		
D	普通コンクリート		
E	普通コンクリート		
F	普通コンクリート		
G	普通コンクリート		
H	普通コンクリート		
I	普通コンクリート		
J	普通コンクリート		
K	普通コンクリート		
L	普通コンクリート		
M	普通コンクリート		
N	普通コンクリート		
O	普通コンクリート		
P	普通コンクリート		
Q	普通コンクリート		
R	普通コンクリート		
S	普通コンクリート		
T	普通コンクリート		
U	普通コンクリート		
V	普通コンクリート		
W	普通コンクリート		
X	普通コンクリート		
Y	普通コンクリート		
Z	普通コンクリート		

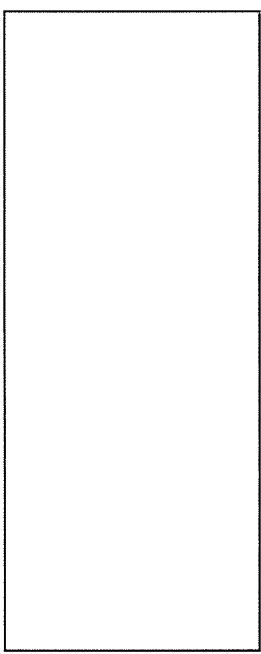
平面図

A-A断面図

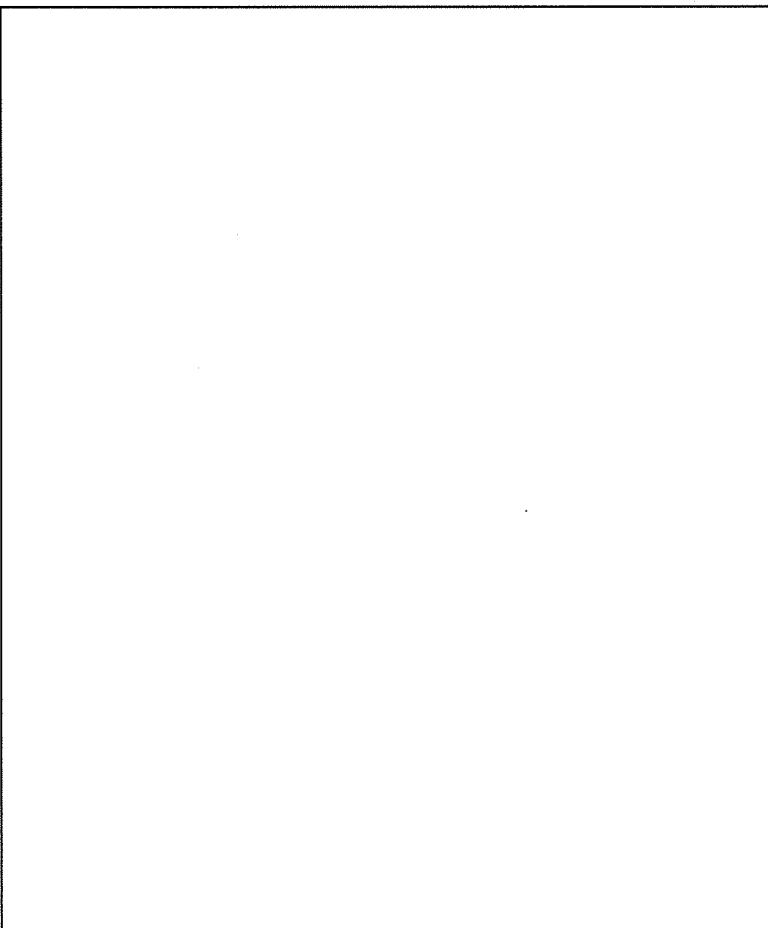
注1) 補強箇所を赤字で示す	名 称	工場棟 車換工場
注2) 鉄筋及びアンカー材質	柱脚部重石補強詳細	柱脚部重石補強詳細
注3) 配置は図イ建-19 参照	図番	工場棟 車換工場

名 称	鋼板補強概略図 (断面図)	
単位 : mm		
外壁更新概略図 (断面図)	工場棟 転換工場	工場棟 転換工場
図 番	図イ建-46	

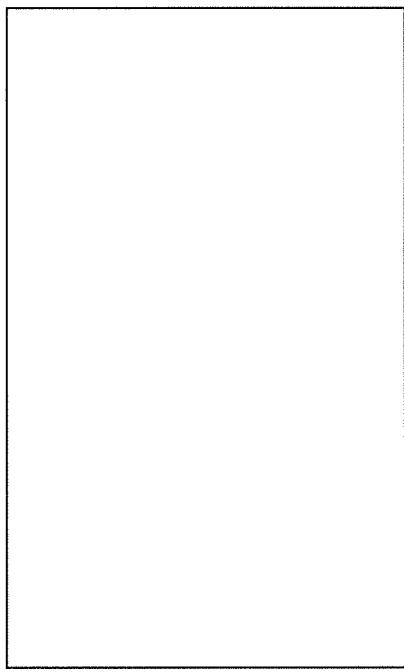
注) 補強箇所を赤字で示す



屋根面鉄骨補強概略図  
(断面図)



### 屋根面鉄骨補強概略図



### 折板張替之補強概略圖

单位：mm

名 称	工場棟 転換工場 屋根面鉄骨補強及び折板補強概略図	工場棟 転換工場
図 番	図建-47	

注) 準強箇所を赤字で示す

			単位 : mm
名 称	工場棟 転換工場 鉄骨ブース補強及び柱梁仕口部補強概略図	(断面図)	
図 番	図イ建-48	工場棟 転換工場	

鉄骨ブース補強及び柱梁仕口部補強概略図  
(断面図)

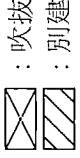
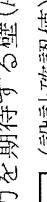
注) 補強箇所を赤字で示す

凡例	 : 別建物			単位 : mm
*1	: 遮蔽能力を期待する壁 (高さの異なる壁を変えて表示)	*4 : 高さ <input type="text"/> (設計確認値) (コンクリート)		
	: 厚さ <input type="text"/> (高さ <input type="text"/> (設計確認値) のALC) 及び厚さ <input type="text"/>			
	(高さ <input type="text"/> (設計確認値) のコンクリート) , 後者の壁は屋内			
*2	: 高さ <input type="text"/> (設計確認値) (ALC)			
*3	: 高さ <input type="text"/> (設計確認値) (ALC)			
主要な構造材	柱, 梁 屋根, 壁	鉄骨 折板 (鋼板) , ALC (但し腰壁部鉄筋コンクリート (高さ <input type="text"/> ))	図イ遮-1	工場棟 転換工場
			番	(建物1階平面)

単位 : mm

名 称	工場棟 転換工場 遮蔽関係図 (建物2階平面)	
図 番	図イ遮-2	工場棟 転換工場

凡例

-  : 吹抜
-  : 別建物
- : 遮蔽能力を期待する壁(ALC)
- \*1 : 高さ  (設計確認値)

単位 : mm

名 称	工場棟 転換工場 遮蔽関係図 (建物3階平面)
図 番	図1遮-3 転換工場

凡例

-  : 吹抜
-  : 別建物
-  : 遮蔽能力を期待する壁(ALC)
- \*1 : 高さ  (設計確認値)



凡例

「—」：設備・機器の準備工事範囲（図中番号は表イ-3, ト-5の設備名称冒頭記載の番号を示す）

名 称	工場棟	転換工場他
図 番	設備・機器準備工事範囲図 図イ配-1 (1/2)	工場棟 転換工場他

凡 例

	設備・機器の一時仮置き場所(既認可分)	工場棟	転換工場他
	設備・機器の一時仮置き場所(本申請分)	設備・機器準備工事範囲図(1階)	工場棟 転換工場他



主要な構造材		柱, 梁	鉄筋コンクリート
屋根, 壁		折板(鋼板), 鉄筋コンクリート	
名 称	工場棟 成型工場 建物1階平面図		単位 : mm
図 番	図ハ建-1	工場棟	成型工場

凡例

□ : 別建物

\*1 : F1巻で損傷しない、且つF3巻で耐える

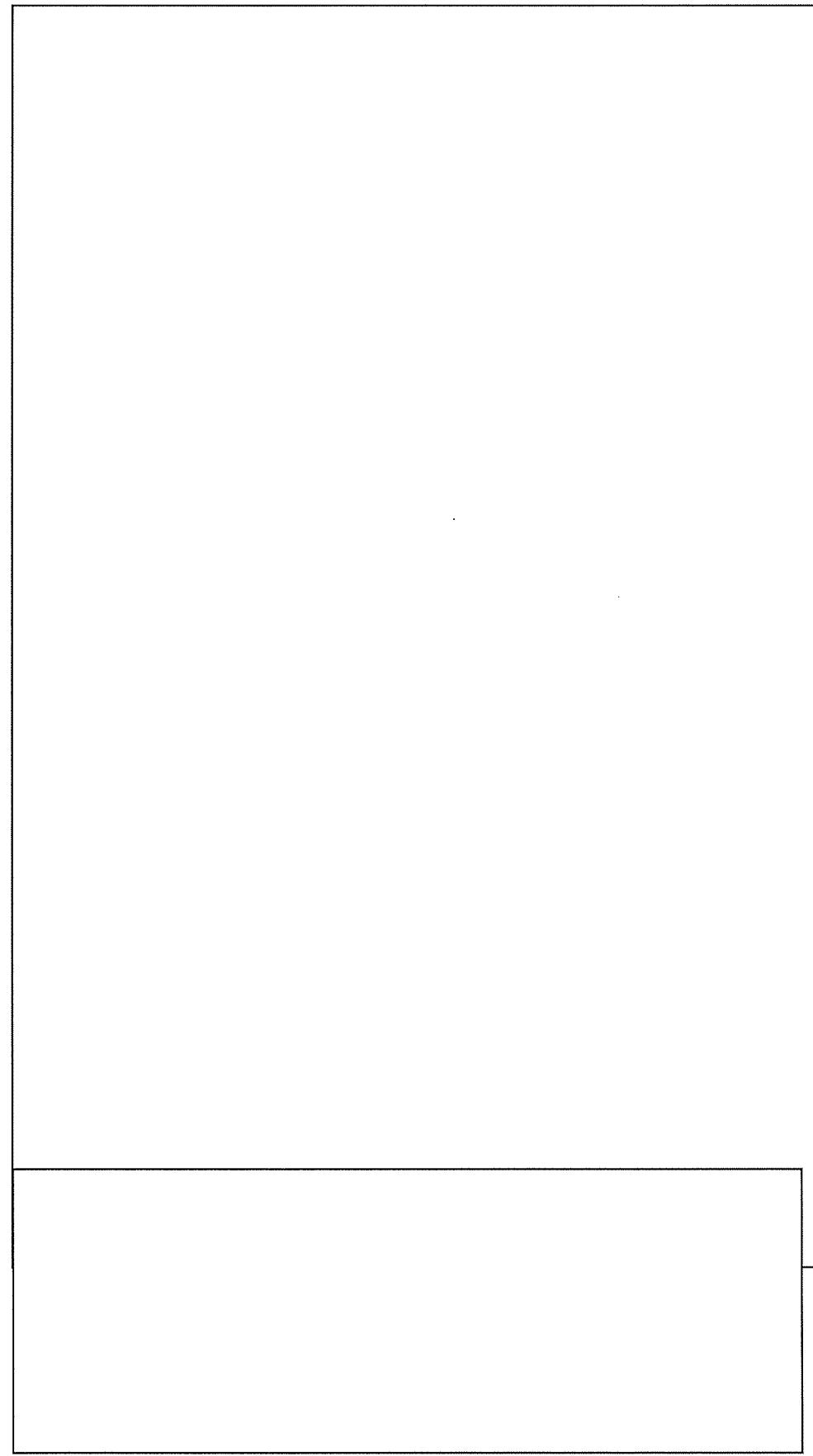
- - - : EXP. J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照

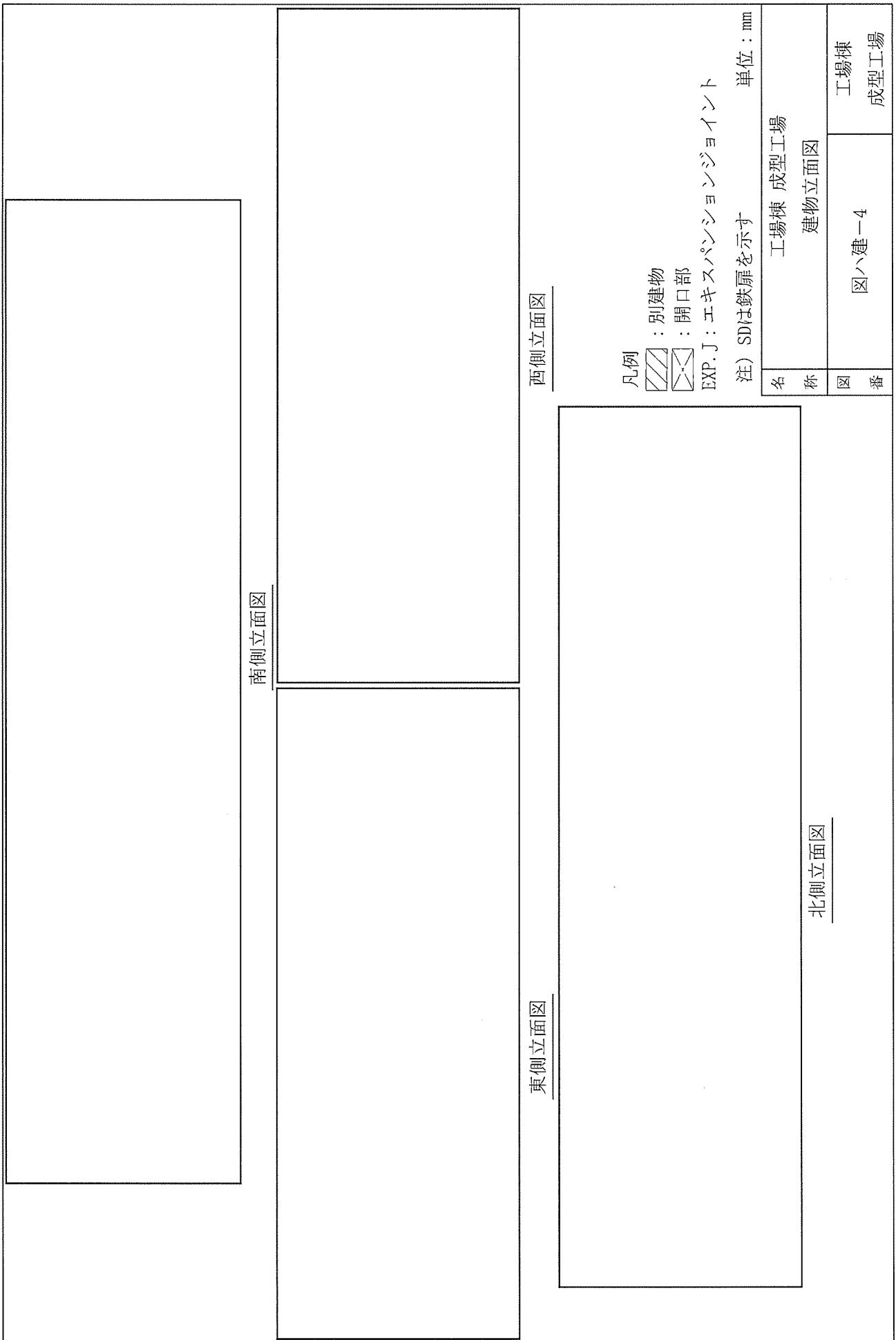
注) SDは鉄扉を示す

凡例		単位 : mm	
【】	別建物	□	吹抜け
- - -	: EXP.J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照	名 称	工場棟 成型工場 建物2階平面図
*1	: F1電巻で損傷しない、且つF3電巻で耐える	図 番	図ハ建-2 工場棟 成型工場
注)	SDは鉄扉を示す		

		単位 : mm
名 称	工場棟 成型工場 建物3階平面図	
図 番	図ハ建-3	工場棟 成型工場

凡例  
 : 別建物  
\* 1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で損傷で耐える  
--- : EXP.J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照  
注) SDは鍵扉を示す

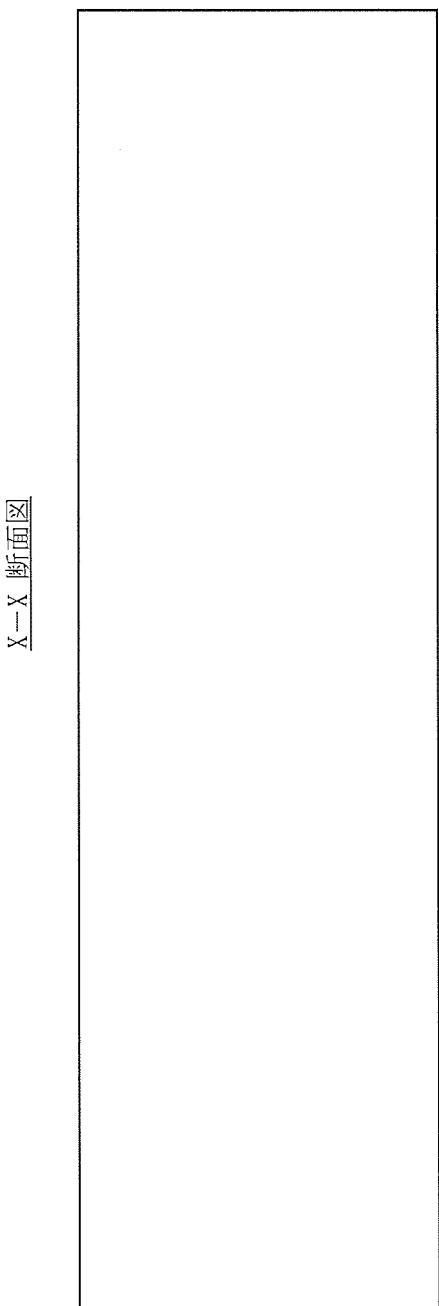




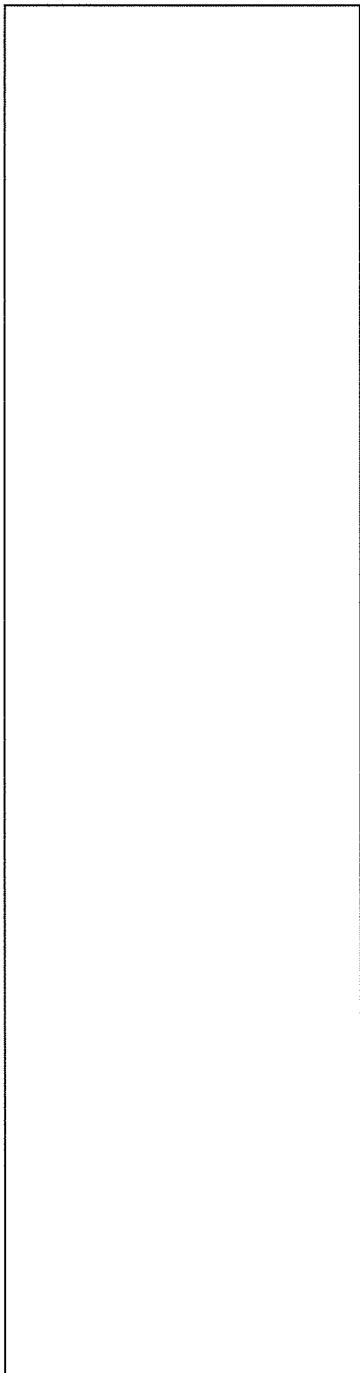
KEYPLAN		单位 : mm
名 称	工場棟 成型工場 建物断面図	
図 番	図ハ・建-5	工場棟 成型工場

Y-Y 断面図

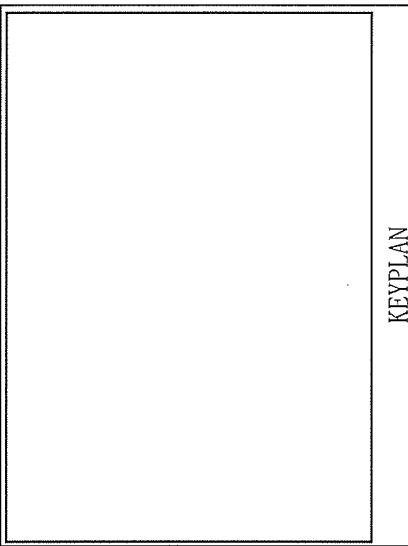
凡例  
 EXP. J : エキスパンションジョイント  
 : 別建物



X-X 断面図



KEYPLAN



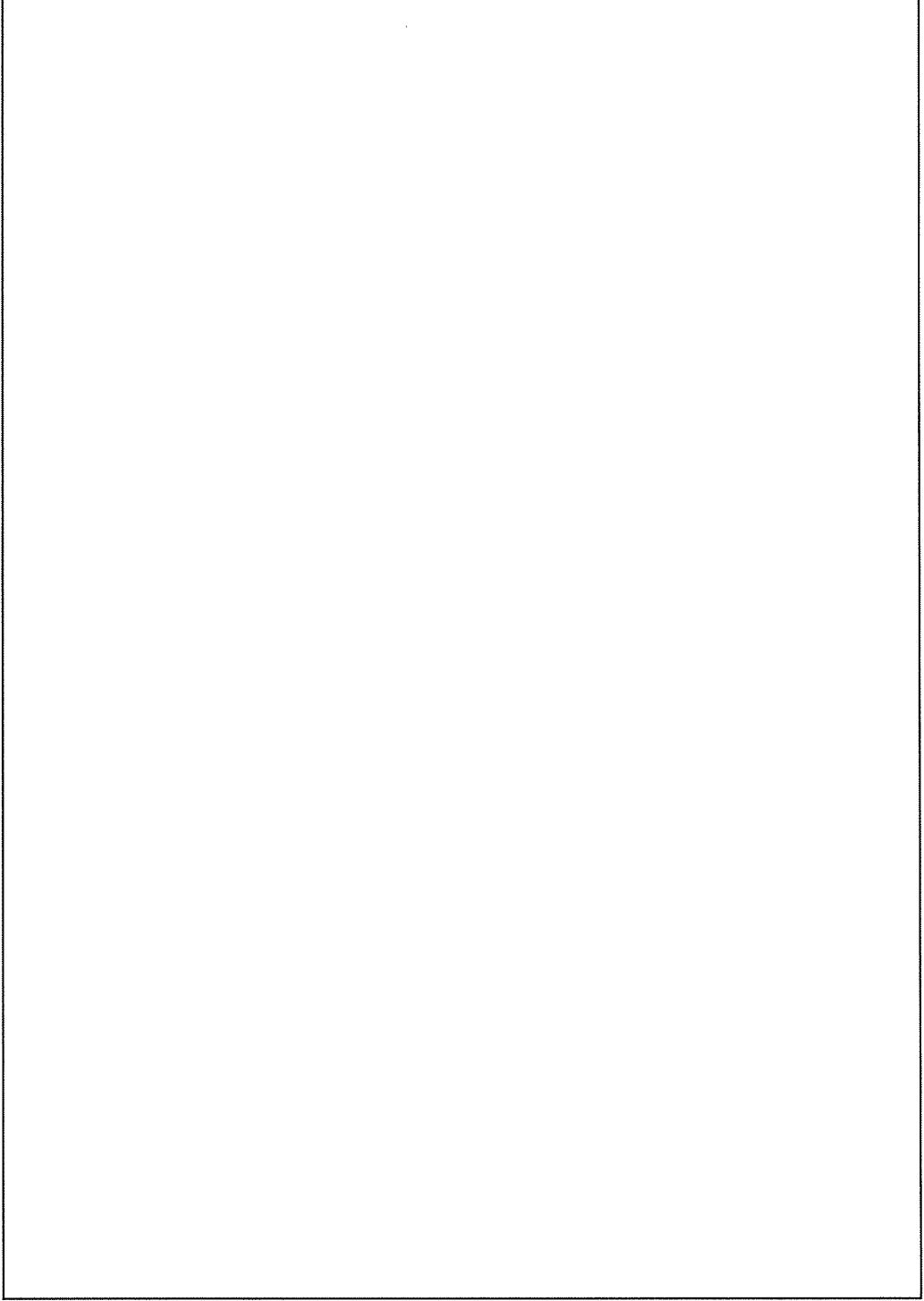
凡例

○ 既設杭 (  )  
壁補強  
□□□

壁増打ち補強 : MEW20, MEW22A, MEW25, MEW25A, MEW25B, MEW25C  
壁新設補強 : NEW15B, NEW20

注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm	
名 称	工場棟 成型工場 杭及び基礎伏図
圖 番	図ハ・建-6 工場棟 成型工場

	<p style="text-align: right;">単位 : mm</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">名 称</td> <td style="width: 50%;">工場棟 成型工場</td> </tr> <tr> <td>図 番</td> <td>2階大図</td> </tr> <tr> <td>図 番</td> <td>図ハ建-7</td> </tr> <tr> <td>図 番</td> <td></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;"> <input checked="" type="checkbox"/> 壁補強  <input checked="" type="checkbox"/> 吹抜け  <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨プレース新設     </p> <p style="margin-top: 20px;">       注1) 補強箇所を赤字で示す        注2) 鉄筋材質     </p>	名 称	工場棟 成型工場	図 番	2階大図	図 番	図ハ建-7	図 番	
名 称	工場棟 成型工場								
図 番	2階大図								
図 番	図ハ建-7								
図 番									